三陸をめぐる表象と空間編成:その歴史性と権力

龍崎 孝

横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科

2015 年度

主査 山田 俊治 教授

副査 小野寺 淳 教授

副査 柿崎 一郎 教授

副査 乙坂 智子 准教授

副査 松本 郁代 准教授

副查 川嶋 將生 立命館大学 名誉教授

目次

序章 三陸をめぐる場所性の変容	
第1節 空間と場所をめぐる問題	1
第2節 東日本大震災をめぐる問題の所在と方法	8
第1部 三陸における海と陸の空間認識	
―東北に関わる叙述を通じて―	
はじめに	13
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
第1章 陸からの空間認識と三陸	
はじめに	15
第1節 「熟蝦夷」による「荒蝦夷」の統治と空間	17
第2節 東北を題材にした叙述にみる「辺境」認識	21
おわりに	30
第2章 近世三陸の海における境界と領域	
第2章 近世一座の海におりる境外と映場 はじめに	32
第1節 三陸の海と自然現象	32
第1日 <u>一座の海と日が</u> える 第2節 「奥州仙台領小竹浜六兵衛船難風逢唐土 _エ 漂流書」の叙述	32
と広がり	35
第3節 三閉伊一揆からみる三陸における海の空間認識	38
おわりに	39
	-
第3章 世界における三陸という海域の「発見」	
はじめに	41
第1節 近世日本の境界認識	43
第2節 日本近海における日露の空間認識の較差	51
おわりに	58
おわりに	61
第2部 三陸大津波と公権力、マス・メディア	
第 2 部 三座人体及と公権力、マス・メディア — 『大海嘯被害録』「三陸彷徨」における表象を通じて—	
一『八世帰依音楽』「二座切住」にわりる衣象を通して一はじめに	62
14 L/V/III	11/

第4章 題材としての明治三陸大津波と「津波絵」という表象	
はじめに	64
第1節 明治政府における東北の空間認識	65
第2節 風俗画報臨時増刊『大海嘯被害録』における「津波絵」	68
第3節 山本松谷の「津波絵」	76
第4節 『大海嘯被害録』の「津波絵」の地理的分布	80
おわりに	81
第5章 マス・メディアの表象に潜む「公権力」の諸相	
ー『大海嘯被害録』所収「釜石医師奮闘記」と	
挿入画の分析を通じて一	
はじめに	83
第1節 『被害録』にみる秩序回復と警察の描写	85
第2節 「美談」としての描写と非常時報道	92
第3節 大災害における「美談」と公権力	98
おわりに	104
第6章 テレビ・メディアの特性と東日本大震災	
ー三陸の現地取材を通じた空間分析の複合化ー	
はじめに	106
第1節 テレビ・メディアの構造と特性	108
第2節 被害現場の叙述による視点の転換	119
おわりに	130
資料 「三陸彷徨」の各回概要	131
おわりに	134
第3部 公権力による空間の統一	
―東日本大震災と場所をめぐる問題―	
はじめに	136
第7章 宮城県牡鹿半島における漁業空間の変容	
はじめに	139
第1節 権力と漁場空間の歴史的関係	140
第2節 漁場空間が生み出す漁業社会	144
おわりに	152

第8章	漁業権をめぐる歴史的経緯と宮城県水産業復興特区政策	
はじめ	ح	153
第1節	漁業権の発生	153
第2節	戦後漁業法における漁業権と漁業協同組合	159
第3節	宮城県水産業復興特区による漁場空間の創出	163
第4節	水産業復興特区政策の意義	168
おわり	ح. ا	171
第9章	公権力による津波被害地という空間の包摂	
はじめ	7. Control of the con	173
第1節	復興構想会議における「漁業権」問題	173
第2節	復興構想会議からみる公権力の復興認識	178
おわり	ار المراجع الم	181
おわりに		182
終章復	興の基底に求められるもの	184
第1節	「災い」という表象化と空間	184
第2節	時間と空間からとらえなおす海の三陸	186
第3節	公権力とマス・メディアの共振	188
第4節	復興政策の意図とその本質	189
第5節	包摂に抗う場としての海という空間	190
参考文献	及び業績	192
英文要約		200
謝辞		202

序章 三陸をめぐる場所性の変容

第1節 空間と場所をめぐる問題

(1) 震災復興がもたらす空間と場所の変化

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う津波は青森・岩手・宮城県にまたがる三陸沿岸地域に多大な被害をもたらした。家族の命を奪い、隣人を失い、地域の共同体は崩壊の危機に見舞われた。建物は失われ、地盤の沈降はなお暮らしの場の再建を拒み続けている。発生から 4 年を経て復興に向けた動きは続いている。しかし、例えば堤防の規模や配置をめぐる意見の相違など、海とどう向き合って暮らしていくかという地域の人々の生き方の根幹に関わる問題では、地域の人々と復興と防災を主導する政治や行政との間で意見の隔たりは解消していない。むしろ解決すべき事象をめぐる軋轢すら生み出されている。東日本大震災はいまもなお三陸において、続いているのである。

大規模な地震の発生によって、日本列島のほとんどの地域で揺れを観測した。首都圏では計画停電が行われ、また地震の影響の確認や津波注意報に基づく安全措置を講じたため、鉄道は停止した。社会に多様な影響を及ぼし、震災を実感した人々は広く日本列島に存在する。津波による電源喪失によって引き起こされた福島第一原発事故による放射性物質の拡散被害とそれが人々に与えた心的な影響を考えれば、震災は東日本全体でもなお続いている、といえるだろう。だが、それにしても、三陸の沿岸地域とそれ以外の東日本各地とでは、発生時の人的な被害や財貨の喪失、さらには今に続く影響や未来への展望までを俯瞰すれば、東日本とひとくくりにするには、あまりに津波の及ぼした被害の濃淡に違いがありすぎる。それでもなお、この地震と津波が引き起こした事象に「東日本」を冠した意味はどこにあったのか。地震や災害の命名者は時の政府であるが、では政府つまり公権力がなぜそのような名称をつけたのか、そのことは本論を通じての問題意識であることを、ここではまず指摘する。

日本列島は自然災害とともに存在してきた。三陸における津波被害の記録を遡れば、貞観 11 年 (869) 5 月 26 日の貞観地震によって陸奥国国府、多賀城まで津波が押し寄せ、およそ 1,000 人が死亡したことが『日本三代実録』「に記されている。記録は人によって残される。多くは、政権やその行政府によって、必要と認められることが記述される。地震も津波も自然現象の一つであり、人とのかかわりがなければあえて記録に残されることは少ない。人命が多数失われ、財産が損なわれるなどの社会とのかかわりによって初めて、自然現象は自然災害に転化するのである。そして、地震や津波に固有の命名がなされ、また記録に残されるときには、それらの記述に記録を行う主体の意図が内包されていると考え

^{1 『}日本三代実録』は清和、陽成、光孝天皇の三代の治世について天安2年(858)から仁和3年(887)までの30年間を記した歴史書。貞観地震の記録は、国史大系編修会『日本三代実録 前編』吉川弘文館、1972、pp.248。

る。『日本三代実録』には貞観地震の津波によって被害を被った陸奥国に対して、清和天皇 (850~881、在:858~876)が次々と対策を講じたことが記されている。この中に天皇の命により、損壊した建築物の再建に用いる瓦の製作が行われたことが書かれている²。津波による被害の歴史の中で、権力によって復興支援が行われたことが詳細に記された最初の記録とみられる³。清和天皇は死者の埋葬や、混乱に乗じて蝦夷が乱を起こすことへの軍事的対策など、民心安定と治安維持、そして被害からの復興という政治手段を講じた。津波被害から人々を救うためには、地域の力だけでは足りず、さらに、物理的かつ政治的な力の発動が必要だったことを記録は物語っている。政治権力の所在地を「中央」とすれば、陸奥国で発生した稀なる自然現象によって、国府をも被害を受けたことにより、自然現象は自然がもたらした災害へと変じ、「中央」の力の発動を見た。貞観地震と津波に関する復興の歩みは、陸奥国の人々が「中央」の価値判断によって、救済の手を差し伸べられ、それを受け入れることにより、「中央」が政治目的とする統一されたひとつの日本、いわゆる「日本」に包摂されていく過程でもある。

清和天皇の命によって作られた瓦4が載った新たな建築物は、おそらくは今で例えれば、「復興のシンボル」であったろう。人々に天皇の慈悲と同時に力を想起させる表象がなされたであろう。たとえ人々が肯定的に受け入れたとしても、それは「中央」の力の具現化そのものである。なにより、中央権力は津波からの復興のために修理府と呼称する新しい役所を現地に創設したことが記されている5。そこに、天皇の下に統一された「日本」を想起する新たな空間が、津波によって編成されなおし、その瓦が使われた場所が持つ意味は「中央」にとっても、またそこに暮らしてきた人々にとっても変容していくのである。

東日本大震災は、地域の力だけでは再建のできない被害をもたらした。なにより 20,000 人もの人命が失われた。地域の復興に「中央」が力を注ぐことは必然である。問題は復興の名の下に三陸の各地域に建設された建物やコミュニティなどの人々の新たな結びつき、そして継承されもしくは変化する地域のルールなどを創造する場所が、以前と比べてどのように変化したのか、またどのように存続したのか、なのである。もちろん変化していくことはやむをえない。ただ、その変化をもたらす主体は誰なのかを明らかにしなければならない。

つまり本論は、度重なる津波に見舞われてきた三陸において、震災や外の世界からの圧力を契機とした公権力による新たな空間の創造がもたらされ、公権力による新たな場所の

² 『日本三代実録』貞観 12 年 9 月 15 日条に「才長於造瓦預陸奥国修理府新造瓦事。令長其道者相従伝習」とあり、捕縛された新羅人 20 人のうち 10 人を陸奥国に送り、うち 3 人が瓦製作技術に長けていたことから、復興用に瓦を作らせたことが記されている。以下、本論文で使用する『日本三代実録』は、国史大系編修会『日本三代実録 前編/後編』吉川弘文館、1972 による。同条は国史大系編修会『日本三代実録 前編』pp.278。

³ 柳澤和明「貞観地震・津波に学ぶ」(成田龍一・保立道久編『日本列島地震の 2000 年史』 朝日新聞出版、2013、pp.134-36)参照。

^{4『}日本三代実録』pp.278。(前掲註2参照)

⁵ 前掲註2参照。

認識と地域に暮らす人々が継承してきた三陸の場所の認識の差異がどのように軋轢を生み出し、その場所はどのような変容を強いられてきたのか、その歴史的な連続性を論じるものである。

だが、公権力による空間の再編成とそれに伴う場所の変容には自ずと目的が伴う。それは権力が滞りなく作用するためによる空間の包摂を目指す政治的なものであり、また、資本主義社会においては国家や国民の成長や豊かさを促すための市場空間を構築する、いわば経済的な目的もある。そこで、空間と場所が政治的な作用、経済的な作用によって、どのように影響を及ぼされるのか、以下、先行研究を整理しながら論点を提示する。

(2) 空間と場所の認識と公権力

人間は空間について、一定の経験と認識を持って生きている。エドワード・レルフは、それら空間について人間として誕生した時に認識される実用的空間(原初的空間)にはじまり、知覚空間、実存空間、建築空間と計画空間、認識的空間、抽象的空間の6つに分類している6。レルフが原初的な実用的空間においては「空間と場所とを区別するのは難しい7」としており、残りの5つの空間において、人間にとって意味を持つ場所となることを論じている。特に実存空間においては、それを聖なる空間と地理的空間に分類したが、特に地理的空間は常に人間の仕事や生きられた経験に基づく意味を持っており、客観的なものでも中立的なものでもなく、意義を持っている、と述べている8。レルフはそうした意味や意義を持つ地域や地区が交錯し合いながら集合しており、それらを結ぶいくつものパスの結節点が「場所」であると規定した。よって場所は「意味の中心、ないしは意志と目的の焦点として理解することができ」、よって「場所は、外部とは何か異なるものとして経験され得る「内側」を有しなければならない」と述べている9。レルフが場所は「内側」を持つと指摘したことは、場所には、その場所を巡って内と外の間で軋轢が生まれる可能性を示唆したことに他ならない。

場所を巡る軋轢が生じる構造をデービッド・ハーヴェイは遠近法とユークリッド幾何学がもたらした地図の出現と資本主義的な社会の誕生との関わりを明らかにしながら論じている 10 。 15 世紀半ばにフィレンツェで基本的規則が作られた遠近法は個人の眼から世界を把握するものであり、見たものを正しいものとして表象することができる個人の能力を重視する、とハーヴェイは指摘している 11 。つまり遠近法の成立は、商業や銀行、貿易などの個

⁶ エドワード・レルフ著、高野岳彦、阿部隆、石山美也子訳『場所の現象学: 没場所性を越えて』筑摩書房、1999、p.41-80。Relph, Edward, *PLACE AND PLACELESSNESS*, 1976, Pion Limited, London.

⁷ 前掲註 6 書、p.44。

⁸ 前掲註6書、p.60。

⁹ 前掲註 6 書、pp.68-69。

¹⁰ デービッド・ハーヴェイ著、吉原直樹訳『ポストモダニティの条件』青木書店、1999。 Harvey, David, *The CONDITION of POSTMODERNITY*, 1990, Blackwell, Oxford.

¹¹ 前掲註 10 書、p.314。

人の財産の保護や醸成を目的とする資本主義的な社会の育成に不可欠でもあったのである。 一方で遠近法は精密な地図を生み出し、それらは貿易の促進に不可欠な航海術ばかりでな く、個人の所有する土地の範囲の明確化、つまり領域の明確化にも影響を与えた。ハーヴェイは「地図という全体化された像によって、国民の、ローカルの、個人のアイデンティ ティの強い感覚が、地理学的な差異のただ中において構築されると信じた¹²」と述べ、つま り遠近法の誕生や資本主義的な社会の出現が、空間の中に場所を生み出した、としている。

さらにジグムント・バウマンは、遠近法の誕生、それにともなう地図の出現や資本主義的社会の誕生には客観性が必要であり、そこに官僚組織が生み出される過程を説いている¹³。バウマンは「空間の明瞭性や透明性が、近代国家における諸勢力間の主権を巡る戦いの主要な争点の一つになった¹⁴」「国家は相互に作用する多種多様な行為主体が演じる舞台の透明性を管理する必要があった¹⁵」と述べ、近代に至って国家が治安の維持や徴税など自らの領域の支配のために、空間の編成や管理に乗り出すことの必然性を指摘している。そして空間における透明性や明瞭性を確保する任務を最も極端に遂行することが可能な組織を、近代国家の官僚組織と位置づけている¹⁶。

空間における人間の活動によって意味を付与された場所は、空間の明瞭な支配を構築しようとする国家と公権力、つまりその官僚組織との間で、なんらかの軋轢が生じるだろう。地域の人々が主体となって構築された意味のある場所はいわば「内側」であり、空間の明瞭化、透明化を図ろうとする国家、すなわちその官僚組織はその場所の「外側」にあって、地域の人がおのおのの独自の価値で語り継いでいる、固有である場所を、明確な基準によっていわば包摂することを任務¹⁷としているからである。

(3) 市場経済主義下の空間と場所

ハーヴェイは空間に変化をもたらすものとして、時間のほかに貨幣が重要な要素であるととらえた¹⁸。ハーヴェイは輸送手段の発達によって移動時間が短縮されれば自ずと空間感

13 ジグムント・バウマン、澤田眞治、中井愛子訳『グローバリゼーション:人間への影響』 法政大学出版局、2010、pp.39-49、

Bauman, Zygmunt, Globalization: The Human Consequences, 1998, polity Press, Cambridge.

¹² 前掲註 10 書、p.322。

¹⁴ 前掲註 13 書、p.43。

¹⁵ 前掲註 13 書、pp.43-44。

¹⁶ 前掲註 13 書、pp.47-48。

¹⁷ 官僚組織の「任務」についてバウマンは「まず、専門家の力を借りて慎重に計画し、依然として抵抗的である現実に対して強要していかなければならないものである。近代化とは、とりわけ、人々の暮らす世界を、超共同体的で、国家の行政支配が快く受容されるものにすることを意味した」(前掲註 13 書 p.47)と述べ、そこにはなんらかの力の作用が伴う可能性を示唆している。

¹⁸ 前掲註 10 書、p.337。「時間、空間、貨幣は、それらの一方をたてれば他方を犠牲にせざるをえないトレード・オフの条件と可能性によって、かなり異なった重要性を与えられることになる」とある。

覚が縮小することを、時間と空間の「圧縮」の例としてあげている¹⁹が、貨幣が空間に及ぼす影響については次のように論じている。「生産における資本の回転時間を加速化するために、〈中略〉生産における空間的秩序を組織化し、断片化することで確立されるコントロールによって、時間は加速化(スピードアップ)されえたのである」つまり、資本主義経済のもとでは、空間の秩序を統制することによって、効率のよい経済行為が促進する可能性を示している。例えば現今の関税自由化や知的財産権保護の明確化などを目的とした TPP(環太平洋パートナーシップ協定)のように、経済的な共通ルールを広く社会に浸透させることによって、より利潤の追求が促進されるというわけである。

ここでは、場所に及ぼす影響という視点から、ハンナ・アーレントが論じる「世界」と「社会」の差異についても捉え直してみる。なぜなら、アーレントは直接場所を論じたわけではないが、場所は人間にとっての価値を生み出す要素ととらえ、その場所は価値の変化を求める経済システムの変化によって移動すると論じているからである。

「世界」が構築される空間は、意味のある場所でなければならず、一方、「社会」は「世界」とは異なる場所の認識の中で成立する。そして「世界」と「社会」には、異なる経済的な価値観が基底にあることを、アーレントは『人間の条件』の中で明らかにしている²⁰。アーレントは、近代以前の人々にとっての場所とは、自らの責任の範囲で維持管理できる空間にあり、そこには財産²¹が備わっているとした。その場所ではその場所にしかない価値を持つ物、つまりブランドを生み出した²²。アーレントはそうした場所が作る空間のことを「世界²³」と呼んだ。一方の「社会」においては、人々は土地から切り離されるために財産を自らの肉体の中、すなわち労働力に求め、「人間そのものの中に場所を移した²⁴」と表現した。言い換えれば、家制度からの自由を得ることによって、つまり近代化への過程の先に「社会」は生まれたというのである。ただ山本理顕は、アーレントは、「世界」が遅れた形態であり、近代化へのプロセスの中で「社会」をとらえることには疑問を持っている²⁵、

" 別构社 10 音、p.33/。

¹⁹ 前掲註 10 書、p.337。

²⁰ ハンナ・アーレント、志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房、1994、

Arendt, Hannah, *The Human Condition*, 1958, the University of Chicago Press.

²¹ アーレントは前掲註 20 書の中で財産について「家や竈」に象徴される「一定の場所を占めている世界の固定した部分」(p.99) と述べ、財産は土地に結びつけられたもの、とした。

²² アーレントは「仕事と労働の場合と同じように、使用と消費は同じものではない」(前掲註 20 書、p.225) と述べ、中世のギルドなどによって生産された工芸的な「物」は商品として生きるために消費されるだけではない、その都市が生んだギルドでしか生産されない使用すべき価値があると考えた。

²³ 山本理顕は『権力の空間/空間の権力:個人と国家の〈あいだ〉を設計せよ』(講談社、2015) の中で、世界について、ポリスや中世の都市、現代における集落などを例示した上で「外部に対する異質性の表現、内部の者に対する同質性の表現が実在しているような空間」 (p.134) と述べている。

²⁴ 前掲註 20 書、p.99。

²⁵ 前掲註 23 書、p.135。

としている。

そうした近代化における「社会」は、労働者によって商品が生み出され、それらの商品が労働者によって消費される市場経済社会である。これら社会においては、豊かさを追求していくためには、こうした経済システムを受け入れる均質な空間を拡大していくほかない。アーレントはこうした現象について「資本家は地球上の他の部分に前資本主義的な土地を探し求め、それを資本蓄積過程に引き込むことを余儀なくさせられるのであり、いわばそれらはその外部にある物をいっさい餌食とすることになる²⁶」と述べ、市場経済主義下の「社会」の拡大が隙間なく広まっていくことを提示している。山本は「社会という空間は境界を持たない。どこまでも広がり続けようとする空間である。均質なそして平坦なこの空間こそが社会である」と述べている²⁷。

近代における市場経済主義のもとでの均質な空間の拡大と、近代国家における官僚制度が目的とした明瞭で透明な空間の支配は、ともに地域固有の特性を持った場所が作り上げてきた空間を、包摂し、包摂していく、標準化していく、同じ性質を保有していると考えられるのである。山本は「社会」を官僚制的管理空間ととらえ「「世界」は過去に存在して今は失われた空間ではない。今でも「世界」は私たちの身近にある。標準化された官僚制的管理空間に対立する空間である²⁸」と述べている。ハーヴェイもまた、こうした時代であるがゆえに「空間の抽象性が増大する中で、場所のアイデンティティが再び支持された」と述べている。

(4) 移動と場所

前項で指摘した公権力などによる包摂を図られた空間はどのように場所を包摂していくのかが問題である。空間の包摂によって、本来場所が持っていた特性はなぜ変容する可能性があるのか。というのは、その場所が醸成してきた特性を構成する要素、いいかれればルーツ(roots²⁹)は地震や津波などの強大な力による空間自体の変更や消滅がない限り、そこにあり続けているはずである。

だが、ドリーン・マッシーは、場所とは単一のアイデンティティを持たずに、場所の感覚はつねに進化するという考え方³⁰を示している。マッシーは、場所はただひとつの固有の特性を持っているのではなく、その内部は様々な対立で満たされている、としたうえで、場所の感覚は様々な場所と場所が結び付けられることによって構築される、と述べている³¹。

²⁶ ハンナ・アーレント著、阿部齊訳『暗い時代の人々』筑摩書房、2005、p.66。 Arendt, Hannah, *MEN IN DARK TIMES*, 1968, Harcourt.

²⁷ 前掲註 23 書、p.142。

²⁸ 前掲註 23 書、p.186。

²⁹ Cresswell, Tim, *Place an introduction*, 2015, John Wiley & Sons, p.20.

Massey, Doreen, A global sense of place, in Reading Human Geography, ed.T.Barnes and D.Gregory, 1997, London, Arnold, pp.315-323.

マッシーは「A progressive sense of place」と表現している。

³¹ 前掲註30書、p.323。

つまりマッシーは、現代の場所はその地域に固有の特性を持ち続けることはもはやできず、様々な場所との結びつきの中で、新たな場所性を獲得していく、というのである。そこで必要なことは「グローバルな中にあるローカルの感覚であり、グローバルな中にある場所の感覚である」としている³²。こうしたマッシーの主張についてクロスウェルは、「ルーツ (roots) よりもルート (routes) の複合としての新しい場所の概念」ととらえている³³。

公権力による外部からの作用によって場所の特性が変化した場合、その変化をもたらしたものの源や目的を把握する必要がある。それは公権力がその場所に及ぼすまでにたどった、様々な場所における特性を孕んだものと考えることができる。つまり、公権力が様々な場所性を包含しながら、その場所に至ってきたルートを知ることが重要になる。人々が歴史的に継承し、場所固有の特性を醸成する要素をルーツとすれば、場所と場所を結び付けるに当たって、こうしたルートの存在があったのである。東北をめぐる歴史を振り返れば、ヤマトが蝦夷を包摂していった北上川を北上するルートがあり34、近代でいえば、明治政府が全国に敷設した、東京を頂点とする鉄道網があり、東北においても東北線がどのような地域を通って盛岡、青森を目指したのか、またその敷設の時期をどのように判断したのかは、明治政府が東北の各々の場所をどのように認識していたかを表す要素のひとつである35。さらにいえば、三陸を縦貫する鉄道が開通したのはわずか30年ほど前の1984年であることは、三陸の場所性を考える上で象徴的である。これらは中央の価値、中央からみた東北の場所の意味を、東北の様々な場所に提示し、押し付けたともいえる。公権力による空間の包摂という視点で見れば、ルートは場所の変容を検討するうえで欠かせない視点である。

ただ、注意すべきは、市場経済主義のもとでは、社会という空間が拡大し、場所を包摂していくだけでなく、その場所に本来関わってきた人々そのものが、より豊かさや多くの消費を求めて、自らが移動していくという可能性である。マッシーが指摘するように、内部の対立を解消するために、自らが変化することも求められる。さらにバウマンは「消費社会の消費者にとって、絶えず移動することは不快ではない36」「消費者とは、絶えず移動し、移動し続けることを運命づけられた人なのである37」と述べている。場所の意味をもたらす人々もまた、官僚制的管理空間に包摂されるのを待っているのではなく、自らも情報や新たな価値の獲得を図るため移動しているのが現代である。人間の移動は、場所の「内側」を変質させることになる。場所の変容は、外側から来るだけでなく、内側からも起こるのである。すなわち、場所を考える上でも、モビリティの問題を無視することができないのである。いいかえればルートは場所の内部からも切り開かれ、自らも変容していくの

³² 前掲註 30 書、p.323。

³³ Cresswell, Tim, *Place an introduction*, 2015, John Wiley & Sons, p.20.

³⁴ この問題は第1章で詳述する。

³⁵ 東北開発をめぐる明治政府の対応は第7章で論じる。

³⁶ 前掲註 13 書、p.116。

³⁷ 前掲註 13 書、p.118。

である。

さらにインターネットの普及した現代は、ルートをたどる必要のない場所と場所の結びつきが生まれる可能性を考慮しなければならないだろう。亀山郁夫はインターネットの普及を確実にした OS「ウインドウズ 95」の登場によって人々は「無限の視覚を手に入れた³⁸」と記している。無限の視覚は、場所に内側を形作る「境界」を乗り越える。それはしだいに人々から場所を失わせていくことにつながり、グローバリゼーションの下で、場所は消失する危機を迎えることはないのか。この危機意識は、東日本大震災の復興をどうとらえるかという本論の問題意識に通じるものである³⁹。

ただ、公権力の思惑に包摂され、抵抗の術すらないかのような、個人という主体に根ざしたイーフ・トゥアンの指摘は興味深い。トゥアンはアメリカにおけるフロンティアを農業的、手工業的、物理生物的、情報科学的な 4 つと捉え、時代とともに地理的にも知的にも農業的フロンティアから情報科学的フロンティアへと開拓が進んできたとした。それらは人々を場所から解き放ち、移動の自由を認め、世界へと導いたのだが、知的な下地を備えることを必要条件とする、現代のフロンティアへの移動に人々は疲れ、場所への回帰が始まった、というのである。このことは、現在のネット社会においても含まれることである。トゥアンは「それは、人間が充足する場としての場所を復活させようとするものである40」と指摘している。トゥアンはこうした人々の場所への復活を必ずしも肯定的に捉えているわけではないが、多様な価値観を認める傾向の現れた現代において、場所の持つ意味の重要性を指摘していることには変わりない。

第2節 東日本大震災をめぐる問題の所在と方法

(1) 場所の「危機」としての三陸と東日本大震災

宮城県が東日本大震災の被害に対する復興政策として遂行した、水産業復興特区政策は 地域の漁業を担ってきた宮城県漁業協同組合の反対を受けた。この対立をめぐっておもに 二つの立場からの議論がなされてきた。ひとつは特区政策に賛成する立場から、政策が誘 導する民間資本を積極的に導入することで、漁業を活性化し、グローバルな資本主義経済 下における生産や流通システムにも対応し、さらに構造的な課題となっている漁業生産者 の高齢化問題にも活路を見いだそうというものである。一方、政策に反対する意見として、 漁場空間調整者としての漁協を果たしてきた役割を評価し、かつ漁業協同組合を戦後の漁

³⁸ 朝日新聞(東京発行)2015年12月7日付朝刊、亀山郁夫インタビュー記事より。

³⁹ この問題意識は第9章で論じる。

⁴⁰ イーフ・トゥアン著、阿部一訳『コスモポリタンの空間-コスモスと炉端』せりか書房、1997、pp.11-13。

Tuan, Yi-Fu, Cosmos and Hearth: A Cosmopolite's Viewpoint, 1996, University of Minnesota Press, Minneapolis.

業における民主化と零細漁家の保護育成の担い手と考える意見である41。

しかし、これら二つの「復興特区」にかかわる議論に欠けているのは、なぜ三陸におい て漁業が営まれてきたのか、その漁業はどのようにして存続し守られてきたのか、そして その漁業を生業とする集落はどのようにして存続しえたのかという、漁業社会を成立させ てきた歴史的過程を踏まえて特区構想を捉える視点である。つまり、これまでの議論は「ど ちらのシステムが日本の漁業の未来にふさわしいか」という優劣を競う議論であった。しか し、必要なことは東日本大震災という大惨事を契機に、疲弊し、破壊された地域のシステム を救済するのではなく、より日本社会に普遍的に広まり、かつグルーバルなスケールにも 適合するシステムに置き換えることをどう私たちは受け止めるか、という意識である。

ここでは津波による甚大な被害を受けた地域においてそうしたシステムの置き換えが何 を意味しているのかが重要である。それは、津波によって瞬時に失われた、三陸の浜おの おのの地域が作り上げてきた生きるためのシステムと、そのシステムが稼働することによ って醸成されてきた共通の価値観や協同してきた行いという地域文化が、中央の作為によ ってこれまでとは異なるものに変化を強いられる可能性を否定できないからである。すな わち、価値の変化である。

文化の変容にさらされる可能性のある三陸という地域を考える上で、押さえておかなけ ればならないのは、場所をめぐる問題である。エドワード・レルフは場所の実体について 「場所を取り巻く背景、景観、儀式、日常の仕事、他の人々、個人の体験、家庭への配慮 などが渾然一体となった状況において、そしてまた他の場所との関連の中で感じられる⁴」 と述べている。レルフの定義によれば、場所とはその位置や景観といった外見だけで決定 されるものではなく、そこで暮らす人々が醸成した儀式やしきたりなどの文化や仕事のあ りかたなどを含めた、経済システムや景観といった人間が作り出した人工物なども包摂し た中で、培われるものである。つまり、場所とは、地理的な特徴に加えて地域における文 明と文化の総体として現れるのである。復興政策がもたらす可能性のある文化の変容は、 いいかえれば場所が変化を余儀なくされることであり、場所が持つ特性、つまり場所性の 変容と言うことが出来るだろう。だが、ここで気がつくのは、場所を構成する個人の体験 や家庭の問題などは、その場所に関わる人々それぞれによって異なるということだ。

三陸においては、同じ自治体の中の同じ地名でくくられていても、そこには海岸線の変 化に伴う小さな入り江に生業を求める集落、すなわち浜が点在する。同じ行政区分であっ ても浜ごとに、場所そのものと場所としての特性は異なるのである⁴³。つまり浜ごとに場所 性は異なるし、同じ浜にあっても個人や家族によって、場所を捉える特性の把握は異なる のである。

⁴¹ これらの対立する意見ついては第8章で詳述する。

⁴² 前掲註 6 書、p.81。

⁴³ 行政区分ごとによってまとまりを図ろうという高台移転などの行政による復興政策が、 しばしば現場の実情と合わないのは、こうした浜ごとに独自に営まれている生活単位、 つまり浜の場所性を理解していないことが一因と筆者は考える。

ところが、近代で言えば急速な工業化によって、現代で言えばグローバリズムの進展に よって、場所をめぐる特性が失われつつあるのではないかと、レルフは次のように指摘し ている。「私たちはいま没場所性の力の前にさらされ、場所のセンス44を失いつつある」45。 本論で問題意識としているのは、こうした産業化やグローバル化が、決して自然に場所を 覆い尽くすものではない、何らかの主体の営為に基づくものだということである。その時 代の主権者が誰であるにせよ、その執行者が具体的に執り行う行為、それは公権力によっ て、一つの意思と方向性をもって進められるのである。そしてそれらは、近代においては国 民国家の形成、帝国主義下の富国強兵制度、植民地主義などと結びつき、国の進むべき方 向として、広く国民の賛同を求め、得ていく必要がある。それは現代においては国境のボ ーダレス化、グローバルな経済が出現しつつある中で、あたかも矛盾するかのように、国 家がこれらに適合し、そして世界を視野に入れた競争に勝つためより高度な資本主義経済 システムの構築に努めている。それは国家としての力の維持という公権力の動機として、 近代のそれと同根であるといえるだろう。

そこで、検討しなければならないのは、場所性を変容させる可能性があり、国家に資す ると考える目的を持った公権力は、各々の場所に住み、変容を強いられる当事者となりう る人々の前に、そしてそれらを取り囲む、言い換えれば「場所の外」にいる国民の前に、 どのような形で現れるか、という点である。この点については次項で述べる。

(2) 方法としてのメディアの表象

地形や気候、そこにある街や道路、人々の暮らし振りなどを伝える媒体には、地図、地 誌、紀行書、口伝書、絵図などがある。現代においては印刷技術の発達によって、これら の媒体は製本化され、近年においては電子媒体としてデジタル化されるようになった。ま た文字媒体だけでなく、明治期に入ってからは写真、さらにフィルム映像、昭和に入って ラジオ、テレビとメデイア、すなわち媒体は多様化してきた。

地域の人々が共有してきた民俗知は主に口承で伝え広められたため、当該地域以外に広 く伝播することは難しい。一方、媒体の発達は、こうした知見や認識を当該地域のみなら ず、さらに広く、多様な地域のより多くの人々に伝播することを可能にした。だが、こう した媒体を扱うことのできる主体は限られていたうえ、各々の意図の下にコンテンツが作 成されている。例えば地図は作成を意図した主体の空間認識を示すものといえるが、目的 によってその図上に描写される情報は偏差が生じる。

江戸期に幕府が全国の諸藩に作成を命じた『正保国絵図』46は、その絵図上に集落の石高、 要路に記された都市と都市の距離、一里塚の場所、渡渉地点の川幅などを付記することが

⁴⁴ レルフは「場所のセンス」について「個人および共同社会の一員として内側にいて自分 自身の場所に所属すること、そしてそのことを特に考えることなしに知っているという 感覚」(前掲註6書、p.165) と述べている。

⁴⁵ 前掲註 6 書、p.188。

^{46 1644} 年 (正保元) に幕府が全国諸藩作成を命じ、幕府初の全国図が完成した。

求められ、縮尺も六尺一寸(21,600分の1)一律とされ、その後の作成においても踏襲された。このことは絵図=地図という媒体において、情報内容の質量が作成者の意図によって大きく異なる可能性があることの裏返しである。続く『元禄国絵図』では『正保国絵図』【図

版 1】とは異なった情報が絵図上に盛り込まれたことも⁴⁷、国絵図に盛り込まれた情報が製作者の意図によって、自由に操作される性質のものであることを明らかにしている。

記述や叙述においても、そこに盛り込まれた情報は作者の意図的な取捨選択がなされるほか、事象をどのように表現するかという表象が重要になる。そこに作者の、対象に対する意図や認識が内包されるのである。東北を描いた叙述を例示すれば、1700年ころに完成した『人国記』48や、松尾芭蕉(1644~1694)の『奥の細道』、古川古松軒(1726~1807)の『東遊雑記』49、菅江真澄(1754~1829)の出羽・陸奥をめぐる叙述50などが挙げられる。

だがこうした地誌や紀行書における三陸の叙述は 思いのほか少ない。『人国記』にあっては陸奥国の 人々の性向に関わる叙述の一部に偏見とも受け取 れる描写がなされている。また『奥の細道』は松島 や象潟が訪問の北限となり、三陸の描写はない。ま た『東遊雑記』は古松軒が幕府の巡検使とともに5



【図版 1】正保仙台領総絵図(『国絵図の世界』柏書房、2005年、p. 128) より転載

ヶ月にわたって東北各地と北海道の現在の渡島地方を周回し、事物の見聞内容を記述しているが、三陸に滞在したのはわずか 2 泊 3 日である。権力のみならず文化の発信地ともなる権力の所在地=「中央」からみた三陸という場所に対する空間の認識が、これらの叙述の過少さに表れている。

権力という支配の視座から見た三陸のヒエラルキーが現れるのと同様、文化の視座からの認識もまた権力からの視座と共鳴し、表象化のなかに示されるのである。叙述の中には新井白石(1657~1725)の『奥州五十四郡考』51のように、陸奥国を構成する各郡の由来を

⁴⁷ 1697 年 (元禄 10) に作成が命じられた『元禄国絵図』では各藩の藩境の状況を精密に描くことが求められた。幕府は各藩から提出された国絵図をつなぎ合わせることで、全国図の完成を意図していた。

⁴⁸ 関祖衡が 15 世紀に書かれたとみられる『人国記』を再編し、『新人国記』として著した。 『人国記』は鎌倉幕府5代執権北条時頼(1227~1263)の回国伝説に基づいて書かれた との伝えがある。

⁴⁹ 古川古松軒著、大藤時彦編『東遊雑記』平凡社、1964。

⁵⁰ 内田武士、宮本常一編『菅江真澄遊覧記』平凡社、1970。

^{51 『}奥州五十四郡考』が書かれた意図から東北がどう表象化されたのかについての考察は

ひも解き、実証的に考察する文書も著されている。『奥州五十四郡考』がどのような意図で書かれたのかは、新井白石が進めた第六代将軍徳川家宣(1662~1712、在 1709~1712)治世下の政策と密接な関係があったことが考えられる。

三陸を含めた陸奥国を誰がどのように認識していたのかは、それらが描かれた地図、紀行文、歴史書などの媒体における叙述や記述を分析していくことによって、その媒体を用いることを企図した政治的な権力の意図が明らかになる。さらに明治以降においては、公権力による叙述のみならず、新聞や雑誌という民間のメディアが登場する。民間のメディアが、津波に襲われた三陸地域をどのように認識でとらえ、そのうえで公権力による復興のための施策をどのように記述したのかを分析することにより、公権力の目的達成のための空間の再編成をどのように進めたのかが明らかになる。

本論文では、空間が政治的、経済的な視座から包摂される具体的な事例として、第 1 部 (第 1 章~第 3 章) で古代からの東北、そして三陸と中央の公権力との関わりを検討し、第 2 部ではさらに明治三陸大津波52に見舞われた三陸において、明治政府がどのように空間の包摂を図っていったのかを論じる(第 4 章、第 5 章)。そこでは公権力の空間の包摂という明治政府の狙いを、勃興した明治のメディアが公権力にどう共振したかを分析することとした。その共振のあり方、つまりマス・メディアが発出した津波の表象から、明治政府の意図を逆に抽出するものである。さらに第 2 部第 6 章では、マス・メディアの共振は現代の東日本大震災においても存在することを論じる。そこでは、マス・メディアが津波被害の様相をどう報道するか、その題材の選択というマス・メディアがとらわれる志向性の分析により、空間の包摂に向けた公権力の視座を明らかにする。

最後の第3部(第7章~第9章)では、政治的な営為と現在のグローバルな市場経済下における経済的な営為が融合した空間再編成の事例として、東日本大震災からの復興を目的とした、宮城県の水産業復興特区政策を取り上げて、検討することとする。

空間の包摂は近代に向かう過程の中でとらえられてきた。そこに発生した津波被害という未曾有で人智を越えた非常事態は、被害地域の人々や公権力、そして非被害地域に暮らす国民にどのように受け止められ、どのように空間の包摂という動きに作用し、結果として場所をどう変質させたのか。その歴史的な変遷を示しながら、グローバリゼーション下における場所の喪失と新たな場所性の創造を論じることは、従来の空間と場所を巡る考察にはない、本論における新たな試みと考える。

第1章にて明らかにする。

^{52 1896} 年 (明治 29) 6 月 15 日に発生し、青森、岩手、宮城の太平洋岸に多大な被害をもたらした。死者は 21,888 人に上った。(第 4 章註 22 参照)

第1部 三陸における海と陸の空間認識 - 東北に関わる叙述を通じて-

はじめに

第 1 部では、三陸と三陸を含む東北が、それらを対象とした叙述を通じ、誰によってどのように認識されていたのか、その歴史性を踏まえながら検討する。

それらの叙述は、その多くは権力によって記されたものであり、権力の所在地でもある、いわば中央からみた東北像であり、三陸像であるといえよう。そしてそれらの叙述は、公権力の立場からとらえたものであって、三陸自身が語る三陸像ではない。ゆえに、そうした叙述がどのように描かれたかを検討することは、公権力が東北や三陸をどのような認識で把握し、日本の中でどのように位置づけようとしているのか、その位相を明らかにすることになる。つまり、公権力によってどのような空間を三陸や東北に編成しようとしていたのかが叙述の中に語られているのである。

とはいえ、公権力が三陸を捉える叙述を精査していけば、自ずとその認識の変化が現れてくるはずである。なぜなら、公権力自身が東北や三陸の場所に関わることによって、場所の特性は次第に変化していくからである。マーシーが指摘する¹ように、場所の特性はひとつ限りのものではなく、場所の中に対立するものとして様々に存在し、また場所と場所のかかわりの中で絶えず変化していくからである。さらに、ひとつの場所に、多様な主体が、様々な場所を経由して関わってくるだろう。そうしたプロセスによって、三陸の場所性の創造がどのようにもたらされたのか、その歴史性を第1部の第1章から第3章では明らかにしていく。

第 1 章では、東北や三陸の事象や現象を描いたヤマトの時代から近世までの叙述を検討し、それら主として公権力が用いた表現から、東北と三陸に対する空間の認識を明らかにする。具体的には、蝦夷に関わる叙述や中世に書かれたとみられる『人国記』、近世に記された『新人国記』『東遊雑記』などに描かれた叙述から、東北が中央からみると「辺境」という、境界の向こうの空間と認識された場所であることを提示する。

第2章では、近世に入って発生したことが叙述の中で表れる三陸出身の漂流民と、その豊かな空間認識を用いて成功を収めたとされる三閉伊一揆を取り上げる。ここでは、近世における産業の進化や流通網、交通技術の発展を背景に、海運に携わった水主が漂流したことによって、偶然ではあるが外国からもたらされた知見から、「辺境」とされた三陸を隔ててきた陸の境界が融解し、新たに海域世界といえる海の空間が認識されたことや、漁民も参加した三閉伊一揆が、盛岡藩という統治空間をはるかに越えた広がりの空間把握によって一揆を成功に導いた事例により、公権力が設定した空間と領域が崩れていくことを示す。

さらに第3章では、ロシアに漂着した三陸出身の水主による世界一周と帰国がもたらし

¹ 序章第1節4項(註30書)参照。

た知見と帝国主義下のロシア船の日本近海への出現が、幕府による海の領域認識を覆し、世界の中に包摂される日本という空間配置の自覚を強いられることになったことを明らかにする。そこでは、三陸という、陸から見た「辺境」が、海からとらえなおすことにより世界という空間の中に包摂された場所であり、海からの視座で三陸をみれば、日本列島の最前線にあたることが明らかになる。このことによって公権力がもたらす東北と三陸の空間認識と場所の特性、すなわち場所性を相対化し、その認識が公権力の立場からの一方的な認識の中から浮上したものであることを明らかにする。

第1章 陸からの空間認識と三陸

はじめに

東日本大震災に見舞われた三陸地域、そしてその三陸を包摂する東北は、古代以来どのような空間として認識されてきたのか。古代以来の文書はそれらの認識を示す重要な史料ではあるが、そこに示された認識はその文書を作成した主体からみた三陸であり、東北である。そうした「どのように書かれたのか」という批判的立場の視点を保ちながら、そうした史料を検討することにより、歴史的に津波被害を受けた三陸地域の空間と場所の特性を検討したい。第1章では古代から近世までの叙述を対象とする。

東北に暮らす蝦夷は、延暦 21 年 (802)、ヤマトへの組織的な抵抗をやめた¹。ヤマトはそれまでの征討政策を転じ、それ以降俘囚と呼ばれる(熟蝦夷、とも呼ばれた)すでに服属した蝦夷によって、他の蝦夷(荒蝦夷)を統治する間接的な支配が進められた。ヤマトの徴税は米が基本である。ヤマトの支配域の北進は同時に、稲作文化が東北地方へも浸透していく過程でもあった。軍事的要素だけではなく、徴税を効率化していくための交通路の整備は権力支配の実効性のあらわれでもある。現宮城県の多賀城に置かれた国府から新たな支配域の北へ向かう主要交通路「奥大道」は、宮城県北部を流れる北上川に沿って北上するルートが取られた。当時の重要な大量輸送手段が河川による水上運送だったこととあわせ、奥羽山脈と北上山地にはさまれた平野部が、ヤマト朝廷による東北支配の脊髄部となった。

一方、三陸では北上山地から高低のある大地が一気に海へと落ち込むリアス式海岸の続く沿岸部の厳しい地形が、陸上交通の発展を阻害してきた。例えば鉄道が三陸北端の八戸から沿岸部を南北に貫き、仙台へと通じたのは1984年(昭和59)である²。今も東日本大震災の津波で寸断されたままで、一部は専用バスによる運用が軌道に乗っているため、完全復旧の予定はたっていない。現代でもなお不便な三陸沿岸部だが、ヤマトの支配域の北限である陸奥国にあって、三陸はさらに最奥部に当たる地域であった。

こうした主要ルートから外れた三陸沿岸部に暮らす蝦夷は「海道蝦夷」と称した。これら蝦夷もヤマト朝廷の支配下にあったことは、『続日本紀』3のなかに、朝廷への嘆願が記されていることから明らかである。国府への道のりが長く、昆布の貢納が困難なため郡家を設けて欲しい、と要望している。税として長年収めていたのは米でなく昆布であること

¹ 蝦夷の首領、アテルイとモレは征夷大将軍、坂上田村麻呂に降伏し、組織的な抵抗が終結した。2人は畿内に送られ処刑された。803年に陸奥国に志波城が現在の盛岡市付近に築かれ、陸奥国の統治の最前線とされた。

² 1984 年 4 月 1 日に、国鉄盛線の三陸鉄道への転換、吉浜-釜石間の新設を同時に受けて、三陸鉄道南北リアス線が全線開通した。これにより仙台と八戸の間が、三陸鉄道と国鉄を乗り継ぐ形でつながり、三陸沿岸の鉄道が縦貫した。

³ 『続日本紀』霊亀元年(715) 10月 29日条。国史大系編修会『国史大系 続日本紀前編』 吉川弘文館、1986、p.64。

は、米を価値の基準に置くヤマトにあって、そのヒエラルキーと海辺部における暮らしぶりの厳しさを想起させるかのような記述である。

だが、こうした理解はあくまでヤマト=陸からの視点によるものである。稲作を行うための田の把握が基本的な管理の単位だったヤマトの支配下で、米ではなく昆布を貢納物とした『続日本紀』の記述は、三陸に暮らす人々がいかに海と切り離せない生活を歴史的に重ねてきたかを示唆している。このことは、三陸においては海からの視点による空間の把

握が不可欠であり、海と関わる暮らしを、海からの視点で評価することが必要になることを示している。言い換えれば昆布しか貢産物の中から祭祀に必要な昆布を違いで中から祭祀に必要は現るの違いで三陸という空間の認識は異なって「三陸という空間の認識は関わる人間の諸活動について要料の多くが「ほとんど陸からの立場の記述」であり、「海に関わる人間についる」としている4。

以上指摘したように、三陸という地域は陸からの空間把握と海とそこから生まれる生産物に価値を置いた視点からの空間把握が交錯している場所である。言い換えれば陸からの公権力と海に基づくそこに暮らす人々との空間認識が交わっているのである。よって一方の視点からでは、その場所の特性を見いだすには歴史的にみても不十分である。

まず第1章は、三陸が陸からの 視点でどのように把握されてきた のかを論じるものである。



⁴ 大石直正、高良倉吉、高橋公明著『周縁からみた中世日本』講談社、2009、pp.276-277。

第1節「熟蝦夷」による「荒蝦夷」の統治と空間

(1) 二つの「蝦夷」集団

古代蝦夷を研究の対象とした高橋富雄は、『古代語の東北学』。の冒頭第一部の巻頭に「古代の東北地方」と称する地図を掲載した。地図とはその作成者の空間認識を表象する手段でもある。ここでいう地図の作成者は高橋でもあるが、【図版 1-1】に表されているのは東北地方。に点在する「ヤマト」7 (以下、本章では地名として使用する)が設けた城柵の配置であり、このことは同時に、この地図からヤマトの東北地方における統治空間の編成と認識を知ることができる。

ヤマトは8世紀前半に現在の宮城県北部に多賀城を築き、国府と鎮守府を置いた。同世紀後半には桃生城や伊治城を設けて勢力域の北進を続け、次第に現在の宮城・岩手県境にまで勢力を伸ばした。律令制国家を目指した朝廷は、周辺国を属国とする中国の華夷思想に倣い、天皇の統治権が及ぶ範囲を「化内」、その外側を「化外」に区分し、隣国の中国や朝鮮半島、蝦夷と隼人の「夷 狄」を位置づけた。石母田正によると夷狄とは、国家や政治的統合体を形成しない集団であり、首長が地域の総意を代表する程度に成熟した集団を指すという8。

延暦 13 年 (794) に平安京に遷都した桓武天皇 (737~806 在:781~806) は、奥羽 2 カ国の蝦夷の討伐を、都の造営と並ぶ二大政策に掲げた。朝廷の支配域は延暦 21 年 (802) に胆沢城、翌年に志波城 9 が築かれ、さらに北進している。朝廷に服属しない「まつろわぬ人 10 」とされた蝦夷には、いく種かの集団が存在した。

地域的には北上川に沿って勢力を持った蝦夷を「山道蝦夷」と称し、桃生城から太平洋

10 村井章介『アジアのなかの中世日本』校倉書房、1988。

⁵ 高橋富雄『古代語の東北学』歴史春秋出版、1996。

⁶ 本章が示す「東北地方」とは陸奥・出羽・越後の三国を指す。『養老令』「職員令」大国 条に「其陸奥出羽越後等国兼知饗給、征討、斥候」、「衛禁律」、越垣及城条に「凡越兵庫 垣、及筑紫城、徒一年、陸奥出羽越後等柵亦同(以下略)」と三国が一つの地域として示 され、それが城柵の範囲と関係していた。武田佐知子「律令国家と蝦夷の衣服」(荒野泰 典他編『アジアのなかの日本史V』東京大学出版会、1993)参照。武田は、この三国に 共通する調庸として「狭布」があり、これは京進されず蝦夷や俘囚の給禄となり、蝦夷 や俘囚は中央と別の衣服制であったと指摘する。

⁷ 若月義小は中央による東北支配の権力主体を「中央支配集団」(p.32)「倭王権」(p.37)と称している。「律令国家形成期の東北経営」(『日本史研究』276、1985)参照。本稿でも蝦夷に対し同様の観点を持つが、支配や王権の舞台となった場所の意味で「ヤマト」を用いているが、権力関係のみならず「蝦夷」と称された東北(三陸)との地理的距離を踏まえた意味を含む。また平安京遷都以降の権力主体も、蝦夷と中央との関係は同じ本土を指す意味で本章では「ヤマト」を用いた。

⁸ 石母田正「日本古代国家における国際認識について」「天皇と諸蕃」(『日本古代国家論』 第一部、岩波書店、1973)参照。

⁹ 【図版 1-1】では北上川中流域の徳丹城の北側に位置する城。現在の盛岡市付近。雫石川の度 重なる氾濫によって廃棄され、南に築かれた徳丹城にその機能をうつした。志和城とも記す。

岸部に沿って北上する地帯、つまり三陸沿岸部に住んだ蝦夷を「海道蝦夷」 11 と称した。またヤマトに服属した蝦夷を「熟蝦夷」いいかえれば「俘囚」と呼称し、服属を拒んだ蝦夷を「荒蝦夷」と称した 12 。

【図版 1-1】によると朝廷による城柵の設置は「海道蝦夷」が住む北上山地から三陸海岸を取り囲んでいる。しかしこの地図ではヤマトによる支配権力装置としての城柵は、「海道蝦夷」の居住空間には皆無になっており、あたかも朝廷の支配権力における「空白地」になっている。これをどのように解釈すればよいのか。

『続日本紀』(以下、『続紀』とする) 霊亀元年(715) 10月 29日条には次のような記述がある(波線は引用者)¹³。

陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言。親族死亡子孫數人。常恐被狄徒抄略乎。請於香河村。造建郡家。爲編戸民。永保安堵。又蝦夷須賀君古麻比留等言。先祖以來。貢獻 昆布。常採此地。年時不闕。今國府郭下。相去道遠。往還累旬。甚多辛苦。請於閇村。 便建郡家。同百姓。共率親族。永不闕貢。並許之。

解釈では、以下のようになる。

「蝦夷の須賀君古麻比留らが言上した。『先祖以来貢献している昆布は、常にこの地で採取し、今まで欠かしたことはありません。今国府域から遠く隔たり、往復に何十日を要しはなはだ辛苦が多いのです。どうか閉村に便宜に従って郡家を建てて、人民と同じ扱いをしていただきたい、ともに親族を率いて永久に貢納を欠くことはありません』と。いずれもこれを許した」 14

この解釈に従えば、すでに霊亀元年(715)には、「海道蝦夷」の中に朝廷に海産物を貢納した集団がいたことになる 15 。『続紀』に登場する「蝦夷」は、すでに朝儀に参加し 16 、

^{11 「}海道蝦夷」は三陸沿岸の閉伊郡、気仙郡を勢力圏とする蝦夷を指す。『続日本紀』には宝亀5年(774)7月壬戌条に「海道蝦夷、惣発徒衆。焚橋塞道、既絶往来。侵桃生城、敗其西郭。勢不能支」とある。

¹² これらの初出史料は「天子問曰、蝦夷幾種、使人謹答、類有三種、遠者名都加留、次者 名<u>施(荒 ※引用者注)蝦夷</u>、近者名<u>熟蝦夷</u>、今此熟蝦夷、毎歳、入貢本国之朝」(『日 本書紀』五年七月朔戊寅条、波線は引用者) と、三種の呼称が挙げられている。

¹³ 国史大系編修会『国史大系 続日本紀巻7』吉川弘文館、1986、p.64。

¹⁴ 解釈は直木孝次郎他訳注『続日本紀』1 (平凡社、1986、p.176) による。

¹⁵ これ以前は、陸奥蝦夷が朝廷に「方物」を献上していた(『続紀』文武元年(697) 10 月 19 日条、翌年 10 月 23 日条)。

^{16 「}天皇御大極殿受朝。隼人蝦夷等亦在列。(中略)於皇城門外朱雀路東西。分頭陳列騎兵。引隼人蝦夷等而進」(『続紀』和銅3年春正月壬子条)とある。「靈朔元年春正月甲申朔。天皇御大極殿受朝。皇太子始加礼服拜朝。陸奥出羽蝦夷并南嶋奄美。夜久。度感。信覺。球美等來朝。各貢方物。(以下略)」(『続紀』、波線は引用者)と、さらに周縁部の参加が増加している。

姓を賜り戸籍を作り禄や蝦夷階を賜り¹⁷、朝貢で朝廷に服従を示すことで優遇されていた。 彼らが郡衙の設置を求めた「閇村」は現在の岩手県閉伊郡、宮古周辺ではなかったか¹⁸、 とされる。あるいは陸奥国桃生郡か気仙郡ではないかとする解釈もある¹⁹。

いずれにしても、すでに服属した地域として城柵は必要なかったのか、米の貢納が十分に期待できない地域として重きを置かれなかったのか、それとも霊亀元年(715)の『続日本紀』の記述はあるものの、なお朝廷の支配権力が行き届かなかった地域と解すべきか。今後の考察がさらに必要であるが、ただ『続紀』には59年後の宝亀5年(774)7月にこの地域の蝦夷(「海道蝦夷」)が交通路を遮断し、貢納地である桃生城を攻めたことが記されている²⁰。桃生城攻撃はその後、陸奥国全体における蝦夷の軍事行動の発端となる。また「海道蝦夷」の桃生城攻撃は、ヤマトが海産物の収集を強化したことが背景にあったとみられる。『続記』におけるこれら一連の記述からは、「海道蝦夷」が律令国家における階層社会で低位に位置づけられ、またそれを彼らも認識していたと同時に、その後の荒蝦夷として「監視」の対象となっていくことを歴史的に想起させる記述として解釈できる。

(2) 蝦夷が設けた「境界」

延暦 24 年 (805)、桓武天皇の二大政策が転換された。蝦夷征討は取りやめとなり、以後は服属した俘囚によって、いまだ朝廷に抵抗する蝦夷を攻撃する政策がとられたのである。志波城(志和城とも記す)やその後志波城に取って代わる徳丹城はそうした北限の拠点であった。瀧本壽史はこうした時期に「閉・衛薩体のエミシも平定され、志和城を中心とする朝廷の支配下に置かれるようになった²¹」という。いわゆる俘囚長による間接的な蝦夷統治が成立したのであろう。

高橋富雄は俘囚による「荒」蝦夷統治が行われた痕跡として、胆沢城付近に残る地名由来について指摘している²²。胆沢は当時北上川における陸港として用いられた地であり、陸奥国統治の重要地点である。この胆沢付近で三陸側(海道側)から流れ込む猿ケ石川の名称由来を「去る返し」ではなかったか、と指摘している。「この去返は、言葉通りの意味だと考えています。エゾをここから奥(閉伊)に去らせ返す、すなわち立ち去らせ、肯んじないものは送還する意味²³」だとしている。

また高橋は同地域の郡名、薭簀についても「閉伊抜け」つまり閉伊入関を意味し、閉伊への出入りが監視された場所、と推察している。このことは蝦夷の世界に征服者(統治者)

^{17 『}続紀』和銅3年(710)正月朔日条、同年4月21日条。この辺りについては、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、1986)参照。

¹⁸ 大石直正、難波信雄編『平泉と奥州道中』吉川弘文館、2003、p.57。

¹⁹ 直木孝次郎他訳注『続日本紀』 1、平凡社、1986、pp.194-195。

^{20 『}続紀』宝亀5年(774)7月25日条。

²¹ 瀧本壽史・須川溢男編『三陸海岸と浜街道』吉川弘文館、2004、p.54。

²² 前掲註 5 書、p.116。

²³ 前掲註5書、p.116。

と被征服者(被統治者)という二つの階層が誕生したことを意味するのではないか。これは、朝廷に対峙していた山道と海道の蝦夷が、「蝦夷」という同じ集団内で向き合った結果、服属意識を異にする二つの蝦夷集団が誕生したことを意味する。その結果、蝦夷集団が住む地域にヤマト政権への服属の度合いの異なる集団と集団が接する「境界²⁴」が発生することになる。そして、郡名である「稗貫」は文字通りの陸にできた「境界」を意味したのである。

(3) 共有される「大同年間起源」

蝦夷による蝦夷封じ込めという支配の「入れ子構造」は、城柵という支配装置の配置だけでなく、人々の暮らしの中にも封入されたのではないか。以下論じる東北各地の寺社が 共有する「大同年間起源」は、同様の支配装置の一端を示していると考えられる。

赤坂憲雄によると²⁵、坂上田村麻呂創建の寺社は「蝦夷最後の抵抗の地であった北上川沿い、または北上山地周辺に、とりわけ分布が濃密²⁶」で、15 の寺社の名を挙げている。東北全域では 50 前後あるという指摘もある²⁷。赤坂の指摘した 15 寺社は、『日本の神々』 ²⁸ によれば以下の寺社である(【表 1-1】参照)。これらの寺社の起源の多くは「大同二年」や「大同年間」となっている。

旧国名	名称	場所(旧自治体名)	創建の時期伝承	坂上田村麻呂に関する伝承など
磐城	っっこわけじんじゃ 都都古別神社	福島県棚倉町	日本武尊が創建	大同2年(807)の征討時に日本武尊を祀る
	とうどうさん かんのんどう 東堂山観音堂	福島県小野町	坂上田村麻呂が建立	東征の際に東堂山に陣を張る
陸前	はくさんじんじゃ 白山神社	宮城県金成町	坂上将軍俊宗が大武丸征討後に建立	俊宗は田村麻呂と同一人物。小迫観音堂を建立
	はくさんぐう 白山宮	宮城県涌谷町	宝亀元年(770)に創建	東征の際、大同年間に観音堂を建立
陸中	出羽神社	岩手県水沢市	大同2年(807)に田村麻呂が勧請	征夷のため出羽の羽黒山に祈願、羽黒権現を勧請
	おろへしいさわかわじんじゃ 於呂閉志胆沢川神社	岩手県胆沢町	延暦20年(801)に田村麻呂が創建	近世に至るまで経緯は明らかならず
	しがりわけじんじゃ 志賀理和気神社	岩手県紫波町	延暦22年(803)に田村麻呂が創建	志波城築城時に守護神として鹿島・香取神を勧請
	はやちねじんじゃ	岩手県大迫町	大同2年(807)に地元民が堂宇を建立	田村麻呂伝承はなし
	岩手山神社 姫神岳神社	岩手県滝沢村 岩手県玉山村	延暦20年(801)に田村麻呂が創始 延暦年間(782-806)に田村麻呂が祀る	田村麻呂が鬼ケ城の鬼賊退治に由来など複数あり 岩手山に籠もる夷賊討伐の際に清水権現を勧請
	むるねじんじゃ	岩手県室根村	養老2年(718)に大野東人が奉祭	延暦20年(801)田村麻呂が夷賊征討を祈願
	黒森神社	岩手県宮古市	垂神天皇の皇子の亡骸を埋葬し祀る	延暦年中に田村麻呂が夷賊を討伐し、社を創建
羽後	あさひおかやまじんじゃ 旭岡山神社	秋田県横手市	大同2年(807)に田村麻呂が勧請	清原武則が鎮守府将軍就任時に堂宇を建立
陸奥	さる か じんじゃ 猿賀神社	青森県尾上町	仁徳帝55年に戦死した田道将軍を祀る	延暦年間に苦戦の田村麻呂が深沙大権現を祀る
	十和田神社	青森県十和田湖町	大同2年(807)に田村麻呂が祠を建立	田村麻呂が戦勝祈願し筏で湖を渡った古事に由来

【表 1-1】 東北の坂上田村麻呂伝承ゆかりの神社

※谷川健一編『日本の神々12 東北北海道』により筆者が作成

大同年間 (806~810) は桓武天皇が没し、ヤマトの東北統治政策が転換し、蝦夷による

²⁴ 赤坂憲雄は、差異が芽生える場所を「境界」と捉える。それは生死の境の場所でもあるし、現実の社会であれば「たがいに他者である共同体と共同体が相接する」場所を「境界領域」としている。(『境界の発生』講談社、2002、p.62)

²⁵ 赤坂憲雄『東北学へ1 もう一つの東北から』作品社、1996。

²⁶ 前掲註 25 書、pp.86-87

²⁷ 前掲註 25 書、p.86。

²⁸ 谷川健一編『日本の神々12 北海道・東北編』白水社、2000。

蝦夷支配がはじまった時期である。堀一郎は、大同年間に起源を置く寺社が東北に広がっている点について、清水寺とのかかわりを指摘²⁹ している。堀は「大同二年」が坂上田村麻呂による清水寺仏堂創建の年とされていること、加えて東北一円に影響力を持った会津慧日寺³⁰(福島県磐梯町)の僧・徳一(749~824)の属する興福寺末寺に清水寺があったこと、などを根拠としている。

【表 1-1】に示したように、三陸地域が含まれる陸前・陸中においては室根神社、早池峰神社が比較的三陸沿岸地域に近いが、ともに山岳に開かれた神社で、海浜部とは言いがたい。三陸沿岸域にこれら「大同二年」を起源とする寺社は少ない。この点は、逆に三陸沿岸域は、当時の「大同年間起源」の伝承圏から外れていることを意味し、俘囚が支配した地域とは心性の異なる伝承文化があったことが考えられる。三陸を捉える中央の位置に関しては、次節以降で考察をしていく。

以上本節では、古代における城柵の配置、俘囚による蝦夷統治下における地名の起源と、併せて、都からもたらされた仏教の伝播と寺社創建に関わる起源の伝承について考察した。 三陸地域がこれらに深く関わっていることを示す資料は見当たらず、北上川流域に広がる 俘囚による支配領域とは異なる空間であったことを窺わせるものである。 高橋による胆沢地域の地名考察は、高橋自身が「雑念=idle thoughts³1」と評しているものの、当時、朝廷権力の末端にあった俘囚から見た三陸という空間認識の中に、荒蝦夷を封じ込めるという認識があったと解釈でき、また三陸の蝦夷の中にもそうした自覚が内包されていたことが考えられる。 また朝廷に服属した「海道蝦夷」が朝廷の階層制度に組み入れられていた点は、今後、三陸と政治権力との関係を捉える上で重要である。

第2節 東北を題材にした叙述にみる「辺境」認識

(1) 叙述にみる空間認識

東北という地域の自然、風物、人、暮らしなどを伝える叙述は、その作者の中にある地域像が叙述されているといえ、読む側にその地域の認識を与え、それが共有されることによって表象化される。叙述の中には、その伝達者が持つ、その地域等に関するものの見方、言い換えれば価値観が反映されているのである。

現代では、表現の自由は日本国憲法で認められ、誰もが自らの価値観を反映した叙述や映像表現をすることが社会的常識の範囲で、公共の福祉に反さない範囲で可能となった。

²⁹ 堀一郎『我が国民間信仰史の研究(一)』創元新社、1955、pp.707-713。

³⁰ 法相宗の僧・徳一が大同 2 年 (807) に開山。徳一は都の最澄 (766~822) と書簡による大宗教論争を繰り広げるなど、当時の仏教界に影響力を持ち、会津から東北一円に仏教文化を広めた。僧侶 300、子院 3,800 といわれるほど隆盛を誇った。

³¹ 前掲註5書、p.114,p.118。高橋は「idle thoughts」と記した節では、その訳を「古代随想記」と記している。 史料に基づき地名の由来と当時の空間編成にかかわる自らの着想を展開している。

だが近世までは、誰もが媒体の主体となることや、表現したとしても現在まで残されることは難しく、むしろ、統治者そのものや統治者に近接する者によって、記されたものが現在に多く残るといえる。もちろん、近現代以降と前近代を同じ価値観によって比較することはできないが、それでも残された資料から読み取るべきは、叙述の作成主体の認識や、同時代の価値観などから、何が表象され、それが現在にどのような影響を与えているかではないか。

本節では、近世を中心とする地誌や紀行文をつうじて、三陸がどのように表象されているか論じる。しかし、これらの資料に登場する三陸に関する情報は、東北のなかでも少なく、三陸そのものを表象化できるほどの叙述がそろっていない。ただ、三陸以外の東北地域の叙述は多いことから、逆に三陸という場所がどのようにとらえられていたのか読み取ることができる。

赤坂憲雄は俳人・松尾芭蕉(1644~1694)が『奥の細道』で記した東北への道程の北限が平泉と象潟であり、その理由を前出の『東北学へ 1』の中で「京都や江戸の文化が浸透しているみちのくの辺境が限界になった」と説明した³²。そして、辺境の異文化が持つ力を文学や創造の源泉とするならば、「都という中心からの距離、隔絶の度合いこそが、そこでは問題になる」³³と述べている。

だが、中央からの隔絶の度合いが問題とされるならば、おそらくは三陸の海岸線に位置する漁村における営みの方が、平泉や芭蕉が訪れた松島よりも辺境の風景であろう。三陸とは、のちに平泉を中心に陸奥国における武士政権を作ることに繋がる俘囚長によって、さらに「封じ込め」られた地である。一方で赤坂によるならば、そこは「京都や江戸の文化が浸透している」³⁴地ではなかった、ということになる。

本節では以上のような問題認識の上で、こうした叙述のなかに内包される三陸に対する 空間の認識を摘出することが目的である。ここで示される認識の主体とは、幕府や藩とい う統治者に近いものであり、それは同時に権力の所在地=中央から三陸を見る、陸からの 空間認識の表象、と捉えることができる。

(2) 新旧『人国記』からみた辺境意識の変化

1700年ころの著作とされる『人国記』は、鎌倉時代の第5代執権、北条時頼(1227~1263) の叙述とする回国伝説に基づく伝えがある³⁵。同書は横浜市立大学に所蔵され「原書の成立は15世紀後半から16世紀とするのが通説³⁶」である。同書は巻上、巻之上二、巻下、巻之下二の4冊からなり、陸奥国を含む東山道は巻之上二に収録されている。

関祖衡(生存期不明、1716-1729ころ死去)は元禄14年(1701)にこの『人国記』(以

³² 前掲註 25 書、pp.188-189。

³³ 前掲註 25 書、p188。

³⁴ 前掲註 25 書、p.189。

^{35 『}横浜市立大学 貴重資料集成IV地誌』横浜市立大学、2014、p.72。

³⁶ 前掲註35書参照。

下、旧『人国記』と称す)を改作し、『新人国記』を著した。関は『新人国記』序において 人国の意味を「蓋し人情は国の風水に因れり。この編を人国と題せる、人情、国土の意に や。しかるにその風土の形勝を知らざれば、その因る所、弁ふることなし」と説明してい る。つまり、地域の人々の性情はその生育する地域の「風土」、つまり地理的な環境要因に よって大きく影響を受ける、という見地からこの『新人国記』を著したことになる。

新旧『人国記』の叙述の年代差はおおむね 200 年と考えられる。これ以下の論述では、 関祖衡がこうした年代のよる偏差を踏まえて奥州の人情と地域の変化をどのように表現し たのか、新旧『人国記』37の叙述、表現の変化を検討する。

『人国記』巻之上、陸奥国では、陸奥国の国情等について以下のような記述が為されている³⁸。

陸奥の国の風俗は、日本の偏鄙なる故に、人の気行きつまりて、気質の偏りその尖なること、万丈の岸壁を見るが如くにして、邂逅に道理を知るといえども、改めて非を知ると云うことなし。たとへ知るといへども、改めて非を為さざること少なく、譬へば江の水の流れなくて、塵芥の積もりて清むることなきが如し。さるほどに名人の名を呼ぶほどの人は聞こえざるなり。末代以てかくの如くなるべし。

右の如く気質ゆゑ、頼もしくありて、またなさけなき風俗なり。五十四郡の内、いづれも二つ三つに少しずつ風俗分かれたれども、大枢に替る事なくかの如し。

この国の人は日の本のゆえにや、色白くして眼の色青きこと多し。<u>人</u>の形像最も賤しうして物言い卑劣なれども、勇気の正しきこと、日本に劣るべき国とも思はれざるなり。これに因って朋友の為に無益に討ち果たし、主君へ忠を忘れ、父母へ孝を忘れなどする類、その数を知らず。然りと雖も、男子上下ともに勇を以て本とする所なれば、偏鄙・偏屈なりといへども、潔き意地あって恥をする故、これを善とするなり。

女の風俗、色白く髪長くして、その顔色もうるはしきといへども、その形像・音声、 更に述ぶるに及ばずして悪しきなり。この国の上臈と髪型の下臈女房とその甲乙をい ふに、上方の下臈女房にも嘗て及ばざるなり。然れども心底はやさしく、情けありて、 気の正しきことも、上方の男よりも、はるばる上なり。

総じてこの国、出羽・上総・下総・常陸・上野・下野の類、大形は人の音声上拍子なり。然る故に心佞なることなくて、差し当たる所の儀のみ、大形に勤むると知るべし。然る故に物毎に、至って思案工夫、分別すること鮮きこと、千人に九百人かくの如くなり。若しまた智ありて、気質の変を去らんと志し、勤むる人ありといへども、その理のうちの陽を取りて、以てこれを用ひてなす故に、何事も強身なり。取り分て、

³⁷ 本稿では浅野健二校注『人国記・新人国記』(岩波書店、1987)を用いる。同書の『人国 記』部分については、宮城県図書館伊達文庫所蔵、伊東春琳本を底本とし、『新人国記』 部分については赤木文庫所蔵、『江戸須原茂部兵衛・覆元禄十四年本』に拠った、とある。

³⁸ 浅野健二校注『人国記・新人国記』岩波書店、1987、pp.49-51。

牡鹿・郡栽・鹿角・階上・津軽・宇多郡の人は、兎角、粗忽あらましなる風俗なり。 (『人国記』巻之上、陸奥国)

『人国記』の書かれた年代について浅野は、その下限を武田信玄没年の天正元年(1573) 以前、上限をその叙述内容から文亀2年(1502)としている³⁹。本稿では16世紀における 陸奥の国の風俗と把握したうえで、およそ200年後の『新人国記』における叙述内容について比較してみたい。

当国の風俗は、日本の偏鄙なる故に、人の気ゆき詰まりて、気質の倚り尖なること、 万丈の岸壁を見るが如し。適々道理を知りても、前非を改むる事なし。譬へば江水の 流滞、塵芥積もりてきよむる事なきがごとし。これにより名人と呼ぶ程の人聞こえざ るなり。右の生得なる故、頼もしきこともあり。また情けなき風もあり。五十四郡の 内、何れも二つ三つに風俗の替り目あれども、大枢この趣なり。

この国は日の本の故に、色白うして、眼青みあり。人の形相最も賤しうして、言詞 卑劣なれども、勇気は日本に比ぶ所あるまじ。これにより無益の死をする者あり。但 し偏鄙なりとへども、その意地潔白なるところあり。

女は容貌色白く、髪長く、顔うるはし。但し形相、音声すぐれて鄙劣なり、然れど もその心底の貞正なることは、外の男子にも勝れり。

凡そ当国及び出羽・上野・下野・上総・下総・常陸等、大概人の音声上調子なり。 然るゆゑ、佞執なることなく差し当たる所のみ大方に勤むるなり。思慮分別の深きことはなし。殊にこの国、牡鹿・郡載・鹿角・階上・津軽・宇多数郡の人、別して粗忽のあらましなる風なりとぞ。(以下、略)

(『新人国記』巻之上 陸奥)

戦国期に書かれたと思われる『人国記』では「主君へ忠を忘れ、父母へ孝を忘れなどする類、その数を知らず」といった、当時の武士社会における共通の価値観が陸奥国では欠けているかのような記述がなされていたが、近世の幕藩体制下に書かれた『新人国記』では、その叙述は割愛されている。当時の陸奥国においては、伊達家の仙台藩 62 万 5,000 石をはじめ、南部家の盛岡藩 20 万石、津軽家・弘前藩 10 万石、松平家・会津藩 28 万石などの大藩が存在していた40ことなどを考慮すると、武士階級にとって重要ともいえる君臣間の忠節や孝養を疎んじるような描写が『人国記』の叙述から削除されているのも理解できる。また婦女における上方との比較なども、江戸期における全国的な秩序維持の視点から見れば、不穏当な比較表現であるかもしれない。さらに、『人国記』冒頭で叙述されていた奥州人の気質についても『人国記』にあった「末代以てかくの如くなるべし」の表現は『新人国記』では見当たらない。かつては蝦夷の存在する地域が、中央の征服によって次第に教

³⁹ 前掲註 38 書、pp.289-290。

⁴⁰ 中嶋繁雄『大名の日本地図』文藝春秋社、2003、参照。

化されてきた、とする「中央集権」的な視座からいえば「末代以てかくの如くなるべし」とは、江戸期において更に進められていた中央集権化の進捗が滞ることにもなりかねず、幕府支配における自己矛盾をきたすことにもなりかねない。これらのことは『新人国記』は、以下のような叙述で「陸奥」の条を締めくくられていることからも、理解できる。

古昔は奥の夷とて、人倫にも通ぜず、禽獣のごとき風なりしに、中古上国の人、君長となり、政治を施す力により、その風に化せられ、自ずから人間の道をも知れるにや。されば近此までは、民家に子をぶっかへすと云ふ事あり。産子三乳に及びぬれば、その父母これを縊り殺す。人これを怪しまず、父母も亦恬然として惻む色なし。その不仁なること、実に夷狄の風なりしが、実に仁風の遠くに及べるにや、残忍の俗化して、今その事なしとぞ。(以下、略)

(『新人国記』巻之上 陸奥)

文中叙述されている「ぶっかへす」は江戸時代にあって、貧困から来る農民などの間であった「口減らし」のための子殺しのことである⁴¹。『新人国記』ではあたかも、そうした行為がなくなったかのごとく叙述されているが、同書が書かれた江戸期においては、こうしたできごとは頻繁にあり、なくなったわけではなかった。また、陸奥地域に限られた風習とはいいがたいものである。ましてや、『新人国記』の文脈から読み取れる「中央政治」による教化によってなくなるものではない。

問題の本質は、東北地方の冷涼な気候による米作の難しさや、たびたび引き起こされる不作という自然現象にのみ左右される問題ではなく、各藩という統治者による産業政策の失敗が悲劇の本質である⁴²。東北地方における米作の問題は凶作という「災害」と、それをどう回避するかという公権力の政策遂行との関わりから、きわめて重要である。特に近世においては仙台藩の「買米制度」と江戸に向けた「回米」は、産業流通の高度化に関わる問題といえ、続く第2章以下で展開する、江戸に向かう和船の遭難と漂流とも密接な関係がある。それらはいずれも、現在におきかえれば、グローバリズム下における大災害時の復興政策に根底で通じるものであり、その点でも、この問題意識は第3部とも大きくかかわるのである。

(3)『東遊雑記』から見る三陸という海域空間

『東遊雑記』⁴³を書いた古川古松軒(1726~1807:以下、古松軒と称す)は、天明8年(1787)年に、幕府の巡見使に同行し、東北・北海道の諸藩の各地を見聞し、同書を著し

⁴¹ 前掲註 38 書、p.179。

⁴² 山下文夫『昭和東北大凶作』無明舎出版、2001、pp.13-35 参照。

⁴³ 横浜市立大学所蔵。1847 (嘉永元) 年写本。(『横浜市立大学 貴重資料集成IV地誌』横浜市立大学、2014、p.73)

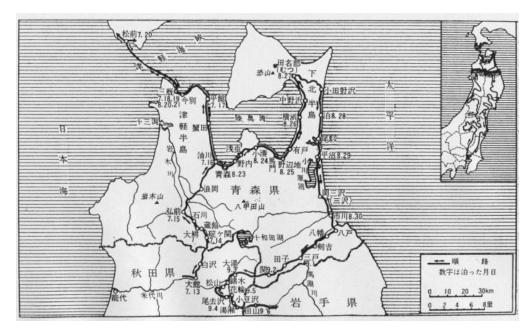
た44。幕府巡見使は将軍が代替わりした際に行われるもので、その行程はあらかじめ決められており、古松軒が自由に東北各地を見て回ることは許されていたわけではない。しかし、幕府中央の使節とともに、必要な地を選びめぐることは、古松軒の地理認識の描写のみならず、むしろ当時の幕府という中央権力が、陸奥=東北地方のどのような点について検分の必要を認めていたかを知る手掛かりになり、幕府からみた三陸沿岸部の重要性の程度、空間認識を推し量るものでもある。

『東遊雑記』に基づき行程を概観すれば、次のようである。天明8年5月6日に江戸を 巡見使と出発した古松軒は現在の福島県を経て山形県から秋田県へと東北の日本海側各地 を視察しながら北上し、津軽半島をまわってから北海道に入っている。北海道では渡島半 島内を行き来し、松前から江差、再び松前に戻ってから湯川(函館)をめぐって本州に戻 っている。その間にアイヌの風物などを絵図に残している。

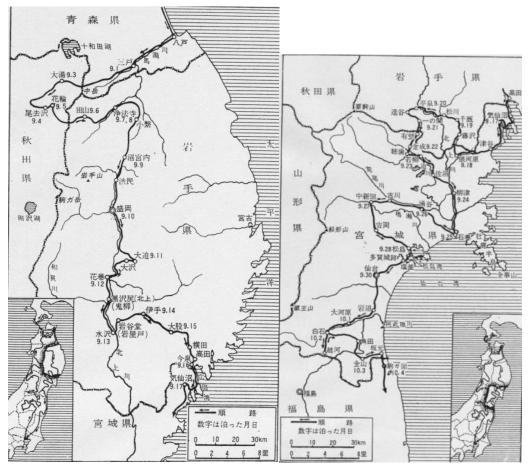
本州に戻った古松軒は下北半島に向かった。なぜ巡見使が下北半島を視察するのかいぶかりながらも同地を見聞したあと、南部藩の支藩である八戸から内陸の南部藩・盛岡に向かい、さらに南下して9月13日に水沢に到着した。そこから北上山地の南端をまわって東進し太平洋岸に出た。9月16日に高田、今泉(ともに現在の陸前高田市)、17日に気仙沼、18日に津谷(現在の気仙沼市)まで下って三陸海岸部の一部を視察した。しかしここから再び内陸部に方向を転換し、古来名馬の産地とされた千厩を経て平泉の中尊寺に向かっている。八戸から石巻まで続く長大な三陸海岸部において、視察した地域は100キロに満たず、2泊3日の行程であった。古松軒らは江戸への帰途に石巻と松島を視察個所として選んでいるほか、相馬藩の城下町、中村から現在の福島県海岸部(浜通り)を視察し、10月18日に江戸に戻っている。その行程を太平洋沿岸部を意識してたどってみると、古松軒一行は下北半島の海岸線をつぶさに回り、八戸からは、南部藩領と伊達藩領(唐丹以南)の三陸沿岸部は迂回して内陸部を進み、再び福島県沿いの太平洋海岸部に戻ってこれを南下している。ただ、気仙沼、石巻の2都市は視察をしていることから、伊達藩領の主要港湾以外の三陸沿岸部は視察対象から省いているのである。(図版1-2~1-4参照)

_

⁴⁴ 本稿では古川古松軒作、大藤時彦解題『東遊雑記』(平凡社、1964) を用いた。本稿における行程地図は、同書から用いた。横浜市立大学所蔵の『東遊雑記』には、古川古松軒が描いたとする画の筆写が挿入されている。



【図版 1-2 古松軒らがたどった行程=青森】(『東遊雑記』[平凡社、1964] 挿入図より)



【図版 1-3、1-4 古松軒らがたどった行程 左岩手、右宮城】 (『東遊雑記』[平凡社、1964] 挿入図より)

古松軒の見聞した場所とそこでの行動、その記述については、幕府巡見使の視察個所選 定とのかかわりを考察する必要がある。幕府の巡見使は歴代の慣例に沿って巡見する場所、 行程が定められていた45。本文中においても古松軒8月25日から30日にかけての下北半 島東海岸部への巡見において、次のように記している。

この辺は用事さらになき所にて、二、三里の外より来るところもあらずして、何の故に て御巡見使は古よりもこの所の御通りはあることにや、と皆々つぶやきしこと、

(8月28日、田名部-泊浦間、『東遊雑記』p.201)

一行のたどった道をみると青森から秋田までの南部藩領においては、下北半島から八戸 までの主に海岸部をたどり、八戸から福島の相馬までは、気仙沼と石巻を除いて内陸部の 行程を採っている。南部藩領の外縁を通行した理由は慣例であるばかりでなく、北方から のロシアの脅威を念頭に、海岸部の視察を行ったとも考えられる。巡見使視察の直前、天 明 3 年(1783)は仙台藩医、工藤平助(1734~1800)が『赤蝦夷風説考』を著し、ロシア との交易を幕府に進言した。さらに天明6年(1786)には仙台藩士、林子平(1738~1793) が『三国通覧図説』を一般向けに刊行し、ロシア人とアイヌの交易などについて記述して いる。古松軒が東北を回遊した 1787 年はフランスのラペルーズ (1741~1788) が 2 隻の軍 艦で日本海を北上し、サハリン西岸を航行したうえ、宗谷海峡(ラペルーズ海峡)を抜け てカムチャツカ半島に赴いている46。またロシアに漂着した大黒屋光太夫がラクスマンに 伴われて根室に帰着したのは 1792 年である。つまり、巡見使視察の時期は、幕府内でロシ アの脅威に対する認識が勃興していた状況下にあった。

とはいえ、古松軒の叙述からは、三陸を含めた太平洋東海岸が、日本列島海域への進出 を念頭に置くロシアとの関わりについての認識の深さは見ることが一見出来ない。下北半 島東海岸では、次のような叙述されている。

小田の沢という所は海を東にうけし浦にして、ようよう漁家十三家、なかなか人の住 居するというようの所にあらず。かくのごとき地へは何しに来たりしこと、御巡見使を 初め各おのあきれはてしことにて、東の方幾万里あることにや、万国全図にて見れば、 これより東のかたにおいては国もなく、みなみな地中の世界にして空論なり、

(8月28日、田名部-泊浦間、『東遊雑記』pp.199-200)

⁴⁵ 前掲註 44 書、pp.300-301。

⁴⁶ ラペルーズはサハリン周辺の探検を目的にフランスから航海を続け、その途中でヨーロ ッパ人として初めて日本海を通過した。また1787年8月14日には宗谷海峡を通過し、 日本海からオホーツク海に抜けた。この日、古松軒らは北海道松前に滞在していた。(中 野美代子『日本海物語』岩波書店、2015参照)

古松軒は仙台藩の沿岸監視所、いわゆる「唐船番所」を視察したときも以下のように述べている。

坂元の海辺の山に、仙台侯より建て置かるる唐船番所あり、御巡見所なり。〉〈昔時より唐船番所と称して所どころにあることなり、予按ずるに、これより東に国なし、唐船番所の名は解しがたし。

(10月4日、金山町・駒ヶ嶺間、『東遊雑記』p.267)

大藤は『東遊雑記』解題の中で、古松軒が林子平の『三国通覧図説』について「酷評し」「彼によると林子平がどんなにかでたらめを書き連ねたように感ぜられる」と述べている 47。故にロシアの脅威について、幕府や知識人の中でどのような議論がされていたか、当時著名な地理学者であり、老中・松平定信の知遇を得ていた古松軒が知らなかったとは考えられない48。古松軒がここで叙述した太平洋沿岸部における空間認識は、林子平への悪感情が誘引したものと考えることができる。

林子平への感情のみならず、古松軒の叙述からは林子平が出仕していた仙台藩への厳しい批評が随所に現れている。『東遊雑記』の初巻冒頭では、江戸出発を同じくした仙台藩の大名行列についてあからさまな批評を加えている。

〈道中筋先となり後となりて、おりおり込み合いて途中もっともわずらわしく〉〈御巡見使と称するは、公方即位の初め諸州をめぐらしめ給う御使いにて、御朱印を給わり甚だ重き義ゆえに、国ぐにの諸侯各おの尊敬し給うことになるに、今仙台侯は何の会釈もなく、御供の家士貴賤となく馬上乗り打ち、大いに無礼の体なり〉〈国に法なく礼なくては何を以て政事の行わるるや、されば数千人の行列も、ぎょうさんなるばかりにて、武風は恐るるに足らざるなり、ここを以て仙台侯の御家に制度なきこと知られたり、〉

(5月9日、白沢・喜連川間、『東遊雑記』p.7)

古松軒は、巡見使一行にあいさつがなかったことから、仙台藩の藩主以下家来衆まで無礼としたうえで、仙台藩の統治能力まで疑っている。後段では戦国期に衰退した山名家、今川家、大内家を引き合いに出し「大国に誇りし諸侯、悔いに法令なくしてみな滅亡せり」 49とまで述べている。

改めて、古松軒一行の行程をたどると、仙台藩の南北国境地帯、すなわち南部藩と相馬藩などとの藩境地帯をつぶさに巡見使、さらに当時東日本随一と見なされた商港の石巻及び気仙沼という港湾都市を重点的に視察したことがわかる。叙述に現れる仙台藩へのあか

⁴⁷ 前掲註 44 書、p.302。

⁴⁸ 前掲註 44 書、p.283-284。

⁴⁹ 前掲註 44 書、p.8。

らさまな批評は、単に古松軒の感情のみならず、巡見使一行、ひいては当時の幕府中枢の仙台藩への評価・認識であったと考えられるのである。とすれば、この巡見の目的の一つは、林子平や工藤平助という藩士が「北方の脅威論」を掲げ、交易によるロシアとの関係樹立を説いた背景に、仙台藩がどのように関わっているのか、巡視によって観察・調査を図ったとも考えられる。古松軒の叙述した太平洋東海岸からの海域空間の認識は、その把握が乏しかっただけではなく、むしろ、先行的にロシアとの交易という列島北方域に関わる、新たな「海域空間」の把握と利用を示した仙台藩への警戒の裏返しとも考えられるのである。

おわりに

江戸幕府は軍事や石高把握などの目的で、江戸期に3回にわたって諸国大名に国絵図の 製作を命じた。それぞれの国絵図は正保国絵図(正保元年=1644 に作命)、元禄国絵図(元 禄 10 年=1697 作命)、天保国絵図(天保 7 年=1836、南部藩に下命)とそれぞれ呼称され ている。三陸沿岸を藩領とする盛岡藩もそれぞれ、国絵図を幕府に提出している。元禄、 天保の国絵図はいずれも正保国絵図を基礎に描かれているが、その詳細を比較すると、絵 図上に掲載された情報に濃淡があることがわかる。単に時間経過による情報の修正ではな く、それぞれの絵図が伝える情報に質の変化が認められるのである50。正保の国絵図にお いては奥州街道沿いに置かれた主要な都市との間の距離や、街道沿いに難所、河川の渡渉 方法や深さなどが記され、軍事行動を起こす際の必要情報の掲載に主な目的が置かれてい ると思われる。同時に沿岸部の港・湾の広さや深さも示されている。一方、元禄の国絵図 では、正保国絵図で描写された情報が一部割愛された代わりに、周囲の他藩との藩境に関 する情報が詳細に掲載されている。すでに正保国絵図が存在する中で、元禄国絵図では新 たな付加情報として藩と藩との境界に関わる情報の収集に努めている。これは幕府が藩境 の詳細情報を基に国絵図をつなぎ合わせることにより、日本全図の作成を意図したもので はないかとされる。かつて正保国絵図を基にした日本全図は完成したが、明暦3年(1675) 年の大火によって江戸場内に所蔵されていた絵図が消失したためと考えられる。しかし、 時代が進み天保9年(1838)2月に幕府に盛岡藩が提出した天保国絵図51では、同藩はこの 絵図の中に、幕府の要求には入っていない三陸沿岸部に設置した砲台場についてあえて記 している。ロシア使節ラクスマンの根室来航以来、ロシアによる北方域への脅威が国防問 題に浮上していた現れと考えられる。この点については第3章で論じる。

東北(陸奥国)が古代以来、中央からの視点として辺境とされてきたのは、陸からの陸 奥の国の空間把握であった。幕府が作成を命じた『国絵図』においても、その作成の視点 は陸からの空間把握であり、その注意は各藩の交通路や藩境の明確化などに置かれていた。

50 岩手県立博物館『絵図に見る岩手』岩手県文化振興事業団、1994、pp.72-87。

⁵¹ 尾﨑久美子「北方の政治的コンテクストからみた天保国絵図改訂事業」(『歴史地理学』 52-1、2010、p.39

統治の基本として、各藩の国力把握や軍事的な要請が反映しており、そこには諸外国に対する「日本」という、いわば海からの視点、空間把握は感じられない。『東遊雑記』も表面上は同じ叙述の性格を持っていたが、随所に記された仙台藩に関わる認識を考察すれば、海からの空間把握に対するいたずらな欠如が、逆にロシアの存在を急速に認識せざるを得なかった当時の国情がにじむのである。

第2章以下では、横浜市立大学に所蔵されている古文書と古地図を用いながら、三陸出身者の漂流の問題を取り上げる。三陸出身の漂流民とロシアなど諸外国との関わりを通じ、三陸という場所が、海からの視点で認識した時に「辺境」という陸からの認識とは異なるあらたな空間像を結ぶことを論じる。それは生業を基礎とした、三陸の海辺に暮らす人々からの空間把握だけではなく、公権力も海からの空間把握の重要性を認識したできごとである。

第2章 近世三陸の海における境界と領域

はじめに

第1章では古代から近世に続く、陸からみた三陸の空間の把握と、それにともなう場所の認識について論じた。しかし、海に隣接する三陸では、漁労などの生業のあり方との関わりに応じた海からの空間の把握を無視することはできない。特に近世に入り資本の蓄積や農業技術の進歩によって商品性の高い作物が生まれたことは、列島における交通を経済の視点から見直すことになった。より確実で広範囲の流通網の整備と交通手段の発展を促したのである。海においては航海術の進歩に伴い海上交通路の策定がなされた。流通経済の発展は、三陸においても生業とは異なる新たな海との接点を生んだといえる。

本章では、列島日本が海を通じた交通網の拡大によって地球規模の領域意識が拡大される近世という時代にあって、新たな海の航路を通じて近世三陸沿岸部に海域世界という、どのような海における領域と境界を形成したのかを検討する。そこでは、海上輸送に当たった三陸の水夫たちが、津波とは異なる海流という自然現象によって、列島を大きく逸脱した「世界」を認識することになった漂流民の事例と、三陸沿岸で起きた大規模な農民や漁民による一揆にあって、海という空間が新たに認識されることにより、一揆の遂行にどのような役割を果たしたかを検討する。これらを通じて、古代から続く漁労という生業だけではない、近世の経済、政治社会において、海の空間認識が三陸で暮らす人々の中にどのように包摂されているかを明らかとする。

第1節 三陸の海と自然現象

近世は国内に統一的かつ強力な政治権力である江戸幕府が出現し、貨幣経済の進化とともに国内の経済システムが複雑、精緻化し、米や商品の需要が拡大したことから流通システムが発展した時期でもある。これにより、河川や海を使った船による水運・海運が隆盛し、三陸においても盛岡藩や一関藩の回米、仙台藩の江戸廻米や、長崎から中国へ輸出するための海産物、いわゆる俵物を回送するために新たな海の航路を生んだ」。また世界史的にみれば、植民地主義、重商主義が進む西欧社会からの影響を無視できない時代でもあった。このような動向の中、三陸沿岸にも寛永20年(1643)、現在の岩手県山田町にオランダ船が来訪したように2、西欧各国の外航船が三陸沖に現れ始めた。一方三陸の沿岸部を出航した船であるならば天候や海流などの自然現象によって漂流が生まれる偶発性をもつ。

¹ 川合彦充は『日本人漂流記』(文元社、2004)の中で、陸奥国から米が江戸へ船で運ばれた記録は元和3年(1620)が最初の記録としている。また、伊達藩が米を買い上げ江戸に改装する廻米制度が成立したのは北上川の河口付け替えが完成した寛永3年(1622)以前とみられる、と指摘している。

² オランダ船「ブレスケン号」は寛永 20 年 (1643) 5 月、日本探検を目的に現在の岩手県 山田町の山田湾に来訪し、上陸した船員が盛岡藩によって捕縛された。

これらは地震による津波とも共通する場所の偶発性があるといえ、以下、三陸沿岸の場所性に関わる観点から分析を行う。

三陸沖は列島沿いに太平洋を北上する日本海流(黒潮)と南下する千島海流(親潮)が交錯するなど、三陸の社会は地球規模の自然現象に強く影響を受けてきた地域である。生存して日本に帰国できた漂流事案だけでも 21 件を数え、難破して乗員全てが命を落とす場合や、漂着先で死亡した例はその数倍に及ぶと考えられる。(【表 1-2】「三陸に関わる漂流漂着事例」参照)

【表1-2】三陸に関わる漂流漂着事例 (注:本表は気象研究所監修『日本漂流漂着史料』地人書館、1962年刊をもとに作成した)								
No.	時期		姓名	人数	船の規模	漂流·漂着場所	積み荷	その他の特記事項【】は典拠
1	延宝元	1673	不詳	_	不詳	台湾(当時、東寧と称す)	不詳	漂流民は台湾で奴隷となり鄭経(錦舎)が解放、長崎へ送還【通航一覧】
2	宝永2	1705	百姓権八ら	6	12反帆	中国広東省海南	*	漂流中に2人、中国で3人死亡。権八は中国船で帰国。【通航一覧】
3	正徳2	1712	不詳	5	13反帆	中国広東省	*	漂流数10日、中国で2人、帰国途上に1人死亡。 【通航一覧他】
4	寛延3	1750	又五郎ら	8	16反帆	中国福建省	塩鮭、鰹 節	仙台沖にて遭難。現地で1人死亡。乾隆帝より銀 牌賜る。【南部叢書他】
5	宝暦2	1752	伝兵衛ら	13	20反帆	中国淅江省	塩鱧、等	仙台沖で暴風雪に遭遇、百日漂流。9カ月後に全 員帰国。【通航一覧】
6	宝暦2	1752	不詳	-	不詳	琉球国運天	不詳	相馬沖で大風に遭遇、首里より24、5里の運天に漂 着。【通航一覧】
7	宝暦3	1753	嘉兵衛ら	13	19反帆	台湾を経て中国広東 省惠州府	米	台湾に上陸後、広東州へ再漂着。6人病死、1人船中死。【通航一覧】
8	宝暦3	1753	善右衛門ら	15	25反帆	ルソン島を経て中国 海南島	不詳	禁を破りルソンに上陸したため、11人が中国滞在。 【長崎志】
9	宝暦3	1753	竹内徳兵衛ら	17	1200石積	露西亜属国カムチャッカ	大豆、魚 〆糟	7人が生存し、ロシアにて暮らす。生存者の子がの ちに蝦夷へ来訪。【通 航一覧他】
10	宝暦11	1761	武右衛門ら	15	24反帆	中国南通州沖	*	中国商船に救助、残り米を中国が買い上げ帰国 【異国漂流奇譚他】
11	明和2	1765	七兵衛ら	3	24反帆	安南、中国経由で 帰 国	*	安南にて常陸国磯原の3人と合流、帰国。【漂流奇談他】
12	安永3	1774	左五兵ら	16	24反帆	中国広東省潮州沖	*	中国で出会った五人を含む20人が帰国。【通航一 覧】第2章で詳述
13	天明8	1788	南部善吉ら	15	不詳	中国広東省潮州沖	干鮭	漂流約150日で広東省に漂着。【通航一覧他】
14	寛政5	1793	津太夫ら	4	不詳	露西亜国に漂着、モ スクワ訪問	材木、米	ロシア国内を回り、長崎に帰国。気候産業、刑罰、 人品などを口述【漂流奇談他】第3章詳述
15	寛政6	1794	清蔵ら	16	25反帆	ベトナム(安南)に漂 着	*	安南の首都に滞在、マカオ船に乗り中国経由で帰国【漂流奇談他】
16	寛政7	1795	不詳	ı	不詳	三か月の漂流の後,南 海の島	不詳	『漂流奇談』に記載あるも『通航一覧』に記載なし。
17	享和3	1803	継衛門ら	14	582石積	ロシア・ホロムシリ島	雪	船中8人死亡、択捉を経由して函館へ帰国【通航一 覧他】
18	文政3	1820	平之丞ら	12	不詳	南洋・パラオ島	大豆、塩 肴	パラオ島では全裸刺青の男性らに遭遇。アモイ経由で帰国【南部叢書 他】
19	文政10	1827	不詳	ı	不詳	イバタン	不詳	不詳【異国漂流奇譚集 第十編融勢丸唐流帰国記】
20	天保10	1839	庄兵衛ら	6	不詳	ホウロギボウホウ、ラ ナイ島	不詳	漂着地に60日滞在、現地人は「アロウハ」と挨拶。 【南部叢書他】
21	天保12	1841	不詳	_	不詳	ルソン	不詳	九十九里にて遭難【異国漂流奇譚集 第十二集観 音丸呂宋漂流記他】

【表 1-2】は、三陸沿岸から漂流した船・人物を一覧にしたものである。17世紀後半から19世紀半ばまでの約200年のあいだに21件が認められる3。海域における漂流案件については、かつては「異国情緒」として捉えられていた時代もあるが、荒野泰典らによって、漂流民の体験がたんなる偶発性に収まらない、近世日本における海外情報の窓口としての

.

³ 本表は気象研究所監修『日本漂流漂着資料』(地人書館、1962)から三陸の漂流事案を抽出しており、全てを網羅しているわけではない。

役割をになうようになった4ことが明らかになった。荒野は朝鮮半島、琉球、中国の東アジアを中心に漂流民の送還体制を分析し、各国と日本の外交史に位置づけている。いわば、漂流という偶発性に外交という歴史的意義を与え、その背景に東アジアを中心とする「海禁・華夷秩序」を読み解くものである。「鎖国」という閉鎖的なイメージのあった近世日本における海の概念を脱却させる視点といえる。ただし、本章で着目する三陸といった地域性ではなく、江戸幕府、近世日本という権力主体から論じている点は、本章が持つ視点と逆の立場からの論考といえる。

さて、本章で検討する「奥州仙台領小竹浜六兵衛船難風逢唐土ェ漂流書」(『徳兵衛・佐 五平渡海記録』) は、陸奥に在住する水主という一般人が海外にまで漂流し、知見を得て、 帰国し、さらに故郷に戻ってからも藩によって再吟味を受けた際の記録である。本資料は 横浜市立大学鮎澤信太郎文庫(以下、横市本と称す)に所蔵されているものを底本とし⁵、 以下、概要を示す。

横市本奥書には「荒浜出役之節写之、某清兵衛」が享和 四 年十月6、仙台領荒浜湊に出役した際この漂流記を読み、漂流民の一人であった茂七を一番陣屋へ呼寄せ「細々相尋」 ね、日本と中国との違いや「遊女町様子」など「別段面白事」のみ記し写し置いたものである旨が記されている。漂流してから約27年の歳月を経ての記録である7。

佐五平らは安永 3 年(1774)に一関藩の米を積んで石巻を出港した。それ以前の寛永 3 年(1622)、仙台藩は海運の利便性を高めるために、それまで十三濱(現石巻市北上町)であった北上川の河口を付け替え、新設した現石巻市長浜付近の新河口(『徳兵衛・佐五平渡海記録』では「石巻川口」とある)を米の積出港にした。幕府が整備した統治機構が機能し、回米の重要性が高まる中、従来陸奥国からの米は那珂湊(現茨城県ひたちなか市)から陸路と河川を用いて江戸に向かい、北浦や利根川を経て行徳(現千葉県市川市)に運ばれ江戸に入ったが、寛文 11 年(1671)には、幕命により太平洋沿岸を三崎(神奈川県三浦市)や下田(静岡県下田市)まで航行し、ここでいったん南西風を待って、反転して江戸に入港する新航路が開設されたのであった。

⁴ 荒野泰典「近世日本の漂流民送還体制とアジア」(『近世日本とアジア』東京大学出版会、1988)参照。

⁵ 本写本は横浜市立大学学術情報センター所蔵、鮎澤信太郎文庫、外題『徳兵衛・佐五平渡海記録』、内題『唐土・天竺渡海物語』の後半に収められた「奥州仙台領小竹浜六兵衛船難風逢唐土ェ漂流書」(以下、横市本と称す)である。前半には江戸時代はじめ朱印船貿易に携わりインドに渡った「天竺徳兵衛」の記録が掲載されている。

⁶ 本文には「享和四年亥十月」とあるが、「亥」の年は前年の享和3年(1803)にあたる。 また享和3年の翌年は2月11日に改元され文化年間となるため、暦の上で享和4年10月は存在しない。

⁷ なお本書末尾には蔵書印「最上漆山半沢久次郎蔵書」が捺されており、本書が幕末から明治にかけての漆山(現山形市)の豪農であった半沢二丘(久次郎)の旧蔵書であったことがわかる。また蔵書印の上部に本文内容と関係のない「三十八番リ印」という文字が小さく本文と同筆で記されている。

佐五平らはこの開設された新航路を利用し、米を無事品川に運んだが帰路に悪天候に巻き込まれ、列島沿岸を大きく離れることになり、はるか西へと中国船に救助されるまで漂流することになったのである。内容を踏まえた分析については次節で説明する。

本資料の叙述は、水主という幕藩体制下におけるヒエラルキーにおいて最も下層にあった人物の口述にもとづくものである。彼らの漂流体験が、当時にあって最先端となる外部世界の情報を会得し、幕府や藩にそれを伝える役割を担ったのである。彼らはそこで見聞した内容をみだりに口外することを禁じられたが8、最下層に位置する水主がそうした経験を持ちえたことは、身分の上下を問わず、三陸に暮らす人々の間において、これまでの陸からの認識とは異なる、海からの空間認識を涵養することになった。

幕府吟味の後、二十年以上の年月を経て仙台藩が改めて聞き書きを作成したことは、こうした知見の存在が武家社会や三陸沿岸部において、一定程度広まっていたことが考えられる。

一方で、本資料に見る漂流漂着の足跡は、列島を取り巻く海流という自然現象が三陸社会に大きな影響を与えたことを証明しているといえる。それとともに、帰国後の吟味などが幕府だけでなく地域社会においても行われたことは、異国(国際)の情報をその地域に広める役割をになった。このような三陸の場所性は自然地理的条件に大きく規定されていたが、海を通じて三陸の場所性を理解してみると、陸を通じた三陸の位置とはまったく異なる独自の空間認識が登場しているのである。

古代より「辺境」に位置づけられてきた三陸は、近世に至る経済や技術の進歩によって、海を通じた諸地域との交流を活発にし、やがて外部世界の新たな空間認識を得ることのできる場所になった。こうした海からもたらされた空間認識の拡大は、津波を含めた海からの自然現象をどう暮らしの中に包摂していったのかを考えるうえで重要である。

第2節「奥州仙台領小竹浜六兵衛船難風逢唐土ェ漂流書」の叙述と広がり

本節では、本文の叙述から、三陸沿岸にどのような情報がもたらされていたのかを検討する。本資料は、陸奥国牡鹿郡小竹浜(現在の石巻市)の六兵衛船乗組員十六名が江戸へ為登米を上納し、再び小竹浜へ戻る途中に悪天候となって漂流したが、無人島で中国船に助けられ、中国に滞在した後に帰国を果たした、約一年十ヶ月の漂流記である。

安永 3 年 (1774) 十月朔日9、六兵衛船は一関城主田村村隆 (1737~1782) の命により「為

⁸ 長崎奉行から漂流民の取り扱いを問われた幕府中枢は文化2年6月6日付で、勘定奉行の連名で次のように答申した。「前略 暫く家業にも相離候儀にて、今更在所江罷帰り候而も、他国出等も不相成候而は、暮方にも差支」(以下略)(木崎良平『仙台漂民とレザノフ』 刀水書房、1997、P.188参照)

⁹ 本日程に関して安永7年(1778)春に成立した『漂海録』(『気象史料シリーズ6 異国 漂流記続集』地人書房、1964、p.60)には「去ぬる安永三年九月」とあり日付に異動が ある。

御登米」千石¹⁰を積請け、石巻川口を出船し江戸を目指した。11月22日に上納し、27日に品川を出帆した。その後、12月6日朝に奥州岩城領汐屋崎の辺りまで到達したが天候が崩れ、船は沖に流され、およそ三ヶ月後、無人島に漂着した。しかし島に上がるために乗った伝馬船も流され、元の船にも戻れない状態になってしまった。そこに通りかかった中国の漁船に「日本人なり」と記した紙を見せ、助けられた。大陸では銭や菓子を恵まれ、筆談での取り調べを受けた後、中国福建省へ連れて行かれた。福建省におよそ二ヶ月半の滞在後、南京におよそ五ヶ月滞在し現地の生活を体験した後、唐船に乗って長崎に帰着した。その後、長崎奉行所でおよそ八ヶ月「御吟味」を受けた。その際、南京から長崎までの里数や遠近については「他言申間敷」とされた。そして安永5年(1776)8月9日に長崎を出立、豊前国内浦、長門国下関、大坂、甲州街道を経て江戸に到着し、一関藩領主の江戸屋敷に逗留した後、相馬・仙台に戻ったのである。仙台では再度、長崎奉行所で尋問された内容や中国からの帰途の様子など残らず話し、さらに「唐土」より贈られた品々を見せ、金百疋ずつ下賜されたという。本資料の最後には、中国から持ち帰った品々の一覧が記載され、当時は珍しかった「眼鏡」など召し上げられたものは注記されている。

中国滞在中の漂流民は「大将唐人」の世話をうけ、町並みや衣食住に関する風習や風俗を日本と比較し、また漂流民の一人が死亡した際には葬式と墓石が建てられた話や、同じく彼らと同郷の「奥州相馬領次郎吉船沖船頭」など五人が難風に逢い「唐土大麟国」に漂着した一行と現地で同じ宿となり、都合二十名の日本人が「扨々ふしきの出合と何れも喜悦仕」と、同郷の漂流民が漂流先で交流した記録などがある。

本資料には、陸奥出身の漁民が意図せずして中国人に遭遇した際、筆談を通じた意思疎通が行われたことや、漂流民に対し役人が「御経のさまに真字ニて書付」た文章を見せたが、「責て一字も読メ不申」と漢文が読めなかったことや、現地での生活などが説明されており、所々「日本同様」という表現が散見する。また大陸での施餓鬼供養の話や、大陸で百人一首の和歌を書いたところ手跡を求められた話など、意外な文化交流の記録もみられる。そして、安永 4 年(1775)12 月 13 日、長崎に唐船で無事到着した際は、御番所の役人が日本人のみならず「唐人」にも「外道仏」(キリスト)を踏ませた様子が記され、当時の幕府による禁教政策の一端が垣間見られる。

本漂流と同様の内容を記した写本として、横浜市立大学学術情報センターには、文化 7年 (1810) 正月付、清内書写、画工文二の『奥州仙臺領小竹浜六兵衛船難風逢唐士"漂流書』一冊がある。ともに同じ漂流記の内容であるが、本資料との大きな違いは図版が挿入されている点である。手書きで対馬と朝鮮半島の間を「四十八リ」と結ぶ線から、鴨緑江に「朝鮮中華ノ堺」と記された中国大陸の一部(「唐略図、今日清」)の地形が描かれ、所々に地名が記入された地図が掲載されているほか、本文に挿入された図として、悪天候のなか翻弄される船の様子が描かれた「難風流船龍の水巻を見て船底にかくるゝ図」、漂流民が滞在した中国福州の町の様子が描かれた「福州城之図」がある。詞書きの内容は本資料と

^{10 『}漂海録』には「御廻米七百七拾三石余を積」(前掲註9書所収)とある

漢字や仮名の使い方などに異同があったり、他方に書かれていた内容がもう一本には記されていなかったりなどの違いはあるが、ほぼ同じ内容であるといってよい。

この漂流に関する本は、通称「六兵衛船遭難記録」として複数流布している。活字本に は、もともと米沢図書館『鶴城叢書』所収の『仙台領小竹浜六兵衛船難風『逢唐士『漂流書』 がある。本資料は佐藤雄一氏が翻刻し、橋本晶編『石巻市史編纂資料伊寺水門』第二集(石 巻市市史編纂委員会、1979 年刊)に掲載されている(以下、鶴城本と称す)。鶴城本奥書 には、享和4年(1804)正月付、三十七歳の時に漂流した「茂七」の話を「荒浜陣屋詰之 節」に書写したとあるが、書写者の名は記されていない。この「茂七」は漂流民の一人で あり、横市本奥書に登場する「荒浜出役節写之某清兵衛」が聞き書きした相手と同一人物 である。さらに内容も横市本とほぼ同様の構成であることから、両書は奥書に共通する「荒 浜陣屋」の役人が書写に関わった可能性が高い。ただし、横市本の冒頭に説明されている 「為御登米」を江戸まで運ぶ行程の叙述に一部省略があり、日付に大幅なズレはないもの の横市本と一日二日の違いがみられ、そのほか説明の文章表現に所々の異同が認められる。 また、同じ漂流の内容を記述したものとして『漂海録』(気象研究所編『気象史料シリー ズ6 異国漂流記続集』地人書館、1964年刊)がある。本書の冒頭には「水主十五人、御 国へ帰着の後、安永五年十月十二日、御城へめされ、奥御対面所の庭上にて何も申上候」 と記され、仙台藩での取り調べの様子から始まっている。「安永七戊戌(一七七八)春」の 荒井盛従・富塚有義による識語には「その事実こまやかに書つとゐ画図をも加え、高覧に 備ふへきよし、平賀義雅をもて、仰を蒙り、あまさへ、宝暦初めのころ、唐土へ漂船の記、 御文匣より取出たまい、編集の一助にせよと猶もかしこき仰せありしかは、故なふせちに

「図菊田俊行墨書」とある。横市本と同様、『漂海録』も安永に漂流した記録である。しかし、安永5年に帰国した漂流のすぐ二年後に成立している点、幕府関係の調書を踏まえた記事がみられる点は横市本と異なる背景に成立したことを窺わせる。ただし、『漂海録』は漂流の時期を「宝暦初め」(宝暦年間は1751~63年)の頃としており、六兵衛船の漂流にもかかわらず、横市本と漂流の時期が異なる¹¹。

いまミ奉らんも恐れあれは、かしこまりて彼記に習ひ、今たひ漂流せし舟長なと申せし趣 きそのまゝに書綴り、且世に在ふれたる雑書の中より、此彼ぬき書をくわへぬ」とあり、

『漂海記』のもととなる記録を提示した平賀義雅(1725~1802)は仙台藩奉行であったことから、仙台藩に戻った漂流民と関わった人物であったと考えられる。また、本書の所々に「長崎御吟味有之候処」の一文が登場することから、本書が長崎奉行書で取られた漂流民の調書に、新たに解説を加えたものであることがわかる。さらに福建省をはじめとする地理に関しては西川如見著『華夷通商考』(元禄8年〈1695〉刊)を引用しているほか、中国の漁人や漁船、衣類の図、役所内の武具や橋や櫓門、弓や箭、旗や団扇の図版が加えられている。また、水主の兵吉にはさらに現地の風俗や風習、言語等について詳しく尋問し

¹¹ これはおそらく同時期に中国で遭遇した別の陸奥国出身の漂流民の記録を指していると 思われる。

た記録が続いている。これらからこの『漂海記』の内容は「六兵衛船遭難記録」に関する詳細な報告書として位置づけるられる。しかし、漂流に関する正確で詳細な記録のみならず、漂流の体験が当時の人々の間でどのように受容されたかについては、むしろこれらの漂流記がどのように写され展開するのか、という点から考察することができる¹²。

本書文末に「面白事」を編集した旨が記されている点は、当時の人々がどのように中国と自分の故郷とを比較していて見ていたか、その後、幕末から明治にかけて山形県漆山の半沢家に伝来したことからも、漂流民の体験を通じた異文化理解の過程を明確にする資料と解釈できる。

第3節 三閉伊一揆からみる三陸における海の空間認識

第3節では三陸沿岸で生業を持って暮らす農民や漁民などが、自らが統治を受けている 盛岡藩領という空間の認識を乗り越え、仙台藩領も含めた三陸一帯を舞台に行動した一揆 について考察する。近世における一揆の中で最大規模にして、一揆参加者の主張が政治権 力に受け入れられることに成功した三閉伊一揆は、参加した漁民たちによる海という空間 把握と利用なしには成功しえなかった¹³と考えられている。

三閉伊一揆は弘化4年(1847)と嘉永6年(1853)の2度にわたって、盛岡藩内の三陸沿岸にあった野田通、宮古通、大槌通の3地域¹⁴の農民や漁民などが引き起こした一揆である。一揆は、三陸地域で行われていた鉄生産や海産物を対象にした重課税に反対する目的で行われた。弘化の一揆では、12,000人の参加者は藩内の遠野を治めていた遠野侯へ強訴し、遠野侯の斡旋で目的を達したためいったんは収まった。しかし、その後盛岡藩が一揆の首謀者などを弾圧したため、嘉永6年に再び一揆が引き起こされたのである¹⁵。

嘉永の一揆では 3 月から 6 月にかけて、一揆の参加者は野田代官所を襲撃したのち、16,000 人が釜石に集結した。このうち 6,500 人が仙台領の唐丹村へ越境した。その後、逃亡者や帰郷者も出たがおよそ4,000 人が唐丹に9日間滞在した¹⁶。唐丹に残留した参加者は、仙台藩主に対し助命とともに、三閉伊地域を幕府領とするかもしくは仙台藩領とするよう 嘆願した。このため仙台藩は嘆願の理由を問いただしたところ 49 箇条の具体的な要求が出

¹² 高橋公明は海に関する史料が「海に関わる人間について、陸から見た視点で描写している」つまり海が語られる際、領域意識をもつ権力主体からの視点である点を指摘する。 「海域世界の交流と境界人」(大石直正他編『日本の歴史14 周縁から見た中世日本』 講談社、2009)参照。

¹³ 羽原又吉『日本漁業経済史中巻二』岩波書店、1954、pp.619-620。

¹⁴ 当時の盛岡藩は藩内10郡580村を33の通という行政区域に分けて統治していた。野田、宮古、大槌の3通を「三閉伊通」と呼称していた。

¹⁵ 三閉伊一揆を語る会編『三閉伊一揆たのはた史跡・事跡探索ガイドブック』田野畑村教育委員会、2007、p.4。

¹⁶ 参加者数は諸説あり、千葉茉耶は唐丹村に赴いた参加者を8,000人としている。(千葉茉耶「嘉永六年三閉伊一揆の本質」、日本歴史学会編『日本歴史』794、2014.7所収)

されたという17。

一揆を主導した主立った者を仙台に移送し、事情を聴取した仙台藩は盛岡藩に一揆側の要求を伝達した。仙台藩からの勧告を受けた盛岡藩は49箇条のうち31箇条について受け入れたため、一揆の首謀者たちは無事帰国することになった。しかしその後盛岡藩は前言を翻し、課税強化を行ったため、三度目の一揆が計画された。事態を重視した仙台藩は内々の処理をあきらめ幕府への働きかけを始めたことから、盛岡藩も一揆側の要求を受け入れ、事態は収束した¹⁸。

この三閉伊一揆は幕末の歴史における黒船来航と並ぶ「転換点¹⁹」という指摘がある。また森嘉兵衛は三閉伊一揆を「わが国近世に発生した百姓一揆中最大のものであった。それは単に規模の点だけではなく、その高い政治意識、その組織・戦術、その効果の点においてもあまり例を見ないものであった²⁰」と評価している。こうした評価は一揆の行動や要求内容などの分析によっているが、本節では漁民や流通に携わる人々が一揆に加わったことによって、空間認識の広がりがもたらした視点から以下、評価する。

漁民が主体となって企てられた嘉永・弘化の三閉伊一揆が、盛岡藩への徳政を求めずに、 仙台藩か幕府直轄領への帰属を要求した中には、土地そのものに縛られない、むしろ(それが誰の支配域であろうと)土地は海における生業を営む「権利」の源泉であり、権利の 所在するところであるという海の空間認識が背景に考えられる。

当時の三閉伊地域は、米作には不向きであったが、鉱山や製鉄、鋳物、木炭、木材、海産物、塩などを産し、これらを牛馬などによって盛岡藩内に流通させる産業経済が進んだ地域である²¹。つまり田畑という陸の土地に縛られない、空間認識を持っていたと考えられる。千葉は「三閉伊通から一番近い最大の市場、交易先は仙台であった。田畑がなくとも成り立つこと、それが仙台でも可能だという認識を三閉伊通の人々が持っていた²²」のではないか、と指摘している。つまり海からの漁獲物も含めた商品の流通によって、さらには海上交通の利用によって、内陸部における農民などとは異なる三陸の海辺部独自に生じた空間認識の表れとして、弘化・嘉永の三閉伊一揆をとらえることができるのである。

おわりに

米に代わる収税物として政治権力から認められてきたのが、海における生業として魚介 海藻類を収穫することであった。それらは米に代わって貢納することが求められた²³。古

¹⁷ 岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程』塙書房、1970、pp.222-223。

¹⁸ 前掲註17書、p.223。

¹⁹ 前掲註16書、p.17。

²⁰ 森嘉兵衛『南部藩百姓一揆の研究』法政大学出版局、1974、p.423。

²¹ 近世においては大槌の前川家など集約的組織的な漁業を進む一方、これらを商品化する ための流通網の整備も進んでいた。(瀧本壽史、名須川溢男編『三陸海岸と浜街道』吉 川弘文館、2004、pp.71-119)

²² 前掲註16書、p.20。

²³ 拙稿「漁業権の形成と宮城県水産業復興特区政策:東日本大震災を契機とする漁民と公

代から続いたこうした政治権力と漁民の海をめぐる関係は、近世の江戸幕府における幕藩体制下においても基本的な枠組みは存続した。地方大名の盟主として江戸という「中央」から全国を統治した徳川幕府は、これまでの統一政権よりも強力な全国支配を行った。海における秩序の維持は地方大名にのみ任せることなく、いわば全国共通の規則をもって管理した²⁴。具体的な「徴税」や漁業政策は各地の大名に委ねられたが、遭難船の保護は各藩共通の義務とされ²⁵、外国との自由な通商交流の制限²⁶にともなう扱いを決めている。接岸域においては藩政の力が及んだものの、沖に出れば「公海」にも似た空間概念が存在したと考えられる。この徳川治世下の三陸を考えるときに2つの視点が必要である。川勝平太は、ひとつは14世紀から16世紀までの300年間という、日本が海洋に進出した時代があったこと、もうひとつは徳川政権が進むに従い、中国の華夷秩序を取り入れ「徳治モラル・ポリティクス」²⁷が発達した、と指摘している。

古代より「中央」の政治権力は列島内の軍事的、政治的統一、さらには「ヤマト民族」 意識による統一、すなわち「日本」の成立を目指してきた。「日本」からの支配を受けた三 陸は、列島内における陸の空間認識としては「辺境」とされ続けてきたといえよう。近世 においても地誌に三陸の叙述は少なく、先に示した『人国記』などの風俗を記した内容は 事実に即さない、侮蔑的な描写すらみられる。こうした記述にも先に指摘した「華夷秩序」 の影響がみられるのではないか。

海からみる三陸は、陸からみる三陸とは異なる空間の広がりを見せる。漁業を営む権利の歴史的な形成過程もあわせると、陸からの支配を意識した視点のみで三陸を捉えるのではなく、海からの視点で三陸を捉えることが不可欠である。よって、「海の三陸」抜きに、三陸と公権力が統一を目指す空間としての「日本」との関係を考察するのは不十分である。

網野善彦は「農村よりも漁村・山村、政治・経済の中心よりも「辺境」に、こうした自由が生きていたと思われる」²⁸と述べている。網野のいう「自由」が三陸の全域にあったとは考えづらいが、「辺境」であり「海」を取り込んだ空間であればこその、三陸の独自性を見出すことができる。

権力をめぐって」(『横浜市立大学国際文化紀要』21、2014)に詳述した。

²⁴ 江戸幕府は海上交通の規則として、1592年(天正20)に豊臣秀吉が定めた「海路諸法度」を慣用法として踏襲した。

²⁵ 江戸幕府は元和7年(1621) に海難事故における救助などを定めた3か条を西国に命じた。 さらに寛永13年(1636) には全国の浦を対象に高札をもって通達した。

²⁶ 江戸幕府は寛永16年(1639) にポルトガル船の入港を禁止してから、寛永7年(1854) の 日米和親条約締結までの間、外国との自由な往来、貿易を制限する海禁政策を採った。

²⁷ 川勝平太『文明の海洋史観』中央公論新社、1997、p.9。

²⁸ 網野善彦『増補 無縁・公界・楽』平凡社、1996。

第3章 世界における三陸という海域の「発見」

はじめに

されたことを明らかにする。

第1部では三陸を含む東北が古代以降誰によって、どのような空間として認識されてきたか、検討を進めてきた。第1章においては、主に中央の公権力による認識を史料として残る叙述から分析した。そこに見られる「辺境」としての東北像、さらにその最奥部としての三陸に対する空間認識は、公権力が基盤とする陸からの視点による認識と考えられた。続く第2章においては、近世に入って、コメを中心とする農業のみならず、海産物や商品性の高い作物、鉄などの工業生産物の産出が三陸地域で進み、それら商品需要のある生産物の流通という市場経済の進展によって、海を含めた三陸空間の把握が、主として生産に関わる地域の一般の人々によってなされたことを示した。第2章で検討した海上交通を担う水主の漂流とその後の知見の回収、農民や漁民が起こした大規模な三閉伊一揆はそうした新たな空間の把握をもたらし、そうした空間認識なしにはなされなかったと考えられる。第1部の最後となる第3章では、こうした海から三陸をとらえる空間認識が、三陸出身の漂流民の帰国や、貿易や食糧供給地の必要に迫られた産業的要請に基づく、帝国主義下

具体的には、ロシア極東地方に流れ着いた三陸出身の漂流民、津太夫 (1744~1814) らが、日本へ帰国するため陸路ロシア帝国を横断し、バルト海を臨むクロンシュタット港から世界一周の航行を経て、長崎へと帰国した経路を描写した横浜市立大学所蔵「世界図(仙台漂民津太夫らの航跡図)」(以下、「世界図」と称す)を主な分析対象とする。また、その経緯を三陸の故郷に戻って聞き書きされた『流舩帰国物語』及び仙

のヨーロッパやアメリカなどの外国船の日本近海への出没によって、公権力の中にもたら

「世界図」は津太夫らがロシアの市井社会で買い求めた世界地図を元に、長崎まで同行したロシア人船員が、ロシア出港から帰港までの航路を教示し同地図上に書き記したものである(もしくは模写したものに描画した)¹。一方『環海異聞』は仙台藩医、大槻玄沢が津太夫らを事情聴取した際に聞き取り書きとして作成したもので、いわば仙台藩の公式報告文書である²。津太夫らはロシアから帰国と同時に、様々な知見を江

台藩への報告書『環海異聞』を用いながら分析を試みた。

.

[「]鮎澤信太郎「ロシア使節レザノフの将来した地図」(『日本歴史』173、1962) p.77。

² 本稿では池田晧訳『環海異聞』雄松堂、1989 を参考にした。同書は宮内庁書陵部所蔵本を底本とした。宮内庁本の奥書には、文化7年(1810)に坂立節が筆写したものを、文政11年(1828)に小柴直裕が借り受け、筆写したとある。池田は小柴を内閣文庫内に同名の写本が多数あることから「幕府の書記役」と考察している。横浜市立大学所蔵の『環海異聞』は全15巻中9巻ある。市大本は大槻の原本を文政4年(1821)に長岡藩の安田正直が写し、それを文政7年(1824)中嶋永豊が筆写、さらに弘化2年(1845)に培達堂生碧が写したものを嘉永6年(1853)に毛利某が写した、とある。『環海異聞』作成の経緯は池田晧訳『環海異聞』雄松堂、1989、pp.1-20において、大槻玄沢が「序例付言」として記している。

戸幕府にもたらしたが、その中には「ロシア帝国全図」(横浜市立大学所蔵)³も含まれている。本章では、「ロシア帝国全図」とこの地図の日本語翻訳版である「露西亜本領図」(横浜市立大学所蔵)の分析・比較も補足的に行う。

以上から、日本への航海事業を進めたロシア政府が保有したロシア最高度の当時の空間認識と、津太夫らが市井で求めた「世界図」に凝縮された市民社会における世界空間認識の較差も考察する。これらの資料比較によって、世界一周という日本人初⁴の知見を得た三陸出身の水主である津太夫らが、どのような空間認識を会得していたのかを、明らかにする。

これらの地図を分析する上で用いる資料とする、若宮丸の水主、津太夫ら四人が残した口述書が挙げられる。一編は仙台藩の名によって作成された『環海異聞』、もう一編は、若宮丸の船主平之丞が帰国した津太夫から聞き取りを行った『流舩帰国物語』5であり、もう一編は津太夫とともに帰国した水主儀兵衛(平)が自筆した『難風被吹流諸往来』6の三編である。このうち『流舩帰国物語』は、津太夫らが日本に帰国し、その後仙台藩領内の出身地・寒風沢(現在の石巻市)に戻ったあと、船主の平之丞にあてた「報告書」とされる。つまり地元三陸に残された叙述である。

また、ロシア人による記録も着目したい。津太夫らを日本に運んだロシア軍艦「ナジェジダ号 (Надежда)」(日本語訳で「希望」を意味する)の艦長、クルーゼンシュテルン (Adam Johann von Krusenstern: Иван Фёдорович Крузенштерн/1770~1846)が記した航海記『世界周航記』は、世界各国で翻訳され、広く日本事情を伝える文献である。そのオランダ語版を日本語訳した書として、『奉使日本紀行』があるが、幕府の通詞青地盈(1775~1833)と天文方高橋景保(1785~1829)によって作成された7。つまり『奉使日本紀行』の存在は、「ナジェジダ号」に乗り込み、津太夫らと同時に世界一周を体験したロシア海軍軍人の記録といえ、日本人水主といわば同時期に同じ海を経験した記録が残されているのである。ロシア人と日本人の海事従事者両者による記録の存在は、同じ条件のもとで世界という空間を、さらには三陸沿岸や江戸湾周辺を含む日本近海という海域空間どのように把握していたのか、その違いを明示するものである。

また両者の叙述の比較は、作成主体によって異なる空間認識やその表象化、場所性

³ 「ロシア帝国全図 (ГЕНЕРАЛЬНАЯ КАРТА РОССІЙСКОЙ ИМПЕРІИ)」から、邦語翻訳された「魯斎亜本領全図」が作成された。両地図の表象に関する分析については松本郁代・龍崎孝「近世三陸における領域と境界 (2)」(『横浜市立大学論叢』66-2、2015)参照。

⁴ 木崎良平『仙台漂民とレザノフ』 刀水書房、1997、pp.191-192。

⁵ 『流舩帰国物語』は漂流民・津太夫らが帰国後、故郷の寒風沢(現在の塩釜市)に戻った際に船主の平之丞に体験を報告した際の聞き書き。写本は横浜市大所蔵。

⁶ 木崎良平『漂流民とロシア』中央公論、1991、p.97。

⁷ クルーゼンシュテルン著、青地盈訳、高橋景保校訂『奉使日本紀行』叢文社、1979、pp. 13-30。

の較差を導くことができるのではないか。また、それぞれの空間認識の較差は日本という国の境界をどのように捉えるのか、という空間認識から派生するものである。ここでは、近世に作図された地図に描かれた日本の表象から境界にかかわる当時の認識を読み取るとともに、こうした領域認識に少なからず影響を及ぼしたと考えられる地先航法を主体とする江戸期の航海法についても検討したい。

第1節 近世日本の境界認識

(1) 若宮丸水主たちの帰国

文化元年(1804)に長崎に入港し、江戸幕府にロシア全土の図(「魯斎亜本領全図」)をもたらしたロシア政府の通商交渉使節レザノフ(Nikolai Petrovitch Rezanov:Николай Петрович Резанов/1764~1807)は、首都サンクトペテルブルクから津太夫ら4人の日本人漂流民を伴ってやってきた。4人は三陸沿岸、仙台領塩釜の出身で、石巻から江戸へ向かう米廻船「若宮丸」(八百石積み)に水夫(以下、水主と称す8)として乗り込んでいた。三陸沿岸域では第1部第2章「近世三陸の海における境界と領域」でみたように、近世江戸期において二一件の海外への漂流漂着事案が起きている。事案はいずれも、生存して帰国した事例であり、漂流中に死亡もしくは漂着後死亡した例は、帰国することの尋常ならぬ困難さを考えると、その数は数百倍以上あったと考えられる9。

津太夫らはレザノフと幕府との通商をめぐる交渉下において、長崎に半年あまり留め置かれた。幕府は当初、漂流民の引き取りをロシア側に申し出たが、漂流民の帰国を幇助し受け渡すことを日本との通商交渉の材料にしようという、ロシア側の意図もあって、ロシア側が日本への即時引き渡しを拒んだ。このため、4人の漂流民のうち一名が自殺未遂事件を起こしている10。その後通商交渉が決裂したため、翌年3月、ロシアへ帰国するレザノフら一行の離日を受け、ようやく4人は日本側に引き渡され、キリスト教改宗の有無などの吟味を受けた。その後、生国の仙台藩士に引き取られ、同年12月、江戸において藩主伊達周宗に拝謁する。この折に、仙台藩の藩医大槻玄沢(1757~1827)らによって3か月近く口述筆記による記録を取られた。この記録が玄沢による『環海異聞』として翌文化4年(1807)年にまとめられた11。大槻玄沢は、桂川甫周(1751~1809)が大黒屋光太夫か

⁸ 津太夫ら漂流民からの聞き書き書である『環海異聞』巻の一において、津太夫ら生存者 四人の人定について、在所、父親の名、職業(身分)、名前、生年、年齢を記しており、 その職業を「水主」と記している。

⁹ 小林茂文は「漂流はおそらく世に知られるものの数百倍もの例があったものと思われる」 と指摘したうえで、「漂流こそが、民衆が外国にふれうる唯一の機会であった」とし、漂 流記から民衆の「対外意識」や「日本」認識を読み取ることが可能として指摘している。 (『漂流と漂着:海と列島文化別巻』収録、小林茂文「漂流と日本人」、小学館、1993、p.94)

¹⁰ 前掲註 4 書、pp.167-182。

¹¹ 大槻玄沢、志村弘強著、池田皓訳『環海異聞』雄松堂出版、1989。

ら聞き書きした『北槎聞略』(1794年刊)を読み¹²、光太夫からも直接話を聞くなどしてロシア事情の会得に努めていた。そのため、津太夫らの口述内容と『北槎聞略』との差異などを、光太夫に確認しながら書き進めており、『環海異聞』もまた、当時のロシアの国情を知る重要な資料となっている。特に、津太夫らはサンクトペテルブルクからの帰国にあたり、英国海域から大西洋を渡りブラジルへ寄港した。その後ホーン岬を回って太平洋を横断した後、カムチャツカにたどり着いており、漂流経験と合わせると、日本人として初めて世界一周を行い、その知見を持ち帰ったのである。『環海異聞』はロシア事情だけではなく、世界情勢の一端を知る最先端の「情報集」であり、三陸の水主、つまり一般民によって幕府中枢までもたらされたのでもあった。

また、レザノフが搭乗した「ナジェジダ号」艦長のクルーゼンシュテルンはカムチャツカから長崎までの航路の状況を記録し、かつ九州沿岸を測量し、岬などの公海上主要と判断される地点には命名しながら、長崎港へ入港している。クルーゼンシュテルンはサンクトペテルブルクから日本を経て帰国するまでの記録を『世界周航記』¹³として著した。そのオランダ語版を翻訳したものが『奉使日本紀行』¹⁴である。天文学者の高橋影保(1785~1829)がドイツの医師シーボルト(Philipp Franz Balthasar von Siebold: 1796~1866)から1826年に入手し、蘭学者の青地林宗(青地盈: 1775~1833)が翻訳している。

(2) 近世日本の航海と日本の領域

津太夫らが出帆した仙台藩領石巻は中世以前から、東日本の海上交通の要所として開けていた。北見俊夫はヤマトの影響力が北上していく中で、海上交通の難所である牡鹿半島・金華山沖が伝播の障壁となり、その手前の石巻周辺に海上通航圏が形成されたのではないか¹⁵、と指摘している。つまり海上を利用して北進してきたヤマト影響下の人的物的交流は、難所の手前である石巻周辺でいったん『吹きだまり』のように停滞し、その後陸上では北上川を遡る船運を利用する形で東北内陸部に浸透し、海側は万国浦から女川に抜け、海沿いに本吉郡、気仙郡へと北上する、二股に分かれて伝播していった、と考えられる。海沿いでの伝播は、『続日本紀』の中に現在の宮古市と見られる地域の「海道の蝦夷」が、朝廷へ貢献する海産物の集積について、朝廷に要望を行っている記述があることからも推察できる¹⁶。海上交通を利用できる沿岸部においては、ヤマトの影響力は陸上に比べて進

^{12 『}北槎聞略』(亀井高孝校訂、岩波書店、1990)

¹³ 正式には『1803~6 年、ナジェージダ、ネヴァ両号による世界一周航海記・付録アトラス』というロシア語版は 1813 年にペテルブルクで出版された。その後イギリス、オランダ、フランス、スウェーデン、デンマーク、イタリアの各語で翻訳されている。(『奉使日本紀行』p.13)

¹⁴ 前掲註7書

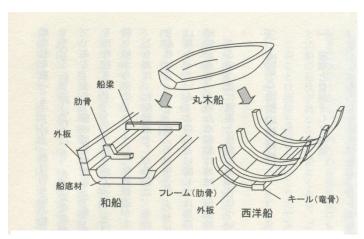
¹⁵ 北見俊夫『日本海上交通史の研究』法政大学出版局、1986、pp.208-209。

¹⁶ 『続日本紀』霊亀元年(715)10月29日条に「陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言。 親族死亡子孫數人。常恐被狄徒抄略乎。請於香河村。造建郡家。爲編戸民。永保安堵。 又蝦夷須賀君古麻比留等言。先祖以來。貢獻昆布。常採此地。年時不闕。今國府郭下。

捗していたのではないかと考えられる¹⁷。

近世に入って、江戸が一大消費地になると東北諸藩による江戸への回米の必要性が高まり、石巻は江戸へ米を運ぶための集積地となった。難所の牡鹿半島・金華山沖での航行を避けるため、仙台藩によってそれまで牡鹿半島北側付け根部分にあたる追波から太平洋に注いでいた北上川の河口が牡鹿半島南部の石巻へと付け替えられたことにより、牡鹿半島・金華山沖を航行する必要がなくなったため、一層の隆盛を極めた¹⁸。しかし日本海流と千島海流がぶつかる三陸沖と、江戸湾口に位置する房総半島から三浦半島の間で起きる日本海流の逆流現象は複雑な潮流を生み、江戸への入港を目指す東回りの廻船にとって相変わらず避けがたい二大難所であった¹⁹。加えて冬期の西からの季節風によって海が荒れると難所における遭難の可能性は高まった。本稿で扱う津太夫らも11月27日に石巻を出向し、江戸へ向かう途上の12月2日には船の楫を折られて三陸沖で遭難し、その後6ヶ月近く漂流することとなった。

三陸出身者を乗せ、三陸の地域から出港し漂流した事例は江戸期の間に21例あるが、これらはいずれも江戸へ向かう廻船であり、和船である²⁰。漂流を引き起こした理由として、前述した海流や冬期の季節風の他に、和船の性能と航法があげられる。こうした当時の航海能力は、日本の沿岸からどの程度距離を置いたところまで日本船による制御された航海が可能かを示すことになる。それは同時に



【図版 1 - 8】和船の構造 (『伝統的和船の経済』[濱田: 2010] p.17 より引用)

日本という国の公権力が海上における権域をどこまで及ぼすことが可能なのか、つまり領域の上限を示すことになるだろう。

相去道遠。往還累旬。甚多辛苦。請於閇村。便建郡家。同百姓。共率親族。永不闕貢。並許之。」とある。「閉村」は現在の岩手県上閉伊郡や下閉伊郡の海岸部を指す(瀧本壽史他編『三陸海岸と浜街道』吉川弘文館、2004、p.56)との見方と、宮城県牡鹿郡、桃生郡とする説(直木孝次郎他訳注『続日本紀』1、平凡社、1986、pp.194-195)と両論あるが、いずれにしても石巻から北上した海岸部にヤマトの影響が及んでいることがわかる。

- 17 東北地方中央部における蝦夷のヤマトへの抵抗は9世紀初頭の、坂上田村麻呂による蝦夷征討まで続いており、いわゆる海岸部の「海道の蝦夷」の貢納と時代的遅れがある。
- ¹⁸ 近世における東回り航路と漂流の誘発については松本郁代・龍崎孝「近世三陸の海における領域と境界(1)」横浜市立大学学術研究会『横浜市立大学論叢』66-2、2015、p.175。で詳述した。
- 19 前掲註 15 書、pp.214-216。
- 20 第1部第2章「近世三陸の海における境界と領域」第1節の【表1-2】参照。

さて、和船は船底 材と外板をつなぎ合 わせ、船梁と肋骨で 強度を保つ構造的に水 を保つ構造的に水 を 性に乏とを受けると 行不能に陥ることが 多かった。【図版1-8】²¹。また一千石積 み級の和船(弁財船)

では楫が六畳近くの大きさにな るが、水深の浅い日本の港に対

【図 1 - 9】近世の漂流先と件数([小林:1993] p.111 より引用)

応するため引き上げ可能な構造になっていた。このため強い追波を受けると楫の羽板がばたつき破損することがあった 22 。楫の損傷によって制御不能になった船は安定性を欠くため、荒天時にはやむを得ず帆柱を切って転覆を避けるが、帆と楫を失い航行不能になった船は、どこかの陸地に漂着するほかなかったのである。航行不能になった上に、冬の西風を受けた漂流船はアリューシャン列島やカムチャツカ半島、千島などの北方域に漂着するケースも少なからずあった【図版 1 - 9】 23 。

一方で廻船に乗り組んでいた船頭や水主たちはどのような航海法を用いていたのか。江戸期には長崎にオランダからの外航船がたびたび入港しており、1800年代には海運学者によるオランダ航海術の研究がなされていた²⁴。しかし、一般に取り入れられることはなかった。さらに北見は、江戸期までに和船の航海術として村上水軍の系統による『航行要術』をはじめとする航海術本が存在しているが、廻船の船乗りたちがこうした「航海書を読むことさえしなかったのがほとんどである」²⁵と述べており、水主たちは代々継承されてきた地域の経験的な知見をもとに沿岸域における航海を行ってきた。そうした航法が「地乗り」と「沖乗り」である。「地乗り」は山や岬、島嶼、大木などを目当てに、現在位置を確認する、いわゆる「山アテ」によって航海を行ってきた。この場合、おおむね海岸線から3里

²¹ 小林茂文「漂流と日本人」(『漂流と漂着:海と列島文化別巻』収録、小学館、1993、p.111)

²² 前掲註 21 書、pp.98-99。

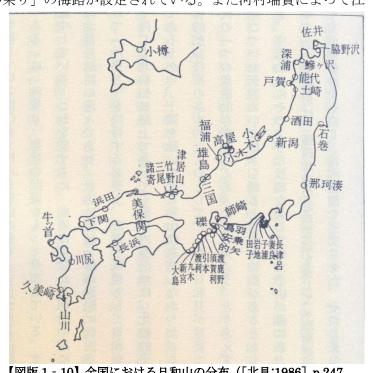
²³ 前掲註 21 書、pp.111-112

²⁴ 当時の海運学者本多利明は 1804 年に『渡海新法』を著した。この中で「船中悉皆不案内ナレドモ、杳ナル万里ノ大洋ヲ乗越、芥子一粒程ナル長崎ノ港ヲ的中セズトイフコトナキハ不審スベキ頂上ナリ」とその航海術を評価し、航海法を要約している。しかしこうした航海術書は特定の人々のみ知るところで、一般に利用されることはなかった。(前掲註 15 書、pp.227-228)

²⁵ 前掲註 15 書、pp.229-230。

離れると、船は帆以外が見えなくなるといわれてきた²⁶。「沖乗り」は主要な港で天候や潮の状況を見合いながら「風待ち」し、状況の整ったところで港と港の間を最短距離で航行する方法である。16世紀には日本海側には能登-佐渡-栗生島(栗島)-飛島-戸賀(男鹿半島)-十三(十三湊)という「沖乗り」の海路が設定されている。また河村瑞賢によって江

【図版 1 - 10】²⁸によれば、 東日本の太平洋沿岸部にお いて天候の判断を行う「日



【図版 1 - 10】全国における日和山の分布([北見:1986] p.247 より引用)

和山」は石巻と那珂湊の2カ所である。北見は「日和山」について「風と海流を頼りに乗り切る帆船時代の慣習的航海術の基本的なものとして、いかに日和山が重要であったか、そうした意味において、日和山は帆船航行時代の一つの象徴的存在であったといえよう」と述べている²⁹。「地乗り」は陸地を確認するので安全に思われるが、陸からの突風によって船のコントロールを失い岩礁などによって破損することが「沖乗り」より多く、一方で陸影を確認しない「沖乗り」は風向きによっては陸から離れて遭難し、漂流する可能性が高かったのである。

いずれの航法にせよ、当時の海上交通の専門家である船頭や水主をもってしても、海上

²⁶ 柳田国男は「なぞとことわざ」(『定本柳田國男集第二十一巻』、筑摩書房、1970、pp.71-148)の中で「必要な生活の知識」として「帆かげ三里」(船の帆だけしか見えなくなる)、「船かげ三里、帆かげ七里」(帆や船かげが全く見えなくなる距離)として紹介している。またこの中で、三陸沿岸の気仙地域のことわざとして「秋の北風春南」の諺を紹介している。これは船乗りが最も危険視する西南から吹く風に変わりやすいことを注意喚起したもので、「すなわち西風が吹くと帰ってこられないからである」と注釈している。

²⁷ 前掲註 15 書、pp.239-240。

²⁸ 前掲註 15 書、p.247。

²⁹ 前掲註 15 書、p.248。

における制御された航行によって得られる空間把握は、「山あて」の可能な指標となる山や岬などが確認できる航行範囲であろう。例えれば、柳田國夫の収集した諺「帆かげ七里」というのは、一般的な近世日本の海における「境界域」を言い表しているといえるだろう30。

(3)「世界図(仙台漂民津太夫らの航跡図)」におけるロシアの空間認識

世界一周を行って帰国した津太夫ら一行は、その経路を地図に書き残していた。横浜市立大学所蔵「世界図(仙台漂民津太夫らの航跡図)」【図版1-11】である。

大槻玄沢による『環海異聞』には、この世界図に関わると思われる記述として「序例付言」に次のように記している。

「本船日本渡海の海路、右の世界図中に、別に朱線を引き、日暦を記せり。これ彼の船中、 下案針役の某なる者、長崎在留中、漂客等の為に記して送る所なりと云ふ。右の模図中に は、尤も併せ写して奉れり」

(ロシアの本船が日本へ渡海した海路は右の世界図の中に、別に朱線を引き日歴を記している。これはかの船中の按針役であった某なる人物が、長崎に在留中に漂客のために記して贈ったものであるという。そこで右の模図の中に併せて写して奉呈しておいた³¹)

横浜市立大学所蔵「世界図」の添え書きには、収集した鮎澤信太郎氏の注釈として、以下のように記されている。

携来りし世界図を、長崎滞留中見懸って曰、各通船の道筋を覚へたりやと。我々共答えしは数千万里の事、更に不覚といひければ、上陸帰国の後、人々尋ねる事有ても当惑すべしとて、海路を朱引して与へたり、此万国図は、彼都にて銀四枚にて求めたりと。(環海異聞・漂流奇談全集本、p.684)

本図は、各地域を色分けし、アメリカがオレンジ、南アメリカがグレー、ヨーロッパが 紅、アフリカが黄、日本を含む中国・インド・オーストラリアが青、ロシアが緑とそれぞ れの色に分けられ、赤道が朱の実線、航路として黒の点線と朱の点線の二種類が示されて いる。

同図の識語には次のように記されている(以下、翻刻にあたり読点を任意で付した)。

此図彩色ヲ以テ五大州ヲ分ツ、

一 萌黄 紅色 黄 此三色之分ハ魯西亜所領ノ国々ナリ、 但シ萌黄色ノ国ニハ、耕作ス此トイヱドモ、一切熟ゼス、

³⁰ 前掲註 26 参照。

³¹ 前掲註 11 書、p.11。

黄色ノ国々ハ、耕作怠ラザレハ、雑コクノルイカナリニ生ズ、 紅色ノ国々ハ、穀類コヲサクスルニ豊饒ノ地ナリ、最北ノ方ハ 熟スルコトカタシ、

- 一 墨色ノ乗筋ハ、魯西亜ヨリノ日本国へ乗来ルノ舩路ノ印ナリ
- 一 朱ノ乗筋ハ、日本長崎ノ津出帆、日本ノ地方ヲ離レ、朝鮮ト日本ノ間ヲ乗リ通リカムシカツトカへ渡リ、夫レヨリ日本ノ東南ヲ乗リ、廣東・東印度・亜弗利加海ヲ周リ、ヲロシア本国へ帰ルノ舩路ナリ

右者、魯西亜人共帰国ノ者トモノ物語ナリ、 添田安節亭蔵乞需写、 一台吉蔵

本図は色分けされた世界地図を配置したうえで、ロシアから長崎までの帰国の航路を黒点線で示し、津太夫らを長崎に送り届けたロシア船の帰国の経路を朱点線で示している。 帰国の航路は、ロシア船のオフィサーなどから津太夫らがあらかじめ聞き知っておいたものと考えられる。また、大陸ごとに色分けした各地域における穀物の生育に適しているかどうかを論じている。

このほか、ロシアと長崎の間に通過する地域と地域を結ぶ距離も、以下のように記されている。出発点の「ベートルスベスク」とは地図に「ヲロシヤ国府」と記されており、首都ペテルブルクと考えられる。ロシアと日本の間の各地点における航行の距離が明示されるということは、ロシアと日本の航行を前提にした地図であることがわかる。

自ベートルスベスク至テー子マルク五百里程自テ・子マルク至アンゲリヤ六百里程自アンゲリヤ至カナリヤ二千里程自カナリヤ至ブラジリーン三千里程自ブラジリーン至マルゲーサ四千里程自マルゲーサ至カムシカツト三千里程自カムシカツト至日本長崎千里程

鮎澤氏は横浜市大所蔵図について、『環海異聞』に掲載されている「漂民航路図」と図形内容がほとんど一致することから、同一の原画から描かれたもの、と述べている32。

同地図は按針役から贈られたもの(原語で書かれていたものと考えられる)を、さら

49

³² 前掲註 1 書、p.75

に日本語に翻訳したものであるが、当時のロシアの海軍関係者における、世界空間の認 知の度合いを一部なりともくみ取ることは可能であろう。

ここで考察したいのは、地図に掲載された地名についてである。この中で用いられている地名表記には日本語のほか、ロシア語名、さらに英語名等の地域が混在している点である。原本はロシアの按針役(航海長)が付与したものであるから、ロシア語表記と考えられる。現代のロシアでは、日本語のカタカナと同様、外国語をそのままロシア語のキリル文字で表音どおりに記載するため、ロシア語の地図にも英語表現がそのまま地名として残っている可能性が高い。その地図を和訳した「世界図(仙台漂民津太夫らの航跡図)」は、日本語圏、ロシア語圏、英語圏の世界における空間の認知が混在して描画されていると考えられる。

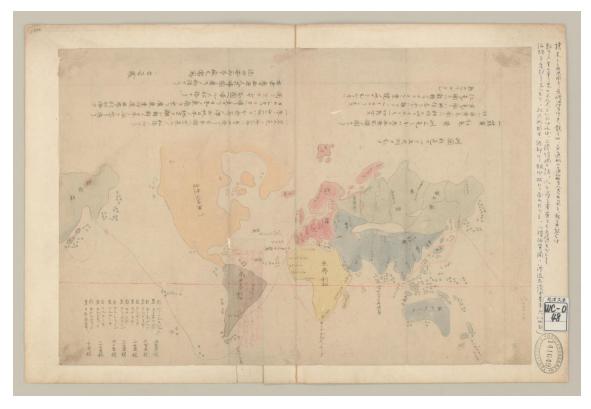
日本周辺においては【タイワン】【ルソン】【高麗】【支那】などの日本の中ですでに知見として得られている地名が表記される。ジャワ島は【新オランダ】と表記され、交流のあるオランダの「植民地」としての認識が表記に現れている。一方アフリカにおいては英語圏で用いられる地名が表記される。特別なのは南アフリカの喜望峰で、【カープデルグィホーグ】とカタカナ音が表記されている。1800年初期にはケープ植民としてイギリスが植民地化していた33が、オランダ系入植者のいわゆるボーア人が用いたアフリカーンス語の〈Kaap de Goede Hoop〉の音訳と考えられる。大西洋から太平洋中部では英語圏の表記がそのまま使われ、【アゾレス諸島】【カナリヤ諸島】【マルケサス諸島(仏名マルキーズ)】などの表記が使われている。またロシア帝国領内では【オホーツカ】【カムカムシカト(カムチャツカ)】【ヲロシア国府 ペートルスベルク(ペテルブルク)】【エニスセ河(エニセイ川)】とロシア語のカタカナ音表記で綴られている。また欧州各地もロシア帝国の地理認識の中にあると考えられ、イングランドを【アンゲリア】とロシア語音表記で記している。帝政ロシアが大公国として統治したフィンランドの北部は【ラプランド】と表記されている。フィンランド語では〈Lappi ラッピ〉スウェーデン語では〈Lappland ラプランド〉である。ただ、アイスランドと思われる島嶼は【火山】と書かれ地名表記はない。

ここで、同地図がどのような人々に用いられていたものであるかを考察することにより、 地図が存在した社会において、どのレベルの人々の、世界に対する空間認識かを検討して おく必要がある。漂流民の津太夫らは水主という一般の民衆であったが、同時に海を生業 の場としていた。さらに沿岸部を利用する漁民ではなく、石巻から江戸間で東日本の太平 洋沿岸部を航行する廻船の乗組員であったから、当時としては第一級の海事従事者であろ う。その津太夫らは、ロシアから長崎までの航路を再現することはできず、そのためロシ

^{33 1651} 年にオランダ人が南アフリカに入植した後、東インド会社の支援のもとで 18 世紀末には 13,830 人の自由市民を有する植民地に発展した。しかしオランダの衰退、東インド会社の破綻により、イギリスが 1795 年にケープを占領した。イギリスは 1814 年にケープをイギリス領と宣言した。(宮本正興、松田素二編『新書アフリカ史』講談社、1997、pp.354-373)

アの船員に所持した世界図に記入を求めたのである。およそ、世界規模で空間を把握する 知識はなかったと考えられる。

一方、津太夫らが所持した「世界図」は、津太夫らがロシアの首都、ペテルブルクに於いて銀四枚で買い求めた地図であり、いわば市中に出回り、自由に手に入る一般化された世界図であることが考えられる。外国人である津太夫らですら購入することが可能だったということは、およそ一般市民の水準における世界認識が表象されているととらえることができるだろう。レザノフが幕府に献上した「ロシア帝国全図(ГЕНЕРАЛЬНАЯ КАРТА РОССІЙСКОЙ ИМПЕРІИ)」とはその精密さに於いて格段の差がある。同全図は皇帝の使節が持参したことからみても、同国における高レベルの技術が盛り込まれた地図と考えられるのである。「世界図」に書き込まれた日本近海の航跡をみると、本州と北海道の間の津軽海峡やロシア沿海州とサハリンの間の間宮海峡をそれぞれ抜けてカムチャツカに至る航跡が引かれており、一般的な認識レベルの地図においても、日本近海の大雑把ながら空間把握がなされていたことが垣間見える。



【図版1-11】世界図(仙台漂民津太夫らの航跡図)

第2節 日本近海における日露の空間認識の較差

(1) クルーゼンシュテルンの航海準備にみる空間の認識

文化元年(1804)に津太夫ら4人の日本人漂流民を伴って長崎に来航したロシア船は、

寛政 5 年(1793)に函館に入港し、松前で幕府との交渉に臨んだロシアの使節ラクスマン (Adam Kyrilovitch Laxman: Адам Кириллович Лаксман/1776~没年不詳)が幕府から与えられた、長崎入港を認める「信牌」を持参していた。この「信牌」は国交の樹立と日露間の通商を求めるラクスマンに対し、応対に当たった幕府の目付から与えられたもので、長崎に船一隻の入港を求める「許可証」の意味があった³4。ロシア側は授与後 10 年間放置していたこの「信牌」を持ち出したのである。なぜ、この「信牌」を今になって持ち出したのかは、ロシアのオホーツク海域における商行為の維持にある。

ロシアは当時北アメリカの一部(現在のアラスカ周辺)を自国の植民地化とし、毛皮資 源の獲得と交易を進めてきた。その中心になったのは 1798 年に成立した民間の「露米会社」 で、アラスカ、アリューシャン、アメリカ北西岸、千島列島に渡る地域の占有と交易など を独占する「東インド会社のロシア版35」であった。その「露米会社」にとっての最大の 問題が物資の供給路と中国への交易路の確保だった。津太夫を伴って来日した使節レザノ フは元老院の監事の職にあった際、この露米会社の政府認可に奔走した、露米会社の利害 関係者であった。また海軍軍人だったクルーゼンシュテルンは、ロシアからアメリカ北西 岸への航路を開き、そこから毛皮を中国へ運んで交易する構想を政府に上申していた。日 本との交易は露米会社にとっては安定的な食糧供給に必要であり、クルーゼンシュテルン はその具体案を立案したのである。【図版 1-11】に黒筆で示されているように、クロンシ ュタット港からアメリカに渡り、ホーン岬を回ってアメリカ西海岸に出る航路は、ロシア の北方経営拡大に不可欠な航路開設であったのである。クルーゼンシュテルンは世界一周 航海を企図した理由について、シベリア経由の陸上輸送の不利を自著『世界周航記』の中 で説いている36。陸上輸送に用いられる馬は年間四千頭、小麦粉の値段はオホーツクでヨ ーロッパロシアの 16 倍(16.38 キログラムあたり 8 ルーブル)になっていたと例示してい 5^{37}

クルーゼンシュテルンは 1793 年にロシア海軍が初めてイギリス海軍での研修を行った際に派遣された 12 人の海軍軍人の一人で、イギリスの軍艦に搭乗して中国へ赴き、1797年から 99 年の間、広東に滞在した³⁸。そこで得た経験がロシアからアメリカ北西岸、そして中国へと結ぶ航路の開設の上申に結びついた。英国の東インド貿易や中国貿易をつぶさに見たクルーゼンシュテルンにとっては、ヨーロッパから中国への貿易航路はすでに既得のものであり、中国以東からアメリカ北西岸に至る北部太平洋とホーン岬を回る南米南端

³⁴ ロシア側は「信牌」の持つ意味を「一年に一隻の長崎入港を認める」と受け取り、事実上の交易許可と判断した。幕府側は目付に対し、「長崎に来たのならばあえて交易は拒まないという語勢」をもってラクスマンの応接に当たるよう指示していたという。(秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』北海道大学出版会、2014、pp.111-119)

³⁵ 秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』北海道大学出版会、2014、p.147。

³⁶ 前掲註7書、p.17。

³⁷ 前掲註 7 書、p.17。

³⁸ 前掲註7書、p.148-149。

域が未知の空間であったと考えられる39。

このため、クルーゼンシュテルンは二隻の艦隊を組織し、博物学者2人と天文学者1人、船医のほか漂流民の津太夫ら4人、通訳の日本人1人(漂流民であった通訳の善六はロシアに帰化し、キリスト教の洗礼を受けていた)以外はすべてロシア人の士官、水夫で乗組員を構成している⁴⁰。つまりロシア人のみで、自力による世界一周の航路を開設するためである。さらにクルーゼンシュテルンは、時計六器のほか世界一周航海にあたってロシア出港時に準備した航海に必要な器具を『世界周航記』に記している。

シルクレラフレキレヨン 一具 二具 セキスタント紀限儀 測器 ナルチヒレーレホリワンウン 二具 ラヲトリイ 一具 アシミユトコンハス 羅針名 二具 海上ハロースラルメイテル 晴雨儀 一具 ヘイコロメーテル測液器 一具 テルモメーテル寒暖圭 数具 アルケヒシーマグネート 磁石名 一具 インキリナトリユム 一具 マコロマチヲケイテル 星鏡名 一具

このほか寄港先で多種にわたってクワタラント象限儀測器(八分儀)などの航海用具を調達したほか、海図や書物を多数用意したことが記されている⁴¹。紀限儀、象限儀は天体の角度を測る航海用計測器であり、方位を計る羅針盤、気温を測る寒暖計、気圧の変化を計る晴雨計などが搭載された。

津太夫が帰国後に船主の平之丞に語った聞き書き『流舩帰国物語』では、ロシア船の航海について「海上二而難風時他抔二逢ひ候節ハ、時他立さる以前二其用意をするなり、亦此風ハ何時迄吹て止と言、時他□ことく時を限て見極る也」と記されており、風向きなどの天候の変化を計器によって読み取りながら、航海を行っている様子がうかがえる。一方で漂流を始めた若宮丸について「一切山の見へさる遠沖へ流れ候故乗組一同大神宮へ立願致、御鬮を戴候所、百七拾里沖と有、舩中之者共力を落し」との記述がある。津太夫らが遭難後、視界から山が消えたため、方位や場所を失ったとして、神鬮によって陸地までの距離を計ったが、「百七十里」と託宣されたため落胆している様子が記されており、軍艦と民間船の違いとはいえロシアの航海術と「山タテ」を用いた日本の航海術のレベルの違いを読み取ることができる。

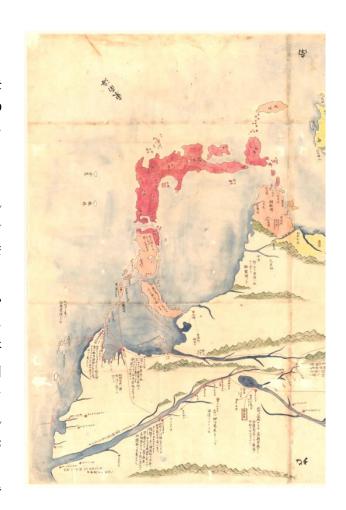
³⁹ クルーゼンシュテルンは政府への上申の中で、食料や日用品の安定供給に必要な日本との交易とともに、ロシアからホーン岬を経由し北西アメリカ海岸に直接至る航路の開拓を提言している。(『奉使日本紀行』p.17)

⁴⁰ 前掲註7書、pp.39-45。

⁴¹ 前掲註7書、p.41。

ただ、ロシア側は、日本列島の周 辺海域について全く未知であったと は考えにくい。それはすでに津太夫 らの帰国の 10 年以上前の 1792 年 9 月に、ラクスマンが日本との通商を 求め、カムチャツカから根室を訪れ、 さらに翌年函館まで船を回航したこ とからも明らかである。さらに遡れ ば元文4年(1739)にもロシアのシ パンベル率いる4隻の艦隊が仙台湾 と房総半島天津村沖に来航している 42。ラクスマンに伴われてロシアか ら日本に帰国した光太夫がもたらし た地図と同じ横浜市大所蔵「莫斯哥 亜・魯斎亜地理図」(逆さ世界図)【図 版 1-12】では、北海道周辺におけ るロシア商船の航路などが記載され ている。しかし、日本列島本土にお ける記述はあいまいである。

同時代的に見れば、長崎にはすでにオランダ船がたびたび来航していたが、毎回異なった乗員が、誤ることなく長崎に来航する航海技術に着眼した海運学者本多利明(1743~



【図版 1 - 12】「莫斯哥亜・魯斎亜地理図 (逆さ世界図)」 の日本列島部分を描いた左半分の図

1821) らによってその航海術の研究がなされ、必要な航海器具の準備を提案してきた(註24 参照)。このことからも西洋諸国に於いては日本列島の西方海域までの航路は確立していたとみることができよう。一方で、ロシアの航海術はカムチャツカ半島や極東のオホーツクを拠点に、「露米会社」の占有地域である千島列島に及んでいたことは、光太夫のもたらした「莫斯哥亜・魯斎亜地理図」に記された航路を示す朱筆跡からも明らかである。西欧諸国の航海術は、その海図と航海器具によって未知の海域にも船を航行させる能力が備わっていたことは、クルーゼンシュテルンの世界一周からも証明される。しかし実際に船を航行させ、海岸線を含めた国土空間を把握し、測量によって地図化する作業は実際に現地に赴かなければならない。その意味で、日本列島周辺はロシアにとっては、いまだ十分な空間把握がなされていない海域だったといえよう。

⁴² 松尾晋一『江戸幕府と国防』講談社、2013、pp.114-115。

(2) 日本人による日本列島海域の空間把握

『流舩帰国物語』と『環海異聞』はともにロシアから帰国した仙台藩の漂流民であり、 水主であった津太夫から聞き取った内容を主として構成されている。津太夫はロシアでの 10年以上にわたる生活の中で、日本人水主たちのリーダー的存在であり、クルーゼンシュ テルンは『世界周航記』の中で「その(漂民の)うち一人、60歳ばかりの老人は、その余 の同国人等と全く異なり、彼らをしてその本国に帰らしめんとするロシア皇帝の恩恵は、 彼のみ之を被るに値すと見えた」と記している43。ラクスマンとともに帰国した光太夫は 読み書きができる船頭であり、その知見は『北槎聞略』にまとめられたが、一方『流舩帰 国物語』は津太夫が帰郷した後、若宮丸の船主、平之丞に挨拶に行った際に語った内容を、 同行した村方役人、馬場安五郎が書き留めたものとみられる4。一方で『環海異聞』は仙 台藩医である大槻玄沢が自ら調査し、『北槎聞略』との比較検討を試みたことも含めて、津 太夫の証言を補足する形で添え書きしている45ことから、よりロシアに関わる情報が精査 されていると考えられる。大槻玄沢は津太夫らを「難民たちはいうまでもなく、いやしく 知識のない船乗りである46」と綴っているが、むしろ一般民衆である水主が会得したロシ アの情報が、幕府や伊達家という武家社会のみならず、故郷の三陸の一般民衆社会にもた らされたことが重要である。よってここでは、2 つのテキストに記述された、列島周辺に おける航海上で示された知見を用いて、日本人水主が当時有していた列島周辺の海域にお ける空間把握について検討する。

先の「近世日本の航海と日本の領域」では、和船を用いた当時の航海法について述べたが、遭難時にどのような対処方法がとられたかが『流舩帰国物語』に記されている。すなわち、石巻から江戸に向かった若宮丸は石巻出港後「東名浦二入津」して順風を待った。2日後に出発したが「空俄か替り西風強く吹」いたため、岩城領広野と申す所に碇」をいれて退避した。当時、東日本の太平洋沿岸では西風は遭難を引き起こす警戒を必要とする風向きだった。12月にはいっても風が強く、同所に留まることが困難だった為、石巻への帰港を目指したが「北風に吹き替り順風」だったため、再び江戸を目指すことにした。しかし「辰巳風に相成、風浪立、舩横に成大浪二三度打重」なる悪天候となり、楫が折損する事態になった。さらに波が船内に浸入したため、「檣伐捨て、穀糧米勿捨て」て、波をかぶった船のバランスを回復させようと努めたのである。

楫を失い、帆柱を切り捨て、運搬していた米などを捨てたが、風はやまないため、水 主たちは先ず、髪を切って祈った。しかし天候は回復せず、強い西風によって「東西南

⁴³ 前掲註 4 書、p.96.

⁴⁴ 前掲註 4 書、p.194。

⁴⁵ 大槻玄沢は『環海異聞』の「序例付言』の中で、光太夫からの証言やオランダ語の翻訳 や通訳として得た知識を用いて津太夫らの証言の過ちを訂正したことを記している。(前 掲註 11 書 p.5)

⁴⁶ 前掲註 11 書、p.14。

北ヲ見失ひ」ついに陸影を見ることのできない沖まで流された。陸上の目標物を失った 乗組員は、神鬮を引いて、陸上までの距離を推測するほかなかった。託宣は百七十里沖 (およそ六百八十^{*}_a) と出た。「舩中之者共力を落し」、しかし楫も帆柱も失った船を統 制することはもはや適わなかった。

(『流舩帰国物語』より筆者訳)

この記述は、当時の和船による航法技術と海域の把握方法が示されている。当時のロシア船が羅針盤を備え、方角の把握に努めるとともに、六分儀(紀限儀)を用いて緯度を計測することで船の現在位置を確認していたのに比して、陸影を見失うとともに東西南北が不明となった和船の乗員の海における認知空間は格段に狭かったといえよう。

また、『流舩帰国物語』では地球を半周してロシアからカムチャツカに到着した「ナジェジダ号」が、長崎に向かう航路についても言及がある。すなわち、

8月5日にカムチャツカを出船した「ナジェジダ号」は31日に長崎に到着した。カムチャツカから長崎までは「東海ヲ通舩するなり、其故は是西の方=当テ陸奥国金花山あり。亦此海上より西の方へ五日程走れハ、日本之何国何国へ着すると言し也」(とロシア船員から説明を受けた)。

(『流舩帰国物語』より筆者訳)

文中からは津太夫らが、カムチャツカを出発してからは、自ら搭乗した船がどこを航行しているのか把握できず、ロシア人船員から説明を受けたことが見て取れる。「東海」とは近世までは日本列島の東に広がる太平洋を指した表現で、東海を航行している事は金華山の位置を提示されたことから、把握したものと見られる。さらには房総半島沖を回って西に向かいながら、ロシア人から現在位置をたびたび知らされていたことが以下の叙述で読み取れる。

高キの身ゆるハ、アノ山ハ日本之山成が、何国の山なりと問けれハ、年久敷他国ニ居、山の形も見忘れ、殊に見馴れぬ山なれハ、知らぬといへバ我国の山 9 知らさるとて、舩中 m お起きに笑われし也、

(『流舩帰国物語』より)

『流舩帰国物語』では、長崎回航に係る日本列島沿岸部における地理認識を示す部分は 以上であるが、『環海異聞』にはロシア船員が津太夫らに、日本沿岸の各地の位置を尋ね、 津太夫らが答えられないと、笑った旨が、以下のように叙述されている⁴⁷。

⁴⁷ 前掲註 11 書、pp.246-247。

夫れより暫く行きて、此通りは仙台なり。汝等の故郷なりとて、絵図面書冊盃など 取開き、我々に指示したり。

此の当たりに島七つ有、その中に八丈といふ島あり、汝ら此辺り知りたるべしとい ふ。此如段々日本地の様子申せども、最初より一向地方方角も知れぬことゆへ、更に 合点行かざりけるゆへに、ここもしらずと答えへければ、織物の出る八丈島をしらず とはけしからぬことなりといひたり。

八月二五、六日頃と覚へ、山見へれば、彼所は薩摩なりといふ。此沖に出たるは琉球なり。今見える所は琉球と薩摩の間なり、各しれりやといふ。此辺ついに通船したる事なし、固よりしらず、と答へれば、我国内の事しらずといふはさても油断の事なりと嘲りたり。

薩摩の島々の内に、タナゴ島⁴⁸といふ所在り、何れのかたなりと使節問ひたり。我 等未だ至らぬ地故、更にしらずと答へければ、まことに汝等は心なき者なり、我境内 の事をしらずとはとて戯れわらひたり⁴⁹。

すなわち、

「この通りは仙台である。あなたがたの故郷であると、絵図面や書物などを開いて我われに指示した」

「このあたりには島が七つある。その中に八丈という島がある。あなたがたはこの辺りを知っているだろう、という。このように毎日日本地の様子をいったけれども、さいしょから一向に陸地や方向が分からないので、さらに合点がゆかなかった。そのため知らないと答えたところ、織物の出る八丈島を知らないとはけしからぬことであるといった」

「八月二十五、六日頃と思われる日、山が見えたところ、あそこは薩摩であるといった。 この沖にあたるのは琉球である。今通っているのは琉球と薩摩の間である。あなた方 は知っているかという。この辺りについては通船したこともない、もとより知らない と答えたところ、自分の国内のことも知らないのは何とも不注意なことであると嘲っ たのであった」

「薩摩の島々の内にタナゴ島という所があるどの方向であるか、と使節が聞いた。我々はいまだ行ったところがない土地であるから、一向に知らないと答えたところ、本当にあなた方はあまりにも心なき者である。自分の国の境界内のことを知らないとは、といって戯れ笑ったのだった」

(池田皓訳『環海異聞』pp.246-247)

⁴⁸ 大槻玄沢は同書内の補足の中で「タナゴ島」を種子島とし、「彼は旧名を伝え聞いていたと思われる」と記している。彼とはレザノフ、と思われる。(前掲註11書、p.247、p.248)

⁴⁹ 大槻玄沢『環海異聞』北光書房、1944、pp.379-380。

同じ事象を扱いながら、内容の描写に大きな差がある。おそらくは、仙台藩の公式の報告書作成に当たって様々な形で問いかけがなされたうえで作られた『環海異聞』と津太夫らの船主に対する報告に関する聞き取りである『流舩帰国物語』における作成主旨の違いがあるものと思われる。既にロシアの北方域に係る脅威が顕在化していた時期にあって、武家社会においてはロシア側の意図などを探る喫緊の必要性と緊迫性が、『環海異聞』には露出している。

『奉使日本紀行』によればロシア側は、フランス製のほか数種類の日本近海が描画された海図を保有し、それに基づいて航海を行っている⁵⁰。クルーゼンシュテルンは日本への航行は初めてであり、地図による航路と実際の地形の確認を津太夫らに求めていたことがわかる。以上に示したロシア人とのやり取りからは、当時の日本人水主の海上における空間認識の一端を知ることができる。

また、天文航法が確立し、海図による航行を会得していたロシアをはじめとする西洋国家の船員の空間把握が日本人の水主と全く異なることが理解できる。

おわりに

レザノフの帰国後、江戸幕府は 1806 年(文化 3)、ロシア船の打ち払いを決定し、諸大名に通達する。一方ロシアは蝦夷地での強圧的行為を繰り返す事態に発展する。こうした日露の緊張は、否が応でも三陸社会に海の「境界」が開かれつつあることを自覚させる。同時代には盛岡藩領「慶祥丸」が北方海域で遭難し、生存した水主が自力でロシア領から脱出し 1806 年(文化 3)に択捉島へたどり着いた。彼らは松前藩役人にロシア側に事実上拘束されていた事情を報告し、対日強硬姿勢に転じたロシアの外交方針の一端を伝える役割を果たした。1806 年から 1807 年にかけてロシアの露米会社の船員が千島列島択捉島を襲い、松前藩や盛岡藩の陣屋を焼き払うなどの襲撃事件も発生している。こうしたロシアとの緊張の発生は、三陸沿岸諸藩の海岸防備体制の強化となり、盛岡藩、仙台藩では鯨番屋、唐船番屋と呼称される「監視哨」が三陸沿岸域に設置されたことが、盛岡藩の支藩である八戸藩にかかわる史料51に残されている。

『八戸南部史稿』⁵²では、露米会社の択捉島襲撃が発生した 1807 年に蝦夷地の出兵と沿岸警備体制が強化されたことが記されている。

^{50 『}奉使日本紀行』ではクルーゼンシュテルンが日本近海において六分儀などを使って緯度経度を正確に記録する一方、フランス製、オランダ製海図に載っていない岬などを自ら命名しながら航行している。(同書、pp.130-143 参照)

⁵¹ 八戸藩の歴代藩主当主の治世中に起きた出来事を記した『八戸南部史稿』には、ロシアやアメリカなどの外国船来港によって、沿岸防備体制が強化されていく状況が綴られている。『八戸南部史稿』は1918年(大正7年)に八戸南部家当主が前田利見に命じて編纂させた。

⁵² 八戸市立図書館市史編纂室編『八戸南部史稿』八戸市、1999。

五月二十七日近来田名部左井浦方面の遠洋に外国船出没するの報あり。曽て幕府より沿岸警備に関しては厳命有りし事故、本日浦堅め先発として荒谷五太夫、戸来糺、稲葉平作に鮫浦役所詰を命じ、且つ左の鉄炮を配置す

鮫浦へ 五百六十匁巨霊神砲一挺 百九十匁石火矢一挺

久慈浦へ 巨霊神一挺 二才筒一挺

同月十三日海岸警備並蝦夷地へ出兵命ぜらるるにより、中里弥次右衛門(冬山)へ軍師を命じ、同介添を金田一作兵衛、中里弥祖右衛門、七戸源五右衛門の三人へ命ず (『八戸南部史稿』pp.380-381)

さらには 1854 年 (安政元) には領内の台場を増築していることが叙述されている。

同(四)月二十八日海岸の要所へさらに台場を増築す。 八太郎浦 鮫浦 小舟渡 有家浦 久慈湊釜場 湊場尻 舘鼻 塩越 監督山崎勘太夫、梶川十内、渕沢源四郎

(『八戸南部史稿』p.463)

こうした北方からのロシアの脅威に関わる認識は、当然のことながら幕府も共有していたと考えられる。第1章でも論じたが、幕府が諸藩に命じて作成した国絵図に記された情報の変化から読み取ることが可能である。こうしたいわゆる日本列島東海岸である東海におけるロシア船の出現、そのことによる日本の領域が侵害されるという空間認識の発覚は、天保の国絵図に残されているのである。

天保9年(1838)2月に幕府に提出された盛岡藩の天保国絵図13巻には、元禄国絵図には書かれていなかった21カ所の砲台(大炮場)が記載された。これらは半数が下北半島に設置されており、蝦夷地の情勢をめぐるロシアへの警戒という判断があったためと考えられる53。また尾﨑久美子は国絵図への記載は盛岡藩の独自の判断で行われたとし、「文化5年に蝦夷地警衛を理由に高増しされている盛岡藩としては、元禄図よりも遠見番所が減少し、領内警備体制が弱体化しているように見えることを懸念して、自発的に大砲場を書き入れ」た、と分析している54。そして、盛岡藩から提出された国絵図は幕府による清書の際に、盛岡藩が記した記号は割愛されたものの、文字記載によって砲台の場所が記されたことからも、幕府がこうした認識を一にしていたことは明らかである。

ロシア船をはじめとする外国船の日本来航は江戸幕府という陸からの権力が認識した海の境界を破綻せしめたのである。幕府の命によって沿岸諸藩が台場や番所を設け、外国船に備えたことは境界が崩壊したことの何よりの自覚であり、幕府が認識してきた三陸の海

-

⁵³ 尾﨑久美子「北方の政治的コンテクストからみた天保国絵図改訂事業」(『歴史地理』52-1、2010、p.49)

⁵⁴ 前掲註 53 論文、p.48-49。

の領域は融解していったのである。すでに、三陸沿岸部を持ち場とした武士たちに対し、 海に関わる外国情報が頻繁にもたらされたことも史料に残されている。また幕府権力の低 下に伴う海の領域性の変化は、一時代的ではあるが、三陸の海に新たな「海域世界」が誕 生したことを物語っている。

そうした新たな空間の認識は、幕府の列島統治における危機、非常時の訪れとして把握 された。そうした点では、大津波などと同様に、想定を超える事態の出現が新たな空間認 識の受け入れを公権力に迫ったといえるのである。

第1部

おわりに

第 1 部は三陸という空間が古代からどのように認識され、その場所性がどのように把握されてきたかを、その歴史性をたどりながら近世までの推移を考察した。そこで意識されたのは、コメによる貢納を財政の基本としたヤマト朝廷から近世の江戸幕府までの公権力は、おのずとコメの生産の基礎となる土地、すなわち陸からの視座で、東北や三陸を照射してきたといくことである。そこでは、東北や三陸を境界の向こう、辺境というまなざしで認識し続けていたことになる。

そうした陸の視座による認識に基づく空間把握を融解させたのは、近世になっての産業の発展にともなう流通システムの進展という内発的な変化であり、一方で重商主義、帝国主義の下で世界規模での空間把握を伸長させてきた欧米諸国による、船舶の日本近海への出現という外圧的変化だった。さらにこうした変化に対応したのは、公権力ではなく、まず水主や一揆の参加者と言う公権力からは最も遠い位置にいた人々だったのである。自らが普段の生活の中で会得した海に関わる空間認識に基づいて取られた行動により、海の空間の存在とその空間認識に基づいて湧き出た、海からの視座に基づく新たな三陸の場所性を、陸からの視点にとらわれてきた公権力にも気づかせることになったのである。三陸という場所は陸と海双方からの空間把握によって、はじめてその特性が削り出せるのである。近世末期になって三陸は、世界という空間を意識することにより、その場所性が再認識されたのだが、戊辰戦争と言う内戦を経て誕生した、明治政府という強力な中央権力による空間の再編成によって、どのような場所性を三陸は与えられたのか。そこでは東北を構成していた多くの藩が明治政府と敵対したと言う政治性も意識された空間認識が、あらたに加わるのである。

第2部では、1896年(明治29)に発生した明治三陸大津波とその津波被害を広く国民に伝えようとした雑誌メディア『風俗画報』の特集号に描かれた「津波絵」を用いて、国民国家の成立を目指す明治政府の空間把握の過程を分析する。ここで意識するのは明治になって新たに誕生したマス・メディアの存在である。マス・メディアが求めた空間と公権力が必要とした空間の相関はどのようなものだったのか、という視点である。第2部では、これに続いて、東日本大震災を報じたテレビメディアについても、第6章で分析する。そこでは、現代のマス・メディアの志向によって発出されたニュースを分析することにより、第1部で問題とした陸からの空間把握と海からの空間把握の問題が、どのように現代に表れてくるのかが重要である。

第2部 三陸大津波と公権力、マス・メディア - 『大海嘯被害録』『三陸彷徨』における表象を通じて—

はじめに

第 1 部においては、東北、そして三陸が政治権力によってどのように叙述されてきたかを検討した。それは言い換えれば、陸に視座を置く公権力による空間の認識と新たに空間を編成する意図を、叙述から抽出することでもあった。そのことにより、公権力から辺境と位置づけられてきた三陸が、近世に入って帝国主義・重商主義の価値に基づく国々の船舶、例えばロシア船などの日本列島海域への出現や三陸沖の自然現象が引き起こした水主の漂流によって、海からの視座で三陸という空間をとらえなおす必要があり、そこに新たな場所性が出現することが明らかになった。

しかし、近代に入り三陸を取り巻く環境に変化が現れる。天皇主権による明治政府の誕 生である。明治政府は帝国主義下の世界にあって、早急に国民国家を形成する必要に迫ら れた。しかし戊辰戦争という内戦を経た列島には、明治政府に敵対した統治空間が存在し た。その中核は三陸を含む東北である。明治政府はそれまでの、2種類の統治空間を早急に 実態的に統一する、包摂する必要に迫られていたのである。さらに近代は、これまでの公 権力による叙述だけでなく、津波をはじめとする自然災害を叙述する能力の持つ新たな媒 体、つまりマス・メディアを生みだした。新聞や雑誌という、公ではなく民間の叙述主体 である。統一された共通の価値を有する国民による国家建設を目標とする明治政府と、多 くの国民を読者として醸成したいマス・メディアは、明治期に起きた大津波をどのように 叙述し、それぞれが自己目的の達成に向けてどのように働いたのか。そこにあるのは、三 陸空間を自らの目的に応じて包摂しようとする公権力の空間編成の試みであり、同じよう に非災害地域に存在する購買者、すなわち読者に向けて、これらの歓心を得るためにどの ような取材を行い、どのように叙述し、伝達するのが効果的か、という商業マス・メディ アの思惑である。それは陸からの、中央からの視点による三陸のとらえなおしという空間 把握の回帰ではなかったか。そしてそこには公権力とマス・メディアが相乗する動きはな かったのか、検討する必要が出てくるのである。

第2部第4章、第5章では、この公権力が進めた空間の包摂とメディアとの相関を、1986年 (明治 29) に発生した明治三陸大津波に関わる「津波絵」と呼ぶ報道目的の描画を分析することによって論じるものである。「津波絵」が非被害地域の購読者に伝えようとした

¹ 権力の所在が例えば、明治天皇であっても、国民にあったとしても、権力とは受け手の国民(市民)が具体的な行動や思考として具体化することで、明らかになる。その意味で権力の、具体的な発出の主体はない。では、受け手に向けて発出されるものはなにか。国民が共有する価値に裏打ちされた「社会の要請」である。その「社会の要請」を受け手に発出する主体を「公権力」とここでは考えたい。したがって、公権力は無名であり、継続的であり、合理的である。現在のシステムでいえば、それは官僚制度といえるだろう。

主題を検討する中で、そこに潜んだ公権力の思惑を抽出する。さらにその問題意識は、2011年に発生した東日本大震災における公権力とマス・メディアについても及ぶ。明治に出現した新聞や雑誌がこぞって、明治三陸大津波を報道の対象としたように、戦後に表れたテレビ・メディアにとり、東日本大震災がもたらした大津波とその被害の描写は経験のない「津波報道」といえた。本論では、筆者自らが在京テレビジョン放送局の一員であり、三陸臨時支局長として、三陸という場所から東日本大震災の報道に直接携わった経験をもつ²。これらの立場と経験を通じて、いいかえれば、マス・メディアの生理現象である、ニュースの選択の志向性などの報道の現場に存在することで生じる偏差を検討の中に織り込みながら、論じる。

² 筆者は2011年5月から2012年3月末まで、宮城県気仙沼市に滞在した。

第4章 題材としての明治三陸大津波と「津波絵」という表象

はじめに

江戸期までにおいて三陸が「辺境」と位置づけられたように¹、津波被害の地域を通じて 公権力²とマス・メディアは三陸をどのように位置づけようとし、どのように表象してきた のか。それは平成の現代だけの問題ではなく、近代「日本」が持ち続けてきた問題である。

1896年(明治29)、三陸に大津波が発生し、21,000人を超える死者がでた。この際、被害地の惨状を表した描画をまとめた『風俗画報』が刊行された。『風俗画報』は東陽堂から1889年(明治22)刊行された大衆向けの生活文化情報誌で、日本で初めての月刊画報として知られている。1916年(大正5)に廃刊するまでに518冊3が刊行されたが、この中には突発的な災害や事件なども増刊号として臨時刊行しており、明治三陸津波も増刊号『大海嘯被害録』として刊行された。この増刊号は、平成の三陸大津波の後、2012年3月、遠野市立遠野文化研究センターの「遠野文化友の会」機関誌『マョヒガ 遠野文化友の会会報』Vol.2として復刻された4。

『大海嘯被害録』復刻の意義は多岐にわたる。マス・メディアを通じて「経験」した東日本大震災における三陸大津波の「リアリティー」と「イメージ」は、確かに「復刻版」における三陸大津波に重なり合うが、平成の現在と明治期という時代背景の較差、初刊と復刻の間にある115年という時間の経過が、次第に三陸を「大津波」という場所の「イメ

¹ 東北はヤマト政権のもとで「陸奥」と称された時代から、都のあった畿内や江戸など政権中枢から見れば、陸上交通の行き着く先であり、辺地とされてきた。河西英通は、これらの認識に加えて明治になってからも戊辰戦争に敗れたことによって、「天皇に刃向かう」という「近代的未開」観が、後進観、辺境観を持続させた、としている。(前掲註5書、pp.38-39)

² 明治の大日本帝国憲法下における主権者は天皇であり、戦後の日本国憲法の主権者は国民である。権力の源泉はいずれも主権者にあるが、その発動は主権者が直接的に及ぼすものではない。権力はそのシステムとしての代執行者、つまり官僚機構によって行為され、受けてとしての臣民である国民、戦後では主権者たる国民が受容することによって、なんらかの事象が発現し、そのことにより初めて権力として認識される。よって公権力とは明確な実体が見えず、無名性をおびたものであろうが、ここでは非主観的な命令を行う官僚制的支配、を公権力と考える。

³ 通巻番号がついていない号外が2冊、未発行が1冊もあるため、通巻、号数外を含めて 518冊発行されたが、山下重一編『風俗画報・山下重民文集』では517冊とある。

^{4 『}復刻版 明治29年「風俗画報」臨時増刊 大海嘯被害録 マヨヒガ 遠野文化友の会会報』vol.2の奥付によると、本書の発行人は赤坂憲雄、発行は遠野市立遠野文化研究センター、発売は有限会社荒蝦夷(仙台市)である。同研究センターの所長は赤坂憲雄、顧問に山折哲雄、三浦佑之のほか、運営委員によって構成される。遠野文化友の会は会員制で、主要事業は、①三陸復興プロジェクト、②遠野文化賞・遠野文化奨励賞、③1枚の写真と小さな物語プロジェクト、④遠野文化フォーラム開催、⑤遠野文化友の会、⑥出版事業(機関誌『マヨヒガ』、文化研究誌『遠野学』の出版)、⑦遠野学検定、⑧遠野民俗誌、⑨遠野「語り部」1,000人プロジェクト、⑩市民講座に関する活動があげられている。

ージ」に捉えていることに気づく。言い換えれば、津波という表象のなかにある三陸の場所である。震災の記録の復刻によって三陸という場所のイメージを再生産することは、メディアが津波や被害の実態を伝え震災報道以外に作り出す、場所の表象化でもある。

第2部では、東日本大震災においてはテレビメディアという画像がもたらした表象の影響が極めて大きかった、との視点を踏まえ、大津波を表象するメディアの特長を分析する。第2部の初めとなる第4章では、明治三陸大津波において登場した、風俗画という描画について注目する。風俗画は、動画像もしくは写真とは異なり、描画による津波が描写される。そのためには、津波発生と同時間に描くことは事実上不可能である。津波絵はその意味で何らかのフィクション性が含まれている。そこには描画の製作者(画家・絵画部員)、雑誌編集者による意図を内包した形での津波の表象による影響が生まれてくる可能性を否定できない。そうした津波の表象がマス・メディアによって全国に広められる意義は極めて大きいと考える。もとよりこの考察はマス・メディアや公権力を批判する目的ではなく、この影響が人々の生活や生き方、生命を左右するからこそ論じるべき課題であり、ありのままの実態と問題点を相対化する意味でも必要であると考えられる。

よって、本章ではまず、『風俗画報』の臨時増刊号である『大海嘯被害録』の分析を通じて、明治に勃興したマス・メディアが一般に向けて、津波という題材を「画報」にしたことの意味と、それによって明らかにされた「被害」の実態描写について考察する。

また、明治三陸大津波があったこの年は、日清戦争が終結した翌年であることは重要である。1889年(明治22)に大日本帝国憲法発布、1890年(明治23)には第1回衆議院選挙が行われ、国民が国家の方向性を決める意思を、一部ながらも有することになったのと同時に、当時の世界共通の価値観のひとつであった帝国主義に基づく国家の歩みもまた進めていた時代である5。明治政府は徴兵制と学制を敷き、広く青少年に文字を学ばせ、同時に徴兵年齢に達した成年男子にも軍事訓練の一環として文字教育を行い、近代戦争に対応する兵士を養成し、対外戦争に備えた時代である。

以上の点を踏まえ、本章ではさらに、1896年(明治29)に起きた大津波を、国民国家「日本」の建設を急ぐ明治政府と当時勃興し始めたマス・メディアが、三陸を〈被災地〉、つまり国民に「憐れみ」と「同情」を想起させる場所、として表象化された語りの一過程と捉え、論じる。これは、津波の被害がどのように表象されたのか現代にも連続する基本的な問題意識でもある。

第1節 明治政府における東北の空間認識

-

⁵ 山田俊治は『大衆新聞がつくる明治の〈日本〉』(日本放送出版協会、2002) で、憲法制 定に至る 1870~1880 年前後にあって、一般民衆が国家の国民となっていく前提に「はじ めから国家の一員であるわけではなく、文字を学ぶことによって創造的にそうした主体 になるのである 」として、文字とそれを用いた大衆新聞〈マス・メディア〉の果たした 意味を論じている (p.251)。

江戸期において徳川幕府とおよそ 300 の諸藩による二重の支配構造で管理されていた日本は 1868 年 (明治元) に統一した中央集権の政府として誕生した明治政府によって、全国を一元管理されることになった。それまでは地域ごとに異なっていた社会システムや法のルールは、全国一律の規範の下で組織し直される必要が生じた。言い換えれば、公権力によって日本列島すべてにおいて空間の包摂が、早急に求められることになったのである。アンリ・ルフェーブルは空間が生産の手段であると同時に「統治の、それゆえ支配と権力の手段である」と述べている。さらに「空間を生み出した社会的、政治的(国家的)諸力は、いまやこの空間を完全に征服しようとする7」と述べ、国家とその公権力は統治を国土の隅々まで及ぼすための営為を繰り返すことを示した。

そこで、明治政府にあっても近代の統一国家に必要な空間の包摂を図るため、すなわち、その統治を速やかに進めるために様々な手段、つまり様々な政策を列島の全域で遂行する必要があった。そうした試みの一つに文字の普及があり、学制の施行であったろう⁸。こうして江戸期以来の身分制度は解体し⁹、中央集権的な近代国家を歩み始めた。

江戸期までの東北は、第1章から第3章で明らかにしたように、中央からは「辺境」としての空間認識で捉えられていた¹⁰。河西英通は「近世後期における東北=異境・異界イメージが基盤にあった」とし、それに加えて奥羽越列藩同盟の軍事的敗北が、東北に「未開」性を付与した¹¹、と述べている。河西は、「未開」性とは天皇に刃向かうことであり、明治政府が東北諸藩に軍事的勝利を収めたのは、「東北=異境・異域に対するいわば文明命論的勝利によって支えられた」と意味づけられたことを明らかにしている¹²。日本列島を統一的な規範の下で均質的な空間にしようという明治政府の試みの下にも、なお「未開」と「開化¹³」された地域という2つの異なった認識の空間が存

⁶ アンリ・ルフェーブル著、斎藤日出治訳『空間の生産』青木書店、2000、p.66。Lefebvre, Henri, *THE PRODUCTION OF SPACE*, 1974, Blackwell.

⁷ 前掲註 6 書、p.66。

⁸ 山田俊治は前掲註5書で「国家に帰属する一人として文字の学習が必要となり」(p.94)、 識字や学校教育の普及により「身分移動は、性差に関わりがなく、学問することによっ て保証されていた」と述べている。

⁹ 前掲註5書、pp.104-105。

¹⁰ 河西英通は『東北一つくられた異境』(中央公論新社、2001、pp.9-10)の中で、中央の東北に対する空間認識には4つの特徴があったとし、①近世後期・幕末期の東北は、中央と辺境蝦夷地のあいだに位置する異境・異域としてみなされていた、②その異質性の背後にアイヌ民族としての歴史世界が想定されていた、③東日本の空間構造は江戸>松前・江差>東北≧蝦夷地(アイヌ社会)という序列でとらえられていた、④天明の飢饉という異常時のイメージが東北固有の姿や歴史段階として江戸以西に伝えられた、と分析した。

¹¹ 前掲註 10 書、p.10。

¹² 前掲註 10 書、p.11。

¹³ 河西は「開化」について「戊辰戦争を経た近代において、「未開」とは異民族アイヌお

在していたのである。つまり、東北という「未開」地域には、開化した地域とは異なった、空間の包摂のための手段が必要だったと考えられるのである。それらの手段が明治の初期に執られた東北に対する振興策であり、偶然にも三陸を襲うことになった明治三陸大津波とその被害に対する明治政府の行動ではなかったではないか。

現在の東北地方は、明治政府が誕生する以前は陸奥、陸中、陸前、羽後、羽前、岩代、磐城と呼ばれていた。岩本由輝は東北の由来について、奥羽越列藩同盟と明治政府との戊辰戦争のさなか、1868年(慶応4年)7月に木戸孝允が作成した建議書「東北諸県儀見込書」が文字としての初出と指摘14している。岩本は東北の由来について「要するに東夷北狄を約めたものであった」とし、東北とはたんに地理的方位に基づく呼称ではなく、戊辰戦争の勝者であった明治政府が、奥羽越列藩同盟の諸藩が統治していた地域と人々を、敗者への視点で捉えていたとの見方を示している15。

そうした視点は、明治政府が進めた東北地方の振興政策において、通底している。 1876 年 (明治 9)、明治天皇は東北地方を巡幸した。この巡幸に先立って東北を視察した内務卿の大久保利通は東北地方の資源に着目した。大久保は 1978 年 (明治 11) に「一般殖産及華士族授産ノ儀ニ付伺」を太政大臣三条実美に提出した¹⁶。大久保は産業の進行に不可欠な運輸交通に関わる開発の促進を建議したが、その中で示した 7 つの開発計画のうち 5 つが、新潟も含めた東北に関わる開発だった。この中で、開発計画の筆頭に上げられ、特に力が注がれたのが、三陸の最南端ともいえる現石巻市の北上川河口付近に予定された野蒜築港だった。

東北地方を俯瞰すると旧羽後、羽前(現秋田県、山形県)は日本海に面し、岩手県、宮城県は太平洋に接している。近世における海上交通では、海流などの影響の少ない日本海側が比較的安全とされ、航路の開発も進んでいた¹⁷。東北と東京を結ぶ航路は太平洋側が距離時間的にも有利であったが、日本近海を流れる日本海流や千島海流の影響で難路とされ、近代的な港湾施設は皆無だった。このために計画され、1878年(明治11)に起工されたのが野蒜築港であった。明治政府が野蒜港を重視していたことは、例えば明治政府が進めた山形から仙台に至る道路の建設に伴い、野蒜港に近いことを理由にルートが選択され、トンネル掘削が進められた¹⁸ことや、東北本線¹⁹の経路の選

よび軍事的敗者(朝敵)=東北を指すこととなり、「非未開」=「開化」とは軍事的勝者 (官軍)=西南を意味した」としている。(前掲註10書、p.10)

¹⁴ 岩本由輝『東北開発 120 年 (増補版)』刀水書房、2009、p.11。

¹⁵ 前掲註 14 書、pp.11-14。

¹⁶ 前掲註 14 書、p.18。

¹⁷ 北見俊夫『日本海上交通史の研究』法政大学出版局、1986、pp.213-221。

¹⁸ 仙台と山形を結ぶ道路は笹谷峠越え、二口峠越え、関山峠越えの3案が検討されたが、 野蒜港に最短を理由に1878年(明治11)、関山峠でトンネル建設が進められた。(前掲 註14書、p.30)

^{19 1881} 年(明治14) に設立した日本鉄道会社は定款の中で、東京前橋間の鉄道建設と、 その線路の中途より、白河を経て仙台、盛岡、青森を結ぶ鉄道の建設を定めた。同社は

択を進めるなかで、当初は白河と野蒜を結ぶ計画があったことからもみて取れる。

野蒜築港は明治政府の主要プロジェクトであったと同時に、東北地方自身にとって も期待を集める計画だった。1897 年(明治 29 年)に三陸地域は大津波に見舞われる が、それ以前より東北地方では度重なる飢饉に襲われていた。近世において首都・江 戸の人口を支える米の供給地として知られた仙台藩も、1968年(明治元)から3年連続 で凶作となり、社会不安を招くことになった。河西英通はこうした飢饉の連続が、東 北のイメージを貧困に変えていったと指摘している。江戸期には廻船による米の江戸 への輸送によってむしろ豊かな印象を持たれていた仙台藩のイメージは、明治期にな ると急速に転換していくのである。ただ、西脇千瀬は明治期に仙台を中心に宮城県内 で発行された新聞記事20から、「東北あるいは宮城県は寒く貧しいと言う地域イメージ ではなく、豊かな土地として語られている」「つまり、人民が怠惰であり努力が足りな いことが、現在の困窮の根本的な原因である、という」と論じている21。大久保利通が 東北の資源に着目し、開発を建議したように、東北の人々も、東北は決して貧困が根 付いてきた地域ではなかった、と自覚していたということである。むしろ、貧困の原 因を東北の人々自身が、自らの「怠惰」に由来させたのはなぜだったのか。西脇は失 敗に終わった野蒜築港の原因の分析を考察する「語り」のなかに、原因の移動ともい える現象を摘出している。

1884年(明治17)9月の大暴風により野蒜港の突堤が破壊され、築港プロジェクとは頓挫する。翌1885年6月には計画の中止が政府によって決定された。政府が巨額な資金を投入したプロジェクトがなぜ失敗したのか、当然のことながらその原因が検討された。しかしその、原因は東北の持つ潜在的な能力に帰結させられたのである。

つまり、中央からの視点でいえば、東北は開発が可能な豊かな土地であるが、そこにすむ人々がその能力が欠如していたためにされなかった。だから、中央主導の開発が必要である、という理論が立てられたのである。そして野蒜築港が失敗すればその理由は、そこでも東北の人々自身に帰結させられた。1896年(明治29)の三陸大津波はそうした時期に、東北の貧しさの理由は東北の人々そのものにある、という認識の中で発生したのである。

第2節 風俗画報臨時増刊『大海嘯被害録』における「津波絵」

(1)日本初のグラフ誌・風俗画報臨時増刊『大海嘯被害録』

1896年(明治29)6月15日に現在の青森、岩手、宮城の3県の東部海岸、言い換えれ

¹⁸⁸²年(明治15) に川口・熊谷間の建設を始め、順次開通ののち1891年(明治24)9 月に上野・青森間が開通した。

²⁰ 西脇千瀬は『幻の野蒜築港:明治初頭、東北開発の夢』(藤原書房、2012)で「仙台日日新聞」「奥羽日日新聞」「陸羽日日新聞」を資料として分析している。

²¹ 前掲註 20 書、pp.44-45。

ば三陸を襲った大津波は 21,888 人の死者²²をもたらす大災害となった。明治になって勃興した新聞など活字メディアは、この被害状況を伝えるため、東京から災害現地に記者を派遣し、この惨状を報道した。当時東京にあった商業新聞からは東京日日新聞²³、時事新報²⁴などが津波発生直後から特派記者を岩手県や宮城県に送り、現地リポートを送り続けた²⁵。

災害報道の嚆矢となったのが 1988 年 (明治 21) 7 月に発生した福島県の磐梯山の大噴火 ²⁶である。東北のみならず日本全体の耳目を集め、近代になって初めての大災害とされた。

この大噴火に関する報道に、当時創刊間もない東京朝日新聞は傾注し、この噴火の様子を描いた絵入りの号外(【図版 2-1】)を8月1日付発行し、読者の支持を得た27。ついで発生した三陸大津波に対し、山下文男は東京日日新聞が「群を抜いて機敏、積極的であった28」としている。もっとも、新聞報道によって大津波が三陸を襲ったことを最初に報じた日付は発生3日目の6月17日付朝刊である。その理由として「三陸沿岸一帯は電信が不通になったために、これを知らせる中央官庁や新聞社



【図版 2-1】磐梯山噴火を報じた「東京朝日 新聞」号外

への第一報は、すべて 16 日(翌日)の電報であった」としている 29 。東京日日新聞は情報を入手した 6 月 16 日の夕刻には 2 記者を現地に向かわせたことを 17 日付紙面社告 30 で明らかにしている。

こうした中で、1889年(明治22)に東陽堂によって創刊された『風俗画報』もまた現地

²² 明治三陸大津波の死者数は文献によって異なるとされている。本論文では、国立天文台編『理科年表』(丸善、2010)、宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧 416-2001』(東京大学出版会、2003)を死者数の参考とした山下文男『哀史三陸大津波』(河出書房新社、2011、p.18) によった。

^{23 1872 (}明治 5) 創刊。当初より日刊新聞として発行。現在の毎日新聞。

²⁴ 1882 年 (明治 15) に福沢諭吉らによって創刊。戦前は 5 大紙の一つとされたがのち廃刊。現在の産経新聞社が権利を承継。

²⁵ 山下文男『哀史三陸大津波』河出書房新社、2011、p.49/河西英通、前掲註 5 書、pp.141-143 など。

²⁶ 山体が破裂し周辺の村が埋没したため、477 人が死亡する惨事となった。明治になって 初の大型災害、とされる。

²⁷ 北原糸子『磐梯山噴火』吉川弘文館、1988、pp.62-71。

²⁸ 前掲註 25 書、p.49。

²⁹ 前掲註 25 書、p.50。

³⁰ 社告は「本社は特にその状況を詳報せんがために社員石塚剛、佐伯安の二名を派出することに決し、二氏はすでに昨夕現地に向かって出発した」と記された。前掲註25書、p.50。

に特派員³¹を派遣したマス・メディアであった。山下重一は『風俗画報』が震災の直後から記者 2 人、画家 3 人の計 5 人を派遣し、7 日間に渡って取材し絵画と文章によって速報した、と記している³²。東陽堂はこれら特派員の取材記事、被害地の惨状を表した描画をまとめた『風俗画報 臨時増刊 大海嘯被害録』³³【図版 2-2】(以下『被害録』と称す。掲載ページなどについては復刻版に基づく。その場合は『復刻版』とことわり、相当箇所を指摘する)を随時発刊した。

東陽堂は、発生から 25 日後の 7 月 10 日に『被害録』上巻を発行、さらに 7 月 25 日に中巻、8 月 10 日に下巻を発行した。定価は 10 銭、

販売網は東京8箇所、大阪1箇所、京都1箇所 に「大売捌所」として10の出版所が記載されて いるほか、同誌を扱う書店として、東京(4 か 所、以下同)、横浜(1)、京都(4)、札幌(2)、 仙台(1)、酒田(1)、函館(1)、新潟(2)、金 沢(1)の書店 17 店が上巻と中巻の巻末に紹介 されている34。書店販売網の地域性を見ると、 西日本は京都・大坂の6か所にすぎず、北海道・ 東北5か所、関東13か所、北陸信越3か所と東 日本21か所に偏在している。特に大坂以西には 出版販売拠点は皆無である。同書店網は今回の 『大海嘯被害録』のみならず、通常の『風俗画 報』を扱う既存の書店網と考えられるが、同画 報の主要読者層が東日本と大坂・京都に限定さ れていることは、同書が特集にどのようなテ ーマを扱うかの選択にあたって、大きな要素



【図版 2-2】『大海嘯被害録』表紙

であったと考えられる。『風俗画報』の特集のテーマに関する考察は第5章で行う。

(2) グラフ誌『大海嘯被害録』の特徴

本項では、当時東京で有力な日刊紙とされた東京日日新聞35と同様に、グラフ誌として

^{31「}風俗画報」の臨時増刊『大海嘯被害録』は上巻の巻末「予告」のなかで「弊堂はいちはやく視察員を被害地に派遣して記事に絵画に其実況を模写し来たりし」と記している。 視察員とは編集及び絵画部員であり、単なる視察業務ではないため、ここでは「特派員」 と表現した。

³² 山下重一編『風俗画報・山下重民文集』青蛙房書房、1990、p.18。

³³ 本論文では『大海嘯被害録』3分冊を底本として合本、復刻した『復刻版 明治29年「風俗画報」臨時増刊 大海嘯被害録』(遠野市立遠野文化研究センター発行、荒蝦夷発売、2012)を用いた。

³⁴ 前掲註 33 書、p.70、p.139。

³⁵ 東京日日新聞は1877年(明治10)においては、年間発行部数数3,274,520(一日あたり

東京日日新聞を上回る 5 人の特派員を送り込んだ『風俗画報』の創刊、発行の狙い、誌面 構成に用いられた内容と手段の分析を通じ、明治期の市民社会にあって、どのような影響 を人々に与えたメディアであったのか検討する。

『風俗画報』は 1889 年(明治 22)2 月に創刊された。出版元は 1875 年(明治 9)に吾妻健三郎が創業した東陽堂で、吾妻は理化学を学び、身に着けた石版印刷技術を企業化するため、彩色画と文章を一体化させた初のグラフ誌『風俗画報』を創刊した36。『風俗画報』の創刊号には発刊主意が記されている。そこには「画の写すこと能わざるの情は文を得て活動し、文の叙すること能わざるの形は画によりて遺存すべし」、「画報により其形を印象し、其声を文章にするときは、以前よりまして存するものの、愈々顕はれ、今及び後の状態は広く布き永く伝へて滅ぶるときなく、現今将来共に歴史学術上に益すること決して鮮少にあらざるを信ず」などと記されている37。前段主旨においては、叙述と描画が相互に同じ主題を扱いながら補完しあい、写生的表現を行うことによって、より正確な情報の伝達、言い換えればマス・メディアとしての精度を高めることを目指すとの狙いが示されており、後段では、そうした手法が歴史的記録としての画文の価値を高めるとの視点が読み取れる。

こうした主旨は、編集責任者として当時現役の大蔵官僚だった山下重民³⁸が加わり、月刊本誌のほかに速報性を重視した「臨時増刊号」を発刊することによって、より現実のものとなった。『被害録』はこうした視点から、速報性と被害の正確な伝達の両立を目指すため、記者と画家の双方を一体となって被害現地に送り込むことが必然だった、といえる。特に編集責任者の山下は、最も信頼する画家であり、絵画部員の山本松谷³⁹らを派遣している。

『被害録』は表紙・口絵・叙述・挿入画・広告の5つの要素で構成される。叙述では臨時増刊発刊の主旨が書かれた「緒言」、津波の科学的分析が記された「雑説」、軍隊や警察、政府高官等官僚組織を示す官憲、貴族顕職の動静を示した「記事」そして『被害録』の最大の発行目的である現地被害報告としての「被害見聞録」が掲載されている。このうち「被

約1万部)で政論新聞としては第一位の位置を占めていた。いわゆる小新聞といわれる 大衆紙では読売新聞の 6,565,768 部が最高。(西田長壽『日本ジャーナリズム史研究』み すず書房、1989、pp.24-28)

³⁶ 前掲註 32 書、p.14。

³⁷ 前掲註 32 書、p.5、後段は p.14。

³⁸ 山下重民(1857-1844) は 明治27年からおよそ20年間にわたり「風俗画報」の編集責任者として月刊本誌や『日清戦争図会』『沖縄風俗図会』『大海嘯被害録』などの臨時増刊を発行した。また画家・山本松谷の画とともに明治の東京を画文で伝える『新撰東京名所図会』等を編集し、風景画およそ1,000点が当時の風情を著す史料として遺された。

³⁹ 山本松谷(1870-1965) は、『風俗画報』に投稿した「土佐国早乙女図」が編集責任者の山下重民に認められ、東陽堂絵画部員として採用された。山本は明治三陸大津波に際し、現地において掲載74図のうち口絵2枚、挿入画18枚を描いている。これらの業績などをもって山本駿次郎は「第一級の記録・報道画家」(山本松谷画、山本駿次郎解説『明治東京名所図会』講談社、1998、pp.114-116)としている。

害見聞録」が最も多くの記事分量を占めており、宮城県から岩手県、青森県へと北上する形で各郡・各町村ごとの被害実態や、そこで見聞した実話とみられる逸話(実際には創作話であったものも含まれる)が紹介されている。また下巻では、津波災害後に風聞された怪しい言説なども含めた話が、短話の形で「雑聞」として新たにまとめられている。一方、津波に関わる描画(以下、本論文では「津波絵」と称す)は上中下3巻で表紙1枚(上中下巻で同一の絵)、口絵3枚(上中下各巻ごとに別の絵)、挿入画70枚(上中下巻の総数)に及ぶ(74枚の内容は一覧表【表 2-1】)。挿入画は、上中下巻内に収録された「被害見聞録」と内容が呼応したものもあり、発刊主旨にのっとった構成が維持されている。

『被害録』発刊の主旨を「緒言」として記した山下重民は「其の惨状実に意想外に在りといふ。是れ近世の一大災異といはざるべからず。幸に地方官早くに己に倉を発させて之を賑恤し、人民も亦義捐して其の急を救ふありと雖も回復は容易の技にあらす。因って本堂は曩年発兌せる震災失火の記事40と同じく其の実況を記述しその実情を図画して爰に一冊と為し臨時に発兌して非常なる天災を吊慰し、兼て明治歴史の材料を作り以て風俗画報の面目を全ふせむとす」としている。ここでは発刊の目的の中に、被災民救済のための義捐を啓発する意図も含まれていることが、『風俗画報』創刊本来の主旨に加えられていることに着目する。

つまり、歴史的記録という「客観性」の確保を発行主旨の柱にしてきたはずの文章と画が「複合」された題材の中に、被災者救済という「現実目的」的な狙いが滑り込まされている。こうした狙いと呼応するように、「記事」では、皇族の動静として「御救恤」の項目が立てられ「天皇皇后陛下より岩手県へ金一萬円宮城県へ金三千円青森県へ金千円下し賜りたり」や、「義捐」の項目には「今回三陸の災変に付き伊藤首相は金百五十円その他の諸大臣及黒田枢相は各々百円づゝ義捐せられたり」などの叙述41がみられるのである。

新聞の発行にあたっては、その報道内容の傾向が、幕藩体制下の上下関係の中で醸成された「下の意見を上が吸い上げ、決定事項を上から下へ流す」という上下のコミュニケーション様式によって支配されていた、という指摘がある⁴²。ゆえに、発行当初は幕末からの流れを汲んだ初期の新聞は、「佐幕的報道・言論」の傾向⁴³になったが、明治政府は次第にその統制下に新聞・言論を置くべくに指導していった。1873年(明治 6)10月19日に公布された「新聞紙発行条目」は新聞発行にあたって紙面内容を規制した法規である。その中において禁止されるものとして「国体を誹り国律を議し及び外法を主張宣説して国法の妨害を生じせしむるを禁ず」「政事法律等を記載することに付き妄に批評を加ふる事を禁ず」とし、明治政府の政策批判や天皇制という国体に関わる事象の論評は禁止されていた。

^{40『}風俗画報』は1891年(明治24)10月28日に発生した濃尾大地震に際し、社長吾妻健三郎自らが画家とともに現地入りし「震災記聞」を『風俗画報』11月30日発行第35号、同12月10日発行第36号に掲載した。

⁴¹ 前掲註 33 書、pp.19-21。

⁴² 有山輝男『「中立新聞」の形成』世界思想社、2008、p.2。

⁴³ 前掲註 42 書、pp.6-7。

一方で、掲載を「許された」記事は「天変・地異・火災・軍事・物価・物産・貿易・生死・ 嫁娶・官報・文学・工芸・遊宴・衣食・田宅・洋書訳文・海外雑話・其他世上の瑣事に害 なき者は録入を許す」(中黒は引用者による)とある4。新聞に当てはめられた紙面内容の 制限は、同時に雑誌の内容に対する規制にもつながったと考えられる。『大海嘯被害録』に あっても、津波被害に対する皇室を初めとする政府対応への論評は、掲載することはでき なかった。

(3) 明治 29 年三陸大津波の「津波絵」の分類

『風俗画報』及び『被害録』の発刊の主旨を検討すると、そこから発行の中心となる編 集責任者の山下重民がどのような狙いで掲載する題材としての「津波絵」を選択したのか が重要な視点となる。『被害録』には 74 枚の「津波絵」が掲載されており、どのような主 題がそこに内在するのか、また『風俗画報』発刊の主旨にある「画の写すこと能わざるの 情は文を得て活動し、文の叙すること能わざるの形は画によりて遺存すべし」という一文

(被害状況を叙述した記 事)の一対一の対応によ る連携がどの程度なされ ているのかを確認するこ とで、『大海嘯被害録』の 発刊の意図が浮き出てく るものと考える。

ここで特に注意したい のは、その後山下重民と ともに『新撰東京名所図 会』全64巻を描いた山本 松谷の役割である。『新撰 東京名所図会』は「日毎 年毎失われていくその面



【図版 2-3】「越喜来の小学校教員某御真影を捧げ出すの図」

影(筆者注:江戸の面影)を、今度は自分の目で残しておきたかった⁴⁵」という山下重民の念 願の企画であり、「名所図会の完成という息の長い難事業を支えたのは画文一体の重民・松 谷コンビであった46」。よって明治三陸大津波にあって、山下が最も『被害録』を通じて社 会に伝えたい災害現場にある主題を、山本松谷に描かせたと考えることができる。一例と して図版を掲載する(【図版 2-3】通し番号 7)。

⁴⁴ 前掲註 42 書、pp.15-18。

⁴⁵ 山本松谷画、山本駿次郎解説『明治東京名所図会』講談社、1998、p.117。

⁴⁶ 前掲註 32 書、p.17。

以下の一覧表【表 2-1】は、74 枚の「津波絵」を、①どのような概念がテーマとして盛り込まれているかという「主題」、②どのような取材によって描かれたかのという「形態」、③画と関連する記事がどこに掲載されているかという画文一体、④掲載記事の中に画の「挿入」が注意書きされているか—の分類を一覧表にしたものである。また山本松谷が描いた「津波絵」を別表(【表 2-2】)として抽出したものである。

【表 2-1】

		風俗	画報臨時増刊 大海嘯被害領	录 津	波絵-	一覧			
通し番号	世井口	1番 Pul	目次題 (原題は「~の図」)	大きさ	場所	主題	11人 台灣	関連記事頁	「接面、台井
			11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.		场川	ま惨 悲惨	形態	 	「押凹」記事
1	上上	表紙	海嘯惨害	B5表紙		悲惨	想像F 想像F		
2		口絵	海嘯の害人畜家屋を捲去る	B4	LLL BLA YM			L 00	あり
3	上	挿入画	漁夫の妻隣家の小児と波間に漂う	B4 1/4		悲惨 悲哀	伝聞NF	上33	
4	上	挿入画	一兵士海嘯を敵艦来襲と誤る	B4 1/4		忠誠	伝聞NF	上21	あり
5	上		書記某の姉首木材に挟まれたる	B4 1/4		悲惨	伝聞NF	上26	あり
6	上		樹上より両親愛子の最後を見送	B4 1/4		悲哀	伝聞NF	上27	あり
7	上	挿入画	教員某御真影を捧げ出す	B5 1/2		忠誠	伝聞NF	上23	あり
8	上		篝火の為に命を拾ふ	B5 1/2		奇談 美談		上27	あり
9	上		山田町の民戸失火の為焼死する	B4 1/4		悲惨	伝聞NF	中27	なし
10	上		巡査を指揮して人命救助	B5 1/2		忠誠 奉仕	伝聞NF	下22	なし
11	上		船に飛乗り命を拾ふ	B5 1/2	雄勝	奇談	伝聞NF	上13	なし
12	上	挿入画	船板に縋り三日間海上に漂ふ	B5 1/2	釜石	奇談	伝聞NF	中21	あり
13	上	挿入画	漁網を御して五十余人の死体を引き揚ぐる	B5 1/2	広田	悲惨 悲哀	伝聞NF	上22	あり
14	上	挿入画	幼児樹間に介在する	B5 1/2	唐丹	奇談	伝聞NF	上26、中18	2記事と重複
15	上	挿入画	死人田中に倒まに立つ	B5 1/2	唐桑	悲惨	写実R	上21	あり
16	上	挿入画	幼児少女に抱かれて藻中に眠る	B4 1/4		奇談	伝聞NF	上22	あり
17	上		相川村の赤十字社出張所	B5 1/2		奉仕	写実R		0,7
欠	上	挿入画	志津川湾頭戸倉村(掲載見当たらず)	D0 1/ 2	10711	417	3211		
18	上	挿入画	女川村被害惨状	B5 1/2	/- III	悲惨	写実R		
19	上	+ ± 3 ππ	## ょうせきかいます	DE 1/0			ラ美 R 伝聞NF	上13	なし
		押八凹		B5 1/2	从正 // 分	忠誠 美談		上13	なし
20	上	伸入画	被害地死体運搬	B5 1/2	45-	悲惨	想像NF	1.0-	4.1
21	上	挿入画	石応寺門前伏外相累なる	B5 1/2		悲惨	伝聞NF	上25	なし
22	上	挿入画	志津川惨状	B5 1/2		悲惨	写実R		
23	上	挿入画	雄勝村家屋破損	B5 1/2		悲惨	写実R		
24	上	挿入画	釜石海岸惨状	B5 1/2	釜石	悲惨	写実R		
25	上	挿入画	被害地死者発掘	B5 1/2		悲惨	想像NF		
26	上	挿入画	綾里村惨状 志津川赤十字社仮病院	B5 1/2	綾里	悲惨	伝聞NF		
27	上		志津川赤十字社仮病院	B4 1/4	志津川	奉仕	写実R	上16	なし
28	上	挿入画	唐桑村惨状	B4 1/4	唐桑	悲惨	写実R		
29	上	挿入画	記載なし(図添書「海嘯災後の夜景」)	B5 1/2		悲惨	想像F		
30	上	挿入画	記載なし(図添書「地中の人声を聞て救出」)	B5 1/2	釜石	奇談	伝聞NF	上24	なし
31	中	口絵	家屋人畜を流亡する	В4		悲惨	想像F		
32	中	挿入画	看守監房を破て囚徒を開放する	B5 3/4	推践	忠誠 美談	伝聞NF	上13、中10	あり同一記
33	中	挿入画	村童鉦を鳴らして遊戯する	B5 1/2		悲哀	伝聞NF	中10	あり
34	中	挿入画	勇婦家族四人を救ひ出す	B5 1/2	1,500	美談	伝聞NF	中10長文	あり
	中							中10天久	
35		挿入画		B5 1/2		悲哀	伝聞NF		なし
36	中		老婆漁夫に救ひ上げらるる 前川某鯣船救助せらるる	B5 1/2		美談	伝聞NF	中14	なし
37	中		前川某鯣船救助せらるる	B5 3/4		美談	伝聞NF	中19	なし
38	中	挿入画	県会議員某惨死	B5 1/2		悲哀	伝聞NF	上26、中19	
39	中	挿入画	軍人歓迎の際海嘯の害を被る	B5 1/2		悲惨	伝聞NF	中24	なし
40	中		婦人樹梢に腹を裂かるる	B5 1/4		悲惨 悲哀	伝聞NF	中25	あり
41	中		巡査某橋上の少年を救ふ	B5 1/4		忠誠 美談	伝聞NF	中29	なし
42	中		森林中に打ち上げし巨石	B5 1/2		奇景	写実R		
43	中	挿入画	海嘯に抜かれし雷神の杉	B5 1/2	吉浜	奇景	写実R		
44	中	挿入画	海順に抜かれし雷神の移 綾里村火葬場 災溺死者葬式 釜石被害後仮小屋 末崎村救護事務所 質座敷高島楼前惨状 臨時救護所	B5 1/2	綾里	悲哀	写実R		
45	中	挿入画	災溺死者葬式	B5 1/2		悲哀	想像NF		
46	中		釜石被害後仮小屋	B5 1/2	釜石	悲惨	写実R		
47	中		末崎村救護事務所	B5 1/2		奉仕	写実R		
48	中		貸座敷高島楼前惨状	B5 1/2		悲惨	写実R		
49	中		臨時救護所	B5 1/2	되자 / 티	奉仕	想像NF		
50	中	挿入画	臨時救護所 気仙郡沿岸死体漂着 溺死人を遺族に引渡す	B5 2/3	怎仙那	悲惨	写実R		
51	中		水川切り口 汗 75 中小示相	D5 2/3				T 26	なし
	- 4	1甲八凹	溺死人を遺族に引渡す	B5 1/3	八心	悲哀	写実R	下26	なし

52	下	口絵	釜石町の医師鈴木琢治氏遭難者を救ふ	B4	釜石	奉仕 美談	伝聞NF	下11長文	なし
53	下	挿入画	神棚に厭せられて母と祖母に別るる	B5 1/2	白浜	悲哀	伝聞NF	下6	あり
54	下	挿入画	寺中佛旗を取り出して身に纏ふ I		久慈	悲哀	伝聞NF	下26	なし
55	下	挿入画	婚礼の際海嘯に遭ふ	B5 1/2	歌津	悲惨 悲哀	伝聞NF	下7	あり
56	下	挿入画	漂着の死体を争ふ	B5 1/2	小友	悲惨	伝聞NF	下8	あり
57	下	挿入画	一少女臼中に在りて助命を得る	B5 1/2	大谷	奇談	伝聞NF	下7	あり
58	下	挿入画	大谷郵便局長遭難	B5 1/2	大谷	悲哀	伝聞NF	下8	あり
59	下	挿入画	倉庫を発きて窮民を救ふ	B5 1/2	小白浜	奉仕 美談	伝聞NF	下14	あり
60	下	挿入画	流馬に跨り逃る	B5 1/2	久慈	奇談	伝聞NF	下26	あり
61	下	挿入画	汽笛を聞て騒擾を極る(中巻で次号掲載告知)	B5 1/2	志津川	悲惨	伝聞NF	中11	あり
62	下	挿入画	男世帯にて旅客を遇する (同上)	B5 1/2	志津川	奉仕	伝聞NF	中11	なし
63	下	挿入画	仮小屋に疲労を慰むる (同上)	B5 1/2	大船渡	奉仕	写実R	中16	なし
64	下	挿入画	永澤某救助せらるる (同上)	B5 1/2	釜石	悲哀	伝聞NF	中19	なし
65	下	挿入画	漁夫漂民を船幽霊と疑ふ (同上)	B5 1/2	重茂	奇談	伝聞NF	中26	あり
66	下	挿入画	柱に挟まれて助かる(同上)	B5 1/2	大浦	奇談	伝聞NF	中27	なし
67	下	挿入画	釜石町被害後惨況	B5 1/2	釜石	悲惨	写実R		
68	下	挿入画	溺死者追吊法会	B5 1/2		悲哀	想像NF		
69	下	挿入画	宮古下浜惨況	B5 1/2	宮古	悲惨	写実R		
70	下	挿入画	大石二分して缺け落たる	B5 1/2	吉浜	奇景	写実R		
71	下	挿入画	唐丹村被害後惨況	B5 1/2	唐丹	悲惨	写実R		
72	下	挿入画	小児死母を抱き起す	B5 1/2	志津川	孝行	伝聞NF	下6	なし
73	下	挿入画	孝子天助を得る	B5 1/2	志津川	孝行	伝聞NF	下7	あり
74	下	挿入画	釜石町海嘯被害後	B5 1/2	釜石	悲惨	写実R		
-	現場に	おいて写	生した可能性のあるもの	写実R					
	目撃者	の可能性	または証言者があり、場所が特定されるもの	伝聞NF					
1	場所が	特定され	ず、明確な目撃者もいそうにないもの	想像F					
	場所が	特定され	ないが、各地で目撃された可能性のあるもの	想像NF					

補注:形態のアルファベットはそれぞれ R=Real、NF=Non fiction、F=Fiction の略。

「目次題」のうち原題の地名および「~の図」は省いた。

一覧表は『復刻版 明治29年「風俗画報」臨時増刊 大海嘯被害録』から筆者が作成した。

『被害録』の「津波絵」を描いた画家の中で、氏名が判明しているのは尾形月耕(表紙、挿入画)、富岡永洗(上巻口絵、挿入画)、山本松谷(中・下巻口絵、挿入画)、石塚空翠、土屋秀禾(挿入画)の5人である。うち山本松谷、石塚空翠、土屋秀禾の3人は、災害発生と同時に記者2人とともに現地入りしている47。土屋秀禾は挿入画68(通し番号、以下同)、70、71に揮毫が見られる。これら画家のほかに挿入画には「永年」の揮毫がある「津波絵」があり、東陽堂絵画部員だった名和永年が聞き取り、もしくは写真からの模写で挿入画20、25を作製したと考えられる。写真を模写したとみられるケースを例示すれば、秀禾の揮毫がある挿入画71の「唐丹村被害後惨況」で描かれた構図は、当時義捐金を集める目的で売り出された幻燈写真48の構図と酷似している。

上記以外に作者が判明している挿入画はなく、山本松谷の作画数 21 点は、判明した作品 のなかでは群を抜いて、最大数である。

【表 2-1】の「形態」は 74 枚の「津波絵」の描写過程を分類したものである。現地で実見し、写生した可能性があるものを「写生 R」、現地の取材に基づく実話からその模様を再現したものを「伝聞 NF」、「津波絵」の説明書きに地名がなく、明確な目撃者が推量でき

_

⁴⁷ 前掲註 45 書、p.116。

⁴⁸ 挿入画 71 は当時東京・浅草の「幻灯器械製作所」池田都築氏が売り出した「三陸大海嘯難幻灯映画」12 枚組写真のうちの一枚と背景、警官などの人物描写、犠牲者の数と状況、中央の看板の文言などが同一である。比較した幻灯写真については、前掲註 27 書、p.213 掲載を参照。

ないものを「想像 F」、場所は特定されないが、被害各地で目撃されたと推量できるものを「想像 NF」とした。

ただ「伝聞 NF」に分類した「津波絵」も現場を必ずしも見たわけではなく、実話と思われるものを伝聞し、さらにそれを描写するわけであるから、厳密にいえば「フィクション」が盛り込まれているというべきであろう。しかし「津波絵」に何が書かれているか、という以上に「何を題材にし」「どのように描かれているのか」によって「何を伝えようとしたのか」という視点がより重要である。できるだけ忠実に伝えることのみならず「津波絵」というマス・メディアによる表象の中に内在する価値や認識が、「津波絵」という媒体媒体を通じてどう受け手に移されようとしたのかが、本論文の問題意識にあるからである。「津波絵」における主題が、『風俗画報』の目的とどのように関連し、さらには明治政府の目指す国民国家形成の目的と必要とされる価値や認識とどう連関したのか、という点は第5章で考察を進める。

第3節 山本松谷の「津波絵」

(1)「語り絵」の作者としての山本松谷

そこで『被害録』に内包される表象に関わる目的を明らかにするため、以下、『大海嘯被害録』の中で際立った役割を担っていると考えられる山本松谷の「津波絵」の特徴について考察する(【表 2-2】参照)。

【表 2-2】

				山本松谷の「津波絵」一覧						
61	3	上	挿入画	漁夫の妻隣家の小児と波間に漂う	B4 1/4	田野畑	悲惨 悲哀	伝聞NF	上33	あり
47	7	上	挿入画	教員某御真影を捧げ出す	B5 1/2	越喜来	忠誠	伝聞NF	上23	あり
61	9	上	挿入画	山田町の民戸失火の為焼死する	B4 1/4	山田	悲惨	伝聞NF	中27	なし
23	10	上	挿入画	巡査を指揮して人命救助	B5 1/2	宮古	忠誠 奉仕	伝聞NF	下22	なし
53	14	上	挿入画	幼児樹間に介在する	B5 1/2	唐丹	奇談	伝聞NF	上26、中18	2記事と重複
43	15	上	挿入画	死人田中に倒まに立つ	B5 1/2	唐桑	悲惨	写実R	上21	あり
64	30	上	挿入画	記載なし(図添書「地中の人声を聞て救出」)	B5 1/2	釜石	奇談	伝聞NF	上24	なし
	31	中	口絵	家屋人畜を流亡する	B4		悲惨	想像F		
97	33	中	挿入画	村童鉦を鳴らして遊戯する	B5 1/2	相川	悲哀	伝聞NF	中10	あり
109	34	中	挿入画	勇婦家族四人を救ひ出す	B5 1/2	志津川	美談	伝聞NF	中10長文	あり
91	35	中	挿入画	老婆襤褸を纏ひ途上に彷徨する	B5 1/2	歌津	悲哀	伝聞NF	中12	なし
101	37	中	挿入画	前川某鯣船救助せらるる	B5 3/4	釜石	美談	伝聞NF	中19	なし
	52	下	口絵	釜石町の医師鈴木琢治氏遭難者を救ふ	B4	釜石	奉仕 美談	伝聞NF	下11長文	なし
186	53	下	挿入画	神棚に厭せられて母と祖母に別るる	B5 1/2	白浜	悲哀	伝聞NF	下6	あり
154	55	下	挿入画	婚礼の際海嘯に遭ふ	B5 1/2	歌津	悲惨 悲哀	伝聞NF	下7	あり
182	57	下	挿入画	一少女臼中に在りて助命を得る	B5 1/2	大谷	奇談	伝聞NF	下7	あり
158	58	下	挿入画	大谷郵便局長遭難	B5 1/2	大谷	悲哀	伝聞NF	下8	あり
162	61	下	挿入画	汽笛を聞て騒擾を極る(中巻で次号掲載告知)	B5 1/2	志津川	悲惨	伝聞NF	中11	あり
168	62	下	挿入画	男世帯にて旅客を遇する (同上)	B5 1/2	志津川	奉仕	伝聞NF	中11	なし
174	63	下	挿入画	仮小屋に疲労を慰むる (同上)	B5 1/2	大船渡	奉仕	写実R	中16	なし
150	73	下	挿入画	孝子天助を得る	B5 1/2	志津川	孝行	伝聞NF	下7	あり

前述したように山本松谷は、編集責任者・山田重民の編集意図を画の分野で具現化する 役割を担っていた。このため松谷がどのような主題の絵を描き、どのような編集上の位置 に置かれているかを見る必要がある。【表 2-2】を検討した結果次のような点が指摘できる。

◇地名が示されていない口絵 31 を除き、場所の特定が可能な 20 点の口絵・挿入画が全

て、巻中の現地の惨状を伝える記事と対応する。

◇21点の記事中、12点において「挿画参着」の注意書きで結ばれており、画文一体であることを読者に喚起している。

◇中巻において、「参着」が遅れた「津波絵」6点を下巻で掲載することを告知(「次号挿入」と記述)しており、うち3点が松谷の「津波絵」である。

◇74 点の「津波絵」のうち、忠誠、奉仕、美談が主題のものは 18 点である。うち半数 近い8点が松谷の描画である。

すなわち、松谷の作品は、重要と思われる画題や記事と一体化した津波絵という、『被害録』の編集上中核的な役割を担っていることが明らかである。そのことから、津波被害の惨状を伝えるだけでなく、被害を受けた人々の行為の中に一定の価値を認め、松谷の絵の中にその認識を伝えようとする意図が内包されていることが読み取れるのではないか。

山本駿次郎は、写実性のある被害状況を書いた「津波絵」と、そこで起きた出来事を伝聞して書いた「津波絵」を比較し「不思議なことに、真実を見たまま写しとった「写生」が著しく迫力を欠き、そこに起こった事件を絵とした「作りごと」が、迫真の共感を見る者に与えるのは、報道画が単なる写生ではなく、事実を伝えると同時に、事件を伝える「語り絵」であったということである」と指摘している⁴⁹。ここでいう「語り絵」という認識は「津波絵」が読者になにを伝えようとしたのか、という津波の表象を考える上で、重要な視点である。

(2) 山本松谷の津波絵の構成

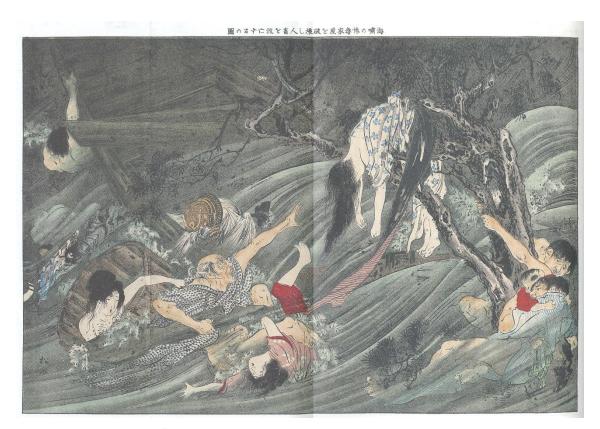
さらに、山本松谷の描いた津波絵 21 点について、その題材の選定と描画要素の構成について検討し、津波被害という事象をどのように表象化したかを考察する。

『被害録』の中で、彩色の「津波絵」は4枚しか存在しない。上中下巻を統一する表紙と、上中下の3分冊の口絵3枚である。表紙は尾形月耕、上巻口絵は富岡永洗、そして山本松谷はこのうち中巻と下巻の口絵2枚を担当している。口絵は彩色であるばかりでなく、折り込みとなっており、通常の挿入画の4倍の大きさで描かれている。ワイドなサイズであるだけに、そこに盛り込まれた描画要素は、ほかの津波絵の数倍に及ぶことを考えても、『被害録』各分冊中の「目玉」といっていいだろう。山本松谷が描いた口絵中巻の題は目次によれば「家屋人畜を流亡する」(挿入画31、【図版2-4】)、下巻は「釜石町の医師鈴木琢治氏遭難者を救ふ」(挿入画52、【図版2-5】)である。中巻口絵には関連記事はないが、下巻口絵の関連記事は『被害録』3巻の中で最長であり、微細が叙述されている。

中巻口絵「家屋人畜を流亡する」は関連記事がなく、津波絵の中にも地名を伺わせる描写はないことから、取材で得た情報を総合して描いた津波襲来直後の想像図=フィクションと考えられる。とはいえ、全くの想像だけで描いたとは言い切れない。

-

⁴⁹ 前掲註 45、p.116。

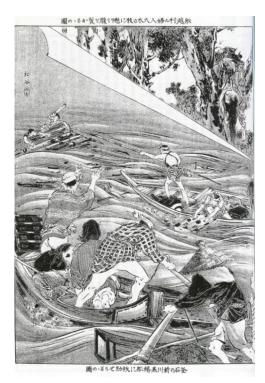


【図版 2-4】中巻口絵「家屋人畜を流亡する」



【図版 2-5】下巻口絵「釜石町の医師鈴木琢治氏遭難者を救ふ」

一方、下巻口絵の「釜石町の医師鈴木琢治氏遭 難者を救ふ」(【図版 2-5】) は、記事中にも津波発 生直後からそのあとの顛末が全て書かれている。 描画とあわせて詳細な記事が叙述されており、描 画要素は事実に即したものと考えられる。記事で は、唐丹村の負傷者を、私財をなげうって治療に 当たった医師の献身が叙述されている。負傷者救 出に当たり人手を確保するため、7章(条)から なる「救難憲法」を制定し、半ば銃で脅しながら 近隣から救助者を集めたことや、医薬品や食料の 欠乏に進退窮し、米輸送中の馬子を襲い強盗まで 働いたことが書かれている。そうした非常手段に 至った背景として、自宅に開設した治療施設にお ける「修羅場」を描き、非常手段の行使に至った 状況への理解を促すとともに、そうした蛮行もや むなし、と思わせるような鈴木医師の働き(【図版 2-5])の左部、立位で左手をさしのべている人物 とみられる) と、津波襲来直後の診療所内の惨 状を要素として津波絵の中に盛り込み、描いて いる。画中では、溺死者とみられる人々は青い 着色で肌が塗られている。また包帯から血が滴 る負傷者、両手で拝む老婆、血まみれで抜け落 ちた包帯、手部を失い背負われる負傷者など、 津波が溺死者を生むだけでなく、幸い助かった 者にも実はその被害は及び、津波によって引き 起こされた、人間の生を凌駕する自然の破壊力 の恐ろしさを伝えている。描画された場面の構 成要素全てが、同時間帯に展開していたものか、 もしくは断片的な目撃もしくは目撃談、体験談 をつなぎ合わせて構成したものかは、明らかで ない。しかし、かかる状況が津波被害地の随所 で引き起こされていたと考えられる。鈴木医師 の行動を正当化し、擁護するための描画要素が ふんだんに盛り込んだとみられ、事実を踏まえ て構成したフィクションではあるが、時間と空 間に散らばる一つ一つの事実を、ひとつの意図で



【図版 2-6 上】「舩越村の婦人大木の枝に懸りて腹を裂かるるの図」



【図版 2-7】「婚礼の際海嘯に遭う」



【図版 2-8】「大谷郵便局長遭難」

合一させた、絵画ならではの時空を交錯させたフィクション画といえる。「釜石町の医師鈴

木琢治氏遭難者を救ふ」については第5章以降で、 さらに検討する。

第4節 『大海嘯被害録』の「津波絵」の地理 的分布

『大海嘯被害録』に収められた74枚の「津波絵」 のうち、題材となった事象の地名が明らかなもの は65枚である。明治三陸大津波は青森、岩手、宮 城の3県にまたがる規模だったが、『風俗画報』取 材団が訪れた地域は3県の9郡80町村に及び、取 材日数は東京を出て帰京するまで7日間であった、 という50。

【表 2-3】「津波絵の分布」に示したように、描 画地を見ると北は岩手県久慈町から南は宮城県女 川町まで、被災地域をほぼまんべんなく網羅して いるが、釜石町、志津川町にあわせて20枚と集中 している。釜石町は岩手県下で沿岸最大の人口を 持つ町であったが、死亡率 53.9%、3,765 人が死亡 する最大の人的被害地である。一方志津川は宮城 県下で家屋の 69.9%、204 戸が流失、破壊された 家屋被害が最も高い場所である51。こうした被害 が際立ったところには、記事や挿入画の題材が多くあったものと考えられる。

【表2−3】	津 波 彩	会の分析	ל
現自治体名	場所	掲載数	比率(%)
久慈市	久慈	3	5
田野畑村	田野畑	1	
宮古市	宮古	4	6
	鍬ケ崎	1	
	大浦	1	
	重茂	1	
山田町	山田	1	
大槌町	大槌	1	
釜石市	釜石	13	20
	小白浜	1	
	唐丹	4	6
大船渡市	吉浜	2	
	越喜来	1	
	綾里	2	
	船越	1	
	大船渡	1	
	末崎	1	
陸前高田市	広田	2	
	小友	1	
	米崎	1	
	気仙郡	1	
気仙沼市	唐桑	3	5
	大谷	2	
南三陸町	歌津	2	
	志津川	7	11
石巻市	雄勝	4	6
	相川	2	
	白浜	1	
女川町	女川	1	
掲載画74枚の およそ半数の			

(『大海嘯被害録』より筆者が作成した)

ただ、同時期に三陸の被害地に入った東京日日新聞の2記者は次のような行程を採って いる。宮城県担当者は東京→仙台→新田を列車で向かい、新田からは徒歩で志津川に向か った。到着は18日真夜中とあり、到達までに丸2日間費やした。一方、岩手県担当者は東 京→花巻を列車利用した。ここまでに24時間経過し、その後、人力車、駄馬で遠野に到着、 その後徒歩で釜石に向かった。到着は 18 日午後 10 時、睡眠時間はわずか 3 時間とこれも 丸2日の行程であった。東陽堂の特派員5人52は東京発から帰着まで、7日間で被害地域を 縦断したとあるが、往路復路に計4日を費やすとすると、いささかその行程では無理があ ると考えられる。もしくは、5人はおのおの分かれて地域別に行動したことが考えられる が、個人別の行程表という資料は見当たらない。よって『大海嘯被害録』の中に伝聞だけ

51 前掲註 25 書、pp.46-47

⁵⁰ 前掲註 39 書、p.116。

⁵² 山本駿次郎は特派員5人の氏名所属について、橋本繁、大田才次郎(以上編集部員)、 山本松谷、石塚空翠(以上絵画部員)、土屋秀禾(所属未詳)を挙げている。(前掲註45 書、p.116)

でなく、新聞などの既報を基に描画がなされたのではないか、と推測することもできる。 つまりは『大海嘯被害録』を制作する前提として、可能なメデイア(媒体)を素材として、 取り込みながら、事実としての要素を組み合わせてフィクション性のある「津波絵」を描くことが、津波被害地の実相を最も効果的に伝える「語り絵」として成立させる意図があったのではないか、と考える。

ゆえに、現状を伝えるうえで大事なことは、何が書かれていたか、と同時に、どのように書かれているのか、である。その視点に立てば、明治三陸大津波の被害地全域に渡って画文一体の報道を網羅することが、マス・メディアとしてのグラフ誌存立に必要なことであったと考えられる。

おわりに

本章では、災害時に発行された『被害録』というメディア形式の分析を中心に行い、その編集上の意図について考察した。日本初のグラフ誌ともいえる『風俗画報』の臨時増刊である『大海嘯被害録』は、画文一体となった複合的なメディア形式を持つ。これにより、津波被害地で起きた事象を題材に、より正確で、より情感を込めた津波被害地として表象化することで、受け手に明治期の社会構造を反映したメッセージ性の高い認識の受容を促す意図が含まれていることが明らかになった。当時のマス・メディアでは、読者の指向をくみ取る形で政論新聞(大新聞)や、より大衆的な「錦絵新聞」などが発行されているが、新聞紙面のビジュアル化を進めることで新たな読者の支持を獲得しようとする試みもされた。『風俗画報』はその発行、販売体制からみるとマス・メディアと位置づけるには難しいが、こうした新聞界の方向性は画文一体の誌面編集に影響を与えたといえるだろう。かかる状況の中にあって、社会的衝撃であった「大災害」はビジュアル化誌面の格好の題材となったのである。そして「津波絵」の中に「語り絵」が存在しえたことは、ビジュアル手法の報道であるからこそ、ノンフィクション性を保有したフィクションによる報道が可能になったのである。

ただ、本論で問題にしたのは災害時に必要な情報伝達の媒体がどうあるべきかではなく、 大津波の被害や実態を受け手の人々の中に刷り込むマス・メディアがもたらす津波の表象 とは、いかに形成され、どのような影響をもたらすか、という点である。人々に伝達する 媒体の情報の中に潜まれた自覚された、もしくは無自覚の意図である⁵³。それは媒体が保 持する相対的に独立する特性、テレビであるがゆえの、新聞であるがゆえの、雑誌である がゆえの特性も含んでいる。人々に刷り込まれようとした津波の表象は、その規模が未曾 有であればあるほど、復興の政策に影響を与え、ひいてはその後の人々の生き方や価値観 にも影響を及ぼすと思われる。

-

⁵³ 自覚された、もしくは無自覚の潜まれた意図は、それぞれのメディアが成立上、構造上 有している特性と無縁ではない。少なくとも、テレビメディアにはそうした、特性が存 在する。この点については、第6章で明らかにしたい。

一方で、資本主義下における印刷物は、大衆の支持=共感がなければ媒体として機能せず、資本主義下における目的である利益を生むことはできない⁵⁴。自然現象がもたらす被害の現場をどのように表象するかという問題は、国民国家の理念の浸透を進める明治政府にとっても、民間であるマス・メディアにとっても、自身の目標推進の上で重要な課題であったといえる。明治期にあって、これら2者がどのように扱ったのかを知ることは、その後に成立し現在に至る「日本」の表象と、表象が生んだ世相を検討するうえで、重要である。

津波絵とそれに付随する記事には、当時の三陸の場所性を示す画文が叙述されている。例えば、本章で触れた鈴木医師の行動について著わした記事の中には、津波直後の唐丹にあって、下働きの男たちが打ち上げられた魚を「寄りもの」として、ありがたがる様が描かれている⁵⁵。海からの授かり物を尊ぶ三陸沿岸部の風俗⁵⁶だが、同時に津波災害という非常時においては、その様子は非常識な姿の描写といえ、河西が指摘した三陸に対する未開性⁵⁷のイメージを強く意識して書かれたものとも受け取れる。

第5章以下では、『大海嘯被害録』の中で最も扱いの大きい中核的な「津波絵」を対象に、この絵の中に盛り込まれた種々の意図について検討を進める。その意図とは当時の明治政府が進めてきた国民国家建設、富国強兵策、帝国主義的拡張政策など権力側の意図と、マス・メディア側がどのように連関していたのか、という点にある。明治政府の進める政策の下で、近代に勃興したマス・メディアの姿勢はどこに向いていたのか、その仕組みと影響を考察する手がかりの一端を、『風俗画報』臨時増刊である『被害録』をつうじて表象化された意味から読み取ることができるのではないか。その検討を通して、2011年3月の東日本大震災時における公権力が津波後に空間の包摂を図る手段としての復興政策と、マス・メディアによって表象化された津波被害やその影響下における政策評価は、復興を目指す人々にもたらされせた影響やその評価を相対化すると考える。

⁵⁴ B.アンダーソンはヨーロッパにおける国民国家の形成と活字出版の相関について国民 国家の形成を支えたのは単に活字と印刷技術の進歩だけではなく、そこに資本主義の発 展が必要だと説いている。すなわち「資本主義と印刷技術が収斂することにより、新し い形の想像の共同体の可能性が創出された。これがその基本形態において、近代国民登 場の舞台を準備した」という。B.アンダーソン著、白石隆・白石さやか訳『定本 想像 の共同体』書籍工房早山、2007、p86。Anderson,Benedict, *IMAGINED COMMUNITIES:* Reflections on the Origin and Spread of Nationalism, 1991, Verso, London.

⁵⁵ 前掲註 33 書、P.161。

⁵⁶ 川島秀一『津波のまちに生きて』冨山房インターナショナル、2012、pp.185-198。

⁵⁷ 前掲註 10 書、pp.9-10。

第5章 マス・メディアの表象に潜む「公権力」の諸相

- 『大海嘯被害録』所収「釜石医師奮闘記」と挿入画の分析を通じて

はじめに

明治期に発行された『風俗画報』は、明治時代に発生した事件を題材に、記事と絵画によってそれらを描写することで、読者の支持を得た1。特に西欧列強に遅れて帝国主義下の国民国家建設を目指した明治政府は 1894 年 (明治 27) には日清戦争を遂行した。これらの戦闘は『風俗画報』の題材となった2。一方、『風俗画報』にとっては明治期に発生した大規模な自然災害もその題材となりえた。いわばこれら国民的関心事は格好の取材の対象であり、雑誌が売れる題材であった。『風俗画報』は海外における日本軍の戦闘の状況を画文一体で描くとともに、1888 年 (明治 21) の磐梯山の噴火3や 1891 年 (明治 24) 濃尾地震4などの大災害も特集している。

1896年(明治 29)6月 15日に三陸地方を襲った津波は、2011年 3月の東日本大震災5と同様の大きな被害をもたらした。被害は岩手県を中心に三陸沿岸の全域に及び、死者は 20,630人6に及んだ。津波の被害が甚大であったことは明治に入って興隆した新聞や雑誌などのマス・メディアによって、被害地を離れた地域にも報じられた。津波発生 2 日後には、当時大新聞とされた東京日日新聞7が記者を現地に派遣し、岩手県釜石や宮城県志津川を中心に、その惨状を報じている。一方で、雑誌においては日本初のグラフ誌である『風俗画報』が記者と絵画部員計5人を派遣した。彼等のもたらした津波と津波襲来後の被害を描いた「津

¹ 1889 年(明治 22) に創刊した『風俗画報』はその後 27 年間にわたって刊行され、通巻、 号数外を合わせると 518 冊が発行された。

² 1894 年 (明治 27) から 1896 年 (明治 29) にかけて日清戦争を扱った特集は『日清戦争 図会』『征清図会』の名称で 10 回に発行された。また 1874 年 (明治 7) の「台湾出兵」では『台湾征討図会』として 5 回、『台湾土匪掃攘図会』2 回、『台湾蕃俗図会』2 回が発行された。

³内閣府の広報『ぼうさい』は磐梯山噴火について「黎明期であった全国紙などのメディアが競って報道したため、その惨状は広く国内外の関心を引くところとなった」(内閣府広報『ぼうさい』30、2005.11、pp.18-19)としている。

^{4 1891} 年 (明治 24) 朝に発生した濃尾地震は M8.0 の規模で明治以降の近代日本が遭遇した始めての巨大地震とされた (内閣府広報『ぼうさい』36、2006.11、pp.16-17)。倒壊家屋 14 万戸以上、死者 7,000 人以上という大被害をもたらし、当時新しく登場した写真や石版画によって惨状が伝えられ新聞社による義援金の募集なども行われた。

⁵ 三陸沖を震源とする M9.0 の地震によって発生した大津波の被害範囲は、北海道から高知県まで 21 道府県 死者 19,225 人、行方不明者 2,614 人(消防庁「東日本大震災について」 151 報、2015 年 3 月 1 日現在)となった。

⁶ 宇佐見龍夫他編『日本被害地震総覧 599-2012』(東京大学出版会、2013) より。

^{7 1872} 年 (明治 5) 創刊。1881 年 (明治 14) には政府の御用新聞になったが、1911 年 (明治 44)、大阪毎日新聞に買収された。戦時中の新聞統合政策により 1943 年から毎日新聞と 改めさせられた

波絵⁸」は 74 枚にのぼり、『風俗画報臨時増刊 大海嘯被害録』(以下、『被害録』とする) 上中下 3 巻として順次発行された⁹。

第4章では、この『被害録』に盛り込まれた74枚の「津波絵」の主題と取材方法、場所などを分類し、津波絵がどの様な思考や意識を内包し、『被害録』として表象化されたのか分析を行った。その過程で東陽堂絵画部員の中で画家、山本松谷が『被害録』編集の中核的な役割を担っていることを示した。彼の「津波絵」の特徴は、現場取材によって事実として把握された津波被害の惨状のいくつかを部分的に取り上げ、再構成したフィクション画を、雑誌の「目玉」である口絵などに「彩色画」として強調的に作成していた。それら「彩色画」は津波被害の模様を集積する形で描写することで、より衝撃性が高く効果的に、受け手としての読者に惨状のインパクトを与える効果があったことは、第4章で論じた。それらは「語り絵」という表現ができるだろう10。

商業誌である『風俗画報』が誌面で何を描くかという選択にあたり、重要な一要素となるのは「売れるネタ」であったことは自明であるが、本章で分析の対象とするのは何を選択したかではなく、描かれた記事と「津波絵」の、対象物を「画文がどのような関係をなし、どのように描かれているか」、そしてそれを誘引した「背景」「動機」などの描写条件や環境である。国民国家が形成される過程で文字やそれらが印刷され活字化が果たした役割はこれまでも論じられてきた¹¹。そうした活字や印刷物が、公権力による統治、言い換えれば空間の均質化に対して役割をになったとすれば、どのような形でそれは行われたのか。

以上の観点を踏まえ本章では、津波被害を描いた「津波絵」の中でも、釜石町の遭難者 救助記事とその挿入画を中心に分析を進める。この画文は津波災害の非常時にあって、住 民を救わんとした医師が被災民用の米を強奪し、被害にあった住民を救う顛末を描いた記 事である。明治日本における国民国家形成の過程において、なぜ本来なら犯罪に相当する 行為が許容され、その場面が描き残されたのか。明治三陸大津波を契機とするマス・メデ

8 本論では、明治三陸大津波とその被害状況を扱った報道画を「津波絵」とした。

^{9『}風俗画報』は明治三陸大津波の特集号として通巻 118 号から 120 号までを『大海嘯被害録』上巻(7月 10日発行)、中巻(7月 25 日同)、下巻(8月 10 日同)として 15 日間隔で 3 巻発行した。『風俗画報』は平時には月刊だったが、戦争報道や災害報道にあたってはおおむね半月に 1 号の間隔で発行した。本論文では『復刻版 明治 29年「風俗画報」臨時増刊 大海嘯被害録 マヨヒガ 遠野文化友の会会報』vol.2 に依った。同書の奥付によると、本書の発行人は赤坂憲雄、発行は遠野市立遠野文化研究センター、発売は有限会社荒蝦夷(仙台市)。

¹⁰ ノンフィクションの積み重ねによるフィクション画の方が、より津波がもたらした状況 を読者に伝えられるとして、第4章では「語り絵」という表現を用いた。

¹¹ アイゼンスタインは『印刷革命』(みすず書房、1987、Eisenstein, Elizabeth L, *THE PRINTING REVOLUTION IN EARLY MODERN EUROPE*, 1983, Cambridge University Press) などで印刷技術の進歩がルネサンスや宗教革命などの近代の文化の変容をもたらしたと論じた。またアンダーソンは『定本想像の共同体』(書籍工房早山、2007、Anderson, Benedict, *IMAGINED COMMUNITIES: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, 1991, Verso, London) などで、出版によって成立した国語の出現が国民国家という意識を生み出した、などと論じている。

ィアを通じて、東北や三陸における公権力や民衆がどのような言説空間に捉われたのか、 その位相を明らかにする。

第1節 『被害録』にみる秩序回復と警察の描写

『被害録』に掲載された記事「釜石町の医師鈴木琢磨氏遭難者を救ふ」(以下、「医師救助記」と称す)は、『被害録』の中で最も長文の記事であり、かつ挿入画も折り込み口絵、彩色という大型版で、読者の目を引くように掲載されている。とはいえこの挿話は、緊急時ながら医師が銃を手にして白昼被災地内を運搬していた食料を強奪するという犯罪行為を含んだエピソードを描いたものである。現在であっても明治期にあっても、非常時故に治安の維持は不可欠であり、秩序の維持のために公権力によって万全かつ細心の注意をもって治安体制が図られることは変わりない。実際、『被害録』では警察官など公権力に関わる官憲の活躍ぶりが記事や挿入画に描かれている。しかし、この記事では強盗を犯すまで追い込まれた鈴木医師の一連の行動を細かく描写し、「美談」とする結びとなっている。

明治期から昭和期における「美談」とは、軍国美談や戦時美談に代表されるように、国家の一大事において活躍した人物が報道や手記を通じ社会的に英雄視され、伝記や流行歌を生み、教訓として教科書に掲載されるなど¹²、マス・メディアを通じ、民衆に支持される基盤を持っていた。このようなイデオロギー性を持つ「美談」が、震災という同じく国家の一大事において仕立てられた背景には、戦時美談などと同様の背景があろう。

しかし、震災は戦災とは異なり、自然現象による被災である。戦争のように、原因や状況を正当化する英雄や物語が求められることは少ない。その点で、公権力とマス・メディアのいわば共作として、大津波がもたらした大惨事を「美談」としたことの意義の追究は、大津波による被害で秩序が混乱した状況を、受け手である民衆にどう回収させたかを示すものでもある。よって、本節では、まず、津波襲来後の時間の経過とともに、公権力の執行力がどのように現場の秩序と支配を回復していくのか、『被害録』に描かれた官憲の行動を通じて検討する。

『被害録』における「官憲」の姿は、74 枚中 18 枚の津波絵の中に描かれ¹³、同時に記事によって詳細に描写されている。なお、これらの「津波絵」中では軍の活動が明確に描かれている画は見当たらない。警察官等¹⁴の姿が描かれている描写は次の①~⑱である(便宜上、丸数字で通し番号を設けた。引用記事末尾の【 】番号は第4章第1節【表 2-1】に示した「風俗画報臨時増刊 大海嘯被害録 津波絵一覧」の通し番号を示した。関連記事中

¹² 中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波書店、1988、p.5。

¹³ 津波絵の中で、制服制帽姿、サーベルを携帯している、などその服装の特徴から警察官 とみられる人物描写を「官憲」とした。帽子をかぶっているものの着物姿の人物像は「消 防関係」と推量できることから、含めていない。

^{14 『}被害録』中には軍の憲兵隊の出動が記述されているが、「津波絵」の中で警察官と憲兵 の描写の差については判然としない。本論文では制服制帽、帯剣などの要旨描写から「警 察官等」とみなした。

の読点は、適宜筆者が付した)。

① 「山田町の民戸失火の為焼失する」中巻 27 頁

飯岡の中小字川向と称する処に、罹災者寒気を防がんと欲し、家屋船舶の破片 折重りたる上に於て焚き火を始めたり、何ぞ知らむ其下には、神保おたみなる 者の土蔵りて、最も堅固の建築なりければ、海嘯の起りしと同時に茲に逃込み て辛き一命を繋ぎ得たる者三十名あり、然るに頭上より火を付けられたれば、 何かは以て堪えるべき三十一命齋く叫喚して悉く蒸焼にせらる火は翌日に亘る も固より消防すべき道なければ、此三十名を併せて他の惨死者と共に白骨と化 し了りぬと、(【9】)

② 「巡査指揮して人命を救助」下巻 22 頁

宮古警察署長以下皆良く其職を尽せるは人民の感賞する所、鍬ケ崎に下宿したる非番二人、物音に驚き正服を着けんとするにハヤ水は床に上る、急に二階に上りて着装し、屋根伝ひに走り人を救ふこと幾人なるを知らず、翌日に至り人の恩を謝する者多きを以て、自から驚きたりと云ふ、(【10】)

- ③ 「漁網を御して五十余人の死体を引き揚ぐる」上巻 22 頁 同村にては、海中の死屍を捜索するが漁網を卸ろして曳きしに、網に罹りて来 りし者五十余人余りに重くして曳き上ぐること能はず、漸やく半分づつに分か ちて陸に上げたりと、(挿画参着)(【13】)
- ④ 「死人田中に倒まに立つ」上巻 21 頁 又同村にては、遭難の翌日郡吏救援に赴さしに、田の中へ倒まになつて立ち居 たる死体ありしと、(挿画参着)(【15】)
- ⑤ 「石応寺門前伏死相累なる」上巻 25 頁

同寺は、北方高地にありし為め、今回海嘯の難を免れたれば、今日までに発見したる死体は、悉く同寺に運搬し居れり、伏死累々何れも水腫れより腫れ膨れ色変わり肉裂け皮膚爛れ或は腕の折れたるあり、或いは骨の挫けたるあり、或いは首のなき小児の遺骸あり、一として創痍を負はざるはなく、中には内股に膀胱のやうな水嚢の出来居るもあり、手足腹部の脹れ上りて廻り三尺以上の者もありて、殆どの人体の格好を失ひ若し臭気なくんば、下手の彫刻家の手に成れる人形かと思はれん、而して少なきは二三ヶ所多きは、七八ヶ所も黒紫色斑々として桑の実の熟したるが如きもの体中に呈はれ居れり、これ木材などより打ち当たられて黒血の寄りたるにやあらん、見るからに毛髪堅立ちて思はず念仏を唱へぬ(【21】)

- ⑥ 「被害地死者発掘」記事なし(【25】)
- ⑦ 「唐桑村惨状」同(【28】)
- ⑧ 「看守監房を破て囚徒を開放する」上巻 13 頁、中巻 10 頁

一 監房に於ては、宿直看守前同様の鳴動を聞くと同時に、一人が大海嘯来れりと報ずるや激浪襲侵板塀を押倒し立ろに監房の中より六尺以上汎濫したるを以て、囚人は角格子に攀登し救助を求むるありしか、看守は必死を極め、辛うじて監房の扉を敷石の大なる者にて打破し、水勢稍稍緩慢に赴くのを機に見、悉く囚徒を開放せり、(挿画参着) 15 (中巻 10 頁より筆者抜粋) (【32】)

⑨ 「巡査某橋上の少年を救ふ」中巻 29 頁

海嘯俄然として宮古湾に襲来するや、市街は忽ち修羅の巷と変じ或は屋材に挟まれ或は合う以上に漂ひて救を叫ぶもの挙て数ふべからず、そが中に十二才の一少年の激浪のひ弄する所となり、かろうじて新晴橋に取付き居たるを発見し、下斗米巡査は之を救ひ上げんと欲したるも、少年の衣服は海水のために孕み膨れて容易に引き上ぐべくもあらず、己むを得ず剣を抜て衣服を引き裂き水を出して救ひ上げたり、己にしても又も第二回の海嘯あり、二人とも既に危く見えしが、巡査は堅く少年を腋に抱へ必死となりて其の場を遁れ出でたりと云ふ職務柄とは云へ感ずべきことにこそ 16 、(【41】)

- ⑩ 「綾里村火葬場」記事なし(【44】)
- ① 「末崎村救護事務所」同(【47】)
- ⑫ 「貸座敷高島楼前惨状」同(【48】)
- ⑬ 「溺死人を遺族に引き渡す」関連記事下巻 26 頁

海嘯の翌日七十人許の死骸を掘出したれど、何処の誰かは判然せぬ故,数多の検視人を集めて之を調べ、一々札を着けて遺族に引き渡せりとなん、慘又慘(【51】)

⑭ 「倉庫を発きて窮民を救ふ」下巻 14 頁

小白浜の豪商磯崎富右衛門氏は、海嘯襲来の前日仙台より米百石其他の物品を買ひ入れ、崖上の倉庫に積み起きけるか、其夜海嘯の為家財家族等悉流蕩せられ、今赤條々の身たるに拘わらず倉庫を発きて、其米其物品を罹災者の救恤に充てたりと奇特といふべし、(【59】)

⑤ 「汽笛を聞きて騒擾を極る」中巻 11 頁

志津川町にて去る二十一日午前九時頃、老若男女が異口同音にソレ海嘯が来たと騒ぎ出し、全町至る所上を下への大騒動にて、親は子を呼び子は親を尋ねつつ先を争ふて逃れんと悲鳴す声物凄く、郡役所に詰め居る人さへ我先にと山上に駆け出したる程なりしが、時経て海面を望めば、更に懸る気色の見えざるに孰れも不審の事よと噂し合へる、<u>折か</u>ら警察署の半鐘階子より警官が海嘯に非

¹⁵ 雄勝にあった宮城集治監の出役所の被害状況については、『被害録』の中で内大臣に上申 した報告書の内容が箇条書きで示されている。そのうち津波絵の状況を報告した部分は 「挿画参着」の括弧書きがあるため、同箇所のみ記載した。

¹⁶ 同記事の前後には宮古警察署の米良署長の指揮によって消防夫が活動したことや署長夫 人が赤子を里に置いて看護婦志願したことを賞賛する記事が掲載されている。

ず人々安心せよと声高らかに呼ばはりしかば、一同漸く安心して蘇生の思ひを 為したるよし、去るにても何から又斯る騒動を引起こせしものかと後に聞け、 同町沿岸の近傍に停泊中なる小汽船が其の汽罐の湯を吐かせしに、其音の如何 にも十五日の海嘯前に聞えたる響きに似たるより、誰云ふと無く海嘯と訛伝し たるが為なりしと云ふ、(挿画参着)(【61】)

⑯ 「仮小屋にて疲労を慰むる」中巻 16 頁

戸板両三枚を並べて仮屋を築けるもあり、畳一枚に日頃の疲れを慰め居るもあり、中には逸早く柄には逢はぬ箪笥など流れ来るを引き上げて、警官の取り調べを受け居るもありと、(【63】)

① 「釜石町被害後惨況」

記事なし(【67】)

⑧ 「唐丹村被害後惨況」

記事なし(【71】)

上に示した①から®のように、「官憲」の姿が描かれている「津波絵」は 18 点あり、これらの事象を以下【表 2 - 4】のように分類した。表に示した I は描画された時間が、津波の最中もしくは津波の襲来直後、II は津波から相応の時間が経過した後を示す。また、描画カテゴリーには、描画に関連する記事の有無を示している。描画に関する記事が掲載さ

れている A、A´の場合でも、その記事の中に具体的に官憲の様

【表 2-4】

子が叙述されている場合は A とし、記事中に叙述がない場合は A ~ とした。 B は津波絵中に官憲 の姿が描写されているが、『被害 録』の中で関連記事が扱われて いない、つまり「津波絵」のみ の掲載である。事象の発生場所 については、記者たちの取材活 動範囲に地域的な偏りがある 17 A ~ A グ類の対象とはしなかった。

【表 2-4】のうち、I は、津 波の襲来のさなかまたは直後に おいて、警察官などがどのよう

津波絵	津波絵に描かれた「公権力」の配置『被害録』より筆者作成								
	時間カテ ゴリー	I	П						
描写カテゴリー	記事の有 無/記事 内の描写 の有無	津波のさなか(直後)	津波の襲来後						
A	有り/有り	289	456						
A´	有り/無し	114	3513						
В	無し		6711111111						

な行動をとったかが題材となっている。以下、時間カテゴリー I に対応する A、A 、B の 説明を加える。

¹⁷ 記者の活動は、被災地域への派遣・取材活動に震災直後は制約があったと考えられ、宮城県志津川や岩手県宮古市、釜石市などに集中している。前掲註9書参照。

IAでは②で宮古警察署の署員が数多くの市民を救済し、翌日になって自覚したことが記述され、「津波絵」では署長が三人の巡査を指揮し、濁流の中で市民を救い出す模様が描かれた。⑧では雄勝にあった集治監の出先機関において、看守と思しき官吏が収容されていた犯罪者を解き放ったことを記述しており、「津波絵」では四人の看守が牢を破壊し囚人を救い出す姿が描かれている。一方⑨では、宮古市の巡査が橋に取り残された少年の救出劇が記事、「津波絵」に描かれている。いずれも事実と見られ、「官憲」の実際の行動が主役として描かれ、「職務柄とはいへ」、その決死的な行為への賞賛が含まれている。つまり、職務がどのようであれ、人智を超えた「大変事下」における人道的な振る舞いによって警察官の行動を評価せざるを得ない、公権力が無力状態に陥っていることが察せられる。

だが I A´に入る①は、山田町で起きた火事によって土蔵に難を逃れていた市民が「蒸し焼き」にあって死亡した悲惨な事件を伝えているが、警察官に触れた記述は無い。「津波絵」からは、あわてて駆けつける警察官 2 名が描かれている。 ④は、主役は米などを窮民に開放した商人磯崎富衛門であって、警察官ではない。 ⑨と同じく賞賛されるべき行動がテーマであるが、警察官が「義挙」に積極的に関与したわけではなく、描画からは中央に立って周囲を見渡しており、「施し」に集まった群衆の整理活動を行うために現場にいたと考えられる。したがって記事中に警察官の存在に触れた叙述はない。描かれているのは警察官がいても、いまだ非常事態が継続している市中の様子である。

一方、被災後の復旧時にあたる時間カテゴリーIIの範疇ではどのような「官憲」の姿がテーマとなっているのか。まず、IIAは④で津波によって土砂に覆われた田の中から倒立した死体の両足が出ている様を少女に指し示される警察官の姿を描いている。しかし記事では「郡吏救援に赴さしに」と津波襲来の翌日に「官憲」の派遣、被災者の救出がなされれたことだけを伝えている。⑤は宮城県志津川町で汽船があげた音を津波の引き起こす音を勘違いした市民がパニックを起こす物語である。人々が右往左往する中で、呼子を咥えた警察官ら四人が両手を掲げて抑制せんとする場面である。記事には機転を利かせた警察官が、警察署の半鐘が吊るされたはしごの上から「海嘯に非ず人々安心せよと声高らかに」諌めたとある。ただ、そうした場面は画中にはない⑥は家を失った大船渡の被災者が掘立て小屋を設け、また路上の畳の上で体を休めている「津波絵」である。聞き取りをしている警官のほかに、分不相応な箪笥を運んでいる男に警察官二人が職務質問し、箪笥内を改めている様子が描かれている。これらは、治安の維持、回復途上であって、被災後の騒擾を治めようと努める本来的な警察官の職務遂行ぶりをテーマにしている、といえるだろう。

II A ´のうち、③⑤は被災のあとに、死亡した人々を収容し、身元を確認する為の作業を監督する警察官の姿を描いている。③では、漁網によって水死したと見られる 50 人以上の人々を海中から引き上げる様を描いている。警察官は引き上げを指揮するとともに、多数の警察官が両手を広げて群集を遮っている様子がみられる。しかし、記事中には具体的な警察官の行動を示唆する表現はみられない。⑤も、高台にある寺に死体が集められ、身元の確認などが行われた津波絵だが、中央に警察官一人が直立して居るものの、積極的な活

動を描写するものではない。記事中にも警察官に触れた部分はない。③でも海岸に並べられた遺体の確認作業に立会い、筵を覗き込んで顔を覆う親族に確認を促す警察官の姿が描かれている。以上 3 つの場面は多数の遺体が集められ、親族家族の安否を求める市民が集まり、混乱が予想され、遺体の身元確認を行う場面であり、治安維持・秩序の回復がなされ始め、つまり警察権の執行が機能し始めたケースである。

Ⅱ B にあたる⑥⑦⑩⑪⑫⑰⑱については、被災後の惨状や復旧の様子などを描いた津波絵である。絵自体にニュース性、物語性は少ない。⑥は遺体の発掘に立ち会う警察官の執務の様子が津波絵中央に描かれているが、それ以外の津波絵では、⑦警察官の聞き取り調査風景、⑩火葬に立ち会う警察官、⑪救護所前で責任者と思しき人物と向き合う幹部警察官、⑫市民を誰何する警察官、⑪遺体運搬の人足を指揮する警察官、⑱唐丹村被害人数の看板を前にする警察官が描かれている。警察官の職務執行の状況を色濃く描写した I A 、Ⅲ A 、 (表中彩色部分) に比べて、被災後の秩序、治安が回復され、公権力による統制が為されている様子を示す一要因として、警察官が点描されている。

津波の被災地域においては、 津波襲来時には公権力は無力で あり、囚人の「解き放ち」を決 断する場面も描かれていた。し かし、時間の経過と共に秩序回 復に努める警察官の執務ぶりが 描かれ、やがて、市民を呼び止 めたり、人足を指揮する姿が描 写されている。津波絵に、〈無力 状態: IA〉 \rightarrow 〈浩安回復の途上: IA〉 \rightarrow 〈警察力が機能: IIA

【表 2-5】

津汕	津波絵の描写と統治力の回復『被害録』より筆者作成									
	時間カテゴ リー	I	п							
描写カ テゴリー	記事の有無 /記事内の 描写の有無	津波のさなか(直後)	津波の襲来後							
Α	有り/有り	289	41516							
A´	有り/無し	10	350							
В	無し		6711111111							

~〉→〈公権力の統制回復: IIB〉と推移する公権力の回復過程、つまり時間の経過と共に空間支配が進んでいく状況が、警察官の描写の違いによって読み取れるのである(【表 2-5】 参照)。 IAでは記事においても描写の主役であり、津波絵中にも大きく描かれていた警察官の姿は、権力の回復過程に沿って、その記事中の描写もなくなり、津波絵の構図に占める大きさも小さなものになっていることがわかる。治安の維持が回復し、統治が滞りなく機能している時は、その姿はとらえにくく、意識されにくいことの表れにも通じる、といえようか。

『被害録』は津波襲来後に警察力どのように動員され、医療体制や食糧事情がどのような状況であったのか、以下のように概括している。

因って避難者救助の為め警務部長をして各被害地を巡視せしめ且書記官を東閉伊郡地

方に参事官をして気仙郡南閉伊郡地方に収税長を九戸郡地方に派出し指揮を司らしめ 而して県属警部は気仙地方に九名、南閉伊郡東閉伊郡十二名、南北九戸郡へ三名、西 閉伊郡に一名、北閉伊郡に二名を派遣し巡査百十三人は被害各地に配置し之に人夫四 百五十八人を随はしめ夫々生存者救助死体取り片付け等に従事せしむ

(『被害録』上巻5頁)

以上の記述によれば、三陸地域には警部級警察官 27 人、巡査級警察官 113 人が派遣された。 さらに 458 人の人足が補助にあたっている。警察官と人足の派遣数 598 人に対し、岩手県警要覧によれば岩手県の警察官の定員は記録のある 1954 年(昭和 29)で 1,060 人、東日本大震災が発生した 2011 年で 2,115 人である¹⁸。

また『被害録』は「医師の死亡も少なからず適々死を免れたる者あるも薬品機械等皆流失一も遺す処なし」(上巻 5 頁) と記し、被災現場の救急医療体制が崩壊していたことを記述している。このため被災地の隣接地域から医師が派遣されたほか、陸軍第二師団より軍医が 12 人、赤十字社から医師 7 人が急派されたことなどを伝えている。

さらに食料に関しては「田園は荒廃し家屋は流亡し居るにいえなく食うに米なく今や飢餓に迫るを以て白米一千石余を被害各地に送付し窮民の救助に充てたり」(上巻5頁)と記され、救援の食料が送られるほど逼迫している。加えて記事中に取り上げられた鈴木琢磨医師の居住していた唐丹村については「唐丹村は郡内第一の被害にて駐在巡査は家族と共に死亡し二千八百余の人口中死亡二千五百なるは悲惨の至りなり」(上巻6頁)と記されており、津波に見舞われた地域の中でも最大級の人的被害があったことが記されている。唐丹村の死亡率は89パーセントに達しており、東日本大震災において最も死亡率が高かった陸前高田市(6.76パーセント)、女川町(5.59パーセント)、大槌町(5.11パーセント)と比べても、その被害の甚大さは明らかである19。

以上の叙述をみると、警察の動員数や医師の派遣数、派遣場所が明示されていることから、災害救援の体制に関した広報体制がとられ、新聞等を媒介に国民に向けて意識的に伝達活動を行っていることがうかがわれる。さらに『被害録』上巻では被災地に関わる皇室、政府、軍などの対応が項目を立てて記述されている²⁰。政府一体になって大津波の救援に関り、「公権力」の回復に取り組む過程が『被害録』の冒頭で展開される誌面構成になっていることを指摘しておく。

¹⁸ 岩手県警ホームページ、岩手県警要覧 2015 年 12 月 29 日参照、http://www2.pref.iwate.jp/~hp0802/oshirase/keimu/kenkeiyouran/000mokuji.html

¹⁹ 東日本大震災における自治体別の死亡率は、谷謙二「小地域別にみた東日本大震災被災地における死亡者および死亡率の分布」(『埼玉大学教育学部地理学研究報告』32、2012』から引用した。

²⁰ 『被害録』には皇室の下賜金や側近による視察、各役所からの派遣官名姓名、軍艦の派遣、各国政府からの見舞い、憲兵の派遣、衣類や米の給付、炊き出しの状況、郵便/電信の現状などが記されている。

ただ、現在と明治期の警察官運用の体制の違いはあるものの、動員展開した警察官の数は少数である。一方で、「津波絵」の中では要所に警察官が配置された構図が採られている。 津波に関わる記事においては、具体的な警察官の行動を取材した上で、その役割に応じた記事化がなされるのが妥当だが、描画というノンフィクションを元にしながらも、フィクションである当該メディアにおいては、題材の中において違和感がなければ、構成要素の自由な配置が可能になるのではないか。【表 2-5】において、記事に含まれない、「津波絵」にだけ登場する、警察官の姿が全体の3分の2、18枚中12点あることは、現実には津波襲来後の混乱もあって警察力が不足していたにも関わらず、自由に描ける描画の中では被害地域の治安は維持されていたように、現実にはいなかった警察官を描いたとも考えられる。

第2節 「美談」としての描写と非常時報道

(1) 釜石・鈴木医師の「奮闘」と表象

『被害録』では、上中下の3巻の冒頭に口絵として彩色画の「津波絵」が挿入されている。そのうちの2枚は東陽堂絵画部員の山本松谷が描いている21。前節では、大津波の襲来後に警察などの公権力の執行機関が時間の経過とともに、どのように空間に配置され執行力の回復を図ってきたが、「津波絵」と掲載記事の中に埋め込まれているのかを検討した。こうした警察官を含んだ構図の「津波絵」は、その存在が事実か事実でないかに関わらず、「津波絵」を見た受け手(=読者)にとっては、記事には公権力の存在が叙述されることによって、災害時にも拘わらず公権力による秩序の維持が保たれていたことが、逆説的に証明されるのである。状況が流動的な状況にあって、受け手側はフィクションかノンフィクションかの詮索は行いようがない。ただ、「津波絵」の中でも【表 2-5】のIAのカテゴリーに示した記述や描写のように、津波発生直後の時間帯では、公権力による秩序の維持はなされていないことが、合理的に予想される。その環境が如何に厳しい状況だったかを「津波絵」で示すのが、『大海嘯被害録』の「売り」でもあるからである。それは本章が問わんとする、公権力不在時の津波被害地がどのように描かれたか、という主題をまさに突く内容でもある。

山本松谷が選んだ釜石町に隣接する唐丹村(当時)の医師・鈴木琢次氏の「医師救助記」は、津波襲来直前から多大な被害を受けた後までの、村民救済の過程を再現した長文の記事と「津波絵」で構成される。【表 2-5】におけるカテゴリーでいえば I Aから II Aに連続する内容が描写されている。

「医師救助記」は以下のような 6 つの主要場面と総括的評価の 7 つの要素で構成されている。以下【表 2-6】で構成を提示する。

『被害録』編集者は記事の中で、「殆ど無政府同様の場合に当り」として、公権力による

²¹ 山本松谷画描いた「津波絵」については「題材としての明治三陸大津波と「津波絵」という表象」(『横浜市立大学国際文化紀要』22、2015 年 12 月発行) で分析した。

秩序維持が為されていないこと、を宣言している。それに続いて、負傷者の生命を確保する為の非常措置として「救難憲法」なる非常時原則を樹立し、その執行によって秩序を維持することを目指したことが、書かれている。記事は「遭難の負傷者を救ふに、急なる真

	【表2-6】	釜石•鈴木医師	「の行動 (『大海嘯被害録』より筆者作成	;)
場面	時間経過	場所	状況と行動	統治空間の状況
1	津波襲来直後	自宅周辺	自宅を開放し治療 夫婦不眠不 休で対応	大惨事の発生
2	被災第2日	自宅周辺	食料・衣料品の不足 役場や警察は機能せず	統治能力の崩壊
3	被災数日	自宅周辺	人的パワー、物品の確保のため 「救難憲法」を制定。従わぬ者は 銃殺、と宣言	非常事態の宣
4	被災数日	釜石	鉱山にて懇願し、医薬品、米を調 達	公権力の代行
5	被災数日	唐丹村内	80人を治療中。唐丹村全住民の 半数、150人が避難。やむを得ず 食料不足のため運搬中の米俵を 強奪	非常事における 制力の発動
6	被災数日	自宅·釜石	鉱山より米借り受け、郡役所から 米届く。衣料、医薬品等不足する も、夫婦の働きに住民も協力、負 傷者に改善の兆し	秩序の段階的 復
7	総括		「救難憲法」を作り、強奪の汚名 を着せられるも負傷者救助に専 心した、義侠者として評価。 唐丹 村民も末代までの名誉と賛美。	犯罪行為の美 化と免罪

実以上の憲法に違反するものは、之を銃殺するの考へなりしならん」と記し、その執行には「武力による強制力」を伴うものだった。その強固な意志のよる被災後環境の安定化は、薬品不足にもかかわらず患者達によい影響を与えたのか、「幾多の負傷者は薬品材料の不足勝なるにも係らず其経過頗る見る可きものあり」

とある。〈無政府状態〉だった唐丹村で、「救難憲法」と



【図版 2-9】「釜石町の医師鈴木琢治氏遭難者を救ふの図」

いう〈ルールを制定〉し、猟銃という〈強制力を保持〉して秩序の回復に努め、〈負傷者の

蘇生〉に結びつけた一連の鈴木医師の行動に対し、警察などの公権力の対応を描写する内容は乏しい。わずかに郡役所から「六俵の米を齎し来る」とあるだけである。

一方、『被害録』下巻の口絵に掲載された「釜石町の医師鈴木琢治氏遭難者を救ふの図」 (以下、「医師救助記図」と称す、【図版 2-9】) は、一連の記事の中の一場面として、津波 襲来直後の鈴木宅の状況、IAの状況下を描いていると考えられる。図は赤、水色、緑、黒 を核に彩色され、被災直後の夜間に、流血のけが人が続々と運び込まれる悲惨な状況を描 き出している。図には①鈴木医師及び介護者(家族・使用人・生存者)、②負傷者、③怪我 は見られないが老人子供という弱者、④死者、が描かれている。各々色彩的な特徴を用い ながら生存者は肌色の肌に描き、負傷者は流血を帯びている。また死者は水死体を連想さ せるような水色の肌に書き分けている。そうした視点で登場して居る人物を見ると、介護 者は9人、負傷者は 12 人、けがはないが老人子供が3人、死者は3人、計 27 人の人物が 描かれている。緑色で描いた寝具は殆ど無く、負傷者や死体は筵に横たえられている。薬 品の瓶が数多く見られるが、治療行為を十分に行える状況とはみえない。盥に血が浮き、 柄杓の柄も血に染まっている。老婆とけが人が手を合わせて拝む様子も描かれている。治 療用の紙として使ったのか、書物を入れた箱はほぼ空になっている。新たな負傷を運び込 む人足に指示をする鈴木医師、その声に振り返った夫人と思われる女性の表情はすでに困 惑を通り越し、苦渋の様子すら見て取れる。中央で抱きかかえられた母親の皮膚の色は既 に白く、精気のない状況にある。すがりつきうつむく幼児と拝む老婆の描写は、母であり 娘である女性の死亡が確認された直後か、絶望的であることを示唆している。津波に巻き 込まれた突然の理不尽な死とともに、運よく生き残った人間にも凄惨な時が襲っているこ とを突きつける被災場面としての「津波絵」である。

ただここでは、描写表現として、鈴木医師の表情は他の登場人物の表情に比して冷静であり、描写に一点の力強さを感じさせる。惨状極まりない過酷な状況においても、鈴木氏の「理性」は持ちこたえられている様が描かれている。完結した一場面として、鈴木医師の指示による現場秩序の確保を読み取れるのである。そして、この絵の中には警官など「公権力」の執行者の姿はない。

(2) 明治政府の「言論統制」と非常時報道における「美談」

「医師救助記」は津波襲来直後の、いわば権力によって確保されてきた既存の秩序が瞬時崩壊し、一定の時間、唐丹村とその周辺という限られた空間において権力の空白が継続した状況で発生した事象を、記述と図によって描写したものである。ここで踏まえておくべきは、その描写が明治期に勃興した、マス・メディアであるグラフ雑誌によって、一般読者を想定して行われたという点である。非常時における凶悪な犯罪行為が、なぜ「美談」として表象化されたのか。その前提には、政府による厳しい新聞雑誌への言論統制が存在していたと考えられる。

明治期に勃興した新聞や雑誌などのマス・メディアは、その記事、つまり伝達すべき内

容をめぐって明治政府と時には協力的に、時には発行停止などの厳しい処分という形で対峙しながら、市民の中に浸透していった。明治政府は、国民国家を形成していく上で、マス・メディアの存在の必要性を認めながら、一方でその統制の為に様々な法整備を行ってきた。さらに新聞の側も、明治政府の統治行為を論じる「大新聞」や、市井の事柄を主に扱う「小新聞」が、共に市民の支持を得るため競い合う中で、生き残りのための努力が続けられてきた。

明治期に中核的な新聞であった、東京日日新聞や朝日新聞、大阪毎日新聞などが、政府や産業界との関係をどのように形成し、生存を図ってきたかを明らかにした有山輝雄は²²、「重要なことは、政治権力側によるコミュニケーション秩序形成は、しばしば説かれるように強権的な弾圧策だけではなかったことである。もっと巧妙な誘導・育成策がとられた。メディアは制度内に組み込まれ、かつ相対的に独立した役割をふりあてられた」と指摘している。新聞などのメディアは主体性を維持することを読者に対しては装いながら、その実、政府との関係をどのように保つか、苦心していたのである。そして、その関係のイニシアチブは主に政府側にあったということである²³。

これら新聞や雑誌が成長するための「材料」のひとつになったのが、明治国家が近代化を進め、アジアにおける覇権を確立する為にくりかえしてきた「対外戦争」だった。鈴木健二は、讒謗律²⁴や新聞紙条例²⁵に基づく政府による新聞弾圧が続き、「新聞の生殺与奪が政府に握られて」いく中で、新聞社を救ったのが1877年(明治10)の西南戦争、そして1894年(明治27)の日清戦争へと続く戦争報道だったことを示した²6。鈴木によれば、台湾出兵時の報道によって、東京日日新聞は売り上げが5割増になった、という。だが、それら戦争報道は、新聞や雑誌の自由な取材に基づいてされたのではなく、むしろ政府による厳しい言論統制の中で行われていることが重要である。鈴木は日清戦争における政府の言論弾圧によって1894年の一年間に140社が発行停止処分を受けた、としている。戦地に記者を送り込みながらも正確な「戦況報道」ができなかった各新聞社は、その報道内容を「戦地報道」に切り替え、兵士の活躍を取材し「忠勇美談」として報じた。鈴木は、日清戦争時に東京日日新聞が報じた、進軍ラッパを吹きつつ戦死したラッパ卒の「美談」が後に小学校の教科書になったことを例としてあげている²7。「記者の競争意識が話しに尾ひれを付し、それが庶民を熱狂させた」²8ことで、新聞は売れた。対外戦争における戦場という、極めて非日常で、かつ国民からは検証不可能な遠い現場における「美談」は、国民の国民国

²² 有山輝雄『「中立」新聞の形成』世界思想社、2008

²³ 有山は前掲註 22 書 (pp.71-77) で、1881 年に発行停止処分を受けた朝日新聞が、通俗的な小新聞から政治・経済などを扱う新聞となることを条件に、政府とオーナーの村山家の間で極秘出資があったことを明らかにしている。

^{24 1875} 年(明治 8) に出版物を通じての名誉毀損に対する処罰を定めた太政官布告。

^{25 1887}年 (明治 20) に新聞の反政府的言論活動を制限するために制定された勅令。

²⁶ 鈴木健二『戦争と新聞』筑摩書房、2015、p.27。

²⁷ 前掲註 26 書、p.29。

²⁸ 前掲註 26 書、p.30。

家意識を助長し、国民意識の統合を狙う政府の意向にもかなう題材だったのである。

ところで「美談」はどのような読者に向けて、送り出されたのだろうか。【表 2 - 7】は明治 30 年代前半における、新聞読者層を当時の東京における主要 6 新聞への投書によって割り出した表である²⁹。明治 30 年代前半は空前の投書ブームが発生し、読者は紙面の内容の探求心から私憤、公憤、現実の世界における期待感の表明などを投書し、又投書欄が読者に愛読された。山本は「投書する階層構造は、実際の読者の階層構造にかなり相似的な縮図となる³⁰」と分析している。

【表2-7】		ハガキ投書欄にみる新聞読者層						
階層/新聞	万朝報	報知新聞	読売新聞	東京朝日	時事新報	日本		
商人	10(15)	147(27)	57(14)	67(31)	68(37)	0		
商店小僧	7(10)	77(14)	90(23)	17(8)	28(15)	0		
実業家	1	12	2	9(4)	14(8)	1		
会社銀行員	0	2	7	2	10(5)	0		
学生	10(15)	88(16)	164(41)	41(19)	7	3		
教員	0	3	10(3)	5	1	4		
官吏	3(4)	15(3)	4	4	14(8)	3		
職工	10(15)	16(3)	4	9(4)	2	0		
職人	3(4)	12	3	1	2	0		
車夫	5(7)	4	3	2	3	0		
配達人	2	8	6	0	1	0		
兵士	1	80(15)	14(4)	24(11)	15(8)	1		
農民	5(7)	25(5)	3	17(8)	10(5)	4		
ほか	10(15)	58(11)	32(8)	20(9)	10(5)	4		
計	67	547	399	218	185	20		

※ 山本武利[1981:p.94]掲載の表を元に、明らかな計算誤りを訂正した上で転載した。

単位は人、()内は各新聞における階層の占めるパーセント。

【表 2-7】は 1898 年(明治 31)から 1900 年(同 33)までの投書を元に分析している。この表からは、これら主要新聞の読者は商人、商店小僧、学生、兵士、農民という、いわゆる庶民が多数を占めており、会社銀行員や教員、官吏という、高学歴でありかつ公務員、高級会社員である人々、つまりインテリの占める割合は少ないことがいえよう。また当時の主要 6 新聞は月極の価格が最も安い「万朝報」が 24 銭、高い「時事新報」は 50 銭で、「報知」35 銭、「読売」35 銭、「東京朝日」33 銭、「日本」は 40 銭であった31。1896 年(明治 29)に『被害録』を発行した『風俗画報』は、その前年に日清戦争を題材にした特集号を連続 10 回、台湾出兵」に関する特集を 5 回連続で出すなど、特集号の発行を加速していた時期である。1898 年(明治 31)から 1900 年(明治 33)にかけては平時の特集として「新撰東京名所図会」の連続シリーズを発行しており、特集シリーズの刊行が続いていた。『風

²⁹ 山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局、1981、p.94。

³⁰ 前掲註 29 書、pp.92-93。

³¹ 前掲註 29 書、p.96。

俗画報』の読者層のデータは明らかでないが、『風俗画報』の定価は1冊10銭32であり、当時の東京主要6新聞の定期購読料に比べれば単価としては高いものの、今日の新聞定期購読料と例えば『文藝春秋』などの月刊誌との価格比4対1程度を考えれば、その較差はさほど大きくない。新聞を購読する人々と、そう大きく逸脱した購買層だったとは考えにくい。言い換えれば、これらの購読者は戦時にあっては一般の兵士として戦地に赴く民衆も含まれていたのである。中内は軍国美談が兵士として軍に徴兵される「入営」「兵役」に係る教育目的で用いられたと指摘している33。それらは、民衆自身の投稿によって編纂された『満州事変軍事美談集』における『在郷軍人之部』34などにまとめられた。つまり、受け手の民衆自身も「美談」へ参加していたのである。

「売れる記事」は戦争ばかりにあるのではなかった。同じように非常時である、大災害も格好の題材だった。1889年(明治 22)に創刊された『風俗画報』は、1916年(大正 5)の廃刊までに通算 518 冊が発刊された。通巻は 478 号、号数外 39 冊ある中で 299、300 号に号外が発刊され、301 号が欠巻だったため、計 518 冊(通巻は 479 冊、号数外 39 冊)が出版されている35。これらの『風俗画報』のなかには特定のテーマを扱った特集号が通巻のうちで 188 冊、39 冊の号数外はすべて特集号である。うち通巻の特集号のテーマを大別すると①戦争・軍事、②災害、③皇室・祭事、④名所紹介・歳時記、⑤社会風俗・博覧会・他、⑥ポンチ絵特集、に六分類される。それぞれの扱い頻度は【表 2-8】の通りである。

【表 2-8】

『風俗画報』通巻号の特集 (『風俗画報CD-ROM版別冊』より龍崎が作成)									
	戦争·軍事	災害	皇室·祭事	名所図·歳時記	博覧会·社会風俗他	ポンチ絵特集			
特集数(188)	60	16	17	72	16	7			
主なテーマ	征清図会1編-9編	海嘯被害録上中下	大婚25年祝典記事	江戸歳時記上下	第三回内国勧業博覧会				
	台湾征討図会1編-5編	大洪水被害録上中下	御大葬図会上下	鎌倉江ノ島名所図会	京都大博覧会				
	征露図会1編-27編	足尾銅山図会	皇太子殿下御慶事千代 乃祝い	新撰東京名所図会第 1-第51	台湾蕃族図会其1-2				
	米艦歓迎紀念号	各地水害図会	皇后陛下伊勢行啓図会	成田鉄道名勝誌	来客案内郵船図会				
	欧洲戦乱号第1一第4	風俗画報水害号上下	御大葬号	小笠原島遊覧図会	東京勧業博覧会図会1 編-5編				

通巻 479 冊のうち、およそ 4 割にあたる 188 冊が特集号として編集されているが、そのうちの 3 分の 1 に当たる 60 冊が、日清、日露、台湾出兵などの対外戦争を伝える戦地報道の特集に当てられている(【表 2-8】参照)。一方で大規模な災害が発生すると、特集号は「災害報道」に変じている。災害報道の特集も 16 冊あり、1 割弱の頻度である。もっとも平時の特集は、全国各地の名所・名勝や東京の名所を紹介する「名所図会」に主力が置かれ、

^{32 『}被害録』上巻巻末に「一部金十銭〇六部前金五拾七銭〇拾弐部前金壱円〇八銭」と価格が記されている。

³³ 中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波書店、1988、p.53。

³⁴ 教育総監部編纂『満州事変軍事美談集 在郷軍人之部』正武堂、1931。

³⁵ 槌田満史監修『『風俗画報』CD-ROM 版別冊』ゆまに書房、1997、凡例より。

全体の4割弱が費やされている。通巻号以外の39冊についても東京、東京近郊、京都、秋田男鹿、諏訪の名所図会として発行されている。皇室に係る祭事の特集も非常時ではない「平時」とすれば、「平時」の『風俗画報』の特集は普段目にすることのできない風景や皇室が関わる祭典などの、いわば庶民からかけ離れた世界を題材とした。

非日常の「事件」として取り扱われているのは圧倒的に戦争報道、そして災害報道という、「非常事態」ということになる36。1889年(明治22)に創刊した『風俗画報』は1894年に新たな編集者として山下重民(1875~1942)を迎えるが、山下が打ち出した編集方針は「特定のテーマの増刊号を発行すること37」だった。創刊以来の特徴であるニュースの速報性をより際立たせ、かつ編集内容にバリエーションを持たせるためだった、という。実際、特集号の発行年月日を見ると、創刊から1893年(明治26)までの通巻第63号までで、特集号を組んだのは4回である38。以後廃刊になるまで、山下は184回の特集を通巻号で編集している。非常時における将兵や人々の姿を描写することを、山下は読者を引きつける重要な題材と見なしていたわけである。

そこで重要なのは、何を描くかということだけではなく、どのように描くか、という点である。それは発行の主体である『風俗画報』編集部のみならず、非常時における統制を重視しなければならない公権力にとっても、であろう。故に、明治政府は、新聞雑誌の創刊時から法整備を進めながら、「何がどのように描かれるか」に過度の注意を払い、時に発行禁止処分など「強権」を発動してきた事からも明らかである。次節では『被害録』には何がどのように描かれてきたのか、つまり「強盗事件」はなぜ「美談」に置き換えられたのかを検討する。

第3節 大災害における「美談」と公権力

(1) 災害時における公権力

東日本大震災を受けて、警察は主な被害のあった岩手、宮城、福島の三県に全国から警察官を投入して、被災者の保護に当たった。津波発生時における当該三県の警察官の定員は岩手 2,115 人、宮城 3,683 人、福島 3,241 人で、三県でおよそ 9,000 人規模であった³⁹。 津波を受けて警察庁は全国から三県に応援の部隊を送り込んだが、その延べ数は 114 万人 (2013 年 9 月まで)である。警察官の定員⁴⁰は全国すべての都道府県を併せて 25 万人強で

³⁶ この災害報道の範疇には明治期に発生した足尾鉱毒事件の特集号も「公害報道」と判断 して災害特集の数に含めた。

³⁷ 山下重一編『風俗画報・山下重民文集』青蛙房、1990、p.16。

³⁸ 第 15 号 (明治 23 年 4 月 15 日) 『第三回内国勧業博覧会』、第 35 回 (明治 24 年 11 月 30 日) 『十月二十八日震災記』、第 36 回 (明治 24 年 12 月 10 日) 『震災記聞前号之続』、第 54 号 (明治 26 年 6 月 1 日) 『日本帝国陸軍特別大演習記事及服制図会』である。第 35、36 回は濃尾地震の速報で、東陽堂社長、吾妻健三郎が自ら現地に赴いて編集した。

^{39 「}東日本大震災に伴う警察措置」警察庁、2015年3月発表。

^{40 2015} 年 4 月現在、政令上の定員 253,460 人、各都道府県の条例に基づく定員は 257,978

あり、数字の上ではおよそ全国の全警察官が 1 人あたり 4 回は被災地で赴いたことになる。警察庁の前掲資料(註 42)では、東日本大震災を受けた警察の任務は大別して 6 種ある。①救出/救助、②避難誘導、③交通規制、④被災者支援、⑤身元確認、⑥生活の安全と秩序維持ーで、本章第 1 節に示した【表 2 - 4】「津波絵に描かれた「公権力」の配置」と照合すれば、〈カテゴリー 1〉「津波の襲来のさなか(直後)」にあたるのが①②③であり、〈11〉の津波襲来の後にあたるのが③④⑤⑥に相当する。

警察庁は2015年3月に公表した「東日本大震災に伴う警察措置」の中41で、被災前1年間と被災後1年目、2年目、3年目、4年目の3県の刑法犯罪の発生件数を比較している。被災後に増えた犯罪は、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯(侵入盗、乗り物盗、非侵入盗)、知能犯、風俗犯、そのほか、の分類の中で粗暴犯(震災2年目、3年目)、侵入盗(1年目)、風俗犯罪(3年目、4年目)の3種(【表2-9】太赤数字部分)で、かつ、一時的な増加であることから、被災後の秩序は被災前以上に保たれている、と自己評価している。

【表2-9】	被災3県における刑法犯認知状況								
		震災後4年目	震災後3年目	震災後2年目	震災後1年目	震災前1年			
	(平成)	26.3-27.2	25.3-26.2	24.3-25.2	23.3 - 24.2	22.3 - 23.2			
刑法犯	2認知件数	38036	39537	40113	42100	5130			
	凶悪犯	124	165	191	187	24			
	粗暴犯	1923	2181	2224	1803	2008			
	窃盗犯	27009	27970	28736	31893	38484			
	侵入盗	4143	4189	4696	5729	5690			
	乗り物盗	7828	8235	8572	9991	12440			
	非侵入盗	15038	15546	15468	16173	20354			
	知能犯	1727	1596	1382	1149	190			
	風俗犯	410	423	386	375	404			
	その他	6843	7202	7194	6693	8259			
		赤字は震災前1年	Fと比較して増加	した種類					
		震災後4年目の約	充計数値は暫定値	直					
		警察庁2015年3	月発表「東日本大	措置」より筆者作り	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

全国からの警察官の動員もあって、被災地の秩序維持は「大きな問題が無かった」という認識を明らかにしている。だが、筆者も東日本大震災の被災現場で直接聞いた限りでは、被災直後の混乱の中で、ガソリン盗などの犯罪を目にした市民の証言が複数あったことも事実である。警察庁が示した統計資料では、被災直後からより細かな時間、日付を区分して調査した犯罪発生件数の統計はない。つまり津波襲来直後における、秩序の維持がどのように為されていたかについては、これら統計では判断できないことから「問題が無なかった」という認識を、そのまま受け入れるのは無理があろう。

『被害録』では上巻の中で、津波襲来直後から、駐在巡査の遭難死などの打撃からの回復を図り、岩手県県中央などから警察官を県内被災地に急派したことが記述されている。

人で、差があるがいずれも25万人を越えている。

⁴¹ 警察庁が2015年3月に公表した資料「東日本大震災に伴う警察措置」より。

その動員数は気仙地方・警部 9 人 (以下、階級は同じ)、南閉伊・東閉伊郡 12 人、南北九戸郡 3 人、西閉伊郡 1 人、北閉伊郡 2 人で、他巡査 113 人の計 140 人で、人夫として作業員 458 人がそれに従った、とある。つまり警察権の行使者は 600 人にすぎない。また死亡者の確認や埋葬に消防関係者や有志による寄付で集められた作業員 4,000 人が派遣されたとある。作業者の派遣規模は大きいといえるが、警察力の動員は、今日と比べれば微々たるものと言わざるを得ない。又、宮城県の警察力動員についての記述は『被害録』にはないが、代わって宮城県内に分駐している宮城憲兵隊所属の憲兵 37 人が、宮城県内被災地に出動し、管内の各屯所には 1 人または 2 人の留守番のみの体制になっていることが、記されている。特に志津川に 3 人、また十数人が気仙沼に派遣されたことが地名と共に敢えて記述されていることは、同地の被害の大きさと明治期にあって三陸沿岸を航行する東日本海運における要地(寄港地)であったことなどが配慮されたものと思われる。

だが、いずれにしても現代の東日本大震災時にあっても、明治の三陸大津波時であっても、警察力の動員と秩序回復に関わる動きは、被災から時間を相応に経過したあとのことであり、被災直後、すなわち〈時間カテゴリー I〉における、警察などの公権力による秩序の維持に関わる記述やデータは捉えにくいのである。

本章第 1 節で明らかにしたように、〈時間カテゴリー I 〉は警察の治安維持能力が失われた時間と空間にある。提示した 3 枚の津波絵も、また鈴木医師の奮闘を描いた「医師救助記図」もこのカテゴリーに含まれる。いずれも主役の姿が描画の中心であり、記事にもふんだんにその行為が描かれている。3 枚の津波絵は、本来「秩序の維持」に努めなければいけない警察官が、公権力を行使し得ない非常時にあって、人命救助という人道的な行為を主題とした描かれ方をしているのは、その職務遂行能力が失われていることの裏返しでもある。もちろん、現代の警察においても「救出・救助」は災害時の職務の筆頭にあげられているが、『被害録』の中で、宮古の警察官が少年を救助した案件をことさら取り上げ(第 4 章第 1 節に示した【表 2-1】のうち津波絵の通し番号【41】)、さらに記事中に「職務柄とは云へ感ずべきことにこそ」と叙述していることに、その狙いは示されているといえよう。

一方で、職務の中に人道的行為の要素がきわめて大きな位置を占める医師が、公権力が 無力化した環境の中で、強盗という凶悪犯罪をなしたことは、なぜ正当化され、美談として 描かれることが、公権力、そして読者から許され、かつ求められたのか。

大災害が発生し、警察や行政などの公権力が一時的に「不在状態」に陥ったときにどのような、現象が発生するか、レベッカ・ソルニットは 1906 年に発生したサンフランシスコ大地震から 2005 年にハリケーン・カトリーナによって大水害に見舞われたニューオリンズまで、アメリカ出来た大災害の事例について検討している42。いわゆる、民主主義国家を標榜する国で起きた出来事の事例である。ソルニットは 2005 年のハリケーンに見舞われたニ

⁴² レベッカ・ソルニット著、高月園子訳『災害ユートピア』亜紀書房、2010。Solni, Rebecca t, A PARADISE BUILT IN HELL: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster, 2009, Frederick Hill Bonnie.

ューオリンズで、一般の市民が献身的な行動で、人びとの命を救った事実のほかに、生き残り、難を逃れ、生き延びるために集った避難者たちに向けられた公権力、すなわち警察官などから受けた「敵意」に満ちた振る舞いについても記している。

警官の一人がやってきて水をくれたが、次に回ってきた警官たちは M16 ライフルと AK47 自動小銃を打たんばかりに構えながら、車から降りてきた. そして、俺たちがまる で逃亡者ででもあるかのように、まず全員に後退しろと命じ、銃を突きつけて「お前ら のためのバスは来ない。自分たちでなんとかしろ。スーパードームまで歩くんだな」と言ったんだ43。

このときニューオリンズで起きた例示した事象の根底にあったものとして、ソルニットは人種差別と天災の巨大さに煽られ、エリートパニックは異常なレベルに達していた、と分析している。さらに「災害への対応は救出から悪人のコントロールへ、それ以下へとシフトしていった」44と、公権力の災害時になすべき任務が転倒していったことを記している(日本警察が東日本大震災時における任務として上げていた 6 項目を想起すれば、①〈救出/救助〉と、⑥〈生活の安全と秩序維持〉の優先度が転置したことになる)。ソルニットが展開した『災害ユートピア』の本旨は、そうした非常事態に発生する人々の共同体をユートピアと例え、そのメカニズムと意味について論じた。すなわち本来持って生まれた権力の意味を展開することだと考えられる。先の例示は、その共同体が機能する以前の段階を示すが、そこに本論で扱ってきた明治三陸大津波における、権力相互間の相克に通じるものがみえる、といえるからである。

民主主義国家における権力の基底は、国民 1 人 1 人が持つ権利の集積から生じてくると考えられる。中世ヨーロッパの「王権神授」とは異なり、1 人 1 人の作った集合体が、その中で共通の認識による価値を生み出すことによって、それらを滞りなく執行し、かつ守るために「権力」が発生する。ミシェル・フーコーが「権力とは手にいれることができるような、奪って得られるような、分割されるような何者か、人が保有したりする何物かではない」「権力は下から来る」と述べているように45、そこには公権力が不在時に、そこに生きる人々による、生きるための権力が必要に応じて発生している、つまり「現場」において「必要」に応じて、権力は意識されると考えられる。権力の「不在」を意識し、その回復のために再び進出してきた既存の「公権力」と、非常時の一定の時間に、限定的な空間に、必要であるが故に発生した「新生権力」の交錯と対峙が、『災害ユートピア』には描かれているのである。どちらも、主権者たる国民によって成立する権力ではあるが、それら

⁴³ 前掲註 42 書、pp.322-323。

⁴⁴ 前掲註 42 書、p.323。

⁴⁵ ミシェル・フーコー、渡辺守章訳『知への意志』新潮出版、1986、p.121. FOUCAULT, MICHEL: LA VOLONTE DE SAVOIR, 1976, EDION GALLMARD.

は唯一つの権力ではない、ということである。ただ、その交錯が対峙となる根底には人種 差別という価値観や、貧困層の存在という経済的な格差がある。それらの諸問題は、帝国 主義下で生まれた国民国家意識とナショナリズム、そしてそれらと表裏を形成する資本主 義システムの伸張・拡散と切り離せない。

(2) 美談による公権力の置換

明治三陸大津波における鈴木医師の奮闘を描いた「医師救助記図」においても、描かれている記述や津波絵の中に、権力相互間の相克を導き出すことは可能である。ここで留意すべきは鈴木医師による「救難憲法」の制定である。

本来ならば、凶悪犯罪を遂行した鈴木医師は、治安を乱した人物であり逮捕、処罰されなければならない。治安が乱れた騒擾下におけるこうした行動は、法治国家にあって最もあってはならないことなのは指摘するまでもない。まして、鈴木医師は、猟銃という武器を所持し、実際に弾を込め、一時的とはいえ力による支配を実行したのであるから、そこには鈴木医師が獲得した「限定的権力」と明治国家における「公権力」の対峙が生まれたはずである。よって、津波の襲来からしかるべくして治安・維持回復を目指す公権力は直ちにその行動を根拠に、鈴木医師を法の下で処断する必要があるだろう。なぜならその処断行為そのものが「秩序の回復」を意味するからである。

だが、『被害録』では、警察・司法がこの鈴木医師の行動をどう判断したかは触れておらず、記事編集の主体、すなわち『風俗画報』編集部が、この行為を「稀代の義侠者」「唐丹村全村の名誉」として「永く後代に傳ふるに足らむ」と主体的に肯定的な評価を提示し、読者に呼びかけているのである。

「医師救助記図」における記事描写においては、鈴木医師が定めた「救難憲法」に一定の紙幅が割かれている。そこには「無政府同様の場合に當り」「尋常一様にては臨機の救難を為し遂げ難し」「假りに數状の規定を設け是に従はざるものは我命を賭して是を決行せしめん」と、この規定が無政府状態になり代わって仮に定めたものであり、命を以て窮状を救う覚悟が縷々述べられているのである。

明治三陸大津波の7年前、大日本帝国憲法(以下、「明治憲法」と称す)は1889年(明治22)に発布された。その直前の1887年(明治20)7月には青森県において、官報における各県概況報告の中で、同県人を侮蔑的表現した鍋島幹県知事の排斥運動が起きた、いわゆる「無神経事件」が発生した。同県知事は官報内で青森県人を「愚民」「無神経の人民」と表現したことから、同事件は東北に暮らす、いわゆる「東北人」の自覚を覚醒させるような出来事だった。ただ、河西英通はこうした運動が偏狭な地域主義に陥るのではなく、むしろ憲法制定などの動きと相まって「立憲体制を西南人士にとって代わり、われわれ東北人士が主体的に担おう」という空気を新聞社(「東奥日報46」)が醸成した、と指摘してい

月秋市 (1000 十 (7)11日 2

⁴⁶ 青森県青森市で 1888 年 (明治 21) に創刊。

る47。古代から続く辺境観や戊辰戦争での敗北から派生する東北の「劣等観」を覆そうという東北の人々による「東北意識」を、河西は「東北意識で裏打ちしながら、臣民意識を鼓舞した」と分析し48、いわば「日本」への積極的な傾斜によって東北の主体性を確立しようとする意識を明らかにしている。もとより、鈴木医師の中にどのような東北意識や臣民意識があったかは読み取れないが、非常時に当たって「救難憲法」を設け、その規範を根拠に行動基準を設けたことは、鈴木医師の中に強く明治憲法が意識され、同時にそれは東北の高揚につながる「臣民意識」に支えられていたと解釈することは無理がないだろう。とすれば、鈴木医師による一時的な「限定的権力」の行使は、むしろ明治憲法下における統治行為を代行する「権力の置換」であって、公権力と対峙するものでは、少なくとも動機においてない、とみなされる。

民主主義国家における非常事態において、ともに主権者たる国民から生じた権力、すなわち平時にこそ滞りなく稼働する「公権力」と、非常時に生死を伴う必要によって生まれた「新生権力」が交錯した場合、正当性、優位性を争う深刻な対峙が潜んでいることは、ソルニットの指摘によって例示された49。一方、天皇主権下において、帝国主義政策を遂行するために急速に「国民国家」の形成を目指した明治政府にとり、非常時に生まれた「新生権力」と正統性を争うという相克はありえない。主権者は明治天皇ただ一人であり、その権力は明治政府の官僚機構によって遂行されるのみ、だからである。非常時の現場で生まれた限定的な「新生権力」は公権力の一時的「置換」であるか、もしくは秩序を乱す「騒擾」として処罰の対象のどちらかでしかないのである。

もとより本論は憲法下の権力のあり方について論じるものではない。大災害という非常 時にあって、公権力がどのように空間の均質化を図るのか、そしてマス・メディアがその 非常事態と公権力の介入をどのような意図で、どのように表象化し、さらに受け手である 国民にどのように回収されたかを考察することが目的である。

その点から、「医師救助記図」が描写した津波絵と記事は、明治政府による国民国家形成の意図から逸脱するものではなかった。大津波の襲来という、公権力に携わる人々も含めてそこに暮らす人々全てが巻こまれる非常時において、公権力の一時的不在は、医師という一民間人の非日常的な、しかし英雄的な行為によって、代行された。その一民間人は、公権力の代行を担保するために、『救難憲法』を制定し、その制限下で、人道的措置を遂行した。これは、明治憲法下の臣民として、顕彰に値する行為であったのである。問題は、これを広く国民に周知し、受け手の共感を得ることが、一時的に公権力の不在という事態に陥った明治政府にとって必要だったのである。「戦時美談」が、軍と軍事行為の正当性を広く国民の中に移植することで、軍民の一体化を進める目的があったことと同様である。つまり、そこに公権力とマス・メディアの共振の意味が浮上するのである。

⁴⁷ 河西英通『東北一つくられた異境』中央公論新社、2001、p.80。

⁴⁸ 前掲註 47 書、p.80。

⁴⁹ 前掲註 42 書、pp.318-341。

おわりに

本章では『大海嘯被害録』の中に収められた「津波絵」の中で、その編集上の扱いやテーマが異色とも受け取れる「津波絵」を対象に分析を試みた。取りあげた釜石町医師の遭難者救助記事とその挿入画は、津波災害という非常時にあって、住民を救わんとした医師が被災民用の米を強奪する記事と医師の負傷者救済の様子を描いたものであった。その内容は、公権力が被害地域を統制する力を一時的にせよ、喪失している状況下で、武力を持って犯罪を遂行するという、治安維持上最も看過できない行為である。しかし、『被害録』はこの行為にいたる医師の活躍とその後の評価を微細に渡って描写し、最後は医師の行動とそれに従った村民の行動を未来に語り継がれるべき「一村の誇り」として「美談」に仕立てたのである。

そもそもここで語られた「美談」とはどのような種類のものなのか。そこには、帝国主義下の中で国民国家の形成を急いだ明治政府から続く、「軍国」への傾斜のなかで、軍とその軍事行動を正当化する作業の必要性に中から生まれてきた「軍国美談」50へと通じる要素が感じ取れるのである。そして注意すべきは、「美談」を必要としたのは軍をはじめとする公権力だけではなく、進んで国民国家の構成員たらんとした、受け手の国民自身であったということだ。それは、進んで「軍国美談」に話題を提供した、国民の姿に表れるのである。

本章では、明治日本の国民国家形成の過程にあって、こうした犯罪が許容されるかたちで、なぜ描写されたのかを検討した。なぜなら、『被害録』に残された「津波絵」の中には、非常時にあって、被害者の生命財産を守るべき公権力がどのように機能し、機能しなかったのかが、図らずも描かれているからに他ならない。国民国家の構成員としての自覚を国民に求める公権力の不在が、露呈したときに、公権力は如何にふるまうことが必要なのか。権力不在の中に行われた犯罪が、「美談」として形成されていく過程には、どのような免罪の理屈と意図が盛り込まれていたのかを論じた。そのことは、明治三陸大津波という非常時が、公権力にとってどのような題材となりうるかを表すばかりでなく、近代に始まったマス・メディアが公権力と共振し得る構造的な特性をはらんでいることをも表すことになる。

明治三陸大津波は、帝国主義下の日本で発生した。そこでは植民地支配が進捗する世界にあって、国民国家の形成、そのための国民意識の醸成=臣民意識が、公権力の重要な達成目的であった。それは戊辰戦争と呼ばれた激しい内戦を経て成立した明治政府が、日本という統一した空間を編成し直す作業でもあった。公権力の意思達成とマス・メディアによる描写が相互に関わり合い、その共通項は国民意識、言い換えればナショナリズムであったといえようか。鈴木は、20世紀に入ってマス・メディアは「意図しようとしまいと国民をして国家を意識させ、国民を標準化・均一化することに多大な貢献をした」としてい

⁵⁰ 中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波書店、1988、p.5。

る51。それは国の儀式や皇室・王室の行事、さらには戦争や大惨事の場面が国民に共通の怒りや悲しみ・憎しみを植え付けた、と分析する。その延長には現代の、テレビ・メディアにおいて「日の丸」や「ジャパン」という表現によって、視聴者を引きつけようとする現代のスポーツ報道のあり方とも無縁ではない。

翻って東日本大震災がもたらした非常時にあって、公権力とマス・メディアが相互に関わり合った共通項はあったのだろうか。それは「グローバリズム」という形で地球を覆う資本主義の形態、価値観で満たされようとしている空間の再構築ではなかったか。第6章では、公権力の空間再編成の目的が、明治における国民国家形成に代わり、グローバル経済下にあって高度な市場経済主義、金融資本主義の浸透を図るものではないのか、という問題意識の下で論を進める。

⁵¹ 前掲註 26 書、p.291。

第6章 テレビ・メディアの特性と東日本大震災 -三陸の現地取材を通じた空間分析の複合化-

はじめに

東日本大震災から、すでに 4 年半以上が経過した。津波発生当初は、その被害状況を刻一刻と取り上げた新聞、テレビなどのマス・メディアだったが、今はその報じる量は激減した。しかし、一方で大津波にあたり、マス・メディアがどのように行動し、報じたか、また、その報じた内容の志向はどこに向いていたのか、なぜそうした志向が生じたのか、という分析と研究は始まったばかりといえる。被害地域のみならず、情報の受け手が数多く存在した非被害地域において、それらの情報がどのように受け止められたのか、その影響を考えると、検証はさらに進まなければならない。

東日本大震災において登場したのは、いくつかの支援に係るキーワードだった。大津波によって被害を被った人々に対する救済・救護活動、その後の復旧・復興は、地域の人々の力のみでは到底なし得ない。政府を始めとする公権力の力なくしては及ばない。つまり日本全体の支援が必要である。東日本大震災にあっては「絆」や「寄り添う」という表現が表れた。被害地域の人々を救済するため、日本全体による支援の必要性を共感するための表現として、マス・メディアもこぞってこの表現を多用した。もちろん、政府や自治体も同様である。

自衛隊の活動、在日米軍の支援、警察の行方不明者捜索、石油などの生活必需物資の業界を挙げての移送、さらには復興支援の財源確保の為の新税の創設など、日本を挙げての支援が行われた。これらが遂行された背景に、マス・メディアが発出し続けた災害報道にのなかに、これら「絆」「寄り添う」という言葉が盛り込まれ、発出され続けたことにより、国民に対し、津波被害地支援の必要性を否応なしに認めることを後押しする働きはなかったか。

震災時において、マス・メディアが報じた情報はどのように得られたのか。取材の基本は現場に赴くことである、新聞であれば、直接被害者から聞き、被害の現場を見ることで、その現状を文字によって表現していく。テレビ・メディアであれば、自らの機材を駆使して、自ら現地に赴かなければ、映像を撮影することは適わない。つまり自ら得た情報は、それをそのまま伝えることが可能である。しかし、そうして得た情報は災害地域のごく一部の状況を伝えるものであって、当該地域の被害の全体像を把握し、さらに他の被害地域との比較を行うなど、多角的な報道内容とするためには、より広範で、より規模の大きい組織、つまり政府や自治体などの公権力によってもたらされた情報を取り込む必要がある。特に、生命財産に関わる情報は公的機関の確認を経たもののみを発信するのである。つまり、受け手にもたらされた東日本大震災を伝えるマス・メディアの情報は、マス・メディア自体、そして公権力自体による、震災の表象化を経ているのである。第4、第5章では明治三陸大津波における、公権力とマス・メディアによる情報の表象化と共振について論じ

たが、先の東日本大震災においても、同様の視点でマス・メディアが伝えた報道内容を分析する必要がある。

国民の生命財産を守ることは、政府にとって最大の使命である。東日本大震災の被害地を救済しようという心情は、政府のみ成らず国民一人一人にあっても当然である。その気持ちはマス・メディアの報道ぶりによってさらに助長されもした。政府もそれを当然のこととして進めた。その救援活動に疑問の余地はない。ただ、復興を強力に進めるに当たり、公権力がどのように介在していたのかを検討する必要はある。それら介在の中に何らかの意図が含まれていると考えることが必要である。なぜなら、公権力とは、その執行によって受け手の反応が形となることにより、初めて公権力としての存在の確認、すなわち力が発揮されたことを自覚するからである。公権力とは、いってみれば暴力といった物理的な力で示されものではなく、受け手の反応が、すなわち公権力の顕在化だからである。ゆえに、受け手がどのように公権力の意図を知ることが必要なのである。ここでいう受け手とは、情報を受け取る国民であり、なにより災害情報の一次の受け手となる、マス・メディア自身である。

テレビ・メディアは災害発生時の初動において、その被害の大きさを伝える重要な役割を 果たしたが、時間の経過と共にその全容を把握しうる報道がなされたかは、疑問が示される結果になった¹。そこには、テレビ・メディアの構造から生じる、生理的ともいえる志向性という、特性が存在した、と考えられる。そして、その特性と公権力の介在とは関わりがあると考えられる。つまり、公権力が図る津波被害地域という空間をどう取り込み包摂するのか、という目的に、テレビ・メディアはどのように応じたのか、ということである。

筆者は株式会社 TBS テレビの報道局員として、東日本大震災の被害現場に 2011 年 4 月 12 日から 2012 年 3 月 30 日まで滞在した。そこで現地の被害状況と復興の歩みをテレビ・メディアにより放送してきた。同時に、筆者は 10 年間の新聞記者経験も持っていることから、TBS テレビの関連会社が発行する放送研究雑誌にも記事を連載し、帰京後も掲載を続けてきた。本章では、テレビ・メディアの構造分析とその特性を把握し、それを補う形で進んだ雑誌メディアに掲載した連載記事、「三陸彷徨²」における叙述を題材に、検討を進め

¹ 震災発生当初は、ヘリコプター取材などによる同時進行的な報道内容はテレビ・メディアならではの報道として評価された。しかし、放送に至るファシリティの必要性は、機動性の欠如にもつながり、広範な被害地域をカバーすることが難しかった。こうした構造的な短所が、報道が一定の地域に集中する報道偏在を生んだ、と指摘された。(山田健太『3・11 とメディア』トランスビュー、2013、pp.80-81)

² 筆者は赴任時から、JNN の取り組みを紹介するとともに、通常のテレビ報道では放送しきれない、災害被害地で発生している事象やその背景、映像化できない動きなどを、筆者の視点に基づく取材で得た事象を、自ら叙述する形式で、「三陸彷徨」と題して、メディア情報誌『調査情報』(1958 年創刊、隔月刊行)に連載してきた。連載期間は 2011 年 9 月から 2015 年 9 月の現在まで、計 25 回になった。「三陸彷徨」では、編集者による校正は行われるが、記事に関する「構成」は全て筆者の責任で行い、編集側からの編集権の行使は、用語・文法上の指摘、修正にとどまっている。取り扱う事象、文脈、用語の選

る。

第1節 テレビ・メディアの構造と特性

(1) 東日本大震災に対応したメディア分析事例

2011年3月11日に発生した東日本大震災はメディアにとっても「未曾有」の体験だった。既存のメディア、テレビや新聞といった大規模な商業メディアばかりでなく、災害FMといった市町村単位の小規模メディアの誕生、さらには安否や生活情報を伝達する情報ツールとしてのソーシャルネットワークサービス (SNS) まで、様々な媒体にとって、未体験のできごとに遭遇する事態を迎えたのだった。例えば、これまでテレビ・メディアが体験した災害報道は、東日本大震災に比べれば、どれも局地的なエリアで発生した被害を対象とするものだったといえる。1995年(平成7)1月の阪神淡路大震災は例外的に大きな犠牲を招いた大震災となり、5,000人を越える犠牲者を生んだ3。毎年被害が深刻化している台風に関連する被害も、台風の進路に伴い、個別の被害区域が連続して連なる形で被害をもたらすことが多い。しかし、東日本大震災の場合は甚大な被害を被った区域だけでも福島県相双地域から、宮城県全域、岩手県全域の太平洋沿岸全て、という400キロ前後の広大なベルト状の区域が、同時に、同規模の被害に見舞われたことに特徴がある。つまり、既存のマス・メディアが日頃から想定していた「災害取材」の規模を、質的にも量的にもはるかに越えていたということである。

大津波が発生してから、その後のメディアの対応については、すでにいくつもの研究報告がなされている。山田健太は、新聞、テレビ、WEBが東日本大震災にどのように対応したかを検証した⁴。発生当初はその大規模な組織力で対応した新聞やテレビも、次第にその被害の広域性についていけず、取材報道した地域や内容にムラが生じてきた「システム的欠陥」などを指摘した。山田は、東日本大震災を契機に発生したコミュニティレベルのメディアまで含めた、「ナショナル」「ローカル」「コミュニティ」の三層のメディア展開を提唱し、しかも既存の情報源となる中央や地方政府に頼らない、市民社会に軸足を置いたローカルなメディアを「公共メディア」と呼んで、独自の視点による、地域のニーズに即した活動への期待感を示している。その背景には原発報道に関する政府の情報発出への懐疑や既存メディアへの不信もあるだろう。また丹羽美之、藤田真文は、テレビ・メディアとラジオに絞って、震災報道を検証している⁵。この中では、東日本大震災に遭遇したテレ

択は全て、筆者の責任で行われている。よって、叙述に含まれる災害被害地に関わる記述は、筆者の中で形成された津波に関わる諸認識に基づいている。

³ 発生直後の 1995 年 2 月 17 日までに、死者 5,391 人、行方不明者 2 人、負傷者 33,222 人、建物の全半壊・一部損壊は 109,464 棟に及んだ。(『ドキュメント阪神大震災全記録』毎日新聞社、1995、p.158)

⁴ 山田健太『3・11 とメディア』トランスビュー、2013。

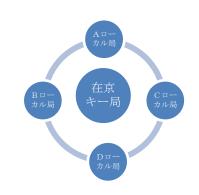
⁵ 丹羽美之・藤田真文『メディアが震えた』東京大学出版会、2013。

ビ報道について、津波による被害地域の放送局が何を伝えたか、継続的な震災報道行う中でどのような組織的対応がとられたのか、そしてテレビ報道は継続する放送の中で、なにを伝える事に傾斜していったのか、などの分析が行われている。

これらの分析は、東日本大震災マス・メディアを体系的に考察する「嚆矢」といえるものだが、いずれも発生からおおむね 2 年を経過してまとめられた。しかしその分析は、報道内容の「表層」、いいかえれば見出しの分析にとどまっている。つまり「何を取り上げたか」、その傾向はどのようなものだったか、を分析しているものの、なぜそれを取り上げたか、という分析視点をとらえてはいない。もちろん個々のニュースを対象にその取材動機や放送に至る際の判断にまで遡ることは、事実上困難である。本章では、第4、5章で提示した、明治以降におけるマス・メディアの表象の中に、どのような社会的要因が影響を与えているか、という問題意識を継続する中で、これらの先行研究の成果を踏まえて、論を進める。

(2) テレビ・メディアの構造的特性

筆者は東京に本社を置く株式会社 TBS テレビの一員として、東日本大震災の被害現場に 2011 年 4 月 12 日から 2012 年 3 月 30 日まで滞在し、実際の災害放送に携わった。ただ、24 時間の放送時間枠の中では、様々な番組が震災を取り上げることになり、筆者が実際に関わった放送内容は、多くはないといわざるを得ない。テレビ報道に携わる組織体は、筆者が所属する JNN ネットワークだけでも、TBS も含めて 28 社のローカル放送



【図版 2-10】キー局のネットワークの概念図

局が存在する。こうした民間放送ネットワーク網は、他にも NNN 系列(日本テレビ系)、ANN 系列(テレビ朝日系)、TXN 系列(テレビ東京系)、FNN 系列(フジテレビ系)⁶の計5 系列ある。これに加えて、NHK では全国放送のほかに、関東や東北というエリア放送、各都道府県に設置されている放送局からの放送がなされている。これらの各放送局から発出された震災報道の総量を計測すれば、膨大な時間量が積みあがることになるだろう。一系列の放送局から送出される「災害報道」の場合は、24 時間の放送枠の中にあって全国ネットで放送されるプログラムと、ローカル枠と呼ばれる地域の放送局によって、該当カバー地域にのみ限定的に流されるプログラムの2つがある。つまり視聴者からすれば、同じ放送局(チャンネル)の番組を見ている場合、視聴者は全国向けネット放送と、地域向けローカル放送の積層を見続けていることになる。

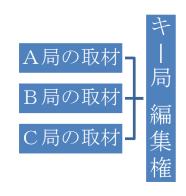
⁶ 何れの系列も在京のキー局が全国向けニュースの編集権を保持している。在京キー局とは、 日本テレビ放送網、TBS テレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、の 5 社。

本章では第4、5章で扱った『風俗画報』が、その販売網に地域較差がみられるとはいえ、 国民全体をターゲットにしたメディアであることを踏まえ論じてきた。中央に存在するメ ディアの影響を論証するという、論証の継続性という点から、本節では全国向けの放送内 で送出されたいわゆるネットニュースを対象に、検討を進める。

検討を進めるにあたって、テレビ・メディアがどのようにネットニュースを送出するのか、その構造を明らかにしておく必要がある。なぜなら、テレビニュースの送出構造が、ニュースの対象を選択するにあたって、ひとつの傾向を生み出す可能性があるからである。つまりニュース対象選択の偏りが、津波被害に対するニュースの内容に一定の特徴を生み出す可能性を否定できないからである。その事は、津波被害をどのように描くか、つまり津波がもたらした事象の伝達に影響を及ぼし、受け手がどのように津波被害の像を結ぶのかということへの影響は少なからずあることになる。

民間放送局は東京の放送局(キー局)と都道府県を放送域単位とする地方放送局との間で「系列」と呼称するネットワークを構築している。東京に拠点とするキー局からでは、各地域で発生した事件や事故の取材、中継放送に瞬時に取り組むことが不可能なため、相互主義に基づくニュース提供の協定をそれぞれ取り結んでいる。一方、技術的にも地上波

と呼ばれる電波特性から、その視聴可能範囲に限界があるため、各地方放送局からキー局の送出した番組素材を、地方局が経由して、該当する地域に向けて送出しなければならない。こうした取材上、且つ放送技術上の理由から、各々の系列のニュースは、実際はキー局を中心とした並列的な関係で、各地域の地方放送局との連携を組んで成立する構造になっている(【図版 2-10】参照)。ただ、取材する内容をどのように放送するかという、いわゆるニュースの編集権は、一義的には各該当地



【図版 2-11】 キー局による編集権概念図

域の地方局に存在するが、全国ニュースとして発出する場合のニュース枠全体の編集権は、キー局に存在する。つまり全国ニュースの送出にあたっては、キー局が中心であり、キー局のニュース判断がローカル局の判断より上位の審級を占めるのである 7 。全国ニュースでは、各地域のニュースを在京キー局に集約したのちに、個々のニュースの価値判断がなされ、何を、どのように送出するかの選択が、キー局によってなされるのである 8 (【図版 2-11】 参照)。つまり、ネットニュースの価値判断は「東京」、いいかえれば「中央」にある。

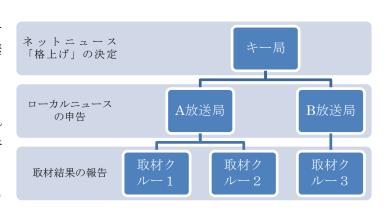
またニュースとなるべき事象をどのように取材するのか、その構造も検討したい。テレ

⁷ ただし、ニュースの中の事実関係の精査など、ニュース本体の作成は、事案が発生した該 当地域の放送局が行うのはいうまでもない。キー局が行うのはそのニュースが、他のニ ュースと比べてどのように扱うのが妥当か、という「価値判断」である。

⁸ TBS テレビが所属する JNN 系列の場合、「JNN ニュース協定」に基づき、編集権が TBS に存在することが定められている。

ビニュースは言うまでもなく、記事内容ばかりでなく映像も伴って送出されるのが常態である。映像はビデオカメラで取材し、記事内容と映像内容を同一化する、つまり編集作業を行うため、相応のファシリティが必要となる。全国ニュース送出の発出先は、テレビでいえばキー局(東京=中央)である。全国向けの新聞(全国紙)は通信機能の進化により印刷の機能(印刷拠点)こそ全国各地に点在するが、編集権が東京本社にある点は、テレビの在京キー局の場合と、構造的に同じである。しかし、ニュース化するまでの技術的なプロセスは異なる。そのプロセスがテレビにおける取材対象の選択にあたって、特徴的な指向性を構造上生むことが考えられるのである。

では、視聴者が見るテレビニュースの画面はどのような要素で構成されているのだろうか。 ①ビデオカメラが写した映像、 ②音声による、言語で伝えられる記事やコメント、及び効果音 (BGM)、③CGを用いた画像、 ④テロップスーパーといわれる文字記号による補足情報、である。つまり「一枚」のテレビ画



【図版 2-12】系列局とニュース発出の関係

面は、映像(画像も含む)、音声、文字の3種類の情報で成立している。これらの情報を融合して画面を構成するためには、それに対応するファシリティとマンパワーが必要になる。それらは、どこで用いられるのか。まず③CGによる加工や、④テロップスーパーは、東京のキー局や取材現場に近い地方放送局の中で処理される。つまり局内の作業であるため、取材対象の選択という観点から作業をみると、取材対象の選択に影響を及ぼすことはほとんどない。だが取材現場における作業が中心の①②、つまり映像取材と記事取材のためには、ファシリティを持ち込んで運用し、取材対象から話を聞き、観察する為のマンパワーが必要である。よってニュースの作成の為には必要かつ十分のチームを構成するための人員が、最低3人が必要となるのが通常である。しかし取材に赴かせる能力には限りがあるため、派遣可能な能力に応じた取材対象の選択が行われることになる。また複数の人間の派遣や必要な器材の使用にあたっては、多額の経費が必要となる。つまりは費用対効果の

⁹ 通常、テレビ取材の場合、取材の主体となる記者またはディレクター1人、ビデオカメラマン1人、映像に伴う音声を担当する VE(ボイスエンジニア)の3人で一組(クルー)を構成する。映像器材の進化に伴い、小型軽量高性能のビデオカメラの出現により、記者兼カメラマン兼 VE という「ビデオジャーナリスト」も存在する。特に危険地域へ赴くフリージャーナリストは、ビデオジャーナリストのケースが増えている。既成テレビ局や新聞社のよう組織ジャーナリズムでも、記者がビデオカメラを携行することが常態となりつつある。

面から、取材対象の選択に影響を及ぼすこともある。

東日本大震災の場合、主な被害地域は岩手、宮城、福島の 3 県である。通常の取材であれば、3 県に所在する地方放送局が取材の主体となり、取材内容を東京のキー局に報告し、全国ニュースに採用されれば、ネットニュースとして全国に送出される。採用されなければ、ローカルニュースとして当該県内にのみ、ニュースが流れるのである(【図版 2-12】参照)。しかし、同時多発的に発生した大津波の被害は、該当県の一地方放送局で対応できる取材規模ではなかった。それが同時に 3 県以上にわたって発生した。各系列とも、東京のキー局はじめ系列傘下の地方局からの応援を募り、被害地域の放送局に被害が少なかった地域の放送局員で編成した取材チームを派遣した。筆者の所属する JNN 系列では岩手、宮城両県にある放送局(岩手放送、東北放送)に対し、全国の系列局を 2 つのグループに分けて、取材チーム、後方支援チーム、技術チームを編成10し、逐次投入した。これらを 10日間程度で交代する全国ローテーションを組み、長期取材に備える体制を整えている。また原発取材が主となる福島では、被爆に関わる安全管理の必要から、TBS が一元的に対応して、他の放送局員を交えない応援取材チームを派遣した。

一方、放送の送出に関わる問題も発生した。ニュースの価値判断からすれば、東日本大震災に関わる全てのニュースはいずれも全国ネットニュース級である。しかし、通常編成されているネットニュースの放送枠¹¹では収まりきらず、各放送局とも「報道特別番組」という形にきりかえ、放送枠全てが東日本大震災に対応するニュース番組に変更したのである。東日本大震災の地震発生時刻 14 時 46 分 18 秒から 1 分 30 秒後に NHK が特別放送に切り替えたのを始め、およそ 11 分後までには民放全ての放送局の放送番組が「特別番組」に切り替わった。その後 NHK は連続 182 時間、テレビ朝日 74 時間、TBS62 時間、日本テレビとフジテレビ 61 時間、テレビ東京 33 時間にわたって、震災報道を続けている¹²。こうした特別番組の対応をとったことは、国民の生命に直結する事象が発生し、国民の安全確保に努めるテレビ局の責務である。ただ、ニュースの送出構造からいえば、東日本大震災によって、各放送局のテレビ報道の現場において取材し切れないほどの事象が発生し、その多くを通常に倍する取材チームが取材したため、入口に大量の重要ニュースが殺到した。

¹⁰ 円滑な取材体制を構築するためには、取材記者たちの宿泊、食糧確保などのロジを専門に行うスタッフや、車両の管理、災害現場でのガソリン確保などの補給担当者がひつようになった。また中継車が全国から動員されたため、中継技術のスタッフによるチームローテーションが別途編成された。

¹¹ JNN 系列ではニュース協定により、ネットニュースの枠が一日の中で定時的に決められている。その枠内でのニュース編集権が TBS に与えられている。特別な事態が発生したときには「特別番組」(特番)が編成され、通常のネットニュース枠とは別に、TBS が編集権を持つニュースの特別枠が創出される。特別番組では編集権は TBS にあるが、放送権は各放送局が保有したままの「報道特別番組」(放送をしない選択も出来る番組)と編集権・放送権も TBS が持つ「JNN 特別番組」(系列に所属する放送局は必ず同時に放送する義務がある番組)の2種類がある。

¹² 前掲註 5 書、pp.73-74。

しかし放送できる枠という出口は小さいため、一時的なニュースの供給量過多状況が発生 したのである。テレビ・メディアには生来的に、送出における量的制限が存在していたの であり、こうした重大な事象の発生時において、構造的な限界を露呈したのである¹³。

(3) テレビ・メディアの「照準」

マス・メディアの情報の発出が、受け手に対してどのような効果を及ぼすかに視点をおいた研究においては、1970年代からこれまでに複数のモデルが提示されてきた。例えば「沈黙の螺旋モデル¹⁴」では、一般に人は自分の意見が少数であれば、安易に意見の表明を避けるが、多数になってくるとより積極的に意見を表明する。この何が多数か、という判断を提示する役割をマス・メディアが担っているというものである。また「培養分析¹⁵」では、マス・メディアが一定のメッセージを継続的に、一定時間流し続けることにより、ある社会認識を「培養」するのではないか、という指摘である。さらに「メディア依存モデル¹⁶」では、受け手と社会、マス・メディアの三者関係の中で、社会構造が不安になるほど、受け手のメディアに対する依存度が高まり、メディアの効果が高まる、とする考え方である¹⁷。だが、こうしたメディアの効果に関する分析に対し、吉見は「メディアが社会のどのようなイデオロギーと結びつき、資本主義のいかなるシステムの中で作動しているのかという点も、ほとんど問われて」なかった、と指摘している¹⁸。つまりメディアは何とどのように共振するかという分析の必要があるのである。

東日本大震災の発生後、首都圏では交通機関が止まり、多くの帰宅困難者を生んだ。福島第一原発の放射能漏れ事故ばかりでなく、電力供給の不安から首都圏の一部では計画停電が行われ、社会生活にきわめて大きな影響を及ぼした。これらの複合的に起きた機能不全状態が、長時間、広域にわたって発生したことにより、社会不安が高まったことは異論がないだろう。度重なる余震は、事態の継続を予感させもした。こうした状況下にあって、マス・メディアの送出するニュースが、視聴者や構成する社会に与える影響は大きかったといえる。では、第 2 項で示したニュース取材の供給過多、言い換えれば視聴者に向けて

¹³ こうした構造的特性を補うために、災害時に必要な情報を送出するメディアとして BS 放送や CS チャンネルの利用、インターネットへの転用が検討されている。しかし、系列 局の視聴構造を脅かすことにもつながるという議論もある。

¹⁴ ドイツの政治学者、ノイマン (Neumann, Johan Ludwing von) によって提唱された。一極 主義や、全体主義を導き出す傾向の背景、といわれる。

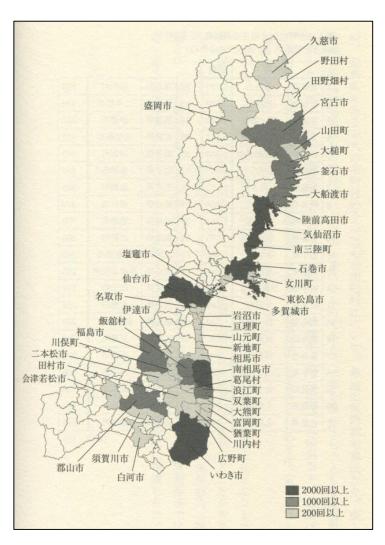
¹⁵ ガーブナー (Gerbner, George) によって提唱され、主にテレビの効果として唱えられた。 暴力シーンを多く見ることにより、暴力に巻き込まれる頻度を高く見積もる傾向にある ことなどが指摘された。

¹⁶ マス・メディアの効果が、受け手、社会、マス・メディアの三者関係の中で、受け手がマス・メディアに依存している度合いによって変化するという考え方。生活の中でマス・メディアに依存している度合いの高い人ほど、同じ番組、キャンペーンから影響を受けやすい。

¹⁷ 吉見俊哉『メディア文化論』有斐閣、2004、pp.62-65 参照。

¹⁸ 前掲註 17 書、p.66。

1つは取材体制の縮小、いま 1 つは送出されるべきニュース取 材に対する指向性の発生、つま りニュースにおける「ニーズ」 の発生、という絞込み作用である。取材体制の縮小は、震災発 生から時間の経過とともに、外 方向に移行することはやむを得ない。取材班をどのくらい展開するか、という量的問題である。 しかし、もう一方の取材の指向



【図版 2-13】テレビ報道の偏在(出現回数 200 回以上の市町村)※ [松山 2013: p. 84] より転載

性については、ニュースの質的変化を伴うことであり、慎重な分析が必要である。なぜなら、視聴者に向けて語られるニュースに指向性が生じた場合は、東日本大震災の表象が、ある方向性を持って行われる可能性が生まれる。それにより視聴者の中に津波と被害地域に関わる共通認識が形成されていく効果、つまり津波と津波に見舞われた地域に関する形作られたイメージを無意識に強要し、かつ受容することになると考えられる。

松山秀明は震災発生から1年間の在京テレビ局による震災報道、すなわちNHK、NHK教育、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビの全国ニュースを対象に、報道内容の分析を行っている¹⁹。ここでは国立情報学研究所のテレビ・アーカイブシ

¹⁹ 松山秀明「テレビが描いた震災地図」(前掲註 5 書、pp.73-117)

ステムを用いて、クローズドキャプション(視覚障害者用の字幕)から、報道内容の分析を行っている。松山は、ニュースの中の発話から、岩手・宮城・福島の 3 県全 127 市町村において、ニュースが対象とした地域(市町村別)を定量的に調べた。その結果、200 回以上ニュースに出現した市町村は 42 市町村だった20 (【図版 2-13】参照)。テレビ報道に取り上げられた地域には明瞭な量的差、つまり地域偏在があることから、次いで地域被害の程度(被災量)21が、報道に取り上げられるかどうかという影響を及ぼしているかを検証している。

松山は、この結果、報道出現回数と被災量の相関について、死者・行方不明者率との相 関は少なく、報道出現回数は「推定浸水範囲面積」や「推定浸水域にかかる人口」「浸水範 囲概況にかかる従業員数」と高い相関を示し、影響を与えている、と分析している。松山 はこの結果について「テレビ報道が数多く報道した地域とは、多くの人々が浸水被害を受 けた地域」とし、「言い換えれば、そもそも人口の少ない農漁村が軽視されたことを意味し ている」と結論づけている。そのほか分析では、報道出現率の少ない岩手県北部や宮城県 南部は、取材拠点から遠い地理的な要因も報道偏在が起きた理由にある、などと指摘した22。 松山の分析では、テレビ報道は何処(どこ)を伝え、何処(どこ)を伝えなかったか、 という分析にとどまっているが、さらに何を、なぜ伝えたのか、何を、なぜ伝えなかった のかまで、考察を広げてみる必要があるだろう。なぜなら報道偏在が存在する場所に取材 へいくかどうかは、ネットニュースとして全国に放送するにたり得るバリューがあるか、 という思考によって決まるのであり、その思考過程の後で、目指す題材が存在する地域「ど こ」を意識する、ということが、ニュースの選択における思考の順番だからである。つま り何処(どこ)とは、判断の結果量的に集中したのであって、判断の主体的な要素ではな い。何を、なぜという取材の動機が集中して集積していたところが、結果として「どこ」 という形で計量化され、松山の研究に現れたのである。言い換えれば、報道偏在があった 地域には、伝えるべきと判断した何かがあったのである。

(4)報道偏在という「照準」の本質

報道偏在を引き起こした「どこ」、つまり取材が集中した場所には、全国向けのネットニュースが創出されるための動機となる、何が存在したのか。松山の分析表現でいえば、なぜ「多くの人々が浸水被害を受けた」場所に報道が集中し、なぜ「農漁村が軽視」されたかである。犠牲になった人々の数や率ではなく、なぜ「暮らす人々」が多いところに報道は集中したのか。改めて言えば、人数の多寡が問題意識ではないはずである。人数の多寡

²⁰ 1 位仙台市(3,587 回) 2 位石巻市(3,539 回) 3 位南三陸町(2,729 回) 4 位気仙沼市(2,414 回) 5 位陸前高田市(2,384 回)、以上前掲註 4 書、p.83。

²¹ 被災量は〈浸水範囲面積〉〈推定浸水域にかかる人口〉〈推定浸水域にかかる世帯数〉〈浸水範囲概況にかかる事業所数〉〈浸水範囲概況にかかる従業員数〉〈使者・行方不明者数〉〈死者・行方不明者率〉をデータとして扱っている。(前掲註5書pp.87-89)

²² 前掲註 22 書、pp.85-89。

が問題意識なら、犠牲者数という数字にももっと相関があってもいいはずである。つまり数字そのものが問題ではなく、そこに暮らしている人々の数、という数字はなにを表してしているのかが、報道偏在の本質を物語るのではないか。

報道偏在の上位 5 位の自治体(仙台市、石巻市、南三陸町、気仙沼市、陸前高田市)の 浸水範囲概況にかかる事業者数と従業員数を一覧(【表 2-10】)にしてみると次のようになる。仙台市は報道回数 3,587 回で第 1 位だが、同市内で浸水被害のあった沿岸部の宮城野区、 若林区、名取川上流域の太白区における事業所数、従業員数、また全体の事業者・従業員数との割合は、他の 2~5 位の自治体と比べると低いと言わざるを得ない。仙台市は宮城県の県庁所在地であり、東北随一の都市であり、国の出先機関は企業の統括支社・支店などの集中する東北経済の中心地であるため、報道が取り上げるニュース素材が、ほかの自治体と比べるには大きい要素がある点を考慮しなければならないだろう。ただ、3 区の合計した被害事業所数や被害従業員数は、三陸沿岸で最大級の経済エリアを形成する気仙沼市と南三陸町を合わせた規模に到達する。割合以上に、当該地域(仙台市沿岸部)においては大きな影響があったとみなければならない。

【表2-10】 報道偏在の顕著な自治体の事業所数・従業員数(総務省統計局調査「平成21年経済センサス」より)								
報道偏在順位	自治体名	浸水範囲概況にか かる事業所数	全事業所数か らみた被害割 合(%)	浸水範囲概況にか かる従業員数	全従業員数 からみた被害 割合			
1	仙台市 宮城野区	1,780	19.4	22,085	18.5			
	若林区	830	11.5	7,009	9.3			
	太白区	516	8.3	5,552	9.5			
2	石巻市	7,865	86.7	62,679	87.6			
3	南三陸町	887	98.3	6,256	98.5			
4	気仙沼市	3,672	79.9	27,736	82.5			
5	陸前高田市	1,280	99.8	7,688	99.3			
19	女川町	651	99.2	5,721	99.7			

2位から5位の4自治体を見れば、被害割合からも、地域の産業基盤にきわめて多大な打撃をもたらしたことがわかる。石巻市は宮城県第2の都市であり、気仙沼・南三陸は牡鹿半島以北の三陸沿岸で最大規模の水産加工産業が展開する地域である。陸前高田市は「奇跡の一本松²³」で知られるように、今回の津波被害の象徴的な場所として取り上げられた。市庁舎も含め市の産業が展開していた中心部全てが壊滅したことは、【表2-10】のデータからも読み取れ、報道偏在の要素となったと考えられる。陸前高田は大型漁船の水揚げが認められる特定3種漁港²⁴はなく、三陸の基幹産業である水産業の発達度は少ないが、代わっ

²³ 東日本大震災の大津波によって、同市の沿岸部に植生していた「高田松原」の松林が全滅した。松は70,000 本に及び、景勝地としてだけでなく、防潮林としても機能していた。 東日本大震災では気仙川近くに生えていた1本だけが、津波に耐えて生き残ったが、その後塩害によって立ち枯れた。

²⁴ 漁港の種類は5種に分かれている。地元漁船が利用する第1種、全国的な規模で漁船の 水揚げが認められる第3種、その中で特に規模の大きい全国で13ある特定第3種、1種

て仙台藩領時代から続く「気仙地方」の文化的中心とされ、第2次産業を中心とする経済・ 文化が育ってきた地域である。

一方、報道回数 19 位の女川町は、被害数の割合から読み取れる壊滅の度合いからすれば、これもほぼ全滅に近い様相だったことがわかる。しかし、報道回数は同規模の南三陸町・2,729 回と比べると、女川町 795 回で、2,000 回近い較差がある。女川町もほぼ全体が津波被害を被っているが、町の中心地域が狭いことや、南北を石巻市雄勝地域、同市の牡鹿半島という山間部にふさがれ、石巻市の中核的水産加工地域との連携性が薄いという特徴がある。石巻市が広域合併する際に参加しなかった25ことなどもあり、個別性の意識が高い。つまり、報道偏在のあった自治体には、三陸沿岸の基盤産業である、水産加工業に関連する産業がエリアとして高度に機能し、インフラとして整っていると同時に、円滑な流通システムや消費地域としても循環する機能を維持している地域だった、と考えられるのである。いわば現代の資本主義的生産システムによって支配されている地域である。言い換えれば、資本主義的生産システムが高度に進んだ地域は、陸からの視点よってその価値が換算されているに他ならない。ただ、そうしたエリアは交通インフラが比較的整っており、復旧のスピード、度合いも高かったため、報道機関によるアクセスが比較的容易で、取材に行きやすかったことも原因のひとつと考えなければならない。

一方、農漁村は本当に報道から「軽視された」のだろうか。報道偏在があった回数上位の自治体においても、魚市場や加工工場などが存在する中心部以外の沿岸部には、「浜」とよばれる入り江ごとの小規模な漁業集落が存在している。おのおの集落の前に広がる入り江(浦)を漁場とし、専用の漁港(第 1 種漁港)を備えている。いわば漁業によって生計の一部を立てている、言い換えれば生業としての漁業を継続してきた集落、地域の経済循環がそこでは極小規模ながら整っているのである。それは極小の地域システムが維持されることによって、そのシステムに基づいた文化²⁶を生み出す力を持っていることに他ならない。従って、そうした漁村である漁業集落が、報道の対象として軽視されたかどうかを詳細に検討するためには、自治体名からさらに地域名、集落名までたどって選別しなければ、より正確な報道偏在の計量化は難しい。

従って、松山の分析を更に進めれば、報道偏在が起きた地域の持つ理由は次の 2 点に置き換えられるのではないか。1 つは、報道偏在が進んだ地域は水産加工業とそれに伴う流通業や地域の消費者の存在など、2 次産業を基盤とする経済の地域循環性が保たれた地域であ

と3種の中間的な第2種、離島などにあって避難港となる第4種の計5種類が定められている。

²⁵ 2005 年に桃生郡桃生町、河南町、河北町、北上町、雄勝町、牡鹿郡牡鹿町が石巻市と合併し、現在の市域になった。女川町は石巻市に周囲を囲まれる形になったが、合併はしなかった。

²⁶ 梅棹忠夫は文明と文化について「文明はシステムであり、社会の編成原理である。文化 のちがいは価値感にもとづくが、文明の相違は装置や制度の差異に由来する」(『地球時代の文明学』京都通信社、2008、p.2)と述べている。

り、それらを可能とするだけの人口を保有する能力が備わっていた地域圏であること。2つめは沿岸漁業などの第 1 次産業を核とする小規模の地域社会は、報道の対象としては希薄だった、という点である。

なぜなら、三陸沿岸の漁業集落、いわゆる「浜」と呼ばれる地域は、「浜」ごとにその目前(地先)で漁業を営む権利を歴史的に保有し、「浜」相互の関係は、漁業という狩猟的生業の特性から、協調性、協同性が少ない。いわば隣の「浜」はライバルであって、個々の「浜」の経済的、文化的独立性が高い。こうした個々の「浜」を、津波による文化の破壊と復興、という視点から個別に取り上げることは可能である。しかし、三陸全体における産業社会の普遍性という視点から照射した場合、「浜」のシステムとそれが生み出した文化は、三陸全体を覆う資本主義的システムとは適合しにくいのである。ゆえに、「浜」を対象とする被災事象・地域の相対化はしにくいのである。

産業基盤と社会基盤が崩壊した「都市」三陸地域の災害状況は、中央のテレビ・メディアによる報道によって、非災害地域の視聴者に、リアリティを与え、受け止められる事は可能である。受け手にすれば、自らの生を維持するために関わっている産業の種類は三陸の災害地域とは異なったとしても、自らの都市災害の記憶や災害被害の予想を想起することによって、共感を生み出すことが起きる。自らが生きている社会のシステムと共通項が存在し、近似する社会システムが、三陸で存続の危機を迎えているのであるから、我がことに置き換えることが可能な部分がある。そして受け手の共感を生み出すことは、マス・メディアにとって最大の目的の一つであることは言うまでもない。テレビでいえば視聴率の向上につながり、活字メディアで言えば、新聞・雑誌・本が売れるのである。

一方で、漁業集落の被害報道はどのように、非災害地域の視聴者にどのように受け止められるのか。マス・メディアによって「日本の原風景」「郷愁の風景」などと一般に表現される農村や漁村社会の様相とは、これらがそのようなものとして表象化される背後に現代において経済や政治の中心である都市部における社会と比較する視点がある。そうした地域社会の暮らしのシステムはすでに失われつつあり、現在の高度資本主義社会からは取り残され、適合しない、との中央の主観に基づく認識が存在する。例えていえば、是非の判断は除いたとしても、古くて効率の悪い社会、という考え方である。漁業集落で継承されてきた文化は尊重に値するが、そうした生業に基づく社会システムすでに現在の社会の中においては廃れゆくシステムという視線である。ゆえにそこにあるのは、翻って、だからこそ守り継承していかなければならない「被災地」の暮らし、伝統という、いってみれば中央から地域を見る上下関係の視線、「博物館」の発想ではないのか。そしてこれは恒常的に継続報道していく題材ではない。それは津波被害という出来事を我がことと重ね合わせてとらえ直す共感の報道価値とは異なり、他者からの視座に基づく、別世界のシステムと認識した上での、一種の「同情」が含まれた報道価値だからである。

ならば津波被害地の中で「災い」という表現はどのように現れたのか。第4、5章で扱った『大海嘯被害録』では「災い」は次のような文脈で現れる。

○御救恤 本月十五日三陸地方非常海嘯の災に罹りたる趣憫然に思召され 天皇皇后 陛下より岩手県へ金一万円宮城県へ金三千円青森県へ一千円下し賜りたり²⁷

1896年(明治29)の大津波にあっては、津波という自然現象による被害を受けた人々や地域に対し「災い」を被ったとし、憐れみの感情を抱いたのは、明治国家の主権者である天皇自身だった。天皇による「災い」という認識は、その権力遂行の代理者である役所や警察などにも及ぶことは官僚制度の下ではいうまでもない。『大海嘯被害録』では、被害を受けた地域こそ「被害地」と呼ぶケースもあるが、人々のことを「罹災民」と呼び、「災地」という表現も散見される。三陸全体が「憐れみを感じる地域」と表象されたのである。

そして東日本大震災を含めて、現在の各種災害被害にあたっても、政府や自治体、マス・メディアも、被害地域を「被災地」、被害を被った人々を「被災者」と呼称することに、ほぼためらいはない。そして、そこに含まれる「災い」という表現が、非被害地域で情報を受け取る人々に与える印象や感情に考慮することもない。だが、「災い」という表現は受け手にとって、明治三陸大津波の場合と同じく、憐れみや同情を呼び、公権力がもたらす価値の浸透を容易にする、言い換えれば政策の遂行を無理なく受け入れ易い表層を広める役割があるのである。政策の迅速な遂行が、津波被害地で行われることに異存はない。問題は、その政策が本当は誰のために必要なのか、ということである。全ての復興を促す政策が、津波被害者のためと考えるのは安易すぎるだろう。「災い」という表象には、それら政策が津波被害者の為に行われているという認識のなかで回収する作用ももたらすのではないか。そしてその価値の拡散に共振する介在者、としての側面も、マス・メディアにはあるのである。

第2節 被害現場の叙述による視点の転換

(1) メディア内部からの考察の必要性

東日本大震災の後に、マス・メディアがどのように対応してきたのか、いくつかの研究が報告されてきたことは本章第 1 節で触れた。マス・メディアが災害被害の拡大を防ぐ重要な役割があったことは、その情報の伝播力から言って当然であり、そのための検証もまた必要である。本章で取り上げた松山らの研究動機もそこにあるだろう。だが、場所ではなく「なにを、なぜ」という、取材対象の取捨選択にあたっては、マス・メディアの思考とその志向性を明らかにしなければ、十分な分析は難しい。もちろん研究者による試みは東日本大震災直後からなされている。

筆者も所属する TBS テレビの一員として、そうした聞き取り調査に、調査される側とし

²⁷ マヨヒガ 遠野文化友の会編『復刻版 明治29年「風俗画報」臨時増刊 大海嘯被害録』、 遠野市立遠野文化センター、2012、p.19。

て参加した。しかし、組織として聞き取り調査に参加する場合、組織の行動結果を批判的に分析されることに抵抗感があったことも事実である。聞き取り結果の分析報告を受け、報告への記載を拒否する事例も、筆者の関わった調査内で存在する。ここで自覚しなければならないことは、テレビも含めたマス・メディアが自らその取材の動機とその過程、その結果を客観的に分析し、論じることの必要性である。

筆者が「三陸彷徨」を掲載した『調査情報』は、民間放送局が発行する、唯一のメディア研究誌として位置づけられている。一般にテレビ・メディアの自己分析的研究は、その技術的な進展や拡散などテクノロジーに重きがおかれている²⁸。一方、テレビ・メディアが「なぜその事象を取材対象にするのか」という、取材の志向性とメディア特性ともいうべき放送システムをクロスさせた、いわば「取材文化」にかかわる分析を行っているものは少ない。それは同時に、テレビ・メディアの欠陥を自供することにもつながるからである。そうした分析はわずかに、新聞協会発行の『新聞研究』などに掲載されるにすぎない²⁹。そうした中で、『調査情報』はテレビの放送内容(報道だけでなく、ドラマ、情報番組、エンターテイメントも含む)のコンテンツ分析を、自社の制作者や外部の批評家、学者、他社の制作者によって行ってきた。その事績により 2013 年に NPO 放送批評懇談会が主宰するギャラクシー賞における志賀信夫賞³⁰を受賞している³¹。筆者が掲載した『調査情報』は、テレビ・メディアを自らが検証する場として、これまでも用いられてきたのである。

例えば、国政上の政治決定の過程においては、いわゆる「密室の交渉過程」が、その帰題を判断する重要な要素となり得る。しかし、研究対象が直近であればあるほど、資料の公表は少なく、そもそもまだ資料化されていないことすらある。特に戦後から平成前後における重要な政策決定の過程を分析するための資料は、白書や外交青書など公的な報告書は刊行されているが、会議議事録や交渉過程を綴ったメモなどの文書、また政策決定者である政治家や政府高官による「回顧録」などの刊行も十分とはいえない。このため、マス・メディアによるインタビュー取材などが行われているが、加えて研究者による政治家や元政府高官への聞き取りが行われ、資料化されている。政治家個人が自らに不利な供述はしないであろう、という前提のもと、ほかの資料によってその証言を相対化しつつ、新たな

_

²⁸ 研究誌として、社団法人日本映画テレビ技術協会発行『映画テレビ技術』、社団法人映像 情報メディア学会『映像情報メディア学会誌』などがある。

²⁹ 東日本大震災を取り扱った『新聞研究』721 (2011.8) では、マス・メディアからの寄稿として、朝日新聞、東京新聞など7社の媒体による報告が掲載された。その中で、テレビ媒体は1社(筆者が執筆) だけであった。

³⁰ NPO 放送批評懇談会が「放送文化、放送事業の発展に顕著な貢献をした個人を顕彰する」 ことを目的に創設された。

³¹ NPO 放送批評懇談会はその受賞理由として「毎号の特集テーマとその内容は、今も放送 専門誌の枠に止まらない多様性を持ち続けています。同誌は時代に寄り添ったテーマだ けでなく、埋もれかねない課題をも誌面化してきました。それこそが同誌の存在意義だ ったのではと考えます」と述べている。(2013.5.23、同懇談会プレスリリース)

証言に資料的価値を発見しようという試みであろう³²。マス・メディアはそもそも取材対象者からの証言を引き出すことを主な手法としているが、自らの取材過程と過程を裏付ける思考を明らかにすることに、消極的である。ゆえに自ら語る証言を、客観的な材料によって検証しながら、自ら分析することがマス・メディアには必要である³³。

(2)「三陸彷徨」にみる津波被害の表象化

本章で検討材料とする「三陸彷徨」は第 1 回から第 5 回までの連載が、筆者が気仙沼市に滞在している間の叙述である。第 6 回から第 25 回までは筆者が東京在勤になってからの叙述である。そのため第 1 回から第 5 回までは、自ずとルポルタージュ形式の「現地報告」が記事構成のコンセプトとなる。一方、第 6 回以降は現地への取材報告や、国内の別の災害現場の取材と三陸の相関、さらには史料に残された三陸における大津波の叙述の分析などが、記事の主要テーマに取り上げられている(【表 2-11】参照)。

【表 2-11】

124 -							
「三陸彷徨」における津波被害地の「照準」							
回数	年月	取材地	主要なキーワード1	2	3		
1	2011.9	気仙沼	被災市民の反発	報道する理由	被災地におもねる報道		
2	11	陸前高田	生き残った男	総理大臣視察	被災地からの訴え		
3	2012.1	気仙沼、釜石	小沢一郎	復興格差	中央からの自立		
4	3	気仙沼	復興計画	郷土芸能	普通の人々		
5	5	気仙沼、南三陸	歴史の回帰	被写体にされる	静謐の必要性		
6	7	横浜、気仙沼	民俗学者	集団移転	ゲニウス・ロキ=地霊		
7	9	気仙沼、野田	鉄路の先	仙台という中央	天皇行幸		
8	11	大船渡、横浜	中央政治と地方	VTRによる伝承	都市の再生		
9	2013.1	気仙沼	首長のランク付け	復興特区構想	福島取材		
10	3	福島、会津	惠日寺	奥州人	境界と辺境		
11	5	気仙沼大島	非被災者のアジール	街の「沈降」	普段の口調		
12	7	仙台、奥尻島、気仙沼	防潮堤建設	震災の記憶	変わらない場所		
13	9	東京、福島	原発の風評	「したたり落ちる」	「住宅基礎」から見る		
14	11	牡鹿(桃浦)	復興特区構想	「浜」の分断	生業と漁業権		
15	2014.1	東京、大熊、いわき	福島第一原発	原発避難者	復興と妙見信仰		

_

^{32「90}年代の証言」としてオーラルヒストリーという手法による政治資料の収集、刊行を行っている薬師寺克行は「オーラルヒストリーの対象者は意図的であるかどうかは別として、記憶違いも含めて一部分だけを再現したり、自分に都合よく解釈しがちである」(五百旗頭真他編『森喜朗 自民党と政権交代』2007、朝日新聞社、p292)と述べている。

³³ ジャーナリズムに関わるオーラルヒストリーでは御厨貴他が行った『渡邉恒雄回顧録』 (中央公論新社、2000)がある。御厨は渡邉を対象として選んだ理由を「(渡邉氏にとり) 書く行為、書くぞという行為が武器なのである。その意味で、渡邉氏は戦後政治の裏表 を語るオーラルヒストリーの当事者として、もっともふさわしい一人」(p.462)と述べている。

16	3	宮古、重茂(姉吉)	警告の碑	教訓の集落	漁協という自治
17	5	陸前高田、気仙沼	防潮堤の意味	嵩上げ	海の街の「地平」とは
18	7	牡鹿(寄磯)	900年の集落史	アンバサン信仰	海の共同作業
19	9	宮古、田野畑	ウニの口開け	三閉伊一揆	海という「入会」
20	11	広島、三陸	土砂災害	自然現象と災害	スサノオ伝説
21	2015.1	陸前高田(米崎)	竹下政治	参議院選挙	「誰がそこに戻るのか」
22	3	長崎、塩竃(寒風沢)	漂流記	貞観地震	地球大の自然
23	5	陸前高田(高田)	JNN中継	漁業を営む権利	孤独死
24	7	三陸全般	『地震総覧』	記録とマス・メディア	『風俗画報』
25	9	鴨川、気仙沼	美術館	『津波の災害史』	被災物

第1回から第5回までの、気仙沼在住時における「三陸彷徨」は現地におけるテレビ報道の補完の意味もあって、なぜ被害地域に住み続けて報道するか、などの主張が含まれている。気仙沼に支局を開設したこともあり、記事の内容が展開する主な地域も、現在取材が続いている気仙沼地域周辺に偏在していることがわかる。

【表 2‐11】キーワード34からみる、取材の焦点は、津波被害地域の復興と政治主導のあ り方、地域によってばらつきのある復旧・復興状況の指摘、津波被害地域のニーズに関わ る情報の伝達、などである。いずれも津波被害から 1 年以内における、被害現場からの現 状報告に視点が集中している。言い換えれば、被害のあった「陸」の視点から、筆者の「照 準」が離れることがないのである。大津波が襲って、地域住民に及んだ被害の実情を、時 間の推移を踏まえながら報道するために、JNN 三陸臨時支局は設立された。その設立と報 道の継続は、「被災地に密着した長期的な報道」であり「民放のニュースネットワーク初の 事例として、高く評価された」35ものだった。とはいえ、被害の現場は「陸」にあって、「海」 には一見、被害の様相は見当たらない。津波被害地にあって、人々の暮らしの立脚は「陸」 にあるがゆえに、見おとす視点である。まして目に見える甚大な被害は陸にある。漁業集 落から視線を沿岸都市部に移すほど、甚大化した被害が映るのである。つまり、映像化し やすい被害であう。これは、テレビというマス・メディアが最も志向する題材といえるだ ろう。加えて、テレビの視聴者という報道情報の受け手の多くは、海とは直接関係ない生 活を営んでおり、災害被害の「共感」は陸の被害から受けるのであって、三陸の「海」か らは得られにくいのである。第1回から第5回までの津波被害を題材の対象とし、「陸」を 中心に進められたのは、筆者の意識もまた同様であり、同時に「海」にかかわる諸問題を 摘出し、表象化するだけの認識の醸成が為されていなかったことの表れである。

(3) 視点の複合化としての『調査情報』

新聞記事の作成においては、製作過程で介在するのは取材記者-所属担当デスク-紙面編集者の3者である。そこでは新聞記者の「個」の視点によるニュース価値を、所属する担当デスクの「専門的視点」で取捨選択、判断し、紙面編集者が、掲載する朝刊・夕刊全

-

³⁴ キーワードは本文を編集した編集者が採用した見出し、筆者が本文を書くにあたり主題 とした表現を抽出した。

³⁵ 前掲註 5 書、p.75。

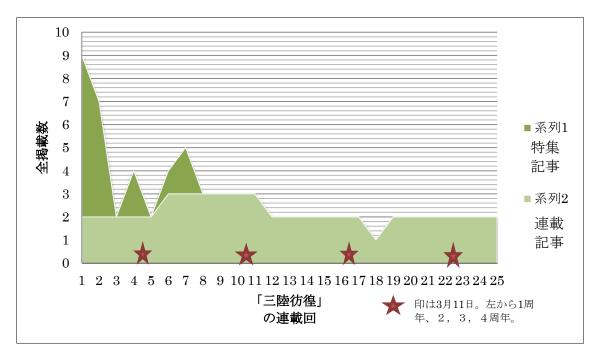
体の中での価値判断を行い、掲載面(一面か、社会面か、地方面かなど)や扱い(トップにするか、段組をどの程度にするか、見出しをどうするか)を行うのである。つまり数あるニュースを相対化する。従って、記者による「個」の価値判断の段階では、すでに担当デスク、紙面編集者の相対化に向けた思考過程を想定することが必要である。つまり、言い換えれば、これはどの程度の扱いになるニュースか、ネタ判断のセンスが求められ、そこに「個」の判断の志向性が育まれるのである。しかし、1つ1つの記事がどう読まれたか、ということを示す、例えばテレビにおける番組ごとに示される視聴率のような指標は存在していない。

第2項で示したテレビ・メディアの構造的特性をどのように補うのか、という視点から、 筆者が試みたのが、三陸の津波被害現場における記述による伝達である。それは当然のこ とながら、放送が行ってきた視点では、伝えきれていない津波被害地の報道による別の表 象化であり、津波被害地をとらえる視点の複合化という作業でもある。

では「三陸彷徨」における津波被害地の事象選択とその視座とはなにか。結論的にいってしまえば、それは三陸の津波被害地を「被災地」と呼ぶ、陸上に視座をおいたとらえ方を、海からとらえ直すことに他ならない。津波被害直後、気仙沼市周辺では「海とともに生きる」というスローガンが多く見られた。そこに含まれた「ともに」という表現は今の資本主義的生産・流通システムに支配される都市部においては(それは最大の被害を被った地域であるが)、海の生産物を用いて、陸のシステムで生きるという認識の発露に他ならない。一方で、三陸の漁業集落で培われてきた生業を中心とした生活地域は(それは松山によれば報道から軽視された地域である)海のシステムの中に自らが包摂されながら、陸に暮らすことである。その視座に基づく伝達が欠けていることは、筆者自らも感得し、松山が指摘するところでもある。

『調査情報』編集部では、東日本大震災直後から、この災害に関わる特集を行ったが、「三陸彷徨」の連載は被災から5ヶ月を経た2011年8月締め切りの2011年9-10月号(通巻502号)から開始された(各連載の概要は章末【資料】参照)。

筆者が赴任したJNN三陸臨時支局の創設が 2011 年 5 月 1 日であり、その開始を待って掲載の準備が進んだためである。『調査情報』では 2011 年 7-8 月号から「東日本大震災と放送メディア」 I を特集し、2011 年 11-12 月号まで、計 3 回特集している。そのため「三陸彷徨」は同特集 II から同時掲載された。表(【図版 2-14】参照)は、『調査情報』が東日本大震災を主要テーマにした記事を、毎号何本掲載したか、という実績をグラフ化したものである。文中で、同震災に触れた記事は他にもあるが、ここでは記事の主題に同震災を捉え、目次見出しに関連する用語が含まれることを条件とした。『調査情報』では筆者の連載が掲載されてから毎号、筆者の他に JNN 系列の地方放送局から三陸取材に入った放送記者に、投稿を求めてきた。このため、筆者連載に加えて、それら記事 1 本ないし 2 本が一つのコーナーとしてグループ化され掲載された(2014 年 7-8 月号は、筆者の連載 1 本のみで、地方局貴社の掲載はなかった)。



【図版 2-14】『調査情報』に掲載された震災関連記事数

【図版 2 - 14】からわかるように、筆者連載の回数と東日本大震災関連記事の数について時間的推移をみると、急速に関連記事の掲載が現象、消滅していることがわかる。連載第1回は、2011 年 8 月初旬締め切りであり、その時点では 9 本の記事が掲載された。第 2 回は2011 年 10 月締め切りであるが、「東日本大震災と放送メディア」Ⅲが特集されており、7本の掲載をみた。第 4回連載時は2012 年 1 月締め切り、2 月発行のため、震災から 1 周年を迎えることが契機となり 4本の掲載があったが、その後は第 7 回連載時(2012 年 8 月締め切り、9 月発行)に 5本が掲載されたのを最後に、通常連載以外の記事はなくなった。その後2013 年から2015 年まで、3回の「3 月 11 日」を迎えている(表中星印の位置)が、同誌では筆者らの連載以外の関連記事は掲載がない。

東日本大震災の直後から、テレビ・メディアが、この災害をどのように伝えたか、という分析は、関連する団体やその発行誌などで行われてきている³⁶。しかし、放送に係る技術がどのように非常時の放送に適合したのか、というハード面の分析は多いが、自らの放送内容が、津波被害者や、広く視聴者にどのように受け止められたのかという、その影響に関する分析は多くない。例えば、本章第 1 節第 2 項で示した松山らの研究成果は、最新のテレビ・アーカイブシステムを駆使しているが、テレビ報道の内部の制作に関わる思考過程まで、分析対象を深化させるには至っていない。テレビ局が自ら発行する分析誌では、そうした対象にまで研究分析の範囲を広めていくことに期待がかかるが、一方で『調査報

-

³⁶ 例えば、日本新聞協会では『新聞研究』721 (2011 年 8 月号) で「東日本大震災と報道」 と題し特集を組んだ。日本映画テレビ技術協会は『映画テレビ技術』712 (2011 年 12 月 号) で「東日本大震災・メディアが果たす責任とは」とする特集号を発行した。

道』における津波被害後の掲載記事が激減したことは、テレビ・メディアが同時的に展開する事象に強い志向性を示す一方、時間の経過によって急速にその志向が減退する傾向を示している。報道が自らを相対化し、分析していくことの難しさを物語っているともいえるだろう。

筆者は『調査情報』の中で、テレビ・メディアが三陸の津波被害地でどのような報道を行っているのか、その背景を同時進行で記事化することを試みた。しかし、テレビ・メディアによる主題のとらえ方は、眼前に起きている現象を注視し、その被害の規模や不交錯の広がり、行政の施策の遅延など、現在計ることのできる量的な尺度によるニュース選択に比重がおかれている。つまりその事象がなぜ引き起こされ、どのような影響を今後及ぼすのか、という過去と未来の因果関係にかかわる報道はされにくい。過去と未来の問題は、三陸の生業の存続に関わる、海によって命の継承を図る生業システムの危機にも結びつく問題である。よって個人の視点で叙述することが可能な、三陸の被害地を捉えなおす「三陸彷徨」での叙述は、次第にテレビ・メディアの志向とは離れるのである。

(4)「三陸彷徨」の照準

津波被害地に赴いたものがまず目を奪われるのは、陸地における惨状である。津波被害の根本となった、海は既に穏やかなままである。取材者の視線は、陸に向けられるのが当然である。津波被害地の「今」「現状」を検討すれば、取材の対象は「陸」しかない、と思うのである。もちろん「海」の中では、津波直後であれば、損壊した家屋が水没していたり、海中における漁具の散乱などといった事象がないわけではない。実際、海中にあるがれきの処理などというニュースも発出されはした。しかし、それはカメラにとらえることの出来る外形的な被害であって、人々の暮らしに関わる本質的な被害・影響は「陸」にある。

三陸の津波被害の報道にあって、農漁村に関わる報道偏在があることは先に述べた。しかし、報道量が少ないことと、津波と三陸に関わる相関が薄いこととは結びつかない。むしろ三陸で生きてきた人々の歴史と文化の継承という視点から考えれば、三陸の漁業集落にこそ、津波と共に暮らしが積み重ねられてきたという、生存のための本質がある。

つまり、三陸の津波被害地における、津波と人々の暮らしの相関を伝えていくために必要な「海からの捉え」には、海辺における人々の暮らしの形成に基づく歴史的な視座と、津

波という自然現象が生まれた三陸沖という地球規模の地理的(空間的)視座から検討する 必要がある。そこで、テレビ・メディアの構造的特性を、テレビ・メディアによる自己分 析を踏まえた叙述による発信によって補うことに、マス・メディアが受け手に対しても自 律的な存在として維持するための一つの可能性があるのである。

【表 2-12】

動数	年月	取材地	主要なキーワード1	2	3
1	2011.9	気仙沼	被災市民の反発	報道する理由	被災地におもねる報道
2	11	陸前高田	生き残った男	総理大臣視察	被災地からの訴え
3	2012.1	気仙沼、釜石	小沢一郎	復興格差	中央からの自立
4	3	気仙沼	復興計画	郷土芸能	普通の人々
5	5	気仙沼、南三陸	歴史の回帰	被写体にされる	静謐の必要性
6	7	横浜、気仙沼	民俗学者	集団移転	ゲニウス・ロキ=地霊
7	9	気仙沼、野田	鉄路の先	仙台という中央	天皇行幸
8	11	大船渡、横浜	中央政治と地方	VTRによる伝承	都市の再生
9	2013.1	気仙沼	首長のランク付け	復興特区構想	福島取材
10	3	福島、会津	惠日寺	奥州人	境界と辺境
11	5	気仙沼大島	非被災者のアジール	街の「沈降」	普段の口調
12	7	仙台、奥尻島、気仙沼	防潮堤建設	震災の記憶	変わらない場所
13	9	東京、福島	原発の風評	「したたり落ちる」	「住宅基礎」から見る
14	11	牡鹿(桃浦)	復興特区構想	「浜」の分断	生業と漁業権
15	2014.1	東京、大熊、いわき	福島第一原発	原発避難者	復興と妙見信仰
16	3	宮古、重茂(姉吉)	警告の碑	教訓の集落	漁協という自治
17	5	陸前高田、気仙沼	防潮堤の意味	嵩上げ	海の街の「地平」とは
18	7	牡鹿(寄磯)	900年の集落史	アンバサン信仰	海の共同作業
19	9	宮古、田野畑	ウニの口開け	三閉伊一揆	海という「入会」
20	11	広島、三陸	土砂災害	自然現象と災害	スサノオ伝説
21	2015.1	陸前高田(米崎)	竹下政治	参議院選挙	「誰がそこに戻るのか」
22	3	長崎、塩竃(寒風沢)	漂流記	貞観地震	地球大の自然
23	5	陸前高田(高田)	JNN中継	漁業を営む権利	孤独死
24	7	三陸全般	『地震総覧』	記録とマス・メディア	『風俗画報』
25	9	鴨川、気仙沼	美術館	『津波の災害史』	被災物

津波被害の現場に固定化されていた取材の「照準」は、第 6 回以降、次第に「海」へと拡散していくことが、表から見て取ることが出来る。そのことはキーワードのみならず、取材地にも顕在化する。東京、横浜は筆者の勤務・生活圏のため、当然であるが、その取材地もしくは題材として取り上げた地は北海道・奥尻、岩手・田野畑、宮城・牡鹿、宮城・塩竃、長崎などと広範に及んでいる。発生から 5 年に満たない東日本大震災をどのように表象したのかについて、その相対化は未だ熟さないと考えられる。東日本大震災とメディアに関わる諸分析がなお、続いているのが現状であろう。

そうした中で、「三陸彷徨」では、三陸の津波被害地に暮らす人々の、「津波の常襲地で暮らす理由はなにか」ということへの解答を探すことを試みた。だが、生活の再建に奔走する被害を被った人々から、明瞭な回答が得られることはなかった。「海とともに生きる」を復興のスローガン³⁷にする、被害地の人々の中に、どうすれば海とともに生きることがで

_

^{37「}海とともに生きる」という表現は、津波被害後の気仙沼市民のメールなどの文章の中で使われ、筆者へのメールなどにも用いられていたが、同市の水産加工食品会社「阿部長商店」が、2011年初夏ごろから、復興に向けた商品の販売にかかわるチラシなどでキャ

きたのか、今後できるのか、という説明がなかったのである。「そこに海があるから」では、 津波被害を受け入れて、人々が生命を再生産してきた三陸の生きるメカニズムを明らかに することには至らない。ならば、三陸には人々が生きていくことを可能にする、なにがあ るのか、を考える、つまり、人々の眼前に展開する海に対する、三陸社会の構造と認識を 明らかにする必要がある。

ただ、なにより注意すべき点は、その叙述にこそ、マス・メディアの内意に基づく権力に対する表象である、という本章で論じてきた本質が含まれているということである。公権力との位置関係を、なぜ、どのように表すかが、受け手に知らせておくべきことであろうし、マス・メディア自ら透明性を保持する努力が求められることであろう38。

以下、【表 2-11】を基礎に、〈時間軸〉、〈地理的空間軸〉、〈公権力と人々、もしくは中央と地域〉に関わるキーワードを摘出した。(以下【表 2-13】【表 2-14】【表 2-15】参照)。

時間軸から摘出されたキーワードから、表わる三陸の様相は、2 つである。一つは時間の経過はあっても、公権力との距離感は変わらない、つまり三陸は〈中央と地方・地域〉の視野の中で捉えられ続けてきたということである。〈第 9 回/キーワード 1 〉(以後〈9/1〉という形式で示す)の〈9/1 惠日寺〉は、中央と会津における仏教論争が、古代東北にあって奇跡のような文化的事象であったことを以て、中央からみた東北の従属的な立場を図らずも描写し、〈22/1 漂流記〉もまた、漂流によって得られた知見が幕藩体制下における政治判断の材料として、拘留・聴取の末、吸収された例を示している。〈24/3『風俗画報』〉では明治下の公権力の存在を強く意識したメディアの事例と受け取ることが可能である。古代から明治期に至るまでの公権力と三陸の距離は、大きな変化が見られないのである。

しかし一方で〈16/1 警告の碑〉〈16/2 教訓の集落〉では、歴史的に津波をどのように受容してきたのか、という浜辺の集落の知恵の伝承が示され、〈19/2 三閉伊一揆〉では海を利用した農漁民一揆の情報伝達の合理性、空間把握と認識の広がりを分析し、〈23/2 漁業を営む権利〉では漁業権という権利が、海の生業のシステムから生じたものであり、陸の公権力がそれを受け入れることで成立した、という海における公権力の存在が相対的に低いことが示されている。時間軸から見える三陸とは、陸における中央への「隷属的」姿勢と海における「自治的」姿勢の2面的様相である。

ッチフレーズに用いたことで、より一般化したと考えられる。

^{38 2015} 年 9 月 17 日に参議院の特別委員会で採決された安全保障関連法案について、朝日、毎日、読売、産経の在京一般紙の一面見出しは、読売、産経の「法案採決」か、朝日、毎日の「法案強行採決」に 2 分した。同じ事象を、何を根拠に表現するか、その立脚点の違いによって、法案に対する新聞各社の姿勢を表象化した報道例といえる。

【表 2-13】 時間軸から表象したキーワード

回数	年月	取材地	主要なキーワード1	2	3
6	7	横浜、気仙沼	民俗学者	集団移転	ゲニウス・ロキ=地霊
7	9	気仙沼、野田	鉄路の先	仙台という中央	天皇行幸
8	11	大船渡、横浜	中央政治と地方	VTRによる伝承	都市の再生
9	2013.1	気仙沼	首長のランク付け	復興特区構想	福島取材
10	3	福島、会津	惠日寺	奥州人	境界と辺境
11	5	気仙沼大島	非被災者のアジール	街の「沈降」	普段の口調
12	7	仙台、奥尻島、気仙沼	防潮堤建設	震災の記憶	変わらない場所
13	9	東京、福島	原発の風評	「したたり落ちる」	「住宅基礎」から見る
14	11	牡鹿(桃浦)	復興特区構想	「浜」の分断	生業と漁業権
15	2014.1	東京、大熊、いわき	福島第一原発	原発避難者	復興と妙見信仰
16	3	宮古、重茂(姉吉)	警告の碑	教訓の集落	漁協という自治
17	5	陸前高田、気仙沼	防潮堤の意味	嵩上げ	海の街の「地平」とは
18	7	牡鹿(寄磯)	900年の集落史	アンバサン信仰	海の共同作業
19	9	宮古、田野畑	ウニの口開け	三閉伊一揆	海という「入会」
20	11	広島、三陸	土砂災害	自然現象と災害	スサノオ伝説
21	2015.1	陸前高田(米崎)	竹下政治	参議院選挙	「誰がそこに戻るのか」
22	3	長崎、塩竃(寒風沢)	漂流記	貞観地震	地球大の自然
23	5	陸前高田(高田)	JNN中継	漁業を営む権利	孤独死
24	7	三陸全般	『地震総覧』	記録とマス・メディア	『風俗画報』
25	9	鴨川、気仙沼	美術館	『津波の災害史』	被災物

地理的空間軸から示されたキーワードでは、三陸を陸からとらえるか、海からとらえるかで、全く異なった認識が示される。海から捉えた場合、自然現象との関連が着目される。〈22/3 地球大の自然〉では漂流を生んだ三陸沖の日本海流という自然現象が、三陸を帝国主義下の世界史において意味を持つ地域として浮上させることが理解される。津波を引き起こす海によって、三陸が近世の国際社会の中に立ち位置を得るのである。〈20/11 自然現象と災害〉では、2014 年 8 月に広島市で発生した土石流災害と関連づけ、災害とは人との交わりの中で起きる自然現象の一様相という見方を提示している。〈14/2 浜の分断〉では、海からもたらされる海産物などを取得、販売、流通させることで生業とする生産流通システムによって営まれてきた漁業集落に震災を契機として導入された水産業復興特区構想によって、異なった生産システムが持ち込まれ、結果として集落や地域の漁業社会の分断化に進む可能性を示した。宮城県という公権力の、陸の視点に基づく介入によって、歴史的に培われた海の生業のシステムの損壊である³9。

一方で、陸からの地理的空間軸から見れば、相変わらず中央対地域の視点は変わっていない。〈7/1 鉄路の先〉〈7/2 仙台という中央〉では、JR による鉄道網の復活を望む地域住民と、効率性の視点から全く検討をしていない JR の状況を提示している。〈12/1 防潮堤建設〉でも防災重視の公権力、行政という、言い換えれば東京や仙台からの発想と沿岸地域の人々の価値との乖離が見られる。つまり、地理的空間軸から見た三陸は、陸からの公権力と海に基づく生業を重ねてきた人々との間の、生き方をめぐる軋轢が表出している地域と受け取れるのである。

³⁹ この公権力による漁業集落の生業システムへの介入については、第3部で論じる。

【表 2-14】 地理的空間軸から表象したキーワード

回数	年月	取材地	主要なキーワード1	2	3
6	7	横浜、気仙沼	民俗学者	集団移転	ゲニウス・ロキ=地霊
7	9	気仙沼、野田	鉄路の先	仙台という中央	天皇行幸
8	11	大船渡、横浜	中央政治と地方	VTRによる伝承	都市の再生
9	2013.1	気仙沼	首長のランク付け	復興特区構想	福島取材
10	3	福島、会津	惠日寺	奥州人	境界と辺境
11	5	気仙沼大島	非被災者のアジール	街の「沈降」	普段の口調
12	7	仙台、奥尻島、気仙沼	防潮堤建設	震災の記憶	変わらない場所
13	9	東京、福島	原発の風評	「したたり落ちる」	「住宅基礎」から見る
14	11	牡鹿(桃浦)	復興特区構想	「浜」の分断	生業と漁業権
15	2014.1	東京、大熊、いわき	福島第一原発	原発避難者	復興と妙見信仰
16	3	宮古、重茂(姉吉)	警告の碑	教訓の集落	漁協という自治
17	5	陸前高田、気仙沼	防潮堤の意味	嵩上げ	海の街の「地平」とは
18	7	牡鹿(寄磯)	900年の集落史	アンバサン信仰	海の共同作業
19	9	宮古、田野畑	ウニの口開け	三閉伊一揆	海という「入会」
20	11	広島、三陸	土砂災害	自然現象と災害	スサノオ伝説
21	2015.1	陸前高田(米崎)	竹下政治	参議院選挙	「誰がそこに戻るのか」
22	3	長崎、塩竃(寒風沢)	漂流記	貞観地震	地球大の自然
23	5	陸前高田(高田)	JNN中継	漁業を営む権利	孤独死
24	7	三陸全般	『地震総覧』	記録とマス・メディア	『風俗画報』
25	9	鴨川、気仙沼	美術館	『津波の災害史』	被災物

【表 2-15】公権力、中央との対峙の視点から表象したキーワード

回数	年月	取材地	主要なキーワード1	2	3
6	7	横浜、気仙沼	民俗学者	集団移転	ゲニウス・ロキ=地霊
7	9	気仙沼、野田	鉄路の先	仙台という中央	天皇行幸
8	11	大船渡、横浜	中央政治と地方	VTRによる伝承	都市の再生
9	2013.1	気仙沼	首長のランク付け	復興特区構想	福島取材
10	3	福島、会津	惠日寺	奥州人	境界と辺境
11	5	気仙沼大島	非被災者のアジール	街の「沈降」	普段の口調
12	7	仙台、奥尻島、気仙沼	防潮堤建設	震災の記憶	変わらない場所
13	9	東京、福島	原発の風評	「したたり落ちる」	「住宅基礎」から見る
14	11	牡鹿(桃浦)	復興特区構想	「浜」の分断	生業と漁業権
15	2014.1	東京、大熊、いわき	福島第一原発	原発避難者	復興と妙見信仰
16	3	宮古、重茂(姉吉)	警告の碑	教訓の集落	漁協という自治
17	5	陸前高田、気仙沼	防潮堤の意味	嵩上げ	海の街の「地平」とは
18	7	牡鹿(寄磯)	900年の集落史	アンバサン信仰	海の共同作業
19	9	宮古、田野畑	ウニの口開け	三閉伊一揆	海という「入会」
20	11	広島、三陸	土砂災害	自然現象と災害	スサノオ伝説
21	2015.1	陸前高田(米崎)	竹下政治	参議院選挙	「誰がそこに戻るのか」
22	3	長崎、塩竃(寒風沢)	漂流記	貞観地震	地球大の自然
23	5	陸前高田(高田)	JNN中継	漁業を営む権利	孤独死
24	7	三陸全般	『地震総覧』	記録とマス・メディア	『風俗画報』
25	9	鴨川、気仙沼	美術館	『津波の災害史』	被災物

【表 2-15】を見ると、公権力との関わりの中で生じたキーワードは、時間軸や地理的空間軸と重なるものが多い。公権力は 2 つの軸の視座からとらえることが可能であり、度重なる津波被害のあった三陸において、頻繁に露出していたということでもある。つまり、危機において、公権力は必ず出現してくるのである。津波も含めた自然現象の中で生存を重ねてきた三陸海辺の人々の暮らしを支える視点は、時代を経ても変わりはないが、そこには時代に、そして危機に応じた中央、公権力からの介入がなされているのである。問題は、

そうした相克の存在する地域、三陸にあって、マス・メディアの志向は、自らの視点がど こからどこへ向いているのか、という自覚が乏しかったのではなかったか。「三陸彷徨」は、 そうした無自覚のテレビ・メディアの中から、自ら覚醒しようという一つの試論なのである。

おわりに

本章では、明治三陸大津波と東日本大震災におけるマス・メディアの一例をそれぞれ用いながら、津波とその被害の事象を、どのように受けて伝承されたのか、ということが持つ、内包された無意識の意図について、検討してきた。マス・メディアがとらえた事象の中には、少なからず公権力のもたらす影響が存在しており、マス・メディアが自覚的、無自覚的に拘わらず、その構造上、公権力の意図と共振している可能性を指摘した。特に第6章では、第1部からの問題意識である、三陸を海から捉えるか、陸からとらえるか、という視座の違いが生む表象を、東日本大震災を題材に検討した。そこで浮上してきたのは、陸から三陸をとらえることは、公権力からのとらえ方に結びつきやすい、ということである。

東日本大震災に限らず、私たちは自然災害にあった地域を「被災地」と呼称し、そのことに多くは疑問を抱いていない。本論文ではここまで、意識的に「津波被害地」という呼称を用いてきた。本章で「被災地」を用いたのは、他のメディアの表現の中でなされた 1 例と、「災い」という表現を用いることにためらいのない中央の視線に基づく文脈における、「」を付した 2 例である。あえて「被災地」という表現を用いなかったのは、その中に含まれる「災い」という認識によって、被害を受けた地域の人々を、そして被害を受けなかった地域の人々も、日本という名の下に一体化を図る公権力の意識を読みとれるからである。

それは津波被害受け、新たな空間として存在することになった三陸空間を、公権力によって包摂を図ろうとする意図から生まれる際に現れた手段の一つである。独自に場所の特性を持つ三陸において、内側からも外側からも、「被災地」という共通の認識によって包摂を図ろうというものである。言い換えれば、「被災地」という名の「没場所性」をあてがわれることであり、それは三陸の場所の特性が変容し、三陸という場所が失われることに結びつく。そして、それら公権力の試みに明治以降を通じて無意識にも共振しているのが、マス・メディアだったのである。

第 3 部では復興政策の施行という具体的な公権力による力の行使によって、場所の特性が変容を迫られる事例を検討する。そこでは、津波とその被害をどのように受けとめ、どのように伝え、どのように伝わるかという表象化の問題だけではなく、空間を変容させる新たな要素、ハーヴェイが「貨幣」と表現する、資本主義経済下における社会規範や生産構造が公権力による経済政策によって及ぼされる影響について検討する。ここでは現代の公権力が空間の包摂を図るために、なにを共通の価値として、共振のための触媒とするかが論の焦点である。

【資料:「三陸彷徨」の各回概要】

単	「三陸彷徨 魂と	2011 年	TBS メディ	東日本大震災にみまわれた三陸
著	の出会いを求めて」	11 月~	ア総合研究	の持つ場所性と復興に関わる論
	(連載第 1 回~第	2015年9	所発行	考集。三陸のみならず、歴史上
	25 回)	月	『調査情報』	の災害、現今の土砂災害や噴火
			502-526 (現	などの考察も踏まえて東日本大
			在も継続中)	震災の地域社会に及ぼした影響
			『調査情報』	の相対化を試みる。現在も執筆、
			は 1958 年創	掲載中。
			刊のメディ	
			ア批評誌、	
			2013 年にギ	
			ャラクシー	
			賞内の「志賀	
			信夫賞」受	
			賞。	
 単	第1回 「なぜここ	2011年9	『調査情報』	pp.22-33. JNN が支局開設した理
著	に来たのか~悔恨	月	502	由と狙いや被災者との交流を叙
	と邂逅/二つの動機			述。 以下第 5 回までは気仙沼
	と三つの使命」			に滞在中に執筆。
 単	第2回 「生き残っ	2011 年	『調査情報』	pp.40-49. 陸前高田で生還を果た
著	た男/遠い言葉、内	11 月	503	した男性の回顧。
	なる声」			
 単	第3回 「東北人の	2012年1	『調査情報』	pp.48-57. 岩手と宮城の復興の差
著	『血』/小沢一郎と	月	504	に政治家像を見る。
	いう幻影」			
単	第4回 「集落とい	2012年3	『調査情報』	pp.46-57. 気仙沼市復興計画と地
著	う『原点』/普通の	月	505	域住民の齟齬を考察。
	人々の力」			
単	第 5 回 「fade in,	2012年5	『調査情報』	pp.52-61. 震災で失われた古文書
著	fade out/振り向きな	月	506	の持つ意味から放送の役割を考
	がら、進め」			察。
単	第6回 「横浜に暮	2012年7	『調査情報』	pp.60-65. この号より東京に戻っ
著	らし始めた人/気仙	月	507	てからの論考。津波で家族など
	沼『ゲニウス・ロキ』			すべてを失った民俗学者の生き
	の力」			方を知る。
 			L	<u></u>

	単著	第7回 「見えない 距離/中央からのレ ールを出でよ」	2012年9 月	『調査情報』 508	pp.60-65. 鉄道復旧を求める声の中で、鉄道と中央権力の連環を考える。
	単 著	第8回 「政治記者 としての思考/変わ らないために変わ る」	2012 年 11月	『調査情報』 509	pp.62-67. 2012 年秋の国政の状況と被災現場のニーズの乖離を考察。
	単	第9回 「自己の本	2013年1	『調査情報』	pp.66-71. 宮城県水産業復興特区
	著	分/復興の先に」	月	510	構想の問題を指摘。
	単 著	第10回 「福島へ/時空を超えて」	2013年3月	『調査情報』 511	pp.56-61. 福島の歴史的位置づけ と原発事故後の「境界性」を考 察。
	単著	第11回 「三年目の彼の地を逍遥する/沈みゆく街、浮揚する実相」	2013年5 月	『調査情報』 512	pp.62-67. 2013年3月11日の気 仙沼、大島をルポルタージュ。
	単	第 12 回 「二つの	2013年7	『調査情報』	pp.56-61. 防潮堤をめぐる奥尻島
	著	時間、二つの視程/ 被災地でよそ者が 暮らすということ」	月	513	の教訓を三陸にどう生かすかに ついての論考。
	単	第 13 回 「この国	2013年9	『調査情報』	pp.60-65. 都内で出会った福島の
	著	の変容、この国に潜む根」	月	514	男子との会話から原発事故が生 んだ「差異」を考察。
,	単	第 14 回 「復興が	2013 年	『調査情報』	pp.66-71. 復興特区の石巻市桃浦
	著	もたらした軋轢の 中で」	11 月	515	でのルポルタージュ。
	単	第 15 回 「福島の	2014年1	『調査情報』	pp.50-55. 原発事故の帰還困難区
	著	相克を東京で思量 する」	月	516	域、大熊町の復興を考察。
	単	第 16 回 「山間の	2014年3	『調査情報』	pp.60-65. 岩手県宮古市の姉吉集
	著	漁村・姉吉を歩く」	月	517	落に伝わる教訓の現代的意味を論じた。
	単	第 17 回 「Quality	2014年5	『調査情報』	pp.62-67. イーフー・トゥアンの
	著	of LIFE]	月	518	「空間と身体」論から、海と暮

				と十二味の復興レアゴかわ知と
				らす三陸の復興に不可欠な視点
				を考察。
単	第 18 回 「震災の	2014年7	『調査情報』	pp.50-55. アンバサン信仰の集
著	年、牡鹿の突端で九	月	519	落、石巻市寄磯に生きる人々の
	百年生き抜く集落			知恵と力強さを考察。
	を歩く」			
単	第 19 回 「北三陸、	2014年9	『調査情報』	pp.60-65. 北三陸の復興状況と江
著	『反骨』の遺伝子」	月	520	戸期の「三閉伊一揆」との関係
				を展望。
単	第 20 回 「天災の	2014 年	『調査情報』	pp.62-67. 広島での土砂災害と震
著	国に暮らすという	11月	521	災の共通項を考察。
	こと」			
単	第 21 回 「失われ	2015年1	『調査情報』	pp.54-59. 安倍政権と「金権」と
著	た時の流れを~総	月	522	言われた竹下政治の違いから気
	 選挙に『竹下政治』			づく政治家の重みを考察。
	を思う」			
単	第22回 『千年に	2015年3	『調査情報』	pp.62-67. 貞観地震をはじめとす
著	一度』を遡り歩く」	月	523	る三陸津波史の記録をひも解し
				< ∘
単	第 23 回 「海とと	2015年5	『調査情報』	pp.58-63. 震災から 4 年、街を守
著	もにいきる~4年を	月	524	1 る防災策から零れ落ちる人々の
	 経ての風化と深化」			「心性」を考察。
単	第 24 回「地球のも	2015年7	『調査情報』	pp.54-59. 近時、相次ぐ地震と火
著	のさしで計る」	月	525	山噴火を展望し、過去の地震記
				録から列島の地震被害伝える公
				的記録やメディアの表象の意味
				を考察した。
				2 77,070
	 第 25 回「抱擁~そ	2015年9	『調査情報』	pp.56-61. 気仙沼の美術館が作成
	れぞれが生きた「物	月	526	した『津波史』に掲載された被
	語」を」	/ +	320	災物の写真が語る「物語」から、
	ны сј			失われた命を「同軸」させる試
				みを考察した。
				かて与祭した。

第2部

おわりに

明治三陸大津波という自然現象がもたらす被害の現場をどのように表象するかという問題は、国民国家の理念の浸透を進める明治政府にとっても、民間であるマス・メディアにとっても、自身の目標達成の上で重要な課題であったといえる。明治期にあって、これら2者がどのように扱ったのかを知ることは、その後に成立し現在に至る「日本」の表象と、表象が生んだ世相を検討するうえで、重要である。

三陸における大津波は、1896年(明治 29)以降 3 回あった。次いで 1933 年(昭和 8)の大津波では死者行方不明者は 3,064 人を数えた。1960年(昭和 35)のチリ地震の大津波は死者行方不明 142 人の犠牲を生んだ」。そしてその 51 年後に東日本大震災が起きる。自然現象による自律的活動である地震が各々の時代の背景の下で、大津波とそれに伴う被害となる。そのなかで被害を受けた人々とその地域は、マス・メディアや公権力の意図によってどのような意味を持つ事象として形成されていったのかを明らかにする必要がある。つまり公権力に必要な空間を編成する「装置」としての災害である。江戸期までにおいて三陸が「辺境」と位置づけられたように、津波被害の地域を公権力とマス・メディアはどのように位置づけようとし、どのように表象してきたのか。それは平成の現代だけの問題ではなく、近代「日本」が持ち続けてきた問題なのである。

明治以降、戦前・戦中を経て、戦後民主主義の時代に至るまでのマス・メディアの動向を考えた時に、津波の被害をどのように表象したのかは、自らの存続と公権力との関係について、マス・メディアの中に潜む含意を探る方法として有効であると考えられる。なぜなら、昭和にはいっての 2 回の大津波と、マス・メディアの負の表象=意図的な報道抑制について無視することは出来ないからである。マス・メディアは権力との共振の中で、第二次大戦下における3つの大地震(1943.9「鳥取地震」死者1,083人、1944.12「東南海地震」死者・不明者1,223人、1945.1「三河地震」死者・不明者2,306人)において、報道管制に従い、その実態を明らかにすることを怠った2からである。

現在の社会では、こうした地球規模の自然現象とそれによって引き起こされる甚大な被害を公権力が秘匿しておくことは不可能である。マス・メディアを通じて伝えられる津波の被害という現象、そこで起きている事案という、伝えられた事実は、どのような意図の中で表象されていったのか、さらに多くの情報を掌握する公権力とそれを伝えるマス・メディアの関係はどのようなものであったのか、その一側面を第2部で示した。

ここで、意識した点は、被害現地を「被災地」と呼び、被害を受けた人々と他者との関わりを「絆」「寄り添う」などという美化された表象に込めることで、平成の「日本」の中

1 防災研究者、山村武彦「1960 年のチリ地震津波被害」

http://www.bo-sai.co.jp/chirijishintunami.html。(最終閲覧 2015 年 2 月 1 日)

² 木村玲欧『戦争に隠された「震度 7」』吉川弘文館、2014、p.45 参照。

に三陸地域がどのように取り込まれようとしているのかを論じることであった。なぜならその結果、東日本大震災からの三陸復興に向けた視座に、現在に至るまでの大きな影響を持ち続けているからである。そこで醸成された認識は、公権力の目的遂行のために復興にひとつの方向性を押しつけることへの危機意識である。

第 3 部では、東日本大震災にあたって、宮城県が導入した水産業復興特区について検討する。そこで問題になるのは、復興のための政策の中に潜みこまれた公権力の意図である。明治の国民国家形成に代わる、グローバルな資本主義経済の下での均質な空間を編成しようとする公権力の政策は、地域で醸成されてきた生業を営む権利という地域固有の特性、すなわち場所性をどのように変容させるのか。場所と空間の問題の歴史性を意識してきた本論において、ここでは具体的に、地域空間の歴史的形成過程から論じていく。

第3部 公権力による空間の統一 - 東日本大震災と場所の問題-

はじめに

(1) 東日本大震災の復興政策

東日本大震災からまもなく満 5 年を迎えようとしている。被災した地域では被害漁船の再建、港湾設備の整備、漁港機能の回復、住居の高台への移転など復興に向けた事業が国の支援などを核として進んでいる。国は所得税額に 2.1%を上乗せ加税、地方税は年額 1,000 円増、法人税は税額に 10%を上乗せする復興特別税¹を課し、およそ 10.5 兆円の財源を確保して、被災地の復興に充てるとしている²。しかし震災から 4 年半を経て、復興庁の公表資料(【表 3-1】)から復興の進捗状況をみると住宅再建の進捗が鈍いことや、漁業集落にとって生業のための重要な施設である漁港整備の遅れが見て取れる。つまり、復興の重点は、公共的な施設や流通インフラに関わる部分に重点が置かれてきたのである。同時に津波被害の現地に暮らす人々、言い換えれば「個」の生活に関わる復旧・復興は遅れがちである。

【表 3-1】「復興の進捗状況=事業の完工率」

海岸補修	16% (69)	海岸防災	27% (81)	河川補修	100%
		林再生			
水道施設	96%	下水道	99%	災害廃棄	99.9%
				物処理	
災害公営	36% (94)	防災集団	59% (99)	土地区画	4% (100)
住宅		移転		整理	
漁業集落	53% (100)	医療施設	100%	学校施設	98%
防災強化					
復興(支	39% (96)	鉄道	91%	港湾	98% (100)
援)道路					
農地	70%	漁港(陸	65%	養殖施設	90%
		揚げ岸壁			
		補修)			

¹ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な「財源確保特別措置法」(平成 23 年 12 月 2 日法律第 117 号)

² 前掲註1の「特別措置法」第1条に目的として「この法律は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興を図ることを目的として」施行されることが記されている。

()内は着工率、2015年6月末日現在。福島県の避難指示区域は調査から除く。 ※本表は、復興庁『復興の現状と取り組み』2015年9月25日付3の発表資料をもとに筆者が作成した。

政府が提示する多様な復興のためのプログラムの一方で、被災の現場では様々なニーズが生まれる。これらを適合させながらの作業には時間がかかるし、場合によっては被害の現場にとって本意ではない結論に導かれかねない。この適合に向けた合意形成が不十分なままで復興に向けた作業が進んだ時に、そこになんらかの軋轢が生じるケースが出てくることが考えられる。ただ、その軋轢とは、政府による津波被害地に対する復興という、災害に対応した一過性の対策に起因するものではない。それは、時としてその場所における生活とそこから生まれたシステムを醸成してきた歴史と自然環境、そこに生きてきた人々の生活環境と、全く異なる価値に基づいた認識を広めようとすることによって生じる場合もある。つまり、場所とその特性をめぐる対立である。

問題の所在として、三陸を取り巻く日本の漁業の問題認識を共有する必要がある。それらは、高齢化による後継者の不足、水揚げ時における末端レベルの資源管理の曖昧さ、漁獲不足を補うための未成長の魚の収穫による魚種の減少などが、構造的問題として指摘され続けてきた。そのため ITQ (譲渡可能個別漁獲割り当て) 方式とよばれ、登録した漁船個々に収穫量を定め、同時にその収穫量を事前に譲渡できる新たな漁業管理システムの導入も産業界などから提案されている4。だが、日本の漁業は伝統的な漁業権の在り方に基づく漁業協同組合(以下、漁協と称す)が核となっており、漁協側の抵抗は根強い。一方で漁業権の枠から外れる遠洋漁業は戦後日本の食糧不足を補う重要な役割を果たしてきた。しかし資源管理のグローバル化の中で貴重なタンパク源であった鯨はもとより、マグロなどの保護の動きが国際的に加速する中で、縮小傾向を余儀なくされている。また魚の価格は、運搬手段の飛躍的向上や冷凍など保存技術の進歩によって、国際的な需給関係に左右される時代になっている。一言でいえば、加工販売、貿易も含めた水産業のグローバル化によって、三陸沿岸の漁業も転換を迫られる時代の中にある。

こうした中で発生したのが東日本大震災であり、三陸沿岸部における水産業への大規模な被害であった。水産業は三陸沿岸部における最大の基盤産業であり、この再建は地域の存続に関わる大問題であることは疑いない。故に 2 つの課題を意識して再建を考えなければならない。ひとつは、津波被害によって崩壊寸前の地域社会の将来まで含めた在り方を考えたうえで立て直すこと。いまひとつは、問題意識としてとらえた水産業の衰退、水産

³ 復興庁 HP より

⁽http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20130925 sanko1-2.pdf#search='%E 5%BE%A9%E8%88%88%E5%BA%81+%E7%8F%BE%E7%8A%B6%E3%81%A8%E8%AA%B 2%E9%A1%8C')

⁴ 社団法人日本経済調査協議会「水産業改革髙木委員会提言『魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ』」(2007.7.31 付)では、水産業の構造改革の一環として、ITQ 方式の検討を提言している。

業のグローバル化といういわば外圧をどう受容しながら、水産業の復興を果たすか、の両立である。

巨大な威力をもつ自然現象はしばしば、三陸の一般民衆の暮らしを左右してきたが、政治権力とマス・メディアがそれらをいわば自己利用してきたことは第 2 部で論じた。そこで本論第 3 部では、平成の大津波の後に起きている復興政策の中に潜む、同様の政治的意図を明らかにする。ここで検討するのは東日本大震災をきっかけとして、宮城県によって導入された水産業復興特区政策である。この政策が適用された宮城県石巻市桃浦は、牡鹿半島の入り口付近に位置する漁業集落である。桃浦は東日本大震災によって壊滅的な被害を受け、住民は被害のみならず、高齢化という構造問題もあって同地で漁業を再開することを断念しかかった。しかし、宮城県の水産業復興特区政策を利用して再起を図ることを決めた。被害を受けた漁業集落の中で、特区政策という公権力による特例的施策を受けながら漁業集落を復興させるのは、この桃浦のみである。三陸の場所性とそこに形成された空間が、中央という、それまでの三陸が育んできたものと全く異なるグローバルな資本主義経済を重視する公権力により、中央の価値に基づく空間が三陸の空間を包摂し、再編成する過程のなかで、三陸の海の存在意義に依った場所の特性が変容することの危機を明らかにする。

第7章 宮城県牡鹿半島における漁業空間の変容

はじめに

石巻市桃浦周辺では、同市渡波などの都市化が進んだ地域もあるが、一方で半島部では、それぞれの浦を前にした集落、いわゆる浜が独自の歴史的な営みを進めてきた。同じ自治体、行政区分上同じ地域名であっても半島部の海に面した集落は独自に漁業に関わる歴史的経緯を持っていることから、ひとくくりにとらえて論じることは難しい。なぜなら、それぞれの浜は漁業という漁獲物を競い合って捕獲し生きていくいわば競争的な的生存手段を用いており、浜同士はいわば生存のためのライバルでもあるからである。こうした浜独自の生存のためのルールとそれに伴う漁労上のシステムについて先行研究がなされてきた」。

高橋美貴は近世における三陸沿岸の漁業制度と盛岡藩や仙台藩の漁政を検討し、漁場請負制度などの地域における漁業社会の実相を明らかにした。また、岩本由輝は近世において岩手県大槌や釜石などで大規模な漁業経営を進めた前川家を中心に当時の漁業社会の構造を明らかにした²。また唐桑半島や牡鹿半島などで関西系の漁民の技術移入が行われたことなども明らかにしている³。一方、庄司東助は近世から近代にかけて牡鹿半島の漁業集落における発展と資本制漁業の導入による変化を論じ⁴、牡鹿半島の女川町竹浦の漁業集落にける階層的構造などを解明している⁵。

これらの研究で明らかにされたのは、三陸沿岸のおのおのの浜には個別の漁労システムが存在し、それに相関する社会構造が備わっているという点である。そこには場所を特徴付ける「内側」が存在し、場所の特性を把握することができる。すなわち浜ごとに場所性が認められるのである。つまり、宮城県が進める水産業復興特区という、新たな漁業のルールが持ち込まれた地域にはすでに固有の生業を存続させるシステムとそれによって生まれた文化があったことを、前提として明らかにしておく必要がある。それが損壊するおそれがあるゆえに、「場所性」の変容の可能性が示されるのである。

特に本章では、本来陸にある場所と海との関わりをどのように考えればいいのか、新たな視点として検討したい。それは三陸という海辺にある集落の場所性を考える上で、独自の事例と考えるからである。つまり陸で認識されている場所というものと、本来、場所とはかけ離れた海上における空間認識の変化によって影響を受ける、という海に隣

¹ 高橋美貴による三陸における漁業制度の発達と盛岡藩、仙台藩の漁業政治とのかかわりや、庄司東助や岩本由輝らの牡鹿半島の各集落における漁業集落の漁労システムの差異に関する先行研究があげられる。

² 岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程』塙書房、1970。

³高橋美貴『近世漁業社会史の研究』清文堂、1995。

⁴ 庄司東助『日本の漁業問題:その歴史と構造』農山漁村文化協会、1983。

⁵ 柿崎京一『近代漁業村落の研究』お茶の水書房、1978。

接した地域に特有の場所性についてのとらえ方である。陸にいるが海に関わる人間の、海に対する空間の認識が、陸における場所の変容をもたらすと考えられるのである。

第1節 権力と漁場空間の歴史的関係

(1) 近世における漁場空間と重層化

明確な所有権が存在しない海が、誰のものであるかという問題は、これまでも多くの議論を生んできた。これを整理すると「漁場利用関係を重視した」論と、「上からの制度的編成を重視した」論に分類できる6。前者は二野瓶徳夫が唱えた惣百姓共有説が核となっている7。二野瓶は惣百姓共有説が成立する前提として「耕地を専有する直接生産者層の独立」と「漁場の占有的利用関係の成立」を不可欠とした。つまり貢租または海に近接するものが水主役として「夫役」(賦役)を行うことに対する「反対給付」としての漁場の占有権、であった。

一方後者の立場である三鬼清一郎は、「漁業それ自体の再生産構造の問題は土地所有の側面からではなく、漁業の内部的条件の中から明らかにされなければならない」⁸としたうえで、戦国期から近世の幕藩体制成立期における領主による漁業権の付与と、水主による賦役負担の能力を結びつけた。三鬼は賦役負担能力のない「浦」は、仮に海に面していたとしても漁業を営むことができなかった、としている⁹。

ただ、これらの論は、いずれも権力主体との間であらかじめ取り決められた地先漁場の占有権が存在し、海に面した「浦」、もしくは近接する「浦」の漁民が権利を分有してきたことを示しているため、漁業空間における公権力の介在という点は変わりない。

近世までの漁業は、手漕ぎ漁船の大きさや漕ぎ手の数などに左右される航行能力、各種の網・縄漁法などの漁法の限界から、地先の海面のみが漁場と認識される空間だった。しかし漁船の大型化など漁法の進化、地先の漁場空間の飽和、流通の発達と漁業生産物の商品化などによる水産物の商品需要の高まりなど、近世の産業環境、経済環境の変化によって、新たな漁場空間が必要とされるようになる。このことを踏まえ高橋美貴は、近世の漁業社会の特質を明らかにするには、漁業権の発生する地先の海面における「地付」漁場だけでなく、「入会」とされた「沖」漁場も含めた、漁場の重層構造とその利用に関わる秩序について検討の必要性を指摘している10。

地先に広がる「地付」漁場空間は、「浦」に住む漁民が持続的に漁業を営んできた空間

⁶ 伊藤康宏『地域漁業史の研究』農山漁村文化協会、1992、p.13。

⁷ 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶ノ水書房、1962、pp.3-11。

⁸ 三鬼清一郎「水主役と漁業構造」(寶月圭吾先生還曆記念会編『日本社会経済史研究』 吉川弘文館、1967、p.45。

⁹ 前掲註 8 書、pp.44-49。

¹⁰ 高橋美貴「近世における「漁場」の構造と漁業社会-三陸地方を事例として-」(『日本史研究』384、1994、pp. 4-5)

で、陸に接合した空間である。一方「沖」漁場空間は、「地付」漁場の外縁に広がるため陸とは連接しない新しい経済・産業環境の中で生まれた空間である。さらに「沖」漁場には明確な区画性は存在しないが、カツオ漁、マグロ漁、クジラ漁といった採取する魚種、それに適合する漁法、漁場海域や漁期などによって従事する漁民集団が分かれる。地先の「地付」漁場との間でも排他性が確保され、また同じ「沖」漁場内においても、目的とする「漁」の違いによってそれぞれの集団が排他性を持って並存する。しかし、所有という概念のない海に創出された漁場空間では、漁にまつわる争いや水主をめぐる問題の調整が必要とされる。つまり管理する者や施政権を持つ政治主体を抜きにして、漁場空間の秩序維持は難しい。海に創出される空間は常に権力主体との緊張をはらんでいるのである。

(2) 近世三陸の「危機」と新漁場空間の創出

この項では、仙台藩のカツオ漁の新規導入やクジラ漁の試行などを例に挙げ、三陸における新たな漁場空間の創出の歴史的過程を分析する。

近世の三陸における新たな漁場空間は、コメ経済の危機や大不漁など経済的要因に誘導されたクジラ漁、カツオ漁、マグロ漁などの地先海面の外縁で始まった新漁業の登場に伴って創出された。これらの漁場は宮古や大槌の青里青里、気仙沼、牡鹿半島などにみられる。

この新しい漁場空間の創出に関して、高橋は、天和3年(1683)、八戸藩が一定範囲の「地付」漁場の権利¹¹を与えていた鮭漁が大不漁となり、請け負っていた経営者が鰹漁の許可を願い出た事例から、同じ鮭漁を藩政主導で進めていた盛岡藩においても同様の創出が起きたのではないか、と指摘している¹²。また同氏は、大槌の有力者・前川家の専従漁民といえる水主層が「沖」漁業の主体労働力として永代雇用関係を船主と結んでいたことを明らかにしている。すなわち、「地付」漁場において生業を営んできた漁民の中から、漁業の権利を失い、有力漁家との「雇用」関係を取り結ぶ新たな階層が出現したことを意味する。

この他の事例としては、仙台藩の唐桑で延宝3年(1675)と翌年、同地の有力な商人、 鈴木家が紀州のカツオ漁師を同地に招き、新漁法の導入を図った¹³。紀州のカツオ漁師 は唐桑の漁民より大型の漁船¹⁴を用いて、従来の漁場より遠海に赴き、長時間にわたっ

¹¹ 幕藩体制下の盛岡藩、八戸藩では「漁場請負制」として有力な漁家、商人などが藩に 運上金を納入する一方で経営にあたっていた。

¹² 前掲註 10 論文、p.7。

¹³ 前掲註3書、pp.71-74。

¹⁴ 紀州漁民は鰹釣溜漁と呼ばれる漁法で、14、5人乗り程度の漁船に生簀を設け、餌となる鰯を遠海の漁場に運んで漁を行った。のちの一本釣り漁の前身といえる。唐桑の漁民は与板船と呼ばれる10人乗り程度の船で、近海に紛れ込んできた鰹を狙う漁だった。

て漁を営む技術を有していた。このため従来の「地付」漁場空間で行われていたカツオ漁よりも遠海の海域に新たな漁場空間が生じることになった¹⁵。鈴木家ではこの新技術導入の許可を仙台藩に願い出て許された。鈴木家の招請を受け、周辺の漁業集落からもこの技術を導入しようとする動きがあった一方で、唐桑村内には反対する者も存在した。このような新技術の導入による新たな漁場空間の創出は政治的な権力の助けも借りつつ、周囲を同化する方向へ進むと同時に、新たな軋轢も生んだのである。

また同藩の牡鹿郡、桃生郡で天保年間(1830~43)に始まった捕鯨は、現在の福島、 千葉両県にある漁民集団らの技術の導入によって拓かれたが、その契機は「天保の飢饉」 (1836~38)と凶作による窮乏と藩財政の立て直しにあったとされる¹⁶。藩による捕鯨 の必要性に関しては、慢性的な藩財政の赤字体質からの脱却のために計画されてきたも のであり、天保年間の導入はその延長にあるとの見方もある¹⁷。

つまり、新たな漁場空間の創出とは、新漁法の導入などを求める社会的変化、その根 底には経済的な「危機」を契機に政治権力側からの働きかけもあったのである。

(3) 牡鹿半島における漁場空間

牡鹿半島に関する基本資料としては、まず『牡鹿郡誌』(註 19 参照)が挙げられる。本書は 1923 年 (大正 12)に当時の牡鹿郡役所が編纂したもので、郡内の集落の起源や伊達藩以来の産業の推移などが記載されている。次に庄司東助『日本の漁業問題』が挙げられる。庄司は、牡鹿郡内の浜における集落の成立と漁業とのかかわりを論じている。本項では以下これらから、牡鹿半島表浜と裏浜の漁場空間の特徴を、商業資本の浸透度の違いに着目して牡鹿半島における漁業集落の発祥について整理する。

「復興特区」が設置された石巻市桃浦は、牡鹿半島の付け根部分に位置する。1923 年 (大正 12) に編纂された『牡鹿郡誌』 ¹⁸には牡鹿半島の漁業集落の発祥について、寄磯の「大約八百年以前」、江島の「寿永年中」、牧浜・竹浜は葛西氏¹⁹に関わる集落であった、としており、中世まで遡ることが示されている。しかし明確な史料はなく、鎌倉幕府成立期や戦国期に闘争に敗れた人々が、地域権力の中心から離れた牡鹿半島に隠棲し、集落を形作ったとする説もある²⁰。

-

¹⁵ 前掲註3書、pp.67-77。

¹⁶ 伊豆川浅吉「陸前捕鯨史の一齣」(小野武夫博士還暦記念会編『日本農業経済史研究』 日本評論社、1948 初出、網野善彦他編『海・川・山の生産と信仰』所収、吉川弘文 館、1993、pp.229-256)。

¹⁷ 前掲註 16 論文。

¹⁸ 旧宮城県牡鹿郡役所編纂『牡鹿郡誌』牡鹿郡役所、1923年3月30日発行(臨川書店、1986年復刻、p. 230)。

¹⁹ 葛西氏は桓武平氏の流れをくみ、下総国葛西郡葛西庄を領したため葛西氏を称したという。その後源頼朝に属し、文治 5 年 (1189) に藤原泰衡追討の功により奥州七郡に封じられた。

²⁰ 庄司東助は「部落の創設者すなわち草分け百姓は、人跡まれな牡鹿半島に隠棲した落

現地では、現在の石巻市渡波から鮎川に至る半島西部から南部を「表浜」、金華山と向かい合う東部から北部、鮫浦湾沿岸から江島、小屋取周辺を「裏浜」と称している²¹。 牡鹿半島においても、近世から近代にかけて「地付」漁場空間に加えて「沖」漁業空間が創出された。(図版 3-4)

旧宮城県牡鹿郡役所が編纂した『牡鹿郡誌』には、江戸時代の集落ごとの百姓の数と戸数²²が記録されている。田を保有しながら漁業を営んでいると考えられる「御百姓」は、渡波では寛永 18 年 (1641) に 17 人で、その約 200 年後の天保 8 年(1837)にはおよそ 16 倍の 297 人にまで増えている。寄磯でも寛永 18 年(1648)に 17 人だった「御百姓」は 49 人に増えている。庄司は「元禄以降の商品=貨幣経済の発展」が牡鹿半島にも及び集落人口の増加をもたらしたと指摘している²³。

ただ『牡鹿郡誌』には、渡波「御百姓」297人、家数412軒、門脇「御百姓」214人、家数673軒と示されており、耕地を所有する半農半漁の「御百姓」以外に「人格権を持たない転落農家ないしは半プロ化した非農家」²⁴、言い換えれば専業漁民が誕生しつつあることをうかがわせる。

さらに『牡鹿郡誌』によれば、牡鹿半島最東端の寄磯では「御百姓」数 49 人、家数 49 軒、同じ裏浜の鮫浦湾沿いにある谷川は「御百姓」43 人、家数 43 軒、鮫浦「御百姓」21 人、家数 21 軒と記されている。このことは、表浜では貨幣経済の進行に伴う人口の増加、流動化にともないすでに田畑を保有せず、ゆえに地先で漁業を営むことのできない漁民層=半プロ化した専業漁民が出現し、より人手と技術力を必要とする「沖」漁業が成立する潜在的な条件が整ったのに対し、裏浜ではまだ、専業漁民の出現はうかがえないが、と考えられことができる。近世に仙台藩の回米の積み出し港であった石巻に近い渡波などでの貨幣経済の進捗と、現在でも交通の不自由な裏浜地域との間で、経済システムの較差がすでに出現していると考えられるのである。

牡鹿半島における近世の漁場の発展について、庄司は表浜と裏浜では異なった発展がなされてきたと指摘し、表浜側にある田代島と、耕作地をほとんど持たない裏浜の寄磯を例に、漁業形態の変遷を示した²⁵。

寄磯では近世、集落内の有力な漁家から発展した五十集²⁶商人を中心に漁業が営まれる社会が形成された。寄磯に 1837 年(天保 3)当時 49 戸の「御百姓」がおり、5 人の五十

ち武者であった」(前掲註5書、p.96) などと述べている。

²¹ 前掲註 4 書、p.133

²²「藩政時代の人口」(前掲註5書、p.55-59) 所収。

²³ 前掲註 4 書、p.100。

²⁴ 前掲註 4 書、p.100

²⁵ 「沿岸漁業の発展と漁民層の分解」(前掲註5書、pp.93-174) 所収。

²⁶ 三陸において集落の漁労収穫物を集めて加工し、商品化したものを消費地や集積地に 運んで販売する商家のことをいう。庄司は、寄磯においては文化3年(1806)ころに はこうした五十集商人が5人はいた、としている(前掲註5書)。

集商のもとでおおむね 10 戸ほどの漁家が各々五十集に組み込まれた²⁷。これら五十集商がカツオ漁船を保有し、収穫したカツオを鰹節に加工し、銚子などへ運んで商いしていたが、その船頭、乗組員は主に江島出身だった。庄司はカツオ船の乗組員が寄磯の住人ではなく、牡鹿半島の北にある江島の漁民だったことから、地縁血縁を主体とすることが必要とされた資本蓄積期のカツオ漁業経済において、次第に競争力を失っていった、と指摘している²⁸。

近代に入って寄磯では主力漁業が定置網漁業に移るが、39 戸の漁家が甲乙丙3 つの系統にそれぞれ13 戸ずつに分かれて行っていた。漁業協同組合の成立後の1936 年(昭和11)には、その権利を組合に譲渡している²⁹。鮫浦湾を取り囲む寄磯など裏浜の集落は好適な漁場を有しており、アワビやナマコ、コンブ、サメヒレなどの海産物が豊富に採取されていたと考えられる。こうした小漁労による資金化の方途があったことと、明治以来政府が進めた産業組合化の動きが、沿岸漁業を中核とする集落における漁業協同組合育成につながり³⁰、その結果、寄磯など裏浜において零細漁家を存続させたことは示唆的である。

つまり、牡鹿半島では近世以降土地を持たないことによってプロ化していった漁民をかかえた表浜では一層、漁場空間の「沖」化が進んだ。これに対し、小規模ながら耕作地の所有と漁業を存立させてきた裏浜では「地付漁場空間」に依拠する漁業経営が近代まで主力として維持されたのである。第8章で展開するが、歴史的に土地との関わりが権利という形となって結晶したものが漁業を営む権利、すなわち漁業権であり、生業の規模が零細化、資本による収奪の危機にあったからこそ明治期の漁業組合、今の漁業協同組合に集約され、漁民はその生存と歴史的に醸成された「海のシステム」を存続し得たのである。それは少なくとも、東日本大震災までの近・現代の資本主義的経済・流通・消費システムの下にある価値基準においては、非効率というくくりの中におかれ、漁協の問題点が指摘されることはあるにせよ、その市場経済システム中に全面的に取り込まれることはなかったのである。

第2節 漁場空間が生み出す漁業社会

(1) 漁場空間の持つ領域性

農地と異なり明確な線引きができない海では、漁民の間で一定のルールの下に漁場が

²⁷ 庄司(前掲註4書、p.142)は寄磯の旧家渡辺家の分析から、少数の商家と零細漁家という階層分解が起こっていた、としている。

²⁸ 前掲註 4 書、pp.137-158。

²⁹ 昭和 11 年 11 月 22 日付『寄磯漁業協同組合決議録』(前掲註 5 書所収、p.152)

³⁰ 漁業組合の産業組合化と漁業集落の生活改善に果たした役割については拙稿「漁業の 形成と宮城県水産業復興特区政策」(横浜市立大学『国際文化紀要』21、2015、pp.109-133) で一部論じた。

定められ、秩序だった漁が維持できるよう、地域性の特性にあわせて合意形成が行われてきた。その結果、漁民が生得してきた占有概念によって、漁民固有の理解に基づく「領域性」³¹つまり漁民自身によって定められた海上固有の領域性が存在してきた。

民俗学の立場から漁民の類型化を試みた高桑守史は、「漁具・漁法」「漁場」「漁撈形態」「心意的世界と海の相関」など、6つの指標を示した³²。これらの指標のうち「漁具・漁法」は地域によって多種多様ではあるが、おおむね網漁法、釣・縄漁法、特殊漁法の3種に大別される。高桑はこれらを漁民集団の類型化の指標として用いたが、この指標は同時に、その集団もしくは漁法が有する「領域性」の要素をあわせ持つ。例えば網漁法のうち漁具を固定して用いる定置網では、寄ってくる魚群を待つ、「受け身型」の漁法で、漁場は地先である。釣・縄漁法は魚を追い求めて捕獲する「攻撃型」の漁法で、主に沖合が漁場とされる。特殊漁法には、刺突漁具を用いて魚や貝などを取る漁法があり、その漁場は地先の浅海とされ、熟練技能を必要とする。その漁場は個人の努力で見出すか、親などから継承され、秘匿性が高い。

大別した3種の漁法は、それぞれの漁法に適合する漁場空間が必要となる。地先の海面には特殊漁法と呼ばれる磯で刺突を行う「点」の漁場空間と、定置網漁業を行う「面」の漁場空間(どちらも「地付」漁場空間に含まれる)、さらに地先海面に広がる「地付」漁場より遠海に広がる「沖」では、カツオやマグロを追う漁船単位の「線」の漁場空間(「沖」漁場空間に含まれる)が存在する。これら独自の漁業空間が認識されてきたことはその漁場に各々「区域性」が既存していたことを示している。(【表 3-2】)

【表 3-2】 漁場利用の性格

	漁具・漁法	漁場空間	
地先:突刺漁具	点的	面的	
地先:定置	面的	点的	
沖:漁船漁業	線的	線的	

※高桑[1994]: pp.436-443 より筆者が作成した。

特殊漁法の「点」の漁場空間では、個人が秘匿性を持って継承してきた排他的な小漁場が存在し、「面」的な定置網漁業においては網を張る場の占用が集落自体に認められるか、または資本を有する経営者(網元)に対し集落から貸与される形で占用されてきた。

また「沖」で操業する「線」の漁場空間では、そこで採取する魚種によって漁法、漁船の形態も異なる。例えば、大槌湾では4集落の船頭同士で縄操業の海域や順番が取り

³¹ 生業を営む人々に関わる「人間の領域性」について、サックは「地理的な区画を確定し管理を主張することにより、人々や現象、関係に影響を与え、コントロールする個人または集団による試み」と定義している(Sack, R.D, Human Territoriality: Its Theory and History. 1986, Cambridge University Press. p.19)。

³² 高桑守史『日本漁民社会論考』未来社、1994、p.436。

決められており、少なくとも同じ漁業形態内での「境界性」が認識されていた。動力船 出現前の時代では、同じ漁場で操業する漁船は近接地域の拠点から出漁した漁船に限ら れるため、互いに知りうる経営者(船主)や漁の責任者(船頭)同士で操業上のルール を決めることができた。入会33とされた中にもこうした秩序が存在した34。元文2年(1737) の徳川幕府『御評定所御定書』は「磯猟ハ地付次第なり、沖はハ入会」「漁猟入会場国境 無差別無」などと15条にわたる諸規定を成文化し、係争下の判断根拠を示した35。これ は漁場空間に幕府が定めた秩序維持ルールがあり、これに反した場合は権力主体による 裁定と秩序の回復が行われる「強制性」の存在を示している。

これらの領域性や漁場空間における取り決めは、海という明確な区域がない空間ゆえに、より共通の認識と価値の共有が必要であることを、ものがたる証左であるだろう。

以上示したように、それぞれの「浦」に存在する集落によって営まれ、拓かれてきた「地先」漁場空間だけでなく、入会とされた「沖」漁場空間においても領域性の3要素が認められる。高桑は、漁民の漁業習慣を背景として歴史的に形成されてきた3つの漁場空間を、概念図で示している(【図版3-1】)。

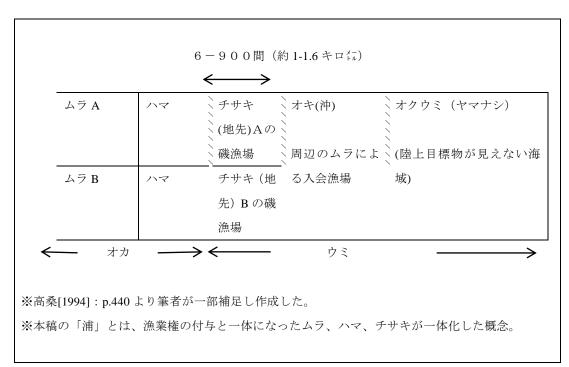
近代に入り漁船の動力化によってさらに沖合の漁場(オクウミ、ヤマナシ)にも新し い漁場空間が発生した。現行法制下では「沖」漁場は全国各地から、農林水産大臣もし くは都道府県知事の許可を得て出漁した漁船が操業することが認められた漁場空間であ り、沿岸地域で生業を営む人々と直接結びついた「領域性」は存在していない。代わっ て漁業法などの法律や操業規則によって秩序の維持が図られている。

_

³³ 元文 2 (1737) 年の徳川幕府『御評定所御定書』では海川入会の争論裁許の基準を明確にしており、「磯猟ハ地附次第なり沖ハ入会」とし、また「漁猟入会場国境無差別」と定めている。(近代デジタルライブラリー所蔵、司法史料. 第 142 号徳川禁令考後聚、p.646 より)

³⁴ 高橋は「沖」漁場での延縄漁において、縄を投じる位置についての順番などを定めた 各船頭の間の合議「四ケ浦船頭中」の存在を指摘している(前掲註 10 論文、p.19)。

³⁵ 丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(網野善彦他編『日本の社会史 2-境界領域と交通』岩波書店、pp.193-194)



【図版 3-1】 漁場の概念図

これまで生み出されてきた「地付」漁場空間、「沖」漁場空間は、これらの空間と接したり、または手漕ぎ漁船で浜から到達が可能で、航行と操業が可能な範囲(山アテの可能な範囲)という、陸(浦)とかかわりながら認知され形成されてきた。そのため、ローカルなスケールの中での「強制性」を持ちえたからこそ、ローカルな規則=地域文化によって秩序が維持され、管理されてきた。しかし漁船の動力化に伴ってさらに遠海に創出された漁場空間(オクウミ、ヤマナシの海)においては、地域から離れた「中央」の統一したルール下で「強制性」が図られることにより、領域性を持ちうる。すなわち漁業権漁業とは別の許可制漁業36によって中央の統制、つまり法の規制によって領域性が保たれる、ナショナルなスケールの漁場空間である。沿岸の漁民によって共通の価値、認識という文化によって明確化されてきた領域とは異なる、近代に至って地先とは異質の漁場空間が創出されたのである。

(2) 漁業社会の2つの要因と空間

「領域性」を生み出した漁場を占有する漁民集団は、同時に、排他性を内包することによって独自の漁業社会を作り上げる。つまり、海における「領域性」は、陸における

³⁶ 資源保護の理由から本来禁止である沖合や遠洋での漁業について、知事や国が特定の 事業者に許可を与えて行う。法定知事許可漁業、知事許可制漁業、大臣許可漁業、特定 大臣許可漁業がある(金田禎之『新編漁業法のここが知りたい』成山堂、2010、pp.64-74)

「内側」と「外側」と同様に、その漁を行う漁業社会の中に場所を作るのではないか、 と考えられるのである。海における領域性は牡鹿半島の中にあっても、浜の漁業集落ご とに、隣接する浜とは異なる多様な漁業社会を生み出すのである。そこでは主にふたつ の要因の相互作用によって形成されると考えられる³⁷。

1つの要素は、漁業形態からもたらされるものであり、いま1つはそうした漁業形態を生み出してきた、集落を取り巻く政治・経済的な環境要因であると考えられる。外からの視点、つまり、漁業という生業が産業化の中に包摂されていく過程で起きる集落内の変化は、陸という「居住空間」にかかわる要因であり、一方漁業形態からの視点は、海という「生産空間」にかかわる要因である。よって本項では、政治・経済環境と漁業形態の2点がどのように漁業社会の形成に影響を及ぼしてきたのかを検討する。

漁業形態によって、より社会が大きく影響を受けたとみられる例を牡鹿半島の集落例で検討する。庄司によれば、明治期における同半島の南海上にある田代島では、当初は集落の共同経営だった定置網漁業が次第に一部の有力者に「株」が集約される。よって、集落の漁民は定置網漁業の経営から脱落していった38。代わって定置網漁業の労働を担ったのは気仙郡の綾里(現大船渡市)や末崎(同)の出稼ぎ漁民である。田代島には新たな出稼ぎによる半プロ化した漁民集団が出現した39。定置網の「株」を手放した集落の漁民は地先海面で磯漁を営むか、その後新たに業態変化したカツオやマグロなどを対象にした沖漁業に従事し、「水主」になったと考えられる。田代島の集落の中には網漁の網元、沖漁業の船主という経営者層と、その経営者に雇用され水主となる一般の漁民層という階層社会が生まれた。あわせて他の地域から出稼ぎに来た漁民という専業漁民層も存在する漁業社会が誕生することになる。

また同時代の寄磯の場合は、カツオなどの「沖」漁業の漁船に搭乗したのは牡鹿半島北の江島などの出身者で、寄磯集落の漁民ではなかった。「沖」漁業から定置網漁業に集落の漁業形態の主力が移ると、集落の住民は組に分かれて定置網に参加し、同時に個別に小規模な磯漁業を営んで生計を営んだ。集落の中に網元と一般漁民という階層が誕生したが、寄磯の場合は外部からの影響は少ない漁業社会を維持してきた、といえる。

次に政治・経済社会の変化に対応して漁業社会がより強く影響を受けたとみられる例を検討する。柿崎京一は、現宮城県女川町竹浦における 1950 年代の漁業社会の階層性を分析している⁴⁰。竹浦には明治期にはカツオ漁業を営む 8 家があったが、その後の不漁で没落し、3 家がカツオ・マグロ船主、底引き網船主、定置網の網元として残った。よ

³⁷ 橋村修は近世の西南九州を対象に「漁業の行われている生業領域の形成と再編の流れをとらえ変化の要因を考察」(『漁場利用の社会史』人文書院、2009、p.19) しており、 筆者と同じ問題意識を含んでいる。

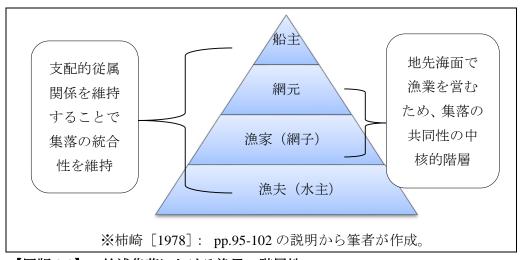
³⁸ 前掲註 4 書、pp.93-122。

³⁹ 前掲註 4 書、pp.105-119。

⁴⁰ 前掲註 5 書、pp.95-102。

って竹浦には「地付」漁業としての定置網漁業とカツオ・マグロ漁、底引き網漁を行う 「沖」漁業という2つ漁業形態が存在した。集落には漁船を保有する「船主」、網漁業を 主宰する「網元」、網漁業に参加する「漁家」、カツオ・マグロ漁船、底引き網漁船に乗 り込む「漁夫」によって漁業社会が構成されている。「船主」は経済的に優位を保ち、そ して集落の秩序の維持を担う面から政治的にも最も優位に立つが、その経営の主体は女 川町中心部に置いているため、竹浦集落そのものとの経済的な結びつきは弱い。「網元」 はそれに次ぐ位置にあるが、竹浦の集落における最大級の働き手階層は「船主」に結び 付いている「漁夫」のため、支配的な立場とはいえない。ただし地先の海面を利用する 立場であることから集落の共同性の核となっている。「漁家」は網子として地先海面を生 活の糧にしており、「口あけ」「口どめ」⁴¹などの「浦」固有の慣行の主体となるなど、 地域運営の担い手となっており、「網元」とともに地域の共同性の維持に大きな役割を果 たしている。

当時、竹浦では漁協の下部組織にあたる地区協力会が地先漁場利用の調整にあたって いたが、「漁家」は協力会の主力構成員でもあった。集落において最も数の多い「漁夫」 は、生活費の前借や出漁期における家族の面倒などで「船主」への隷属的関係を強いら れる一方、非出漁期には地先海面で小漁業を営むことなどから、集落の秩序内にも取り 込まれており、最下層に位置することになる(【図版 3-2】)。



【図版 3-2】 竹浦集落における漁民の階層性

竹浦で漁業形態の変遷とそれにともなう有力漁家の経営状態によって、漁民の地位も 変遷した。共同体内における経済的優位性と「浦」の保全と集落の継承という役割によ っても階層性が形成された。

⁴¹ 磯などで行われるアワビ、ウニなどの漁の解禁(口あけ)、禁漁(口どめ)の時期を 指す。

以上の事例により、漁業社会は漁業形態という生産空間(漁場空間)に影響を受けるだけでなく、居住空間がもたらす政治経済的な要因も加わることによって、複合的かつ固有の漁業社会が集落内に形成されると考えられる。

(3) 宮城県における漁業社会と漁業協同組合

漁協の前身は「旧漁業法」(明治漁業法)によって漁業権を行使する主体となった漁業組合である⁴²。当初の漁業組合は自ら経済活動を行うことを禁じられたため、漁民以外の水産加工業者や魚取引商なども加わった水産組合が並行して設立され、漁業の産業化、商業化が促進されることになった。このことは同時に、漁業社会の階層化につながるものであった⁴³。その後の旧漁業法の改正によって経済活動も認められるようになった漁業組合は、戦後の新漁業法に基づいて設立した漁協として、漁場管理と経済事業体としての役割を併せ持つことになった⁴⁴。

漁協は水産業協同組合法⁴⁵に基づき、水産資源の管理、水産移管する経営技術の指導、組合員の生活に関わる物資の供給、漁場の利用に関わる事業や水産物の販売など 16 の事業を行うことが明示されている。またその目的は「組合員又は、会員のため直接の奉仕」とされている⁴⁶。このため漁協は濱田武士によって「日本で最もメンバーシップ制や経済民主主義が貫徹されてきた組織」 ⁴⁷と評価され、漁民の間のトラブルを個々の事情も勘案しながら調停解決する役割を担ってきた。協同組合活動の方向性を示した『西暦 2000 年における協同組合:レイドロー報告』は、協同組合の共通概念を「社会的にみて望ましき、またすべての参加者に利益を与えるようなサーヴィスや経済的取り決めを確保するために、民主主義と自助を基礎として共同行動に参加した人々の大小の集まり」と述べている⁴⁸。

だがかつては「浦」ごと、といえるほどに存在していた漁協も、現在は政府の指導によって経営の効率化を狙った県単位での集約化が進められている⁴⁹。漁協は漁業権の管

⁴⁶ 「水産業協同組合法」(1948 年施行) 第 4 条 (目的)、第 11 条 (事業の種類)。

^{42「}旧漁業法」19条に「漁業組合ハ漁業権ノ享有及行使ニツキ権利ヲ有シ義務ヲ負フ但 し自ラ漁業ヲ為スコトヲ得ス」とある。現行漁業協同組合の前身。

⁴³ 羽原又吉は漁業組合と水産組合の並立を「旧幕時代の漁村生活が唯一独立の浦人格であると同時に全部落員が集団的にも個別的にもその主体であり責任者であるという総有的関係は全く無視せられた」(『日本近代漁業経済史』岩波書店、1957、p.228)と指摘している。

⁴⁴ 漁協の持つ漁場管理、経済的役割の変遷については、前掲註31論文で論じた。

^{45 1948} 年施行。

⁴⁷ 濱田武士『漁業と震災』みすず書房、2013、p.172。

⁴⁸ 通称レイドロー報告は A.F.レイドロー氏によって 1980 年にモスクワで開催された国際共同組合同盟 (ICA) 大会で報告・提案され採択された。

⁴⁹ 水産庁が 2008 年 2 月に明らかにした『合併促進法期限後の新たな漁協対策について』 によれば 1965 年度末に 2,443 あった漁協は、2008 年 3 月には 1,000 程度になる、とされている。水産庁 HP の 2012 年度水産業協同組合統計表によれば、2013 年 3 月

理や組合員の収穫物の販売だけでなく、漁法の指導、漁具資材の調達と供給、生活用品の購買、共済保険などの金融商品の取り扱い、漁業経営資金の融資など、組合員の生活に深くかかわっている。しかし、漁業そのものの不振がもたらす信用力の低下、組合員の高齢化と減少、水揚げの落ち込みからくる販売委託料収入の減収など、漁協を取り巻く経済環境は厳しい。

宮城県には現在5つの漁協が存在する。このうち浦々の集落に支所を配置し、沿岸漁業を営む漁民が組合員となる漁協は宮城県漁業協同組合(以下、県漁協とする)と牡鹿漁協の2つである。合併前の各漁協は支所に衣替えし、これを県漁協が統括する仕組みとなっている。他に、気仙沼市、石巻市、塩釜市には別の3漁協(気仙沼漁協・石巻市漁協、塩釜市漁協)が存在するが、これらは沖合・遠洋漁船の船主や水産加工関連会社などが参加した漁協で、主として「沖」漁業を対象とする漁協である。気仙沼市や石巻市、塩釜市の「浦」で漁業を営む沿岸漁民は県漁協に所属する。だが東日本大震災時においては従来なら地域の漁協ごとにきめ細かな融資や復興対策が行ってきたものの、漁協合併後50にできた支所では融資の決定などが認められず、独自判断による復興支援もできなくなったため、浦々における復旧復興作業に支障をきたした51。

近世における漁業集落においては施政権者の領主が裁定者となり、漁民相互や船主同士の横断的組織がその下部構造として問題の調整役あたってきたが、現代においては地先の海面に広がる「地付」漁場、その遠海の「沖」漁場という漁場空間ごとに2系統の漁業協同組合が存在し、地域における「地付」と「沖」それぞれの漁場空間の操業秩序の維持や資源管理52を実態的に担っている。濱田は特に沿岸の零細漁家が中心となる「地付」漁場の管理において、漁協は「利害が対立する組合員の経済活動を、話し合いにより調整し」「組合員の経営と暮らしを全面的にサポートして『貧困』から解放する役割」があるとしている53。

以上のように、漁協は漁場空間の管理、漁業指導という「生産空間」のみならず、漁 獲物の販売や生活物資の調達、金融業務など組合員が生活する「居住空間」にもかかわ り、海を生業とする組合員たる漁民の生活上の核であった。

生活支援を含む漁協の役割がなくなることになれば、「居住空間」への漁協の影響力は低下する。漁業社会を形成する「生産空間」、「居住空間」という二つの空間における漁協の役割が変化するということは、漁業社会の変容もまた避けられない。

³¹ 日現在の漁協は 979。

⁵⁰ 宮城県では 2007 年に 31 の漁協が合併し、県漁協が発足した。その後 2 漁協が加わった。

⁵¹ 前掲註 47 書、p.193。

⁵² 勝川俊雄は、漁協のよる資源管理はずさんでなため、漁業活性化のためには個別割り当て方式(IQ 方式)など別の管理方法を導入すべき、としている。(『漁業という日本の問題』NTT 出版、2012)参照。

⁵³ 前掲註 47 書、p.173。

高桑は「漁村とは、水界における漁撈活動に主な生活基盤をおく人々によって構成され、その社会的・経済的利害を調整すべく、これらの人々によって漁業協同組合が形成されている地域的社会集団」と定義した54。本論は「復興特区」となることを選択したため漁協を離脱した桃浦の集落が結果としてどのように変容するかを空間と場所の視点から検討しているが、高桑の定義に基づけば、桃浦は漁協から離脱するためすでに「漁村」とはいえなくなる。ただ、桃浦の集落は、特区政策を受け入れることによって、漁協の組織に加わることで維持してきた、歴史的に形成してきた漁業権という海における生業を維持していくシステムから離れ、資本主義的経済原理を優先する新たな生産流通を一元化する商業的システムの中へ、集落ごと置換されることで存続を図ろうとしている。そこでは、これまでとは異なる文化が創出される、すなわち「場所性」の変容を進めることこそが、集落の継承につながるという視点に基づいていると受け取れるのである。

おわりに

本章では石巻市桃浦で展開する宮城県水産業復興特区政策を論じる前提として、牡鹿半島で歴史的に形成された漁業集落を取り上げ、その漁業社会の構造が空間認識や場所の特性の創造にどのような影響があるのかを論じた。特に本章で新たな視点として提示したのは、陸の場所と海の空間の関わりであった。漁業集落は、その社会の中に海を舞台とした生業を存続させるためのルールとシステムを備えている。そのシステムが効果的に運用されなければ集落の存続は成しえない。それらは歴史的に変遷し、そして今も存在している。そのシステムが生み出す生業の舞台、すなわち海における空間には明確な領域性が備わっている。つまり場所の成立に必要な「内」と「外」である。だが、特区政策がもたらす漁業社会のルール変更は、海の漁業空間にあらたな領域性をもたらすこととなり、それは陸において新たな場所を生み出すことにつながるのである。

第1部から論じてきたように、海は歴史的に誰のものでもない空間である。よって、そこに隣接し、そこに生業を求める人々の意識の中において、陸の場所と密接な関わりを持ち、その認識の中で陸に影響を及ぼす空間として形成されていくのである。ただ、第7章で論じたように、生業という営みを継続させていくためには、その時代の公権力との関係を無視することはできない。そうした関係の中で生まれたのが漁業権という概念であった。その漁業権という生業のルールを公権力が一方的に変更することとなったのが、「復興特区」政策である。第8章では、漁業権の創出、獲得と公権力の関係、そしてその公権力が漁業権に関する歴史的ルールの変更を求めた、宮城県水産業復興特区政策について論じる。

⁵⁴ 前掲註 32 書、pp.285-286。

第8章 漁業権をめぐる歴史的経緯と宮城県水産業復興特区政策

はじめに

東日本大震災に見舞われた三陸地域は、日本有数の漁場を抱え、水産業を産業の基盤としてきた地域である。その源は、三陸沖において交合する暖流の日本海流と寒流の千島海流にあるといわれている。豊富な漁場は同時に、漁法の進化をもたらし、また江戸期には紀州や土佐といった地域、漁業先進地域からの人の交流やそれにともなう技術の移植も進んできた。一方で、第 1 部で明らかにしたように、ヤマト朝廷による支配の時代から、三陸で採取される海産物が朝廷に献じられ、貢納に関わる人々の要求が『続日本紀』に叙述されるなど1、古代から海とともに生業が営まれてきたことが明らかにされている。

本章では、こうした時代の変化とともに、海辺に暮らす人々の間で、どのように海の生産物を我が物として生計を立てる、つまり生業として成立していったのかを、漁業権の成立過程として論じていく。その意味は、海辺に暮らす人々にとって、その生活環境とともに生命を継続させていくためのシステムとして、漁業権が作り上げられたことを明らかにする必要があるからである。地域固有のシステムはそこに暮らす人々が持つ共通の価値である。ゆえにそのシステムが変更されれば、醸成される文化は変化し、固有の文化は損壊する。つまりはその場所における特性は変化を強いられるのである。システムの変更は、時代の推移とともにあるのは当然だが、それが大津波という非常時を乗り切るために、公権力の要請によってなされることの意味はどう考えればいいのか。生きるために受け入れざるを得ないのか、そしてそれは非常時に名を借りた、公権力による資本主義的経済・流通・消費システムという普遍的な価値と集落の存続を置き換えることにつながるのか。もちろん近代から現代にかけて構築されてきた社会は資本主義の経済システムの中で歩んできたことも事実である。それは世界のみならず、日本でも三陸においても受け入れてきた。だが、そうした社会の要求と受容の中に公権力の思惑が潜んでいるのである。

本章では、海を生業としていくためのシステムとしての漁業権の確立が、ただ地域の人々のみでなされたのではなく、公権力との相克の中で、両者の合意点として生まれてきたことを、特に留意するものである。それは第 9 章に続く、非常時の要請という形で覆われた、公権力の政策立案と価値の提示、置き換えにおいて公権力の事実上一方的な進め方に対する批判的考察へと導くものであるからである。

第1節 漁業権の発生

(1) 山野河海の所有と管理をめぐる歴史的変遷

1901年(明治34)に、明治政府によって制定された明治漁業法(以下、旧漁業法)以降、

¹ 文武元年(697)10月19日条、文武2年(698)10月23日条。国史大系編修会『続日本紀前編』吉川弘文館、1986、前条 p.2、後条 p.3。

漁業権は漁業組合が管理運営し、漁民がそれを行使してきた。旧漁業法が近世以来の漁業制度を伝統的に踏襲しつつも、漁業権によって、海は漁業組合という特定の組織に管理・運営の下におかれるようになった。これは旧漁業法と、漁業組合(戦後においては漁業協同組合)といういわば民間であり、漁業関係者からなる海の管理者が公権力と一般漁民個々の間に登場したことにより、漁民の共同体的社会から、また資本からも海の存在を遠ざけたともいえる。漁業組合に関しては後に詳述するが、本節では以下、海の所有と管理によって、海と漁民との関係性、海をめぐる権力と漁民の関係性、さらには漁業集落をどのように変容させたについて、論じる。

律令制国家における海とは、『養老律令』雑令によって「公私共利」とされた山川藪沢や、山野河海²の中に捉えられており、人々の生産活動にかかわる自然の一つであった。これは生産活動に関わる土地区分としての農村、山村、海村、漁村が中世まで未成立だった点ともかかわる³。古代における土地区分とは、国家運営の基礎になる公田、私有が認められるその周辺の宅地や陸田(畑地)、さらにはその外側に広がる無主地の山川藪沢⁴の3つが認められており⁵、海は当初単独の領域として捉えられていなかったが、山川藪沢から次第に目的が明確化していく。

この点は、その後の海の所有・管理の歴史的展開を考える上で重要であり、特に命の維持のための重要なファクターであり続ける海に対し「海は誰のもので、何を目的とする場所か」というテーゼ、つまり海の所有と管理は何を目的に展開してきたのか、という問いである。海の所有と管理に関わる法制上の研究は、史料的な制限から少ないが、海を含む山川藪沢の所有と管理に関する研究はある程度蓄積されている。

山川藪沢は「公私共利」とされ、国と民衆がともに用益し、民衆よる入会が維持される場所とされた。一方、鬼頭清明は『日本書紀』天武 4 年 (675) 2 月己丑条7の詔では、山沢・嶋浦・林野・陂池の私有を禁じていることから、公権力の山野河海に対する支配の貫徹を読み取っている。詔の中に「嶋浦」とされた海の私的所有を認めない一方で、同時に雑令において民衆の入会を認めていることを併せ考えると、公による海の管理という意識が 7世紀頃に生まれたといえる。ただし海が他の山野河海の自然と異なる点は、『古事記』応神

² 本論では『日本書紀』天武4年(675)2月己丑条において私的所有を禁じられた場所と された山沢、嶋浦、林野、陂池を包摂する概念として用いる。

³ 井原今朝男「民衆知としての生業論」(平川南他編『環境の日本史3 日本史と環境―人 と自然―』吉川弘文館、2012)

⁴ 井原今朝男は「山川藪沢」が山野河海のうちの海の部分を除いたものとしており、海に関する法令が少ないため、山野河海における所有と管理の問題を山川藪沢の問題に置き換えて論じている。前掲註3書、pp.170-182。

⁵ 鬼頭清明「古代における山野河海の所有と支配」(網野善彦他編『日本の社会史第2巻境界と交通』岩波書店、1987)

⁶ 前掲註5書、p.41。

⁷ 国史大系編修会『日本書紀後編』吉川弘文館、1986、p.336。

段「食国の政」「山海の政」の叙述にも表れているように、「山海の政」とは倭国の王が「山野河海の神々との共同統治、調和のもとに実現し得る統治理念」®であるとして、神話的次元では海の管理が王権をも超越していた。いずれにしても、このような古代の海をめぐっては海の私的所有が認められない一方で、そこで生業を営む人々の生存のための権利を公権力が認めていたのであった。

また、山野河海の生産活動に関しても次第に変化が表れ、海に対する民衆のかかわり方に変化をもたらせる。井原今朝男は、律令制下では国家への納税の必要からコメ生産が組織的に統制されていく中で、民衆の生活を支えたのが農業のみならぬ山川藪沢での生産活動であったとする%。よって、生産物としてのコメを国家に納めた後の民衆にとって、これらの収穫物や漁獲物は、生活に必要不可欠な生産物となり、山川藪沢や山野河海は生きていくうえで失うことのできない場所となっていった。これらは、コメの生産と管理に国家が介入した結果、民衆の生産活動が農業以外の場に広がったことを示している。このような事態の出来は、公権力の側に海の所有と管理の行使を喚起するものとなり、それが次第に実現されていった。しかし同時に、公権力と民衆の間には海に対する目的の齟齬が生まれたといえ、両者の間に歴史的な軋轢を生み始めていったと考えられる。

中世になると、土地の実力者たちによる山野河海における民衆の生産活動への管理が進んだことが史料から明らかになる¹⁰。井原は、鎌倉幕府がたびたび民衆の山野河海における生業の自由を認める法を出していることは、むしろ「土民による山野河海での生業の自由は幕府法の建前」であるとし、中世に至ると無主の荒野や「山川藪沢」は「伐り掃うをもって主となし」「開発をもって主となす」という慣習法下におかれ、11 世紀から 12 世紀にかけて寺領、荘園による所有が強まったとしている。ただ山林においては領主が優先的に利用し、入会を規制する「立野」「立林」「立山」などと、入会が認められる「明野」などが区分され、海においては領主が優先的に漁を行う「立網」と漁民が共同利用できる「明け海」の区分がなされ、律令期以来の「公私共利」の原則はなお継続していたと認められる¹¹。

荘園・寺領などの私的所有が「山川藪沢」にまで広がり、飽和状態になるにつれ、土地境界や漁場をめぐる紛争が発生した。太閤検地によって石高制が村々に敷かれ、これに基づく領主による統治が始まると、丹羽邦男は「いかなる深山幽谷も、まったくの自然そのものではありえず、領主支配の領域内に置かれることになり、周海も、各種漁場も余すこ

⁸ 森田喜久雄『日本の古代王権と山野河海』吉川弘文館、2009、p.41。

⁹ 前掲註3書、pp.170-171。

¹⁰ 寛元 2 (1244) 年、『関東評定事書』(幕府追加法 226 条)の中で山野河海に入って生業を営むものをむやみにとらえ罰することを戒め、場合によっては所領没収もありうることを示している。井原は領主による支配・管理の強化が背景にあると指摘する(前掲註 3 論文)。

¹¹ 前掲註8書参照。

となく分けられた」と指摘する¹²。そして、近世の領主制においては、山野河海は石高の外に置かれながらも、漁村に対しては山野河海からの収利を含んで田に高率の税が課せられていた。民衆にとってコメは納税に用いて、不足は山野河海からの収取物を納めるなど、海の重要性は古代以来変わらなかったと考えられる。ただ幕藩体制下では領主による海の独占を許さず、公儀が支配しながら、漁民の入会を認めるとの観念が生まれた¹³。ここでは磯漁は地元の村が行い、沖合は入会とし、入会漁場は藩境によって区別されないとする自由な漁場が存在していたのである¹⁴。

このように近世における海は公儀の管理下にあるとはいえ、漁民たちが形成してきた共同体的占有利用が村ごとになされており、海面を一定の範囲占有する必要のある網漁においても共同体の間の順番、共同体の中の順番、網と網の距離などに自主的な取り決めによって秩序が維持される一村専用漁場の体制が確立した。

以上概観したように海と漁民の関係において、海は古代から近世まで生業の場として漁民の共同利用の原則が保たれてきた。さらに海をめぐる公権力と漁民の関係をみると、公権力が海そのものを実体上領有することはなく、海の管理主体として漁場紛争などの裁定者となるなど、公共性を維持してきた。言い換えれば海は古代からの慣行によって近世まで漁民の生産活動における自主性が残された場所であった。しかし明治期になって海をめぐる権力と漁民の関係に変化がもたらされる。

(2) 明治期における漁業権の発生

明治政府は 1875 年 (明治 7)、内務省から出された「太政官布告」によって「海面官有化」を宣言した¹⁵。海で漁業を行う漁民は、借用料を払って政府から海面を「借区」することとなり、古代から維持されてきた海面の占有利用の権利を失うことになる。丹羽邦男は布告の意図を「殖産興業のために、従来の漁業慣行を無視して特定漁業経営者に漁場を貸与しようとする内務省の意図がうかがえる」¹⁶と指摘している。しかし大蔵省から、借用水域への船の通航が妨げられる可能性などの不合理を指摘されたため半年後に撤回された。改めて出された太政官布告では海面借区制度を改め、府県が旧来の慣行に基づき漁業税を課すことにしたが、府県によって漁場の取り扱いに差異があるため混乱が生じた。

特に近世まで生存のために不可欠であり、さらにコメの補完的な納税品としての位置づ

14 幕府は元文 2 年 (1737) に出した評定所御定書の中で海川入会についての争論裁許の基準を 15 条にわたって成文化し、公儀の管理下であることを明確にした。前掲 12 論文参昭

¹² 丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(網野善彦他『日本の社会 史第2巻 境界領域と交通』岩波書店、1987)

¹³ 前掲註 12 論文参照。

¹⁵ 牧野光琢著『日本漁業の制度分析:漁業管理と生態系保全』恒星社厚生閣、2013、p.48 および金田禎之『新編漁業法のここが知りたい』成山堂、2010、pp.7-9。

¹⁶ 前掲註12論文参照。

けを担わされてきた山野河海の収取物が、海の場合は漁業税という形でコメと切り離されたことは、海と漁民の関係を考えるうえで画期的ではなかったのか。コメ=水田を補完するという理由で、漁民は浜の前面(地先)に広がる海を自らの管理する場として占有することが認められてきた。しかし、コメと切り離されることは、占有が認められてきた海とかかわりも切り離されることになりかねない。近世において収穫量は少なくとも水田を保有しつつ漁業を行うことが「原則」だった漁民「でとって、なんのために海に関わるかという目的が変質し、生業のあり方も変化していくこととなる。丹羽はこの変化を「山野河海は近代的土地所有によって耕地との有機的な結びつきを分断され、資本の前に投げ出された」「18と指摘している。

つまり、海を用いて行われる生業と耕作地との連関は、人々が暮らす場所の中に海を包摂する意味を持っていたのである。しかし、コメと切り離されることによって、場所の特性を形作る認識の中に占める海の位置は次第に減衰すると考えられる。ここに、資本による場所性におよぼす意味の発端をみることが可能である。

【表 3-3】明治(旧)漁業法の特徴

海域	権利関係	漁業権の種類、許可の魚	現漁業法との主な相違
		種	
沿岸	個人や漁業組	地先水面専用(一村独	漁業権は相続、譲渡、共
(漁業権)	合に付与	占) =定着性の漁獲物	有、貸付可能。地先専用
		定置=大型・小型定置網	漁業権の場合は認可が
		区画=のりなどの養殖	必要。
		特別=地引網、捕鯨など	慣行に従い他の専用漁
沖合	個人や法人に	カツオやマグロ、サンマ	業権内で入合う入漁権
(自由、の	付与	などの魚種、流し網漁業	が存続。
ち許可制)			漁業権は先願主義、期間
			は20年で自由更新(半
			永久化)。

※本表は羽原[1957]、牧野[2013]より筆者が作成した。

1901年(明治34)に制定された「旧漁業法」では、近世の漁業慣行を踏襲することを基本とし、漁場をめぐる混乱の収束を図った。「旧漁業法」は1893年(明治26)の一回目の法案提出から1901年の成立まで足掛け9年を要したが、法案成立までには個人・法人による漁

¹⁷ 丹羽は丹後伊根浦の例として「網の利用権と約3石の田畑と屋敷山林の所持」が漁民としてそこで生活しうる標準的な単位、としている。一方江戸湾内で最も古い歴史を持つ漁村・大森村の場合、田畑屋敷を自己保有せず漁業を専一とする猟(漁)師が存在し、これを原則からの例外としている。

¹⁸ 前掲註 12 論参照。

場占有が進み私的所有の形態が表れていた北海道の漁業者から、本州におけるこれまでの 漁業慣行を受け継ぐ旧漁業法案への反対請願などがなされている。 視座を変えれば、すで に資本によって場所性をめぐる軋轢の発生をみることできる。

旧漁業法では、カツオなどの沖合漁業は自由(のち許可制)、沿岸部の網漁などは認可制による漁業権漁業を取り入れ、漁業権は漁村そのものではなく、新たに漁村に別途設立する漁業組合に与えることとなった。漁業組合については別項で詳述するが、漁業権に基づいて漁を行う漁民が組織する管理団体であって、漁業に関わる経済的行為については別途水産組合が設立され担うことになった。古代から近代までの漁業を経済史的視点で論じている羽原又吉は、「旧漁業法」について「漁業上の慣行、慣習なるものはただその見せかけ上の現象形態のみを抽出」しているだけで「『部落総有制に基づく共同体的社会生活』という本質形態を掴み出すことができなかった」と論じている19(「旧漁業法」の特徴は【表 3-3】参照)。

(3)漁業権と漁業組合

「旧漁業法」は、漁民にとって生活の維持として要素が大きく占める沿岸漁業について、漁民を構成主体として設立されることになった漁業組合に漁業権を与え²⁰、構成する漁民によって漁業を行うことを定めた²¹。漁業組合は漁業権を保有しつつ、組合員たる漁民の漁業を管理する団体として存在し、1910年(明治 43)と 1933 年(昭和 8)の第 1 次、第 2 次改正時まで、経済活動を同時に行うことが法的には禁じられた。漁村における経済的な活動は、漁民以外の水産業者や加工業者なども加わる水産組合が別途に設立された。羽原は、発生した漁業権の管理が漁業集落(漁村)ではなく、管理を専一とする団体としての漁業組合が保有する一方、漁村における経済的な側面は水産組合が担うことから、二分化が行われたことについて「旧幕時代の漁村生活が唯一独立の浦人格であると同時に全部落員が集団的にも個別的にもその主体であり責任者であるという総有的関係は全く無視せられた」と指摘し、さらに漁村社会を各個対立の個人主義的生活へと押し進めることになったと分析している²²。

近世になって、漁業税の誕生によりコメを収穫する水田との関係から切り離された漁民は、「旧漁業法」の施行によって、漁業権の管理主体の漁業組合の組合員になることにより、漁業が認められる制度となった。このことにより、海は漁民の生業のための収穫の場から産業化・商業化の場へと変容していくことになる。

「旧漁業法」は1938(昭和13)年までの3次にわたる法改正を経て、漁業組合が漁業関

¹⁹ 羽原又吉『日本近代漁業経済史』下、岩波書店、1957 、p.228。

²⁰ 「旧漁業法」19条「漁業組合ハ漁業権ノ享有及行使ニ付キ権利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ自 ラ漁業ヲ為スコトヲ得ス」とある。

²¹ 「旧漁業法」22条「(前略) 定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ漁業ヲ為サシムヘシ」とある。

²² 前掲註 19 書、p.228。

連施設の独自整備や水産加工施設の保有、出資制の導入、非漁業者の加入、さらには信用事業を行うことができるようになった(「旧漁業法」の改正経過については【表 3-4】参照)。 三陸における漁業形態の変遷から漁業組合史を分析してきた今泉芳邦は、1934 年(昭和 9) 段階で全国に 2,091 の漁業組合が存在し、861 組合で養殖事業が行われ、749 組合で資金貸付事業を行っていたとしている²³。このことは漁業組合が次第に経済事業体としての性格を併せ持ったことを示している²⁴。こうした旧漁業法の改正の背景に日清・日露戦争を経た日本の帝国主義化、資本主義化がある、との視点もある²⁵。

【表 3-4】 明治漁業法改正の過程

年	関係法律	内容
1886 (明 19)	漁業組合準則	江戸期の慣例に則り、準則組合が漁場を調整
1901 (同 34)	明治(旧)漁業法施行	漁業権を設定し漁業組合・個人に付与
1910 (同 43)	明治漁業法改正	漁業権を物件化し組合による資金調達の道開く
1933 (昭 8)	同法改正	漁業組合を協同組合化。経済機能を強化。この年、
		3月3日に三陸沿岸に大津波発生意
1938 (同 13)	同法改正	漁業協同組合による信用事業を許可
1943 (同 18)	水産業団体法施行	戦時下に協同組合の根拠法を漁業法から分離
1949 (同 24)	(現) 漁業法施行	旧法を継承しつつ、漁業の「民主化」を明示

※本表は羽原又吉 [1957]、牧野光琢[2013]より筆者が作成した。

第2節 戦後漁業法における漁業権と漁業協同組合

(1) 新漁業法制定と「漁業の民主化」

第二次世界大戦の後、連合国に占領された日本において、旧漁業法に代わって新たな漁業法の制定・施行が、連合国軍総司令部(以下、GHQとする)から求められた。新しい漁業法(以下、「現漁業法」とする)は1947年(昭和22年)1月に策定された第1次案から、1949年(昭和24)5月に国会に提出され同年11月30日に参議院で可決成立を見た第4次案まで、紆余曲折を経た。その背景には、より私的財産権な性格を求めるGHQと、より公権的性格を含めたい日本側との駆け引きがあった、とみられる26。現漁業法成立過程の詳細はここでは触れないが、本論では、「現漁業法」第1条に盛り込まれた「漁業の民主化」と

²³ 今泉芳邦「漁業協同組合の成立過程:昭和 10 年代の三陸漁村における事例分析」 (『岩手大学教育学部研究年報』57 - 1、1997)

²⁴ 1938 (昭和 13) 年の第 3 次「旧漁業法」改正後、信用事業を包摂することにより一部漁 業組合は漁業協同組合に改組されていった。

²⁵ 前掲註 15 書 (牧野)、p.49。

²⁶ 前掲註 15 書 (牧野)、p.57。

いう文言に注目しつつ、「現漁業法」がどのような性格を有し、海と漁民との関係性がどの ように変化をしたのかを検討する。

日本政府は、「現漁業法」の策定にあたって「旧漁業法」の問題点などを検討した27。「 旧 漁業法」によって漁業権が設定されたことについて、自由競争の放任は生活を脅かすこと になり、一方で特定の魚種・漁獲方法を制限して独占的な操業を認めたことを評価した28。 また、旧幕府時代の一村専用漁場の考え方を継承した地先水面専用漁業権については、漁 民の生存権確保のため必要だったとしながらも、漁法の進歩や捕獲量の増加に伴う紛争を 招き、魚の保護・増殖に支障が出ている、と分析している。さらには漁業権の更新が漁業 団体や個人に原則自由で認められていたことや、漁業権の移転・担保化を認めていたため、 漁場の固定化、独占化を招いたとして、零細な漁民への開放を求めている。

こうした報告から、「旧漁業法」下での漁業権漁業は漁民の生存という視点から一定の役 割を果たした一方で、①先例・慣行を重視し、漁業権の移転を認めていたため漁業の独占 的操業が生まれた、②漁法、船舶技術の進歩に伴う資源の保護・増殖に対応できない、と いう問題点を見ることができる。

これらの分析や GHQ との折衝を経て日本政府は、①旧来の漁業権を有償で白紙化する、 ②根付き磯付きの漁獲物は区画漁業権として組合に優先付与する、③それ以外の漁業権は 経営者にも付与する、④漁業権を可能な限り縮小しなるべく許可制とする、⑤紛争調停な どの場として漁業調整委員会を設置する—ことを柱とする案を策定した29。

GHQ は度重なる日本政府案とその改正案について「漁業権を私的財産権として扱い、漁 業権の行使、移転について個人自由主義を原則とし、法律違反がなければ更新は自由とし、 権利を半永久化すべき」などの意見を提出し再考を促した。一方、日本政府は、漁業権の 自由移転と更新制度こそ今回の改正を必要とするもので、日本の沿岸漁業を混乱せしめた 最大の原因である、としてようやく GHQ の承認を得た30。

こうして成立した「現漁業法」31は第1条でその目的を以下のように掲げた。「漁業生産 に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によ って水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る こと」条文に盛り込まれた「漁業の民主化」とはどのような意味を持つのだろうか。

現漁業法成立の過程を概観すると、GHQ 施政下という特殊な事情の中で、日本政府と

²⁷ 当時の農林省水産局は 1947 年 3 月に「漁業制度改革の基本問題」と題する報告書を作成 し「旧漁業法」を検証した。

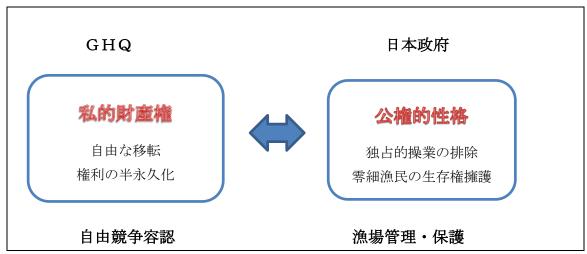
²⁸ 前掲註 15 書 (牧野)、pp.51-60。

²⁹ 1948 年水産局策定の第 3 次案。これも GHQ から「不十分」とする意見が出され、第 4 次案が策定された。

³⁰ 日本政府と GHQ をめぐる漁業法案のやり取りに関して前掲註 15 書(牧野)を参考とし

³¹ 現漁業法は GHQ に承認された第3次改正案を漁業関係者等に開示し、広く意見を求めた のちに修正を加えた第4次改正案を原案として第6回国会に提出され、1946年11月30 日に成立した。

GHQ の間に「漁業の民主化」をめぐる考え方の相違が存在している。(【図版 3-3】) GHQ の 想定する「民主化」は、一定のルール下における自由な競争を容認する資本主義的な世界 であり、他方政府の考える「民主化」は零細漁民の生存も図るために、私権を制限し、独 占的操業を排除し、公による漁場の管理を進め秩序の維持を図るものであろう。



【図版 3-3】現行漁業法における「漁業の民主化」の考え方の相違

古代から近世まで、コメ=水田を補完するという理由で、公権力から一定の自主性を確保してきた漁業を生業とする漁民は、水田と一体になる形で浜に住み続けてきた。ゆえに地先に広がる海(浦)が生業を保証する一村専用漁場として認められてきたと考える。一村専用漁場が近代において漁業権化したものが、「旧漁業法」における地先水面専用漁業権であり、地先の浦に展開した養殖などを対象とする区画漁業権である³²。GHQの求める漁業権の私的財産権化とそれに伴う自由な移転は、漁業権成立の経緯からすれば相容れにくい考え方だったといえよう。だがその漁業権を維持するために、公による管理が強まるという矛盾も発生することになる。こうした漁民の自由な生産の場の保護と同時に、その公権力の代行者として管理を担ったのが、漁業権の付与者となった漁業協同組合(以下、漁協と称す)である。

(2)漁業協同組合の役割

「旧漁業法」の下で、漁業権を与えられた個人・団体のひとつが漁業組合である。漁業組合は、幕藩体制下の漁村における総有的社会の役割を一部継承し、設置される漁業集落の漁民の3分の2以上の賛意をもって設立され、漁業権の管理を行う組織だった。その後自立性を高め、漁業の技術向上や資源の増殖などを図るため経済基盤の強化が必要となり、さらに信用事業を併せ行うことにより、漁業協同組合に変化したことは前節でも触れた。

^{32 「}現漁業法」では旧法の地先水面特別漁業権は第1種共同漁業権に換置されている。

戦後制定された現漁業法の下にある漁協33は、漁場管理団体と経済事業体という2つの役 割を持つ。濱田武士は、漁協の持つ性格について「日本で最もメンバーシップ制や経済民 主主義が貫徹されてきた組織」としたうえで、一村専用漁場という近世以来の制度から積 み上げられてきた、としている34。このため漁協は組合員に漁業権を行使させると同時に利 害が対立する漁民(組合員)の間のトラブルを個々の事情をも勘案しながら話し合いによ って調整し、そのためのルールの策定などを行う必要がある。また生活用品商品や漁具・ 資材の購買、生産物の販売、組合員の共済保険、事業資金の貸し付けなどの信用事業など、 金融・経済事業も行っている。

濱田はこの組織の原理を「資本主義社会に潜在する、あるいは市場原理が生み出す『貧 困』という社会構造に対抗するために開発」された組織35と捉えており、市場原理が展開す る今日のグローバル社会の中にあって、経済的な弱者になりかねない沿岸漁業者にとって 漁協は欠かせない存在、と主張している。

漁協は漁業権を付与されて、組合員に漁業を行う権利を行使させるという行政代行機能 も持つ。濱田の指摘は、漁協が公権力と漁民の間を、漁業権を介在にしてつなぐ存在であ りながら、海における自主性を歴史的に継続してきた漁民の保護を、今日的に担う存在で なければならないことを示している。現漁業法によって示された「漁業の民主化」、つまり 海における漁民の生業の自由とその管理という背反性を持つ目的を同時に達成するために は、漁協がどのような組織を維持しているかが重要である。

(3)漁業協同組合の構造変化

生業としての漁業の自主性を守り、維持することを戦後求められた漁協は、水産資源の 悪化や沿岸漁業を中心とする零細漁家の生産構造など、漁業を取り巻く環境の悪化により、 4分の3の漁協で事業利益が赤字に陥るなど、漁協の改革が求められてきた36。国は、漁協 改革の一環として漁協の合併を進めてきた。水産庁が 2008 年(平成 20)2 月に明らかにし た「合併促進法期限後の新たな漁協対策について」によれば同年3月末までに 1965 年度末 (昭和40) には2,443 あった漁協が1,000 程度にまでに減らすことができた、としている。 このうち経済事業を行っている漁協は、職員 10 人以上の規模の漁協 400 程度となり、「経 済事業の合理化の観点からすれば、漁協合併は一定の成果を上げた」と総括している。

水産庁の報告書は漁協の体力低下は経済事業の悪化を主因、としているが、しかし合併 により経営基盤が強化されるわけではない。濱田武士は、経営不振に陥る原因は「漁協に よってさまざまであり、複合的」としたうえで、①漁業者への貸付債権(融資)や購買債

³³ 漁業協同組合は水産業協同組合法によって規定されており、組合員である漁業者が出資 者となり、職員を雇って事業を行う経営体である。

³⁴ 濱田武士『漁業と震災』みすず書房、2013、p.172。

³⁵ 前掲註 34 書、p.172。

³⁶ 橋本貴義「新基本計画を踏まえた漁業管理制度と漁協の改革」(『立法と調査』No268、2007)

権(漁具や資材の売掛金)が漁業者の経営悪化で不良債権化する、②組合員の高齢化や減少により漁業・養殖業の水揚げが落ち込み、販売手数料収入が減少する—ことを挙げている³⁷。

漁協は、個々の漁家からの生産物を集荷し指定買受人にこれを販売する共販事業を、収入の柱としている。宮城県や岩手県ではその手数料は取扱額の1.5%である。共販事業は単なる代理販売ではなく、浜ごとの生産高の調査、指定買受人への情報開示と価格形成、集荷作業と入札など漁民生活の経済的安定のため、相場の適正な形成も含まれている。だがこうした販売では、個々の漁家の個別努力が価格に反映しないため、漁民の中に一律的な取扱いに自由な経済活動を縛るものとして不満を抱くことにもなる。漁協は組合員からの出資で成立しており、組合員は漁協の所有者でもあるが、経営の悪化は所有者であるはずの漁民の「漁協離れ」を生むことにつながっている。

漁協の構造変化は、「『部落総有制に基づく共同体的社会生活』という本質形態」³⁸を保持 してきた漁村社会も変容を求めることにつながっているといえよう。

第3節 宮城県水産業復興特区による漁場空間の創出

(1) 水産業復興特区の出現

三陸沿岸地域の主力産業である水産業は、東日本大震災に伴う大津波によって大きな打撃を被った。岩手・宮城・福島の被災 3 県には 263 漁港があった。しかしこのうちの 260 漁港が何らかの被害を受け、多くの漁港施設が使用できない事態に陥った。被災 3 県の漁業集落数と漁港の比率をみると、1 漁港あたりの集落数は、岩手 1.7、宮城 1.5、福島 3.2、で、特に岩手、宮城においてはほぼ集落ごとに漁港が設けられており、漁港の存在は海辺の集落存続に不可欠な要素であるといえる³⁹。そのため漁港施設の修復が遅れれば、仮に漁船は被害を免れたとしても、漁業の継続を難しくする。

「復興特区」政策は、こうした漁業集落の存続を図るために、2011 年(平成 23)12 月に施行された「東日本大震災復興特別区域法」(以下「震災復興特区法」)を利用した宮城県独自の政策として打ち出された。「復興特区」とは、国(復興庁)への申請に基づき県が特定の海域を指定するものである。これは、従来特定区画漁業権40の第一優先順位は漁業協同組合(以下漁協)に付与されていたが、この政策では地域の漁民が参加して作られた経営体(主として会社)にも第一優先順位を並列的に与えるものである。すなわち、どの事業体

³⁷ 前掲註 34 書、pp.191-195 参照。

³⁸ 前掲註 19 書、p.228 参照。

³⁹ 前掲註 34 書、p.65。

_

⁴⁰ 沿岸域における小規模の養殖漁業を行うための漁業権。沿岸部で生業を営む小規模な漁家の保護を目的に、現行漁業法下では漁協に優先的に与えられている。漁協組合員たる漁家は区画使用料を漁協に納めることで、事実上、その権利を行使している。

に漁業権を付与するか、事実上、県の判断で決定できるようにした政策のことで⁴¹、県の主体性が強く反映された施策といえる。

さらに「復興特区」は震災直後の2011年5月に村井嘉浩宮城県知事が、政府の主催する東日本大震災復興構想会議において原構想を明らかにした。4ヵ月後の「東日本大震災復興構想」の提言に盛り込まれたのち、さらに4ヵ月後の同年12月に法制化された42。同法を根拠に宮城県は2013年(平成25)4月に石巻市桃浦【図版3-4】を「復興特区」に選び、復興庁にこれを申請して受理され、同年8月に県は地域の漁民が中核となり、仙台市の水産会社と共同出資した「桃浦かき生産者合同会社」(以下、桃浦LLCとする)に漁業権を与えている43。県は前年の2012年(平成24)9月からすでに桃浦の特区指定に向け、同年度補正予算で5億5,000万円を計上し、漁港施設の補修修築を補助、推進するなど、桃浦LLCに特定区画漁業権を付与することを前提に復興政策を推進してきた。

「復興特区」政策の導入に当たっては、事実上の漁業権免許の剥奪を受ける宮城県漁業

協同組合(以下、県漁協と称す)が2011年6月に組合員・関係者の反対署名約14,000人分を宮城県に提出し反対の意志を表明し、その後も一貫して反対姿勢を続けてきた。だが県はこうした反対意見を取り入れることなく、「復興特区」の実現に向けて行政手続きを重ねてきている。「復興特区」については主に「漁業集落間の秩序を乱し、漁業における自治権を無視するもの」として、漁協の果たしてきた漁場空間における調整者の役割を評価し、「復興特区」に反対する立場44と、民間資本の注入により漁業の活性化と近代化に資すると評価する立場45の2つがある。また「復興特区」構想



は漁業権を実質上なくして「開放」する戦前の魚漁法への復帰にほかならず、漁業の「民主化」を目的とした戦後の漁業法の趣旨に反する、との指摘もある。

(2)「復興特区」が生む領域性

本項では①復興特区の成立の経緯、②特定区画漁業権を管理していた漁協の意義、③復興

⁴¹ 特区政策における宮城県が果たした主導的な役割については拙稿「漁業権の形成と宮城県水産業復興特区政策」(横浜市立大学大学院『国際文化紀要』21、2014、pp.109-133)で論じた。

^{42 「}復興特区法」14条に盛り込まれた。

⁴³ 漁業権の発効日は9月1日だが、当日が休日にあたるため前日の8月31日に付与した。 出資金890万円のうち桃浦の漁民450万円、仙台水産440万円。

⁴⁴ 前掲註 34 書参照。

⁴⁵ 勝川俊雄『漁業という日本の問題』NTT 出版、2012 参照。

特区に反対する県漁協の主張とその根拠となる経済原理、④復興特区が持つ領域性の 4 点について順次論じる。復興特区をめぐる県や漁協の動きについては経年の取り組みを【表 3-5】に、また復興特区に選ばれた桃浦をめぐる動きについては【表 3-6】に示した。

【表 3-5】水産業復興特区をめぐる県・県漁協・桃浦の動き

		村井知事・県	県漁協	桃浦
2011.3.11	東日本大震災			
4月25日		知事「震災を水産業全体の発展のきっかけにする」		
5月10日		国の復興構想会議で特区構 想打ち上げ		
5月11日			臨時役員会で「容認できない」と決議	
5月13日			知事に直接抗議	
5月29日		国の会議で具体的提案		
6月7日		県議会一般質問で議員が撤回を求める		
6月11日		国の会議で法案の骨格を提 案。同僚委員が賛同		
6月17日		県漁協の反対請願が継続審議	髪 (こ	
6月21日		知事、署名を受け「撤回考え ていない」	13949人の反対署名を知事に提出	
6月25日	復興会議が特区 提言			
6月29日				県が聞き取り調 査
6-7月				県に特区参加を 打診
7月27日			菊池新会長「民間参入は 可能だが特区は反対」	
10月18日		9月定例県議会で撤回の請願 が予想外の大差で否決。		
12月26日	復興特別区域法 成立			
2012.8.30				桃浦LLCが発足
8月31日		村井知事が県漁協に桃浦の 特区申請を通告		

※新聞報道、宮城県 HP 知事会見(<u>http://www.pref.miyagi.jp/site/chiji-kaiken/</u>)より筆者が作成。

石巻市桃浦では2012年、仙台市の水産会社と桃浦の漁民が共同で出資して設立した合同会社桃浦 LLC によって、カキの養殖が始められた。桃浦 LLC は2012年秋に特定区画漁業権を保有していた県漁協から、特例措置として会社組織による組合加盟が認められ、養殖事業を再開させた。しかし2013年(平成25)4月に宮城県から特区申請がされると、桃浦 LLC は県漁協を脱退した。5年に1回の漁業権更新時期にあたる2013年8月、県は県漁協ではなく桃浦 LLC に特定区画漁業権を与えたため、桃浦 LLC はそのまま養殖業を継続することになった。桃浦という漁場空間において、これまで各個人でカキ養殖を営んできた漁

民が集まって結成した桃浦 LLC という会社組織によって、再びカキ養殖業が進められるということは、漁業形態でみれば従前となんら変化はない。しかし漁業権の受託者が県漁協から、会社組織である桃浦 LLC に移ったということは、地元の漁村のみならず、三陸の漁業社会に新たな歴史的な変化をもたらす可能性がある。

【表 3-6】 桃浦をめぐる県・県漁協の動き

2011.6	桃浦の存続には民間から力を借りるしかない、と住民の協議がスター
 	
	住民協議と宮城県水産部と相談が続く
2012.8.29	15 人が会社設立で合意
2012.8.30	会社を設立手続き(出資額 450 万円)。県が公表。
2012.8.31	村井知事が桃浦を訪れ激励。県漁協に特区申請を行うことを報告
2012.9. 3	村井知事が記者会見で仙台の水産会社が経営に参画することを表明。
2012.9.11	9月定例県議会で補正予算提案。特区,六次産業化支援事業を盛り込む。
2012.10.5	桃浦かき生産者合同会社の社員総会で仙台の会社の経営参画を承認。
	出資額は 440 万円。
2012.10.9	会社法人の定款変更。
2012.10.11	同予算が可決成立。養殖資材・施設の導入 39,000 万円、パッキング工
	場建設支援 26,000 万円。県単独補助事業で補助率は 5/6。このうち
	55,000 万円は桃浦を対象。
2012.10.25	桃浦カキ生産合同会社は宮城県漁協に加入を申請、資格審査実施。
2012.10.30	組合員資格を得て加入。宮城県漁協のカキ部会に加入することを確認。
2012.12	県漁協が漁業権行使規則を改定し、合同会社に漁業権を行使できるよ
	うに改定(本来なら加盟後一定期間の実績を積まなければならない)
2013.4.10	宮城県が復興庁に特区を申請。
2013.4.22	復興庁が23日付で特区を認可することを発表。

※新聞報道、宮城県 HP 知事会見(<u>http://www.pref.miyagi.jp/site/chiji-kaiken/</u>)より筆者が作成

「復興特区」において付与される特定区画漁業権は、戦後の新漁業法の下で漁協に優先的に、事実上独占的に与えられてきた権利であり、もともと小規模の漁家が、「浦」の有力者

や地域外の資本家的経営者に漁業を営む権利の買い取りや、借り受けなどの方法で「抱合」されてきた戦前までの反省に基づくものである。漁業権は、漁協に免許されるものだが、多くの場合その権利を行使するのは漁協の組合員である。組合員は漁場利用料を組合に納めることで、養殖業を営む。漁協の実態的な役割は「漁場の管理」と、漁家の収穫物が市場原理に翻弄されないよう販売を受託することで、「経済民主主義」を実践してきた46。

しかし一方で、漁協は組合員が漁協経由以外の販路によって収穫物を販売することを原則として認めず、加えて「価格維持」を理由に収穫物を独占的に収集、販売したため、市場原理に基づく柔軟な漁家経営を求める組合員の中からはその「硬直性」を批判する動きもみられてきた⁴⁷。

県漁協は「復興特区」に反対する理由として「浜の秩序」を乱し、「分断する」ことをあげている⁴⁸。漁場管理の主体でもある県漁協からすれば、別途の漁業権を行使する桃浦 LLC の漁民と漁協傘下の組合員との間で漁場や漁法などをめぐる問題が起きた場合、従来のように管理者としての「裁許」を行う根拠を持たない。また、これまで一括して県漁協に納入され、販売委託されていた収穫物が、桃浦産のカキだけ自由な販売経路に乗せられることになる⁴⁹。

これは、三陸の漁場において県漁協とは価値観を異にする経済原理が働く「浦」が出現することを意味する。つまり漁協が戦後の漁業法の下で求められてきた漁場管理と経済民主主義の担い手としての役割を、桃浦では果たせなくなったのである。

「復興特区」が新たな漁場空間を創出するためには、その新漁場空間が他の漁場空間とは異なり、独自の「領域性」を有していなければならない。新しい空間が「領域性」を行使する場合には、①区域を区分・分類する、②境界などを設定して、領域があることを何らかの形で伝達する、③区域や境界をめぐる強制的な措置を伴うという3つの条件が必要とされる50。これらの条件は、桃浦「復興特区」によって創出される新たな漁場空間においては2013年4月4日に行われた宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区地域協議会で次のように明示された。①桃浦LLCの業態、経営予想などとともに、「復興特区」の海域が県から図面によって提示された51、②桃浦の地先海面における特区の区域は、同協議会の席で、桃浦以外の地先海面に存在する特定区画漁業権を保有する県漁協側に示された、③桃浦にお

-

⁴⁶ 前掲註 34 書、pp.170-173。

⁴⁷ 前掲註 34 書、p.174。

⁴⁸ 2013 年 4 月 4 日に行われた宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区地域協議会において構成者の県漁協は「特区で分断されれば(イカダの展開・移動など)共同作業に支障をきたし、水面の総合利用に支障を及ぼす」との意見を表明した。同協議会議事録参照。

⁽http://www.reconstruction.go.jp/topic/20130423-07-betten5.pdf#search) 2016.1.2 最終参照。

⁴⁹ 桃浦 LLC の事業計画によれば、生産されたカキは共同出資者の仙台水産の販売ルートに 乗せ、大規模スーパーなどへ直接販売することも計画されている。

⁵⁰ 山﨑孝史『政治・空間・場所』ナカニシヤ出版、2010、p.62。

⁵¹ 復興庁が公開した同協議会の議事録において、県から区域が示されたことが記録されている。2016.1.2 最終参照(http://www.reconstruction.go.jp/topic/20130423-07-betten5.pdf#search)

いて漁業権が付与された桃浦 LLC に所属しない漁民はこの「復興特区」の区域内で養殖業を営むことはできず、別途操業区域が決められた⁵²。桃浦 LLC では、参加漁民のイカダの位置を、毎年くじ引きで決定することを取り決めるほか、生産販売において県漁協の意向を受け入れることを必要としないなど、桃浦の漁民は桃浦 LLC における共通の規則下で養殖業を営むことが求められた。

このように、桃浦 LLC が創出した漁場空間には、従来とは異なる強制性を伴う独自の領域性をもつものである。それはこれまでにはなかった新しい漁場空間をもたらし、同地域が培ってきた漁業の営みと漁場空間の関係を変える、歴史的な契機となる可能性を含むものである。

漁場空間の変化とは、海の空間において新たな「内」と「外」を作り出す、つまり場所の変化をもたらすことになる。だが、その場所とは海の上にはない。海の空間を創造する、陸において漁業という営みを持つ人々の認識の中にあるものである。新たな漁業のルールが導入されても、陸にある場所においては一見新たな「内」と「外」を生み出すようには知覚できない。しかし、そこで生業を続けてきた人々の認識の中には、連続する海という空間の中に、場所の変化が現れるのである。ゆえに、人々が暮らす陸における場所の特性、すなわち場所性も変容するのである。

第4節 水産業復興特区の意義

(1) 水産業復興特区の意図

復興特区法によって作られた「復興特区」が創出した漁場空間は、これまでに歴史的に 形成されてきた漁場空間とは異なる。つまり権力主体と漁民の相互の関係の中から創出さ れたものではなく、政治からの一方的な働きかけによって創出された新しい漁場空間であ る。東日本大震災からの復旧・復興という非常時の緊急性を要する政策とはいえ、政治の 主導で出現したこの新漁場空間は、どのような意図の下に創出さるようとしているのか検 討する必要がある。

震災直後の 2011 年 (平成 23) 5 月に構想が打ち出された「復興特区」は村井宮城県知事の強い政治的リーダーシップによって推進された。知事は 2011 年 4 月の段階で、記者会見において①漁業における高齢化、後継者不足の懸念、②大規模化・集約化・経営の効率化の必要性、について明らかにし「今回はそういう大きなきっかけになる時期ではないかと、私はとらえている」53と述べ、東日本大震災からの復興と漁業の構造改革を結びつけていく考えを示唆した。

日本の水産業は、水産資源の枯渇と高齢化による後継者不足という問題を抱えてきた。

⁵² 桃浦 LLC に加わらなかった養殖業者 1 人は、桃浦の地先海面だが特区の区域に含まれない海面で養殖業を続けることになった。この養殖業者は県漁協に留まっている。

⁵³ 宮城県公式 HP、2011 年 4 月 25 日付の宮城県知事会見の記録より。

2007 年 (平成 19) に日本経済調査会議54が明らかにした水産業改革高木委員会緊急提言「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」では、資源管理の徹底と同時に、漁業経営の集約化・効率化を図る方策として、養殖業や定置網漁業への参入障壁の撤廃、海域・資源ごとの漁獲量の設定、譲渡可能個別漁獲割り当て (ITQ) 方式55の導入などを提案した。これらの案は、いずれも漁協が核となってきた漁業権の保有と漁場の管理の役割を奪うことになる。

村井宮城県知事はその発言内容から、こうした日本の主要経済団体の水産業に対する認識を共有していると受けとれる。ゆえに「復興特区」政策は、宮城県内の漁業集落の復興に留まらず、同時に日本の沿岸漁業の中核となってきた漁協改革もしくは「不要」論へと結びつく、日本漁業の構造改革を視野に入れたものである。これは戦後の漁政の転換を意味する。

これまでは地先の「地付」漁場空間とその先に広がる「沖」漁場空間で行われる漁撈は、 周辺地域の漁業需要、広くても日本国全体の漁業需要の中に「包摂」されてきた。だが国 内の生産が需要をまかないきれず、輸入にその半量を委ねることになった今日、日本の魚 も地球規模の漁獲量や価格形成の影響を受ける時代になった。漁業のグローバル化である。 「復興特区」はそのグローバル化する漁業に対応する中で、より柔軟な対応を可能とする ための漁場空間として創出されたといえる。

(2) 水産業復興特区の展開

地域が歴史的に創出してきた「地付」漁場空間と「沖」漁業空間では、日本における資本主義の進捗、産業化の進行、一方で漁業の衰退化に伴って漁場をめぐる諸関係がローカルからグローバルへと移ってきた。東日本大震災によって生まれた「復興特区」が導いた新しい漁場空間は今後どのように伸長するのか。

筆者は2013年10月10日に宮城県選出の小野寺五典衆院議員に対し、宮城県水産業復興特区の導入に当たって、村井嘉弘宮城県知事との間で意見交換がなされたのかどうかを質問した56。小野寺氏は震災発生当時、同県では唯一の自民党現職衆院議員であり、東京水産大学を卒業後7年にわたって宮城県職員として水産行政に携わってきたこと、被災地の気仙沼市出身で、三陸地域の水産業に豊かな見識を有することーなどの点から、水産業復興特区の導入に当たっては、知事との間で意見交換を行った可能性はあると推察し、同氏と

⁵⁴ 日本経済調査協議会は1962年に経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会の経済4団体の協賛で任団体として設立された。2013年4月に社団法人化した。

⁵⁵ 漁獲可能量 (TAC) を漁業者、漁業団体、もしくは漁船ごとに割り当てる IQ 方式を一歩進め、割当量を他の漁業者に譲渡できるようにする。ITQ が債権化でき、漁業の集約化が可能になる。アイスランドやニュージーランド、ノルウェーで実施されている。

⁵⁶ 聞き取りは2013年10月10日夜、都内赤坂にて1対1の形でおよそ30分行い、内外の 政治情勢に関わる質問の一部を東日本大震災の復興政策にあてた。質問は、村井宮城県 知事が復興特区政策導入にあたって、被災地域選出の衆議院議員である小野寺氏にどの ような説明を行い、どのような狙いを持っていたのかを明らかにするため、行った。

対面による聞き取りを行った。

小野寺氏からは以下のような答えを受けた。

- ① 村井知事はシンクタンクの助言などを受け、県漁協の構造や気質などを十分把握しないまま復興特区構想を打ち出した、と思う。
- ② 撤回は厳しいため「誰が見ても納得する被害地域を1か所選び、特区に指定するのが望ましい」と助言した。
- ③ 「この事例が成功すれば、県漁協など関係者の考えが変化するかもしれず、時間をかけることが必要だ」と助言した。

小野寺氏の証言に先立って、筆者は 2012 年(平成 24) 10月 30日、村井知事に復興特区の今後について質問した。知事は「次回の(漁業権)更新時(2013年9月1日)には桃浦のみでスタートする。これ以上増やそうとしても混乱するだけ。この桃浦が成功すれば追随するところも出てくるだろうし、将来的には国の構造改革特区に格上げして申請するのが相応しいと思う」と回答した57。

小野寺証言と村井証言は「復興特区」が先行的に、十分な漁業者側の意思の汲み取りを しないまま行ってきたことを物語っている。他方で、桃浦での実績を確認すれば、同県内 で将来的に広げていく可能性も示唆している。ただ「復興特区」政策はあくまで特別措置 であり、さらなる法的根拠が必要になる⁵⁸。

宮城県の「復興特区」は漁協が販路を支配してきた従来の形態とは異なり、市場経済の活力に漁業の復興を委ねるものである。資本主義的な漁業経営による零細漁家の搾取、圧迫からの保護を目的に、漁協を地域社会の核として設置することで「地付」漁場空間を「領域化」し、維持してきた「浦」における経済原理とは異なる。

特区政策とは、特定区画漁業権で区域化され領域性を持った「地付」漁場空間の中に、「復興特区」という新たな「領域性」=漁協とは別の管理主体を持ち、経済原理に支配された漁場空間(以下、「特区」漁場空間と称す)を政治的に創出することに他ならない。

山﨑孝史は「空間」の特徴について「空間はそこに関わる人々の知覚や実践にも影響を及ぼし、そうした空間をつくり出す(資本主義)社会の再生産を及ぼす。従って空間は支配や権力の手段ともなる」とした59。「地付」漁場空間の集合体の中に出現した「特区」漁場

⁵⁷ 村井嘉浩宮城県知事は 2014 年 9 月 1 日の記者会見で「新たに、「桃浦」という無くなりかけていた浜が、若い人たちが雇用されて活気を取り戻したという意味では、私は非常に大きな成果があったと思っております。桃浦で作られましたカキはブランド化に成功いたしまして、今、非常に高い値で売買されていると伺っております。そういった意味では一つのモデルになってのではないかと思っております」と述べ、水産業復興特区政策が成功したとの認識を示している。

⁽http://www/pref/miyagi.jp/site/chiji-kaiken/kk-140901.html#06) 最終参照 2016.1.1。

⁵⁸ 皆川芳嗣農林水産次官は2014年1月28日に筆者の質問に対し水産業復興特区政策は「あくまで宮城県における特別な措置で、現在のところ全国に広がる構想はない」と述べている。

⁵⁹ 前掲註 49 書、p.46。

空間は、宮城県という政治主体の主導によって、今後もさらに創出されていく可能性がある⁶⁰。

(3) 水産業復興特区の抱える問題

「復興特区」を選択した桃浦の漁民はその意図を県、県漁協との間で開催された協議会⁶¹で「『民間の資本、民間のノウハウ』を活用してカキ養殖を再開し、ふるさとを存続できないか、と皆で話し合いました」と表明している。桃浦 LLC の参加者の意図は、カキ養殖を再開し、生業を続けることで集落の存続を図ることである。問題は、効率化や集約化を目指すグローバルな関係に取り結ばれた「復興特区」で完遂できるかどうかにある。

「復興特区」をめぐる議論は日本漁業の盛衰という「産業論」、もしくは漁民自治の維持という「制度論」の視角から分析されてきた。その議論の底流にあったのは漁協組織に対する評価でもある。漁協は漁業改革に力を発揮していないと評価の一面、硬直性を指摘される水産物の買い取り制度などは、市場の価格競争から零細な漁家を守ってきた面もある。漁協という協同組合組織は資本主義経済下でも、経済民主的な運営を目的としてきたからである。

漁業の集約化と効率化を目指す政策の底位に漁協改革を潜ませる「復興特区」政策は、歴史的な地域社会の形成と未来への存続、三陸独自の漁業社会の継承にとって欠くことの出来なかった漁協組織をどう評価し、再建するかという視角を欠いて進んでいる。

おわりに

本章で論じたように、復興特区政策は歴史的に培われてきた海と漁民の生業の秩序を破壊する可能性を秘めている。また漁民と公権力の関係においても、その均衡が脅かされている。

県漁協傘下の漁業関係者は、2013 年 8 月に開かれた海区漁業調整委員会において、桃浦 LLC への漁業権付与を村井嘉浩知事から諮問された。参加した 8 人の漁業関係者委員は全員反対したが、その理由は「漁業法第 1 条にある『漁業の民主化』に反する⁶²」であった。「漁業に民主化」がどのように形成されてきたかを本論では検討してきたが、その趣旨からすれば漁業関係者側の反対理由は妥当なものと考えざるを得ない。

個人・公共の別なく、あらゆる資本財を一瞬にして壊滅せしめる大規模な津波からの復興は、公的な支援や補助なくして成り立ち得ない。社会学の立場から震災復興について考察

⁶⁰ 宮城県は2012年2月に策定した「富県宮城の復興戦略」のなかで『(1) 新しい経営形態 の導入③水産業復興特区』と位置付け、特区の推進を復興政策の重要政策のひとつに 掲げている。

^{61 2013} 年 4 月 4 日に行われた「桃浦地区水産業復興特区地域協議会」で桃浦在住の漁民代表として桃浦 LLC 代表社員の大山勝幸氏が発言した。

⁶² 出村雅治「水産業復興特区における不都合な真実」(『農中総研 調査と情報』39、2013.11)、2013年8月8日付け、河北新報など。

している山下裕介は⁶³、復興の進捗状況が芳しくないことについて、復興が遅れていることよりもなぜ遅れているのかを見極めることが重要だと指摘している。山下はその理由として「震災ではこうした暮らしの視点、周辺の視点が強引に脇へ押しやられ、中心の視点が常に決定をリードしている」と述べている。宮城県が進める復興特区政策は、中心の視点が周辺の視点を追いやる一例と考える。

第9章では、宮城県のみならず、国が「復興特区」政策をなぜ、どのように推し進めて きたのかを検討し、津波被害という非常時を利用した公権力の空間編成の意図を考察する。

_

⁶³ 山下裕介『東北発の震災論』筑摩書房、2012、p.228。

第9章 公権力による津波被害地という空間の包摂

はじめに

第7章、第8章では三陸という海に隣接した集落が形作る社会において、海に存在する空間と、海を生業とする陸の漁業社会との関わりを検討し、漁業社会の変化が漁場という海の領域の認識に変化をもたらし、その結果陸で暮らす人々の場所性の変容につながることを明らかにしてきた。それらは最初に漁業社会の変化から始まる。そこでは主に漁業における規則の変化や漁業を行う人々の変化、つまり漁業社会の構造変化が起きるのである。それらは、生業における漁労のあり方、流通の変化という問題であり、経済システムの進捗や公権力による漁業政策の変更が誘引することが考えられるのである。

本論文では、第7章において、三陸沿岸において近世の盛岡藩や仙台藩の漁政の変化が 漁業社会に変化をもたらしたことが先行研究¹で明らかであることを指摘した。公権力が公 平で公正な政策の遂行を目的としていることはいうまでもないが、そこには政策が浸透し ていくための、均質な空間が必要とされる。そのため、公権力が明瞭で透明な空間、均質 性のある空間を求めることは序章で指摘した²。では、東日本大震災の被害を受けた地域は、 公権力にとってはどのような空間として存在しているのか。

本論では、第2部では、第4章、第5章で明治三陸大津波を明治政府がどのような目的の下で利用し、そこにマス・メディアが共振したかを論じた。その共振性は東日本大震災においても存在していることも第6章で指摘した。本章ではそれらに関わる問題として、宮城県の水産業復興特区政策が、国の復興方針の中でどのように位置づけられたのかを、政府の復興構想に関わる会議3の議論から検討する。なぜなら、政府の会議の中で交わされた国の委員や宮城県知事らの議論における表現の中に、公権力が津波被害を受けた地域をどのようにとらえ、どのような目的で利用しようとしたか、その意識が潜んでいると考えられるからである。そのことによって、宮城県水産業復興特区政策を政府全体の復興策の中でとらえ直し、この「復興特区」を生み出した公権力、すなわち平成の日本政府4が東日本大震災をどのような目的の下で利用しようとしたかを明らかにする。

第1節 復興構想会議における「漁業権」問題

¹ 岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程』(塙書房、1970)、高橋美貴『近世漁業社会史の研究』(清文堂、1995)、庄司東助『日本の漁業問題:その歴史と構造』(農山漁村文化協会、1983)など。

² ジグムント・バウマン、澤田眞治、中井愛子訳『グローバリゼーション:人間への影響』 法政大学出版局、2010、pp.39-49。

Bauman, Zygmunt, Globalization: The Human Consequences, 1998, polity Press, Cambridge.

³ 東日本大震災を受けて開かれた「東日本大震災復興構想会議」。第1節以下で詳述する。

⁴ 筆者がこの章で概念とする日本政府とは、当時の政権を担当する政党政治家と、政治の意図をくみながら自らの論理でも動くことをやめない「霞ヶ関」といわれる官僚組織が執り行う行政全般を想定する。

復興特区は、東日本大震災の直後に首相官邸が主宰した「東日本大震災復興構想会議」(以下、構想会議、もしくは下部組織の検討会議と区別する場合には、本会議と称す)の中で、宮城県知事・村井嘉浩氏が提唱したことから始まった政策である。そもそも構想会議は、首相官邸が指名した民間人によって構成され、構想会議の下に、さらに専門性を細分化した東日本大震災復興構想会議検討部会(以下、検討部会と称す)が設けられた。

その趣旨は「未曾有の複合的大災害である東日本大震災からの復興は単なる復旧でなく 未来志向の創造的な取り組みが必要である。わが国の叡智を結集し、幅広い見地から復興 に向けた指針策定のための復興構想について議論を進め、未来に向けた骨太の青写真を描 いていきます」とされた5。

官邸スタッフが人選した当初の構想会議メンバーは東北3県の知事ら10人程度で、機動性を重視した人選だった。しかし、官僚案をそのまま受け入れることを避けた菅直人首相の意見で、その後与党(当時は民主党)からの推薦により30人規模に脹れ上がったという6。その結果、会議のメンバーは五百旗部真氏7を議長とする本会議(メンバー16人)と、飯尾潤氏8を部会長とする検討部会(同19人)の上下組織に分割された。そして、村井宮城県知事は発足当初から本会議メンバーに加わっている。

本会議は2011年4月14日に第1回会議が開かれ、2012年2月10日に復興庁の発足とともに廃止された。その間、2011年11月10日までに13回の会議が開かれた。具体的な震災復興の指針作りは6月25日までの12回で終了し、第12回会議において「復興への提言~悲惨の中の希望」が提言として菅直人首相に手渡された。一方、検討部会は2011年4月20日から6月14日まで、おおむね本会議で出された議論を受ける形で、交互に開催され、2011年6月14日の第8回会合まで続いている。本会議、検討部会ともに提出された資料や会議の中でのやりとりが議事録、議事録資料として、首相官邸HP(復興庁発足後は同庁HP)により公開されている。

同会議の中で、村井知事は4月23日の第2回本会議で、震災からの復旧・復興の過程で、 漁業の集約化と大規模化の必要性を説いた。次いで5月10日に首相官邸で行われた第4回 本会議で、村井知事は次のような発言を行った9。

今のような制度のままでもいいんですけれど、特区で漁業権というものを緩和していただきまして、たとえば民間資本と地元の漁業者でひとつの会社をつくって、自分たちで1つの浜、湾の中を自分たちで仕事をする。あるいは民間会社が投資をして漁業者の人たちがサラリーマンという形でその下にぶら下がって漁業をやる、養殖業をや

⁵ 復興庁 HP「東日本大震災復興構想会議の趣旨」(http://www.reconstruction.go.jp/topics/000814.html) 最終閲覧 2016.1.10。

⁶²⁰¹⁵年8月20日付「毎日新聞」朝刊、「五百旗部真の大災害の時代」参照。

⁷ 当時は防衛大学校長。現震災記念 21 世紀研究機構理事長。

⁸ 当時は政策研究大学院大学教授。

^{9 2011} 年 5 月 10 日、東日本大震災復興構想会議第 4 回議事録より。

る。こういったことを是非、私はやっていけばいいのではないか。会社から給与をも らって労務提供をするという、まさにサラリーマンの発想です。

村井知事の発言の要素を抽出すれば①漁業法を改正し、特区を設ける、②民間資本と漁業で会社を作る、③ひとつの浜はひとつの会社が管理する、④漁師は会社員として給料を受け取る、となる。さらに5月29日、第7回本会議では「『(仮称)東日本復興特区』の創設の提案」とする資料を提出した。この中で特区の目的を①迅速な復興、②防災はもとより、現代の諸課題にも先進的に対応した地域づくり、とし10年間を対象期間に掲げた。この中で水産業復興特区は農業関係の特区構想より上位の3番目の項目に位置づけられた。以下「『(仮称)東日本復興特区』の創設の提案」より抜粋した¹⁰。

3水産業復興(特区)

【目的】壊滅的被害を受けた水産業の早期復興、生産・加工・販売の一体化等による競争 力のある水産業の構築

【内容】

●養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進

沿岸漁業者は生産・生活の基盤のほぼ全てを失い、個人での再開は困難。⇒水産業の担い手の一つとして、漁業会社等の新たな経営組織が均等に漁業免許を受けることができることとする特例を設ける。

加えて資料では現在は漁協が漁業免許付与の優先順位を有していると指摘し、水産業の早期復興と競争力強化に向けた資本導入などを促進するため、新たな経営組織が均等に漁業免許を受けることができるようにする、と説明している¹¹。

また、同時に地元では、2011年4月25日に仙台市の宮城県庁で行われた会見で¹²、「漁業に携わっている方たちは大変高齢化が進んでいます(中略)ますます少子高齢化、後継者不足に拍車がかかると、私は非常に危機感を持っています」「農業にしても水産業にしても林業にしても体力をつけるということに力点を置くならば、大規模化、集約化、そして経営効率を上げて競争力をつけていくと(いうことです)。海外にも負けないそういった1次産業を目ざしていくべきだと、私はこのように考えています。今回はそういう大きなきっかけになる時期ではないかと、私はとらえているということであります」と述べている。

この発言からは、震災からの復興を契機に、水産業などの一次産業において、高齢化の

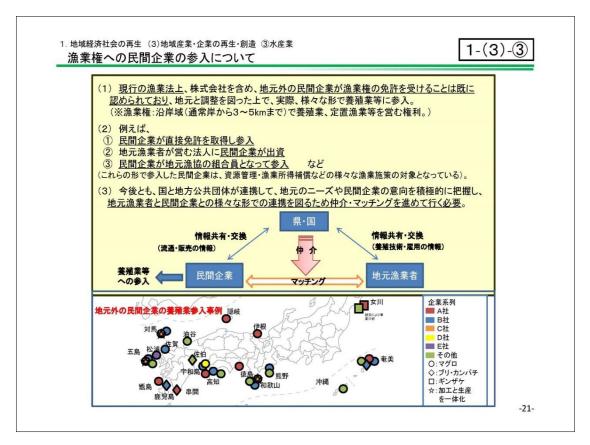
^{10 「『(}仮称) 東日本復興特区』の創設の提案」は東日本大震災復興構想会議第7回本会議で宮城県より委員に提示された資料「東日本大震災復興構想会議」会議資料より。 復興庁 HP (http://www.reconstruction.go.jp/topics/000814.html)

^{11 2011}年5月29日、東日本大震災復興構想会議第7回議事録より。

¹² 宮城県公式ウェブサイト、2011 年 4 月 25 日の宮城県知事記者会見 (http://www.pref.miyagi.jp/site/chiji-kaiken/) (最終閲覧 2015 年 11 月 25 日) の記録より。

進展などを踏まえた構造改革に結び付けようとしている村井知事の「基本姿勢」をうかがい知ることができる。民間企業の漁業権取得による参入の可能性を表明した村井知事に対し、既得の漁業権を脅かされる宮城県漁業協同組合(以下、県漁協と称す)は3日後の2011年5月13日に抗議、2011年6月21日には14,000人の反対署名を知事に手渡している。

村井知事が、東日本大震災の発生直後から、漁業被害に対応するために、漁業権への民間企業による参入を検討し、そのための法整備や施策の展開を検討していたことは、本会議での発言、資料の提出や、宮城県庁における記者会見の経緯をたどれば明らかである¹³。



【図版 3-5】検討部会の本会議提出資料 漁業権の説明の部分

※復興庁 HP「東日本大震災復興構想会議」本会議議事録資料より抜粋。

(http://www.reconstruction.go.jp/topics/000814.html)

本会議は、5月29日の5日後、6月4日に第8回本会議を開催している。ここでは、第7回会議までの議論を受け、飯尾検討部会長が「地域経済社会の再生」に関する検討資料(【図

¹³ 村井知事の意図や政策遂行のための準備などについては、2013 年 3 月に横浜市立大学大学院都市社会文化研究科へ提出修士論文「漁業権の形成と宮城県水産業復興特区政策: 東日本大震災を契機とする漁民と公権力をめぐって」の中で示した。

版 3-5】参照) を提出した14。

この中で、飯尾部会長は「少し変わったことを言うと言われるかも知れません」と前置きし、漁業権の更新は5年であり、なかなか投資がしにくいが、参入を希望する企業と漁協などが「情報共有するための仕組みをやはり政策的に導入するということが合理的ではないか」と発言した。つまり、県などある程度地元の漁業情勢が把握できる立場の組織が、漁業権参入の仲介役になる、という制度の提案が行われた。村井提案から、わずか5日後のことである。検討部会の報告は、医療・介護・福祉への支援スケジュールの設定や、雇用回復の取り組み、東北地方の産業構造の解析と空洞化対策、企業への資本支援、農業復興の基本的考え方、復興に関わる観光の意義、エネルギー基本計画の策定など、文字通り「骨太」の方針決定の基礎となる考え方が示された。その中で、水産業復興のアイデアの一つに「漁業権」という、海における生業を継続するための歴史的、継続的システムの変更という、きわめて具体的な提案がなされたのは、飯尾氏自身の言葉を持って表現すれば「変わったこと」だったといえる。

ここで注意するのは、村井知事が前出した文書「『(仮称) 東日本復興特区』の創設の提案」(註 10) に盛り込んだ、「沿岸漁業者は生産・生活の基盤のほぼ全てを失い、個人での再開は困難」という認識である。政府に提出した「提案」の中における「個人での再開は困難」と言い切るのは正しい現状の把握、また漁家の希望、復旧・復興の見通しなどを反映したうえでの表現なのか、という点である。ここでは、同様の被害を受けたと考えられる、岩手県の復興の考え方と比べる。

岩手県知事の達増拓也知事は東日本大震災発生当時、水産業の復興は漁業協同組合を核にして進めることを明らかにし、その上で「漁協を核とした復興という点では、先駆的なワカメ養殖などで知られる重茂漁協の自主的な取り組みに教えられた」と述べている¹⁵。達増知事が例示した重茂漁協¹⁶は津波被害の直後から、被害を免れた漁船と秋田、山形などから漁協資金で中古漁船を買い集め、60 隻を確保した。漁協では津波発生から1ヶ月の4月上旬に組合員総会を開き、漁船の組合所有、グループ化、利益の均等配分などの復興案を提案し、満場一致で決定された。その結果、5月20日にはワカメの収穫再開にこぎ着けた¹⁷。

こうした重茂漁協をモデルにした岩手県は、「津波被害を受けた漁業経営者に対し、国からの融資に上乗せして漁船や漁具の購入に充てる施策を実施した。岩手県は「漁協を核とした漁業・養殖業の構築」を基本方針に掲げ、共同利用漁船取得にかかわる補助事業では、

^{14 「}東日本大震災復興構想会議」検討会議資料より。

復興庁 HP (http://www.reconstruction.go.jp/topics/000814.html) 最終閲覧 2015 年 9 月 25 日。

¹⁵ 達増拓也「答えは現場にある」(『世界』2011.9、岩波書店、pp.44-45)

¹⁶ 重茂地区は岩手県宮古市の重茂半島に位置し、住人は約1,600人で、ワカメやコンブなどの養殖を中心に、就労者の9割は漁業を営んでいる。過去の津波経験から漁協も含めた地域の中心部は高台に置かれ、漁協本部は被災を免れた。

¹⁷ 柴田聡、宮曽根隆「東日本大震災後の沿岸漁業復興における漁協の役割と特区の活用」(地方シンクタンク協議会、研究活動報告 2013.vol10 掲載、最終閲覧 2016.1.10) http://www.think-t.gr.jp

国の補助率に県単独で補助率を上積みし、自己負担率を3分の1から、9分の1まで引き下げた¹⁸。

こうした岩手県の取り組みと比較すると、宮城県は2011年5月29日の段階で「個人での再開は困難」との認識を踏まえて、ただちに会社組織による参入という新しい政策提言を出てくることは、いささか早急すぎる印象を与える。岩手県重茂漁協は5月20日段階ですでにワカメの出荷を再開し、復旧に向けた成果を出しているのである。

しかし、本会議は2011年6月25日、「復興からの提言~悲惨の中の希望」と題する提言をまとめた。その中で宮城県の主張した水産業復興特区構想にかかわる提言が盛り込まれた。以下に、同提言より抜粋する。

必要な地域では、以下の取組を「特区」手法の活用により実現すべきである。具体的には、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みとする。ただし、民間企業が単独で免許を求める場合にはそのようにせず地元漁業者の生業の保全に留意した仕組みとする。その際、関係者間の協議・調整を行う第三者機関を設置するなど、所要の対応を行うべきである。

そして、2011 年 12 月には東日本大震災復興特別区域法が施行され、その第 14 条に漁業法の特例として、水産業復興特区が盛り込まれたのである。

宮城県漁協の反対にも拘わらず、復興特区を推進した村井知事の姿勢はこれまでも明らかにしてきたが、こうした提案を提案どおりに提言に盛り込んだ構想会議には、どのような基本的な方針があったのか。それこそが、東日本大震災をどのように捉えるか、という政府の基本認識であり、国民に向けた「共通価値」の発信を企図する出発点、と見られるのである。言い換えれば、村井知事の復興特区構想はそうした国の姿勢を見抜き、巧みに利用したといえる。

第2節 復興構想会議からみる公権力の復興認識

東日本大震災復興構想会議は、震災発生から1ヵ月後の2011年4月11日に閣議決定された。閣議決定の中で、その会議設置の趣旨を次のように表現している(下線および①~③は、説明の必要上筆者が適宜付した)。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地域の住民のみならず、今を生きる①国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、②未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来

¹⁸ 濱田武士『漁業と震災』みすず書房、2013、pp.108-110。

への明るい希望と勇気を与えるとともに、<u>③国民全体が共有でき、豊かで活力のある日本</u>の再生につながる復興構想を早期にとりまとめることが求められている。

この閣議で示された復興構想の根底には、下線に対応して①津波被害者を「災い」を被った人々として捉え、政策推進に当たって、国民全体の共感を得ること、②被害地の再建にあたっては「創造」という形での、産業・社会の構造の改革が求めていくこと、③津波被害の復興政策の推進によって、同時に日本全体が「再生」するような政策展開を行うこと、という達成目標が掲げられていることが、読み取れる。

閣議決定で用いられた「創造的復興」は、1995 年(平成 17)1月に発生した阪神・淡路大震災の際に、当時の兵庫県知事がつくった「表現」である¹⁹。当時はバブル経済の名残の中で、経済の再活性に向けた政策が求められていた時期である。岡田知弘は「新自由主義的な経済政策思想が強まるなかで、空港や高規格道路、都市の再開発投資を先行させ、災害を奇貨として一気に産業構造の高度化を図るための基盤をつくるべきだという考え方」²⁰だったが、「ハード事業を優先した『創造的復興』の結果は、惨憺たるものだった」²¹と総括した。

阪神・淡路大震災から 20 年を経て発生した東日本大震災は、当時以上に停滞する日本経済下で発生した。東日本大震災に関わる復興の指針にも盛り込まれた「創造的復興」は、 災害地域のみならず、「日本の再生」のための施策にもなっているのである。

第3部「はじめに」で掲載した【表 3-1】「復興の進捗状況=事業の完工率」を見ると、進捗状況の高いのは鉄道、港湾、水道、河川などの、防災対策と流通インフラの整備に集中している。個々の被害住民の生活基盤の復旧にはなお時間がかかっている。岡田は、復興予算が「被災地」²²以外の場所において、防災対策や震災への理解の増進などの名目で流用することが可能になった根拠は、こうした「日本の再生」に寄与するとした閣議決定の趣旨にある、と指摘している²³。津波被害地における例を示せば、送電施設が津波によって破壊されたとき、停電からの復活の最大の障害となったのは、私有地に無許可で電柱を立てることが出来ない、という問題だった。電柱を立てるべく選定した土地の地権者の生死が判明しなかったことや、生存していてもどこに避難しているのか把握されていなかったから同意が困難であったためである。また、復興住宅の建設などに当たり従来 50 戸以上の規模でなければ認められなかった土地収用の手続きを変更し、より小規模でも可能にするとともに、より手続きを迅速化するための法律改正なども行われている²⁴。そうした経緯か

¹⁹ 岡田知弘「災害から見た東北史」(大門正克、岡田知弘他編『生存の東北史』大月書店、2013、p.37)

²⁰ 前掲註 19 書、p.37。

²¹ 前掲註 19 書、p.37。

²² 岡田は前掲註 19 書内で「被災地」という表現を用いているが、筆者は「津波被害地」の 表現を用いる。「被災地」を使用しないのは、本論で展開している「災い」という認識 が公権力の政策遂行という目的に寄与するためである。

²³ 前掲註 19 書、p.38。

^{24 2014}年4月に土地収用の迅速化を目的に、東日本大震災復興特別区域法の第46条、第

らも、復興特区政策をはじめとする、津波被害からの救済復興の根拠となる法律が原則的 に適用される地域であり、認識をさらに進めれば、公的な統制の強い空間として津波被害 の直後に突如出現したのが津波被害地、といえる。

ここで問題となるのは、津波の被害にあった人々を「災い」にあった人々と捉えることで、憐憫の思いを共有させ、国民全体の負担に対する疑問を有させない、公権力の姿勢であり、社会の受け止めである。例えば、2013 年(平成25年)1月から個人に課税された復興個人所得税²⁵は2037年までの25年間にわたる特別税である。一方、2012年から3年間の予定で始められた復興法人税は安倍政権による景気回復重視の政策判断によって1年前倒しの2014年で終了した。だが、法人税終了とともに個人課税の復興特別所得税廃止の議論は国会の内外で発生はしていない。震災から5年を経て、復興特別税の使途が適正かどうかの指摘、検証はなされてきた²⁶が、国民全体で復興資金を負担することの是非は国民的議論にはなっていない。

加えて、その負担に基づく資本の投下は、東北のみならず、日本全体の経済再生を導くことに利用されるのである。そうした目的は、復興の趣旨として共有化され、その趣旨に沿った提言が、なんら大きな変化を加えられることなく、法制化されていったのである。被害者の救済と生活再建に異を唱える人はいないことは自明である。その、国民がともにする「共感」を、復興の名のもとに進められるより広範な政策のなかに刷り込ませ、国民による選択の機会を、結果として狭められた。

もとより、政府による津波被害地への支援が必要なのは言うまでもない。地域の人々の みによる再建は容易ではない。ゆえに、求められるのは、その復興政策を捉える視座が、 公権力からのものなのか、被害者そのものからのものなのか、という違いである。つまり、 中央からの押しつけともいえる復興策が、地域の特性を醸成してきた社会構造を損なうこ とにならないのか、という警戒が求められるのである。

東北はその気候的な特性もあって、古代より生存には厳しい条件を備える地域だった。河西英通は、東北をみる「差別的な眼差し²⁷」の背景には 1896 年 (明治 29) の明治三陸大津波による大惨事と、それに続いて発生した凶作と大飢饉にあった、と述べている。凶作は 1902 年 (明治 35)、1905 年 (明治 38) と続き、それまでの「魅力ある風俗を有する地域のイメージは消え去り、貧しく遅れた〈東北〉という像が植え付けられていった²⁸」という。明治三陸大津波では、被害者の話す方言が、救護者との意思疎通を欠く原因となり、救助

⁵⁴条等が国会において全会一致で改正された。

²⁵ 基準所得税額に 2.1 パーセント文の金額が復興特別所得税として課税されている。そのほか個人に対しては 2014 年から 2023 年までの 10 年間を大正に住民税の均等割に 1,000 円を加算する住民税の増税がされている。

²⁶ 会計検査院は 2013 年 10 月に 326 件、1 兆 4,000 億円分の事業が被災地復興とは関係がみられない、と報告した。

²⁷ 河西英通『東北-つくられた異境』中央公論社、2001、p.143。

²⁸ 前掲註 27 書、p.145。

を困難にした、という。河西は、当時の新聞『日本』²⁹1896年(明治 29)7月5日付けに掲載された記事を示している。そこでは「チナミ(ツナミ)ミナブツ(ブジ)、是罹災地方の電文なり、其の語の解し難き如此、これも亦坊が閉口せし一事たり、甚だしきは殆ど通弁を要するもの有り³⁰」と記述されている。古代東北から始まる「辺境」としての、公権力からの三陸の表象が、明治においても度重なる津波や凶作という自然現象によって、言葉も通わず、風俗にも違和感のある「後進地域」としての東北像が再び結ばれ、継続されてきた。現代の日本社会にあって、そうした視線はなくなった、と言い切れない。

歴史学者の石母田正は³¹「東北地方が日本における封建的なもの、後進的なものの支柱なったという事実は否定できない」「歴史を通じて中央の文化の植民地にすぎなかった」とさえ述べている。東日本大震災を契機とする復興政策が、閣議決定趣旨のように、「日本の再生につながる復興構想」に基づいたものであるならば、石母田の指摘する中央と東北、三陸の関わりは、60年を経た今も変わりないことになる。

おわりに

東日本大震災からの復興は、その中心は政府による復興政策によって進められてきた。 もちろんそれらは、ここの生活支援や産業インフラの整備にとどまらない。例えていえば、 被害を被った自治体への全国の自治体からの派遣職員の数は、2014年(平成 26) 10 月 1 日 時点でも 2,255 人に上る。国を挙げての支援は今も継続している。

政治権力が関わる空間とは、伝統的に、ギリシア以来の公/私二分論に依拠し、政治は私的領域とは別の公的領域の問題であると考えられてきた³²。復興政策が施行される津波被害地には、公的な土地や個人が権利を保有する土地が混在する。だが、復興に関わる特別区域法は、こうした私有地における復興名目の行政施策の円滑、かつ迅速な推進を目的に立案され、施行されている。津波被害地の市民の救援、その後の生活の再建のためにはやむを得ないことはいうまでもないが、そこに新たな空間、公権力が中央の政策遂行のための空間の包摂を図るために、特区にかかわる政策を利用することの是非は問われなければならない。宮城県水産業復興特区政策はその一例である。そこには、明治政府の国民国家形成という国家目標達成に向けた、明治政府による明治三陸大津波の利用、と何ら変わることがない、公権力による東日本大震災の利用の姿勢をみることができる

^{29 1889}年 (明治 22) に東京で創刊した。陸羯南が社長兼主筆を務めた。

³⁰ 前掲註 27 書、p.142。

³¹ 石母田正『続歴史と民族の発見』東京大学出版会、1953、p.309。

³² 杉田敦『権力』岩波書店、2005、p.38。

第3部

おわりに

第3部は宮城県の水産業特区政策を中心に、これら政策がグローバルな資本主義経済の下での水産業の構造改革の一環として立案、施行されたことや、政策浸透のために空間の均質化を目的とした政策でもあり、結果として、海に接する漁業社会において変化をもたらす、いいかえれば場所の変容を導くものであることを論じてきた。

ハーヴェイは空間に変化をもたらす要因としてとして、時間とともに貨幣が重要なも のだととらえた」。ハーヴェイは貨幣がもたらす空間への働きかけについて、19世紀の ヨーロッパを材料にしながら「ヨーロッパの空間は貨幣権力のインターナショナリズム によって、しだいに統合されていった」と述べている²。このことを、現在の日本に置 き換えれば、グローバルな資本主義経済下でも、その経済流通システムの円滑な運用が 可能となる共通の価値に基づいた社会が拡散していくことになる。古代以来の公権力と 海辺の人々が築き上げてきた生業の権利である漁業権をめぐる対立も、ハーヴェイの指 摘する貨幣の働きによって次第に空間統合され、衰微していく方向にある、ととらえる こともできる。そして、宮城県水産業復興特区をめぐる問題で考えるのなら、貨幣とい う空間の統合のための手段は、グローバルな資本主義経済システムへの包摂という作用 のほかに、雇用関係の創出という事象、つまり浜に新たな社会構造が誕生したことに置 き変えることができるだろう。水産業復興特区政策の根幹である漁業権の株式会社への 付与という問題は、漁業経済の視点からいえば、明確な領域を持たない海において漁協 に代わる調整者、裁定者の不在をどうするのか、ということになるが、公権力における 政策執行のための空間の均質化という視点からいえば、問題とされるのは雇用によって、 企業の一義的な判断で漁業社会の構成者を取り替えることが可能になるということで ある。これは生業を行ってきた漁業社会に異質の生産主体を持ち込むことでもある。

川島秀一は三陸においては、津波被害によって社会を構成する人間が入れ替わることで、文化も変容すると述べ、海と隣接する三陸社会の特性のひとつを指摘した³。こうした人間の流動性を受け入れる考えは、土地に根ざしたコメの価値観で生きるいわゆる陸の社会にはなじまない考えである。ただ、そうした入れ替わりが可能になるのも、そこで生業を続ける漁業を営む権利が海辺の場所に包含されていれば、の場合ではないのか。人の入れ替わりはあったとしても、同時にその場所への定着もなければ文化の創出には至らない。その定着の担保となるのは、その浜に付随する生業を営む権利、漁業権

¹ デービッド・ハーヴェイ著、吉原直樹訳『ポストモダニティの条件』青木書店、1999、p.337。

Harvey, David, The CONDITION of POSTMODERNITY, 1990, Blackwell, Oxford.

² 前掲註 1 書、p.335。

³ 川島秀一『津波のまちに生きて』冨山房インターナショナル、2012、pp.67-68。終章に て詳述する。

なのである。だが、宮城県の水産業復興特区政策がもたらす漁業集落の継続とは、人と 浜と海の三者を結びつけるものではない。貨幣、すなわち雇用が、人と浜と海とを逆に 分断するのである。定着するのはその浜で水産物を採る権利のみであって、そこに暮ら す人の定着は何も担保されていない。そこに暮らすことができる人は、契約条件と適合 し、漁業権を持つ株式会社に雇用される人である。そして時間とともに喪失する。そこ における人間の再生産は覚束ない。それはまさに雇用の問題であり、生業に基づく暮ら しによって醸成される場所の特性を生み出すものではないのである。

終章 復興の基底に求められるもの

第1節 「災い」という表象化と空間

複雑な海岸線で形作られる、いわゆるリアス式海岸の三陸沿岸部は、湾口部から浜にかけて急激に海底が浅くなるという地形上の特性から、津波が恒常的に発生してきた¹。津波は陸上への浸水という被害が大きいケースから、海面が上昇するものの陸上への波及はないケースまで、その規模は多様である。こうした自然現象が人命を奪い、家屋を押し流し、社会的な影響を及ぼしたとき、それは転じて自然災害となる。自然現象がどのような災害として認識されるかは、陸で生活する人間社会とのかかわりの中で決まるのである。

度重なる大規模な津波の被害を受けてきた三陸の歴史は、いいかえれば、津波をどのように日常の生活のなかに組み入れていくか、という歴史でもあったことは、三陸の人々の津波に関わる口承の中にからくみ取ることができる。近世においても三陸は大津波に見舞われてきた。1611年「慶長陸奥大地震・津波」、1677年「延宝の三陸沖地震」、1763年「宝暦の八戸沖地震」、1793年「寛政陸奥大地震・津波」、1856年「安政の八戸沖地震」などである。三陸の沿岸民の間には海からの漂流物「寄物」に関わる生活風習が存在する。こうした環境の下で、津波は「常襲」のものであり、むしろ生活の中に取り込むことによって「常習」のものとして受け入れられたのではないかと考えられる。

なぜなら、大津波がもたらした結果を、生き残った人々が自らの生活の中に包摂していく、様々な風習が伝えられているからである。明治 29 年(1896)の大津波のあと、津波によって流され、死亡した本家の名跡を分家の生き残りが継ぐケースや、まったく地縁も血縁もない、他の浜の出身である男女を集落に呼び寄せて結婚させ、後継者が絶えた名跡を継がせる事例もあった²。三陸の人々はこれを「寄せ家督」と呼び、「津波のあとは旅のものに満たされる」という言い伝えもあるという³。また家族を失い、ただひとり残った人を「ホトケマブリ」(死者供養)で生き残った、と語り合うことで、生存者の苦悩を和らげる作用もあった、という⁴。川島秀一は、三陸では明治 29 年の大津波以前は津波のことを「ヨダ」と呼び、海霊を意味するといわれる「ヨナタマ」との呼称との相似や、津波を龍王ととらえる風習を指摘している⁵。

こうした民俗的な伝承は、単に津波が人間生活を破壊する災いという捉え方ではなく、生活のなかに取り込む巨大な自然現象のひとつとして表象化しようという、三陸沿岸の人々の心性を示しているともいえる。川島は三陸沿岸の文化の特徴として「津波のたびに何度も人間とそれを持ち伝えた文化が入れ替わるという流動性」があるとしている。

¹ 瀧本壽史・名須川溢男編『三陸海岸と浜街道』吉川弘文館、2004、pp.2-4。

² 山口弥一郎著、川島秀一、石井正己編復刻版『津浪と村』三弥井書店、2011、参照。

³ 川島秀一『津波のまちに生きて』冨山房インターナショナル、2012、pp.67-68。

⁴ 前掲注3書、pp.67-68。

⁵ 前掲註3書、p.69。

⁶ 前掲註3書、p.68。

人間社会に大きな被害を与えてきた津波は、三陸の人々が醸成してきた地域社会の中で、少なくとも真っ向から否定されることはなく、受けとめられて来た。むしろ、津波によって人と文化を更新するという主体的な捉え方をし、その結果を回収してきたことは、三陸という海を生活領域とし、津波という自然現象と日常的に向き合い、津波と津波後の社会の再建の工夫を伝えてきた、三陸の場所性を示すものである。

ただ、被害からの回復のためには地域だけの力では不足である。まして近代になって地域社会がより精緻な経済構造のなかに組み込まれ、インフラが複雑化した三陸社会が生まれると、これまで以上に国家の力を必要とする事態が生まれたのである。近代に至って「日本」、すなわち国民国家としての統一意識を強く反映した2つの巨大な主体が自然現象とのかかわり方を大きく変えた。明治政府を初めとする中央集権の政治権力と誕生したばかりのマス・メディアである。近代に入って「日本」は軍事的帝国主義的な理由から陸上・農本主義に回帰しっ、明治政府は陸を意識した統治の性格を持っていた。一方誕生したばかりのマス・メディアにとっても、その成長の過程で日本的な視座は必要不可欠なものであったことを指摘しなければならない。この二者は外形的には相反する立場も見せながら、根底では列島の各地域や国民の「日本」化のために有自覚的、無自覚的に共振し合っていたと考える。第2章、第3章で論じたように、近世において一度は海からの視点にさらされた三陸だったが、陸からの視点が再び強くなった近代以降、津波はこれら2つの主体にどのように受け止められたのか。

国民の生命と財産を守ることは国家の義務であり、同時にその遂行は国家権力を維持していく時の生命線となった時、津波の被害はこれら力を持った三陸の外にある主体、言い換えれば権力から「災い」と表象されたのである。国家の影響力を津波被害地に及ぼすとき、そこに国民誰しもの共感が必要とされ、ゆえに津波被害を受けた土地を「被災地⁹」と呼び、津波と対峙し向き合う姿勢を構築してきた。例えば明治政府は津波の被害地域に「国家的救済法」¹⁰を適用し、同時に天皇の名の下での義捐を全国に募り、津波の被害を国民共通の「災い」に位置づけた。明治における大津波は三陸のみならず、列島に住む国民の「日本」化に向けた触媒とされたのである。

一方、印刷技術や、写真技術の進歩によって近代に勃興したマス・メディアは、まった く異なる空間を三陸にもたらした。マス・メディアはその生理的な要求として、列島全体 へのメディア空間の広がりを希求し、それは明治政府という新たな中央集権国家の目的、

⁷ 米山俊直『「日本」とはなにか』人文書館、2007、p.71。

⁸ 山田俊治は「人々は初めから国家の一員ではなく文字を学ぶことで想像的にそうした主体になる」とし権力との共鳴を指摘した(『大衆新聞がつくる明治の〈日本〉、日本放送出版協会、2002、p.251。この点については、第4、5章で論じた。

⁹ 繰り返すが、本論では津波の被害を被った地域は、津波被害地と呼称し、価値を伴う「被災地」の表現は用いてこなかった。

¹⁰ 明治政府は 1880 年 (明治 13) に備荒儲蓄法、1899 年 (明治 32) には罹災救助基金法を 制定し、自然災害の被災者の救済に充てた。

即ち政策の遂行を円滑・確実化するための空間の包摂とも重なるものであった。近世において幕藩体制という分権的な権力との接遇のなかで、独自性を醸成してきた海からの三陸空間と陸からの三陸空間の均衡は、大津波の発生とそれを列島全域に伝えようとするマス・メディアが創出した空間によっても変容を強いられた。列島を覆う「災い」という共感の下で、津波に対する漁民などの沿岸生活者の認識は変化を強いられたのである。

三陸が「被災地化」されることは、権力の視座の中で、三陸の空間を再編成する目的が潜んでいる。災いという視点は陸に暮らすことから出された発想であり、海からのものではない。三陸の人々が主体的に暮らすために不可欠だった海との関わり方は、中央による空間の包摂の中に、三陸をどう包摂していくのかという視点に基づく空間再編成によって、復興の主題から外されることにもなる。巨大堤防をめぐる地域と行政の摩擦はその典型である。人命の保護を第一の目的とする巨大堤防の建設という考え方の中に、海とどう関わって生きていくか、という視点は乏しい。

第2節 時間と空間からとらえなおす海の三陸(第1部の展開)

東日本大震災で大きな被害を被った三陸には、いまなお多くの人々が暮らし、生活の再建を目指している。例えば700年代には既に『続日本記』のなかに現在の宮古市あたりで暮らしていた蝦夷がヤマト政権へ要望を行った『ことや、「海道の蝦夷」が桃生城を攻めた『ことなど、生きた歴史が記述されている。記録の上でも1,300年以上の人々の暮らしを育んだ歴史を持っている。だが同時にそこでは巨大な津波が幾度となく発生し、人々の暮らしを脅かしてきたこともまた、記述が明らかにしている。貞観11年(869年)の陸奥国で起きた巨大な地震・津波は、その規模をみると2011年の東日本大震災に匹敵すると考えられる。そこで暮らし続ければ、いずれ人間の生存を大いに脅かすと分かっていれば、人は当然のことながらその地を離れて移住を選択することもあるはずである。では、なにゆえに巨大な津波の常襲地に営々と1,000年以上もの間、人間の暮らしが営まれ続けてきたのか。そこには、その地を離れがたい人と自然、それは言いかえれば自然を利用した生業=経済との結びつきや、人と自らが築いてきた社会とのかかわりが存在する。

しかし、三陸という場所は、三陸に暮らす人々だけの場所ではない。三陸は東北の一部であり、日本の一部であり、広く東アジアの一部であり、地球の一部でもある。三陸という場所をどこから照射するかによって、そして誰がどんな目的で照射するかによって、おのずと、その場所の表象は異なってくる。すなわち、その表象はひとつではないし、時代によっても異なってくる。さらには、津波や地震、火山噴火などといった自然の力によって、表象した空間そのものが破壊されたりもする。三陸という場所は幾度も再構成されながら変化していくものである。

三陸と海のとのかかわりは津波だけではない。三陸沖を流れる日本海流(黒潮)と千島

^{11 『}続日本紀』霊亀元年(715)10月29日条。

^{12 『}続日本紀』宝亀5年(774)7月壬戌条。

海流 (親潮) は、巨大で肥沃な漁場¹³を育み、三陸の生業である漁労を支えてきた。特に戦後に入ってからは敗戦国日本の食糧需給の核だった時期もある。加えて考えるならば、千島海流がもたらす夏の冷涼な気候は米の不作を引き起こし、大規模な飢饉を招いた。江戸期の飢饉は社会的な混乱を生んだ。さらには、三陸の水主たちが遭難し、ロシアや中国、東南アジアへ漂着した漂流という事案は海流という自然現象が偶発的に生んだ外交史的な事案であった¹⁴。帰国した漂流民の知見は、江戸幕府の対外政策の判断に重要な影響を与え¹⁵、所属した藩や地域社会にももたらされた情報は海防策の立案とともにグローバル的な空間認識をもたらしたのである¹⁶。海から三陸をとらえる視点、つまり海から三陸の空間を考える視点は、三陸という場所をとらえる上で不可欠なのである。

場所の表象、すなわち場所性とは、ひとつではない。したがって場所性のなかには、表象化のための動機が埋め込まれているはずだし、そこにはなんらかの意図が内包されていることになる。つまり場所性そのものよりも、誰が、どのような目的で、どのように場所性を表現したのか、という三陸の表象こそが重要なのである。その表象は、三陸に備わってきた、地域の生きるためのシステムつまり文明と、それによって醸成されてきた地域に共通する考え方、価値、つまりは文化をどのように捉えなおしたか、ということに他ならない。そして、その捉え方は、捉え直す「主人公」によって異なるのである。つまり場所性として表象される、三陸の文明や文化が描き出す影は、光のあて方によって異なる像を結ぶのである。

だが、時代を経るに従って、権力だけではない、様々な主体が、様々な方向から三陸を照射し、表象化することになる。それは〈中央一辺境〉、〈ヤマトー蝦夷〉、〈権力者一民衆〉といった 2 項対立の構図からでは解き明かすことのできない、三陸の新たな像を結ぶことになる。そのためには、歴史的な視座にあわせて、地理学的な視座が必要になる。あらゆる主体は自らの存在の維持のために、空間を編成する自由を持つ。たとえば、江戸幕府が海禁政策によって外交をコントロールし、情報と通商を専らにすることによって権力空間を領域化しようとした。しかし、およそ 200 年間は幕府の統治空間で成功した秩序の維持も、航海技術の進歩と、海上覇権の拡大によって領域の拡大を図る帝国主義下の欧米諸国の伸長政策に基づいて、日本近海に来航した外国船が編成する地球規模的な、列強の主導する空間に包摂された。江戸幕府が編成し維持してきた空間は、外から伸長してきた空間によっていとも簡単に揺さぶられることになった。力による通商交易をもとめる帝国主義国家が編成する空間の中では、江戸幕府の海禁政策は存立が許されなかった。地理学的なアプローチは、いわば「一点世界」による表象を崩す有力な手段なのである。

近世まで、中央の権力による表象によって一方的に空間の中に位置づけられてきた三陸

¹³ チリ沖、北西大西洋と並ぶ世界三大漁場、と呼称された。

¹⁴ 川合彦充『日本人漂流記』文元社、2004、pp.306-307。

¹⁵ ロシアに漂着した仙台藩領の水主、津太夫らの帰国後、幕府はロシアとの交易拒否を決定した。1825 年(文政 8)に「異国船打払令」を出し、北方への武力的な備えを固めた。

¹⁶ この点については、第1部第2、3章で論じた。

は、津波という自然現象や漂流や外国船の到来などといった海とのかかわりの中で編成される空間の中から生まれた三陸の表象化によって、新たな場所性を有することができた。マッシーの指摘する場所の性質とは、場所そのもの特性だけでは成り立たない、様々な場所との結びつきによって現れてくるという複合的なものであることを、歴史的に証明するものである。

第3節 公権力とマス・メディアの共振(第2部の展開)

第2部では、近世に出現した、公権力とは異なる表象化の主体であるマス・メディアの存在に着目し、マス・メディアと公権力のかかわりに焦点を当てた。三陸は、1896年(明治29)に大きな津波にみまわれた。帝国主義下の国際社会に誕生した明治政府にとり、諸外国との生存競争に生き残るためには、国の力を富ませることが必要だった。国民に文字を覚えさせ、兵士としての自覚を要請し、産業発展の基礎を作るために、広く「臣民」としての意識の定着を図ることによって、一日も早い国民国家の形成を目指した。そうした時期に、三陸において津波による大災害が発生したのである。1894年の日清戦争における勝利と、その後のロシアの軍事的脅威が高まる時代的な背景の中で、この大津波を明治政府はどのように捉え、自らの大目的達成のために利用したのか。津波の被害地における公権力のふるまいは、当時勃興したマス・メディアによる津波の表象の中に刻み込まれていたのである。第4章、第5章はでは、そうした公権力とマス・メディアの共振について論じた。

非常時における公権力は、その存立の理由を疑われる危機に陥っていた。統治力が一時的喪失した中で、非常時における「臣民」としての住民の行動はいかなるものだったのか。そして権力不在下における新生権力の誕生とその権原はどこにあったのか、被害者救済に見られた犠牲的な住民のふるまいなどは、三陸に発生した大津波に関わる表象として、マス・メディアによる表現の中に盛り込まれた。そうした報道による表象化は、図らずも当時の日本の公権力と民衆の関係をあぶりだしたといえる。そして関心は、そうした津波被害を示す様々な表現の中から読み取れる津波被害地の人々と公権力の相関が、現代においても引き継がれているのか、という点に及ぶ。

2011 年 3 月に発生した東日本大震災では、テレビ・メディアも含めてマス・メディアがその被害の実態を報道した。まもなく震災から 5 年を迎えるが、マス・メディアが東日本大震災に際してどのような判断をもとに行動し、なにを伝えようとしたのか、そしてなにを伝えたのか、その研究は始まったばかりである。ただ、本論では筆者自身がその報道の現場にいたということを踏まえ、第 6 章では自らが属するテレビ・メディアが、どのような志向性を持って、津波被害の何を報じようとしてきたのかを検討した。つまり、何を報じたのかではなく、なぜ、どのように報じたのかが、表象に潜む意図を読み取る姿勢である。

そこで論じたのは、テレビ・メディアの、構造的な欠点によって生じる志向性の存在と、

今目の前に起きていることを報道するという、テレビ・メディアが得意とする特性が生む問題である。目前に起きた被害事象を重視するテレビ・メディアは、実は公権力と同じ視線による事象の捉え方に陥り易いという、構造的な問題がある。目の前に広がる津波悲哀の実態を表象することは、失われた財貨に意識を注ぐ、陸からの三陸の表象の一部であり、その方向性こそ、公権力が歴史的に三陸に注いできた視点とその表象につながるのである。第6章の中で、そうした公権力と同じ視点から脱却することが、津波常襲地で生きる人々の理由を捉える視点につながることを論じた。それは第1章で明らかにした、海からの視点による三陸の表象化が必要ということであり、「三陸彷徨」という、テレビ・メディアから離れた叙述の中に落とし込んでいくということであった。つまり、叙述に残された視点の移動という、テレビ・メディアの視点の志向性を克服し、離脱することの必要を、自らの叙述の分析によって示したものである。

第4節 復興政策の意図とその本質(第3部の展開)

第2部から導かれるものは、東日本大震災が発生した今日であっても、津波被害地における危機をひとつの契機として、その危機がもたらしたものを「日本」の中に包摂していこうとする、公権力の志向に対する警戒である。そこで第3部では、津波被害地で進められる復興政策のひとつを、公権力による非常時における三陸の表象化ととらえなおし、そこから読み取れる公権力の意図と、政策の遂行がもたらす影響について論じることを試みた。

ここで、題材としたのは宮城県が導入した水産業復興特区政策である。同政策は、東日本大震災からの復興の指針を策定する、東日本大震災復興構想会議の議論の中で、宮城県知事の提案によって取り上げられ、提言の中に盛り込まれた。歴史的に形成された沿岸漁業における漁業権を、民間の企業にも部分的に開放する政策である。宮城県はこの特例を、件が認定した地域に適用することを起案し、2011年12月に施行された東日本大震災復興特別区域法に盛り込まれたのである。

公権力、いいかえれば陸もしくは中央からの三陸の表象と、そこに描写された場所性を、 再構成していくことが本論の目的である。それは、場所をめぐる表象を読み解き、歴史的 に変化し醸成された、三陸という場所の存在理由を明らかにすることによって、東日本大 震災における政府や地方自治体という中央からの復興政策を捉え返すことが可能になった のではないか。中央からの三陸像ではない、津波をはじめとする自然現象を包み込んだあ らたな三陸像を提示し、そのことによって中央、言い換えれば公権力と、公権力の意図に 沿って、無自覚のままに「日本」に包摂される非被害地の人々を、今の時代においても照 射し返そうとしたものである。

まず、第3部第7章では、漁業権に結実する、海の生業のシステムによって宮城県牡鹿 半島に醸成された浜ごとの文化、漁法や、漁業社会の構成などに至った、歴史的経緯を踏 まえながら、一方的な漁業権の変更が、そうした文化の変容を強いる懸念について論じた。 続く第 8 章では、公権力と海に臨む浜の漁民との相関の中で、漁業権が形成されていった ことを提示し、そうした公権力と民衆の相克の中で作られた、海の生業のシステムを、公 権力が一方的に変更することの異常性を論じた。

そのうえで、こうした特区政策を生んだ、東日本大震災復興構想会議における指針制定の趣旨の中に織り込まれた、東日本大震災を奇禍として、現在の資本主義経済下における、「日本」の再生に利する復興政策の制定とういう、公権力の意図を第 9 章で示した。宮城県の特区構想は図らずもそのことを「換喩」したのである。それは、明治政府が「国民国家」形成を目指し、その目的の達成に沿ったよき「臣民」の育成に適う「語り絵」を、マス・メディアが津波の表象として描くことによって、読み手である国民に浸透させようとしたことに通じるのである。

さらに現代で置き換えれば、グローバル経済下で、高度な資本主義経済による国の成長という現代の「日本」の国家目標を、平成の大津波に見舞われた国民ひとりひとりに対し、 無意識のうちに共感させ、順化させていくことにほかならない。

第5節 包摂に抗う場としての海という空間

「津波のあとは旅のものに満たされる」川島が紹介したこの言葉¹⁷ほど、津波を常に感じながら暮らしてきた三陸という場所における人間の心持ちを表したわしたものはないと考える。いかに犠牲があろうともその場所にとどまって暮らし続けていくためには、そこにあった景観の再建も必要となるが、なによりそこで暮らす人間の再生産もまた必要である。自然災害という打撃を受けたときにそこからどのように立ち直るか、その心構えをこの言葉は示している。

宮城県の水産業復興特区もまた、破壊された漁業集落の再建、存続と同時に、漁業従事者の高齢化や過疎化など、漁業を支える体制の衰退という構造的な問題をも克服しようとする政策である。そこにはグローバルな資本主義経下における相対的な価値判断基準や、競争的な漁業社会の導入が想定され、いうなれば、漁業社会に今の日本経済社会への適合を促す考え方によって立案されたものである。そのことが漁業集落の復興と存続に寄与する一面は否定できないし、効率性や漁業資源の管理などの改善が急務とされる現在の漁業協同組合を中核とする漁業社会の変化を促すものでもある。その動機は現代の日本社会においては多数が理解する共通価値に近いが、ただそれは川島のいうところの「旅のもの」とは異質のものである。水産業復興特区で漁業を営む会社との雇用関係によって集落に集まってきた人々と、明治三陸大津波の後に津波被害後の集落に定着した「旅のもの」は同質でない。つまり復興策は中央からの空間の包摂の動きであって、三陸の漁業社会からの内発的な、自らの空間を中央の空間に編成させようという主体的な動きとは異なるのである。「旅のもの」とはあくまで「内側」から外をみた認識の表現であり、内から外を取り込む内発的で主体的な試みによる、空間の編成に他ならない。

-

¹⁷ 前掲註3参照。

三陸に伝わる津波にかかわる伝承は、三陸社会が海からもたらされる自然現象とどのように取り組み、共生していくかという認識を織り込んだものである。それらの表現には三陸という場所と空間をめぐる問題が表象化されているのである。三陸に展開する復興に関わる動きは、そうした三陸が歴史的に継承し醸成してきた、時間を費やすことで図られる内部からの空間の編成の時間に沿っていくことが求められなければならない。ハーヴェイのいう場所に影響を及ぼす三要素、すなわち時間、空間、貨幣のいずれもが突出して働きかけを行うことは、三陸の真の復興にはつながらないのである。

三陸をたびたび襲っていた大津波は、歴史的に公権力によって利用されてきた。政策の遂行や国民意識の統一という目的の達成のため、津波によって被害を受けた空間を公権力の目的に沿った、利用しやすい空間へ包摂する試みがなされてきたのである。そこでは津波被害者の救済や復興支援という、傷ついた被害地域の人々には拒絶することの難しい施策の展開のなかに、その意図を見て取ることができた。そうした、公権力による空間の包摂に抵抗する手段は、地域で醸成されてきた価値観を基底にし、常に社会状況の変化にさらされつつも維持されてきた場所の特性を認識すること、すなわち場所性の自覚だったのである。三陸においてその場所性は、歴史的に国家の中央からもたらされる包摂の試みに対し、海という存在を認識の中に取り込むことで歴史的に抵抗する術だったのである。2011年3月に発生した東日本大震災において、海における人々の生業のあり方、つまり漁業権のあり方が、公権力による包摂と暮らす人々の軋轢の対象となったことは、海がその地域に育んできた抵抗の場であり続けていることを図らずも表している。

参考文献及び業績

アイゼンステイン著、別宮貞徳監訳(1987):印刷革命.みすず書房.

Eisenstein, Elizabeth L. (1983): THE PRINTING REVOLUTION IN EARLY MODER EUROPE.

Cambridge University Press, Cambridge.

青山宏夫(2007):前近代地図の空間と知.校倉書房.

赤坂憲雄(1996-98): 東北学へ1-3. 作品社.

赤坂憲雄(2000):海の精神史.小学館.

赤坂憲雄(2009): 東北学/忘れられた東北. 講談社.

秋月利幸(2014):千島列島をめぐる日本とロシア.北海道大学出版会.

浅野健二校注(1987):人国記・新人国記. 岩波書店.

安倍篤(1996):日本の都市は海から作られた。中央公論。

網野善彦他編(1993):海・川・山の生産と信仰. 吉川弘文館.

網野善彦(1996): 増補 無縁・公界・楽. 平凡社.

網野善彦 (2008): 日本とはなにか. 講談社.

アーレント,ハンナ著、志水速雄訳 (1994):人間の条件. 筑摩書房.

Arendt, Hannah (1958): The Human Condition. the University of Chicago Press.

アーレント,ハンナ著、阿部齊訳 (2005): 暗い時代の人々. 筑摩書房.

Arendt, Hannah (1968): MEN IN DARK TIMES. Harcourt.

アンダーソン著、白石さや他訳(1997): 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行. NTT 出版.

Anderson, Benedict (1991): IMAGINED COMMUNITIES: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism. Verso, London.

鮎澤信太郎 (1952): 幕末ロシア使節が将来した地図と日本への影響 (財団法人明治百年文化事業会編『明治文化試論』同会、所収)

荒野泰典(1998): 近世日本の漂流民送還体制とアジア(『近世日本とアジア』東京大学出版会所収)

有山輝男(2008):「中立新聞」の形成.世界思想社.

石母田正(1952):歴史と民族の発見.東京大学出版会.

石母田正(1953): 続歴史と民族の発見. 東京大学出版会.

池田晧訳(1989):環海異聞. 雄松堂.

伊豆川浅吉(1948):陸前捕鯨史の一齣.小野武夫博士還曆記念会編:日本農業経済史研究.日本 評論社.

伊藤康宏 (1992):地域漁業史の研究. 農山漁村文化協会.

井上ひさし(1981): 吉里吉里人. 新潮社.

岩手県田野畑村民俗資料館 (2012):桑原叢庵編「田毎録」の盛岡藩三閉伊一揆情報.

岩手県立博物館(1994):絵図に見る岩手. 岩手県立博物館、盛岡.

岩本由輝(1970): 近世漁村共同体の変遷過程. 塙書房.

岩本由輝(1983):もう一つの遠野物語. 刀水書房.

岩本由輝(2009): 東北開発 120年(増補版). 刀水書房.

岩本由輝編 (2013): 歴史としての東日本大震災. 刀水書房.

ウォーラースティン著、川北稔訳(1997): 史的システムとしての資本主義. 岩波書店.

Wallerstein, Immanuel (1995): *HISTORYCAL CAPITALISM WITH CAPITALIST CIVILIZATION*. Verso, London.

上田篤(1993):海辺の聖地―日本人と信仰空間―. 新潮社.

上田篤(1996):日本の都市は海からつくられた.中央公論新社.

宇佐見龍夫他編(2013): 日本被害地震総覧 599-2012. 東京大学出版会.

内田武志(1970): 菅江真澄の旅と日記. 未來社.

梅棹忠夫(1998): 文明の生態史観. 中央公論新社

梅棹忠夫(2008):地球時代の文明学. 京都通信社.

海野一隆(1999):地図に見る日本. 大修館書店.

岡田知弘 (2013): 災害から見た東北史、大門正克、岡田知弘他編: 生存の東北史. 大月書店.

大石直正、高良倉吉、高橋公明著(2009):周縁から見た中世日本.講談社.

大石直正、難波信雄編(2003): 平泉と奥州道中. 吉川弘文館.

大庭脩(2001):漂着船物語. 岩波書店.

尾﨑久美子(2010):「北方の政治的コンテクストからみた天保国絵図改訂事業」.『歴史地理』52-1

小田正弘(2013):北東北の天地ことば、風詠社、大阪.

柿崎京一(1978):近代漁業村落の研究. 御茶ノ水書房.

勝川俊雄(2012):漁業という日本の問題. NTT 出版.

勝俣鎮夫(1982):一揆. 岩波新書.

加藤榮一、黒田日出男(1988):東京大学史料編纂所報23、58.

金田禎之(2010):新編漁業法のここが知りたい.成山堂.

亀井高孝校訂(1990): 北槎聞略. 岩波書店.

川合彦充(2004):日本人漂流記. 文元社.

川勝平太(1997): 文明の海洋史観. 中央公論新社.

川島秀一(2012):津波のまちに生きて、冨山房インターナショナル、

河西英通(2001):東北一つくられた異郷. 中央公論新社.

河西英通(2007):続・東北-異境と原郷のあいだ、中央公論新社、

カーン著、浅野敏雄、久郷丈夫訳 (1992): 時間の文化史/空間の文化史―時間と空間の文化: 1880 -1918 上巻・下巻. 法政大学出版局.

Kern, Stephen (1983): THE CULTURE OF TIME AND SPACE. Harvard University Press,

Massachusetts.

気象研究所監修(1962):日本漂流漂着資料.地人書館.

北見俊夫(1986):日本海上交通史の研究. 法政大学出版局.

北原糸子(1988):磐梯山噴火. 吉川弘文館.

北原糸子(2014):津波災害と近代日本. 吉川弘文館.

木村玲欧(2014):戦争に隠された「震度7」. 吉川弘文館.

桑子敏雄(2013):生命と風景の哲学―空間の履歴から読み解く、岩波書店、

川島秀一(2003):漁撈伝承. 法政大学出版局.

木崎良平(1991):漂流民とロシア. 中央公論新社

木崎良平(1992): 光太夫とラクスマン. 刀水書房.

木崎良平(1997): 仙台漂民とレザノフ. 刀水書房.

鬼頭清明 (1987): 古代における山野河海の所有と支配. 網野善彦他編:日本の社会史第2巻境界と交通. 岩波書店.

国絵図研究会編(2005): 国絵図の世界. 柏書房.

クルーゼンシュテルン著、青地盈訳、高橋景保校訂(1979):奉使日本紀行. 叢文社.

佐々木利和他(2005):アイヌの道. 吉川弘文館.

三閉伊一揆を語る会編 (2007): 三閉伊一揆たのはた史跡・事跡探索ガイドブック. 田野畑村教育委員会.

庄司東助 (1983):日本の漁業問題 その歴史と構造.農山漁村文化協会.

鈴木健二(2015):戦争と新聞. 筑摩書房.

杉田敦(2000): 権力. 岩波書店.

ソルニット,レベッカ著、高月園子訳:災害ユートピア.亜紀書房.

Solnit, Rebecca (2009): A PARADISE BUILT IN HELL: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster, Frederick. Hill Bonnie.

高桑守史(1994):日本漁民社会論考. 未來社.

高田宏編(2003):対話「東北」論. 刀水書房.

高橋公明(2009):海域世界の交流と境界人(大石直正他編『日本の歴史 14 周縁から見た中世日本』講談社所収)

高橋富雄(1996): 古代語の東北学. 歴史春秋社、会津若松.

高橋美貴(1994):近世における「漁場」の構造と漁業社会—三陸地方を事例として—. 日本史研究 384、1-27

高橋美貴(1995):近世漁業社会史の研究. 清文堂.

瀧本壽史、名須川溢男(2004):三陸海岸と浜街道. 吉川弘文館.

谷川健一編(2000):日本の神々12東北・北海道. 白水社.

谷川健一(1986):白鳥伝説. 集英社.

千里真志保 (1956): 地名アイヌ語小辞典. 北海道出版企画センター、札幌.

坪内祐三編(2011): 明治二十九年の大津波/復刻『文芸倶楽部』臨時増刊「海嘯義捐小説」号. 毎日新聞社.

遠野市立遠野文化研究センター (2012): 明治 29 年『風俗画報』臨時増刊『大海嘯被害録』. 遠野文化研究センター、遠野.

トゥアン著、山本浩訳 (2009):空間の経験. 筑摩書店.

Tuan, Yi-Fu (1977): Space and Place. The University of Minnesota, Minnesota.

トゥアン著、阿部一訳(1997):コスモポリタンの空間-コスモスと炉端. せりか書房.

Tuan, Yi-Fu (1996): Cosmos and Hearth: A Cosmopolite's Viewpoint. the Regents of the University of Minnesota, Minneapolis.

中内敏夫(1988):軍国美談と教科書. 岩波書店.

中嶋繁雄(2003): 大名の日本地図. 文藝春秋社.

中野美代子(2015):日本海物語. 岩波書店.

成田龍一、保立道久編(2013):日本列島地震の2000年史.朝日新聞出版.

直木孝次郎他訳注(1986):続日本紀1. 平凡社.

錦仁(2011): なぜ和歌を詠むのか. 笠間書院.

西脇千瀬(2012): 幻の野蒜築港:明治初頭、東北開発の夢.藤原書房.

日本民間放送連盟・研究所(2012):ネット・モバイル時代の放送. 学文社.

二野瓶徳夫(1962):漁業構造の史的展開. 御茶ノ水書房.

丹羽邦男(1987):近世における山野河海の所有・支配と明治の変革. 網野善彦他編:日本の社会史2—境界領域と交通. 岩波書店.

丹羽美之、藤田真文(2013):メディアが震えた—テレビ・ラジオと東日本大震災、東京大学出版会.

橋村修(2009):漁場利用の社会史. 人文書院.

濱田武士(2013):漁業と震災. みすず書房.

春田直紀(1993): 水面領有の中世的展開—網場漁業の成立をめぐって—. 日本史研究 373、 1-29.

羽原又吉(1954):日本漁業経済史中巻二. 岩波書店.

羽原又吉(1957):日本近代漁業経済史 下. 岩波書店

バウマン,ジグムント著、澤田眞治、中井愛子訳(2001):グローバリゼーション:人間への影響. 法政大学出版局.

Bauman, Zygmunt (1998): *Globalization: The Human Consequences*. polity Press, Cambridge. ハーヴェイ, デービッド・著、吉原直樹訳 (1999): ポストモダニティの条件. 青木書店.

David Harvey (1990): The CONDITION of POSTMODERNITY. Blackwell, Oxford.

バージェス,ジャクリン、ゴールド,ジョン. R 編著、竹内啓一監訳(1992): メディア空間文化論. 古今書院.

Burgess, Jacquelin. Gold, John R. (1985): Geography, The Media & popular Culture. Croom Herm,

London.

フーコー, ミシェル著、渡辺守章訳 (1986): 知への意志. 新潮出版.

FOUCAULT, MICHEL (1976): LA VOLONTE DE SAVOIR, EDION GALLMARD.

ブラック, ジェレミー著、関口篤訳 (2001): 地図の政治学. 青土社.

Black, Jeremy (1997): MAPS AND POLITICS. Reaktion Books, London.

古川古松軒(1964): 東遊雑記. 平凡社.

堀一郎(1955): 我国民間信仰史の研究. 東京創元社.

マクルーハン著、森常治訳(1986):グーテンベルクの銀河系.みすず書房.

McLuhan, Marshall (1962): THE GUTENBERG GALAXY The Making of Typographic Man. University of Toronto Press.

マクルーハン著、栗原裕他訳(1987):メディア論―人間の拡張の諸相.みすず書房.

McLuhan, Marshall (1964): *UNDERSTANDING MEDIA* The Extensions of Man. McGraw-Hill Book Company, New York.

松尾晋一(2013): 江戸幕府と海防. 講談社.

牧野光琢(2013):日本漁業の制度分析.恒星社厚生閣.

三鬼清一郎 (1967): 水主役と漁業構造. 寶月圭吾先生還暦記念会編: 日本社会経済史研究. 吉川 弘文館.39-72.

宮城県牡鹿郡役所(1922): 牡鹿郡誌.

宮本正興、松田素二編(1997):新書アフリカ史.講談社.

村井章介(1988):アジアのなかの中世日本. 校倉書房.

村井章介(2006):境界をまたぐ人びと. 山川出版社.

森嘉兵衛(1974):南部藩百姓一揆の研究. 法政大学出版局.

森田喜久雄(2009):日本の古代王権と山野河海.吉川弘文館.

山口弥一郎(2011):津浪と村. 三弥井書房.

山﨑孝史(2010): 政治・空間・場所. ナカニシヤ出版.

山下重一編(1990):風俗画報·山下重民文集.青蛙房書房.

山下文男(2001):昭和東北大凶作. 無明舎出版.

山下文男(2011): 哀史三陸大津波. 河出書房新社.

山下裕介(2012):東北発の震災論. 筑摩書房.

山田健太(2013): 3.11 とメディア—新聞・テレビ・WEB はなにをどう伝えたか. トランスビュー

山田俊治(2002):大衆新聞がつくる明治の「日本」. NHK 出版.

山本松谷画、山本駿次郎解説(1998):明治東京名所図会.講談社.

山本武利(1981):近代日本の新聞読者層. 法政大学出版局.

山本理顕(2015): 権力の空間/空間の権力 個人と国家の〈あいだ〉を設計せよ. 講談社.

吉見俊哉 (2004):メディア文化論. 有斐閣.

吉村昭(2003):漂流記の魅力. 新潮社.

吉村昭(2004):三陸海岸大津波.新潮社.

米地文夫、今泉芳邦 (1994): 地名「三陸地方」の起源に関する地理学的ならびに社会学的問題. 岩手大学教育学部研究年報 54.

米山俊直、加藤秀俊(1963): 北上の文化-新・遠野物語. 社会思想社.

米山俊直(1989): 小盆地宇宙と日本文化. 岩波書店.

米山俊直(2007):「日本」とはなにか.人文書館.

ルフェーブル,アンリ著、斎藤日出治訳(2000):空間の生産.青木書店.

Lefebvre, Henri (1974): THE PRODUCTION OF SPACE. Blackwell.

レルフ著、高野岳彦、阿部隆、石山美也子訳(1999):場所の現象学:没場所性を越えて. 筑摩書房.

Relph, Edward (1976): PLACE AND PLACELESSNESS. Pion Limited, London.

Arendt, Hannah (1958): The Human Condition. the University of Chicago Press.

Cresswell, Tim (2015): Place an introduction. John Wiley & Sons.

Harvey, David (1990): The CONDITION of POSTMODERNITY. Blackwell, Oxford.

Lefebvre, Henri (1974): THE PRODUCTION OF SPACE. Blackwell.

Massey, Doreen (1997): "A global sense of place". in Reading Human Geography. ed. T. Barnes and D. Gregory, London, Arnold.pp.315-323.

Relph, Edward (1976): Place and Placelessness. Pion Limited, London.

Sack, R.D. (1986): Human Territoriality: Its Theory and History. Cambridge University Press.

Tuan, Yi-Fu (1977): Space and Place. The University of Minnesota, Minnesota.

【研究業績】

◆査読付き論文

「漁業権の形成と宮城県水産業復興特区政策:東日本大震災を契機とする漁民と公権力を めぐって」(『横浜市立大学国際文化紀要』21、2014)

「題材としての明治三陸大津波と「津波絵」という表象—風俗画報臨時増刊号『大海嘯被害録』の考察を通じて—」(『横浜市立大学国際文化紀要』22、2015)

◆その他の論文

「宮城県水産業復興特区政策がもたらす漁業コミュニティの分断について」(2014年3月 提出、横浜市立大学大学院提出の修士論文)

「近世三陸の海における領域と境界 (1)」(2015年3月16日、横浜市立大学『論叢』66-2 松本郁代准教授と共同執筆)

「近世三陸の海における領域と境界(2)」(2015年3月31日、横浜市立大学『論叢』66-3 松本郁代准教授と共同執筆)

「近世三陸の海における領域と境界(3)」(2016年2月発行予定、横浜市立大学『論叢』 松本郁代准教授と共同執筆)

◆学会発表

「宮城県水産業復興特区政策がもたらす漁業コミュニティの分断について」(2014年3月 26日に国士舘大学で開催の日本地理学会春季学術大会にて修士論文の一部を発表)

「津波被害録の表象にみる「公平」「中立」」(2015年7月5日に奈良女子大学で開催の日本文学協会第35回研究発表大会にて発表)

◆その他

東日本大震災の被災地に係るフィールドワークをもとにした報告を 2011 年から 2015 年 にかけて以下の雑誌に掲載した。

「三陸彷徨 魂との出会いを求めて」連載第1回-第27回(『調査情報』502-528、TBS

テレビ、2011-2016) (現在も継続中)

「三陸現地報告「復興いまだ進まず」」(『月刊文藝春秋』4月号、文藝春秋社、2012. pp.328-335)

「『伝え続ける』放送の責任を自覚」(『新聞研究』2011.8、日本新聞協. pp.26-28)

「『JNN 三陸臨時支局』からの報告」(『Journalism』 257、朝日新聞社、2011.10. pp.22-25)

Territorial Organization and Representation in Sanriku: Historicity and Political Power Ryuzaki Takashi

The Tohoku region of Japan, which includes the Sanriku area badly affected by the 2011 Great East Japan Earthquake and tsunami, has been regarded throughout history as a "remote area." Although it was at a considerable distance from the Kinai and Kamakura and Edo regions, which were bases of power, geography is not the only reason for this. In ancient times it was known as the place where the Emishi lived, a clan that rebelled against the court. In the modern period Boshin War it was ruled by the enemy of the imperial house, Ōuetsu Reppan dōmei. A "remote region" is one that is not submissive to the rule of the period. It is a representation that accompanies authority and is based on historically-based territorial concepts.

Even in the remote region of Tohoku along the Pacific Ocean Coast, Sanriku, the area most inconvenient to land transport, has been affected many times throughout history by tsunamis. The oldest record of tsunami damage is dated 869 (Jōgan 11) and is found in *Nihon Sandai Jitsuroku*. In more recent times, Sanriku suffered great damage in 1896 (Meiji 29) and 1933 (Shōwa 8). In the 2011 tsunami, over twenty thousand human lives were lost. The nature of the damage was recorded in a variety of media. Most of that media was aimed at the people living in unaffected areas. That is to say, the consciousness of "remote region" was re-awakened in the minds of people living outside the damaged area through the images of the situation wrought by the tsunami in Sanriku. In other words, the media producing this material was used as apparatus for the maintenance of political authority.

In this dissertation, based on this understanding, I analyze images of Sanriku that survive in historical media, consider how they convey intents regarding authority, and attempt to clarify what kind of intent that was. I examine two examples of mass media in the modern period and the present-day. In their time the first graphic magazines in Japan and the television - the use of which became widespread after the end of the Second World War in Japan - were at the cutting-edge of media. The reason I choose to focus on these is it is thought that they exerted a considerable influence on their mass consumers, and as a member of the television industry, I have myself been involved in the broadcasting of the news about disaster. Therefore, I consider it necessary to investigate the choices made regarding television broadcast material and the motivations behind the representations created.

In this dissertation I divide this investigation into three parts. In the first section I

address mainly Edo period descriptions. Here I try to re-evaluate Sanriku's conceptualization as a "remote region," which connects it to the representation of political power, from the viewpoint of the sea. To do so, I analyze the descriptions of the inhabitants of the region who were swept away. In the second section, the materials I use are the Meiji period graphic magazine *Daikaishōhigairoku* and the television broadcasts about the 2011 Great East Japan Earthquake. In my analysis of *Daikaishōhigairoku*, I examine, along with the significance of the recorded "heartwarming stories" of the disaster victims, the project of the formation of a nation-state by the Meiji government.

Next, through an analysis of television media, I discuss the representation of the area damaged by the tsunami as a "disaster area;" the representation of the damage as a "disaster;" the promotion of the integration of public awareness in the non-affected areas; and the aim and workings of the attempts to legitimize the government policies concerning recovery efforts. In the third section I address the way that recovery policies related to the Great East Japan Earthquake were represented by the government, and look into the intentions behind the representations. By examining these policies, I reveal the intentions of the political powers to bring about a reform of the fishing industry within the system of global capitalism shared by present-day Japan.

謝辞

博士学位請求論文の作成にあたっては、主指導教員の松本郁代准教授の、昼夜を違わぬ 指導によるところが大である。筆者に欠けていた歴史的な視座からの捉え直しができたの はひとえに松本先生の指導による。ここに感謝を申し述べたい。

副指導教員の山田俊治教授には、叙述の中に潜んだ意図をどう読み解くかという、表象分析の視点から、筆者を鍛えていただいた。なにより木村琢郎教授は、三陸から戻った筆者を最初に導き、幅広い視野で研究に臨むという、もっとも基本的な姿勢をご教授いただくとともに、地理学的視座のおもしろさを教えていただいた。ここに感謝を申し述べる。

筆者がこの論文を作成するにあたり、2011年4月から1年間にわたって滞在した津波被害地の方々の協力なくしてはあり得ない。報道関係者というやっかいな人間を受け入れ、時には叱り、時には忌憚なく語り明かした気仙沼や陸前高田、そのほかの津波被害地の人々には、感謝の言葉を言い尽くせない。引き続き津波被害地の皆さんとともに、同じ空間を分かち合いながら研究を進めていくことで、さらなる恩返しとしたい。